

資 料

資 料 目 次

1. 特別防災区域の範囲	164
(1) 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（抜すい）	164
(2) 石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（抜すい）	164
2. 宮城県石油コンビナート等防災本部員及び幹事機関別役職簿	166
3. 防災関係機関一覧	167
4. 石油コンビナート等防災本部条例等	173
宮城県石油コンビナート等防災本部条例	173
宮城県石油コンビナート等防災本部条例の施行期日を定める規則	173
宮城県石油コンビナート等防災本部規程	174
宮城県石油コンビナート等防災本部事務処理要領	175
第2種事業所の指定について	175
5. 災害応急対策組織の状況	179
仙台河川国道事務所災害対策支部組織表	179
塩釜港湾・空港整備事務所災害対策支部体制	180
ENEOS(株)仙台製油所非常事態対策組織図	181
新仙台火力発電所防災体制各班構成および任務	182
カメイ物流サービス(株)自衛消防隊組織	183
6. 防衛計画等	184
(1) 仙台塩釜港大量流出油防除計画（宮城海上保安部）	184
(2) 石油コンビナート等特別防災区域警防計画（仙台市消防局）	197
(3) 石油コンビナート等特別防災区域警防計画（塩釜地区消防事務組合）	211
7. 相互応援の現況	221
(1) 相互応援体制一覧	221
(2) 協定書等	223
消防相互応援協定書	223
広域消防相互応援協定書	225
消防相互応援協定書	227
宮城県広域消防相互応援協定書	229
宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定	232
宮城海上保安部と塩釜地区消防事務組合消防本部との業務協定	234
塩釜港タンカー事故等対策推進本部設置要綱	236
塩釜港タンカー事故等対策推進本部設置構成機関名	238
宮城県高圧ガス地域防災協議会規約	239
高圧ガス防災活動実施要領	243
海水油濁処理協力機構仙台支部運営要領	244
海水油濁処理協力機構支部規程	246
石油貯蔵施設等消防援助協約	248
石油貯蔵施設等消防援助規定	249

宮城県沿岸排出油等防除協議会会則	250
全国石油工場災害相互援助規程	253
相互援助基準	256
仙台地区共同防災組織に関する協定書	258
仙台地区共同防災規程	264
塩釜地区特別防災区域協議会会則	273
塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域共同防災規程	277
塩釜石油基地災害防止に関する協定書	286
災害相互応援協定書	290
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	292
8. 石油等の貯蔵，取扱及び処理量の状況	296
(1) 許可数量等	296
(2) 施設設備等	298
9. 防災資機材等の状況	308
(1) 特定防災施設等	308
(2) その他の防災設備及び資機材	312
(3) 資機材調達一覧	314
10. 県及び市町村が整備すべき泡消火薬剤の備蓄量の基準	316
11. 過去の主な災害事故事例	318
12. 特定事業所の配置図	342
(付 記)	
宮城県石油コンビナート等防災計画の修正経緯	354

1. 特別防災区域の範囲

(1) 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（抜すい）

昭和 51 年 7 月 9 日
政 令 第 1 9 2 号
昭和 54 年 9 月 26 日
政 令 第 2 6 4 号

(1) 塩釜地区（S62. 3. 27 改正）

宮城県塩竈市貞山通一丁目から貞山通三丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 仙台地区（H2. 7. 3 改正）

イ 宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山，字正監，字上ノ流，字深川，字道前，字船戸，字沼前，字北ノ切，字辨天及び字砂場区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 宮城県多賀城市大代一丁目，大代六丁目及び栄二丁目から栄四丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

ハ 宮城県仙台市宮城野区港一丁目，港二丁目及び港五丁目の区域，同区港四丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（抜すい）

昭和 51 年 7 月 14 日
通商産業省 告示第 1 号
自治省
昭和 54 年 9 月 26 日改正
昭和 59 年 4 月 10 日改正
昭和 62 年 3 月 27 日改正
平成 2 年 7 月 3 日改正
平成 29 年 12 月 15 日改正
平成 30 年 8 月 31 日改正

(1) 塩釜地区

宮城県塩竈市貞山通一丁目 45 番地の 10，45 番地の 20 及び 45 番地の 23 から 45 番地の 25 まで，貞山通二丁目 24 番地，25 番地，26 番地の 11，26 番地の 12，45 番地の 2，45 番地の 4，45 番地の 10 から 45 番地の 20 まで及び 57 番地の 24 から 57 番地の 34 まで並びに貞山通三丁目 1 番地の 1，1 番地の 4，1 番地の 6 から 1 番地の 13 まで，1 番地の 22，1 番地の 23，9 番地の 6，27 番地，28 番地，29 番地の 2，29 番地の 3，29 番地の 5，29 番地の 7 から 29 番地の 14 まで，29 番地の 16 から 29 番地の 22 まで，29 番地の 25 から 29 番地の 28 まで，29 番地の 31，29 番地の 36，29 番地の 43 から 29 番地の 46 まで，29 番地の 48，29 番地の 49，45 番地の 5，45 番地の 6，45 番地の 16，45 番地の 18，58 番地の 1，59 番地の 1，59 番地の 2，59 番地の 4，59 番地の 7，69 番地の 2，69 番地の 3，69 番地の 6 から 69 番地の 13 まで及び 69 番地の 15 から 69 番地の 21 までの区域

(2) 仙台地区

- イ 宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山 46 番地の 2, 64 番地の 2 及び 105 番地, 字正監 6 番地の 2, 11 番地の 1, 115 番地の 2 及び 117 番地, 字上ノ流 1 番地の 1, 22 番地の 1 及び 24 番地, 字深川 1 番地の 1 及び 2 番地の 1, 字道前 4 番地の 1, 字船戸 3 番地の 1, 3 番地の 2, 4 番地の 1, 5 番地の 1, 6 番地の 1, 9 番地, 10 番地の 1, 10 番地の 2, 11 番地の 1 及び 12 番地の 2, 字沼前 9 番地の 1 及び 9 番地の 3, 字北へ切 1 番地の 1, 31 番地の 2 及び 59 番地, 字辨天 2 番地, 5 番地, 6 番地, 30 番地の 13, 40 番地の 9, 46 番地の 2, 46 番地の 4, 46 番地の 8, 46 番地の 9, 47 番地の 1, 47 番地の 2, 48 番地, 49 番地の 1, 49 番地の 2, 50 番地, 51 番地の 5, 52 番地, 55 番地から 57 番地まで, 64 番地, 65 番地の 1 から 65 番地の 5 まで, 66 番地, 67 番地の 1, 67 番地の 2, 70 番地の 1, 71 番地, 72 番地の 1, 73 番地の 1, 74 番地の 1, 76 番地の 3, 78 番地の 2, 79 番地, 81 番地の 3, 82 番地の 1 及び 82 番地の 2 並びに字砂場 8 番地の 1, 8 番地の 3 から 8 番地の 6 まで, 8 番地の 8, 8 番地の 13 から 8 番地の 16 まで, 8 番地の 21, 8 番地の 22, 8 番地の 24 及び 11 番地の区域
- ロ 宮城県多賀城市大代一丁目 321 番地の 1, 335 番地の 4, 343 番地の 2, 345 番地の 1, 345 番地の 4 及び 345 番地の 5, 大代六丁目 124 番地の 2 及び 125 番地の 4, 栄二丁目 111 番地, 119 番地, 151 番地, 159 番地及び 225 番地, 栄三丁目 90 番地の 1 及び 157 番地の 2 並びに栄四丁目 65 番地の 2 から 65 番地の 6 まで, 75 番地の 3, 80 番地の 1, 81 番地の 1, 82 番地の 1, 83 番地の 1, 89 番地から 91 番地まで, 101 番地の 1, 102 番地の 11 から 102 番地の 13 まで, 103 番地の 2, 105 番地の 2, 125 番地, 166 番地の 3 から 166 番地の 5 まで, 322 番地の 2, 334 番地の 1, 341 番地の 1, 428 番地の 2, 430 番地の 2, 436 番地の 2, 450 番地の 1, 455 番地の 1, 461 番地の 2, 483 番地の 3 から 483 番地の 6 まで, 484 番地の 2, 487 番地の 2, 488 番地の 2, 489 番地の 3, 489 番地の 4, 494 番地の 2, 496 番地の 2, 501 番地の 1, 509 番地の 2, 519 番地の 2, 527 番地の 2, 537 番地の 1, 547 番地の 2, 697 番地, 669 番地, 704 番地, 709 番地, 710 番地, 712 番地, 715 番地, 716 番地, 718 番地及び 842 番地の 3 の区域
- ハ 宮城県仙台市宮城野区港四丁目 12 番地の 1 から 12 番地の 9 まで, 13 番地, 14 番地, 20 番地, 24 番地, 101 番地, 109 番地の 2, 110 番地, 111 番地の 2, 123 番地の 2, 146 番地の 1, 155 番地の 1, 155 番地の 7, 155 番地の 8, 155 番地の 10, 155 番地の 11, 172 番地の 2, 174 番地の 2, 174 番地の 3, 179 番地の 2, 180 番地の 2, 189 番地の 2, 190 番地の 2, 191 番地の 2, 206 番地の 2, 207 番地の 2, 208 番地の 2, 209 番地の 2, 228 番地の 2, 230 番地の 2, 231 番地の 3, 240 番地の 1, 241 番地の 2, 242 番地の 2, 244 番地の 2, 246 番地の 9 及び 248 番地の 4 の区域

2. 宮城県石油コンビナート等防災本部員及び幹事機関別役職簿

(令和6年4月現在)

機 関 名	本 部 長	
宮 城 県	知 事	
機 関 名	本 部 員	幹 事
東 北 管 区 警 察 局	総 務 監 察 ・ 広 域 調 整 部 長	総 務 監 察 ・ 広 域 調 整 部 官
宮 城 労 働 局	労 働 基 準 部 長	健 康 安 全 課 長
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 東 北 支 部	支 部 長	保 安 課 長
東 北 地 方 整 備 局	仙 台 河 川 国 道 事 務 所 長	仙 台 河 川 国 道 事 務 所 官
東 北 地 方 整 備 局	塩 釜 港 湾 ・ 空 港 整 備 事 務 所 長	塩 釜 港 湾 ・ 空 港 整 備 事 務 所 保 全 課 長
宮 城 海 上 保 安 部	部 長	警 備 救 難 課 長
陸上自衛隊第22即応機動連隊	連 隊 長	第 3 科 長
宮 城 県 警 察 本 部	本 部 長	警 備 部 警 備 課 災 害 対 策 室 長
宮 城 県	副 知 事	
	副 知 事	
	公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 副 局 長 兼 公 営 事 業 課 長
	総 務 部 長	総 務 部 副 部 長
	復 興 ・ 危 機 管 理 部 長	危 機 管 理 監 兼 副 部 長
	企 画 部 長	企 画 部 副 部 長
	環 境 生 活 部 長	環 境 生 活 部 副 部 長
	保 健 福 祉 部 長	保 健 福 祉 部 副 部 長
	経 済 商 工 観 光 部 長	経 済 商 工 観 光 部 副 部 長
	農 政 部 長	農 政 部 副 部 長
	水 産 林 政 部 長	水 産 林 政 部 理 事 兼 副 部 長
	土 木 部 長	土 木 部 副 部 長 理 事 兼
		総 務 部 広 報 課 長
		復 興 ・ 危 機 管 理 部 復 興 危 機 管 理 総 務 課 長
		復 興 ・ 危 機 管 理 部 防 災 推 進 課 長
		復 興 ・ 危 機 管 理 部 消 防 課 長
		土 木 部 河 川 課 長
		土 木 部 港 湾 課 長
仙 台 市	市 長	危 機 管 理 局 危 機 管 理 部 長
塩 竈 市	市 長	市 民 総 務 部 市 民 安 全 課 長
多 賀 城 市	市 長	総 務 部 副 理 事 兼 交 通 防 災 課 長
七 ヶ 浜 町	町 長	防 災 対 策 室 長
松 島 町	町 長	総 務 課 危 機 管 理 監
利 府 町	町 長	危 機 対 策 課 長
仙 台 市 消 防 局	局 長	警 防 部 長
塩 釜 地 区 消 防 事 務 組 合	消 防 長	警 防 課 長
仙 台 地 区 共 同 防 災 運 営 協 議 会	会 長	事 務 局 長
塩 釜 地 区 特 別 防 災 区 域 協 議 会	会 長	事 務 局 長
国 土 交 通 省 東 北 運 輸 局	局 長	総 務 部 安 全 防 災 ・ 危 機 管 理 調 整 官
仙 台 管 区 気 象 台	台 長	総 務 部 業 務 課 長
東 北 経 済 産 業 局	資 源 エ ネ ル ギ 一 環 境 部 長	資 源 エ ネ ル ギ 一 環 境 部 長

3. 防災関係機関一覧

○ 地方行政機関

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 (時間外)	郵便番号
東 北 管 区 警 察 局	広 域 調 整 第 二 課	仙台市青葉区本町三丁目 3-1 仙台合同庁舎	221-7181 内 5521 (内 2071)	980-8408
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 東 北 支 部	保 安 課	仙台市青葉区本町三丁目 2-23 仙台第二合同庁舎	221-4956 (保安課長携帯： 080-5471-7210)	980-0014
塩釜港湾・空港整備事務所	保 全 課	多賀城市明月一丁目 4-6	361-6231 (〃)	985-0843
第二管区海上保安本部	環 境 防 災 課	塩竈市貞山通三丁目 4-1 塩釜港湾合同庁舎	363-0111 内 3311~3317 (365-4999)	985-8507
宮 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	塩竈市貞山通三丁目 4-1 塩釜港湾合同庁舎	363-0114 内 3773 (363-0114)	985-0011
宮 城 労 働 局	健 康 安 全 課	仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第四合同庁舎	299-8839 (207-3793)	983-8585
東 北 地 方 整 備 局	防 災 室	仙台市青葉区本町三丁目 3-1 仙台合同庁舎 B 棟	225-2171 内 2167 (〃)	980-8602
仙 台 河 川 国 道 事 務 所	計 画 課	仙台市太白区あすと長町四丁目 1-60	248-4131 内 262 (248-4131)	982-8566
〃	仙 台 東 国 道 維 持 出 張 所	仙台市太白区郡山字源兵衛東 63	246-4151 (248-4131)	982-0003
東 北 運 輸 局	総 務 部 安 全 防 災 ・ 危 機 管 理 調 整 官	仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第四合同庁舎	299-8851 (090-7066-7648)	983-8537
仙 台 管 区 気 象 台	予 報 課 (気 象 関 係)	仙台市宮城野区五輪一丁目 3-15 仙台第三合同庁舎	297-8103 (〃)	983-0842
〃	地 震 火 山 課 時間外：地域火山監視・警報センター (地 震 津 波 関 係)	〃	297-8171 (297-8164)	983-0842
〃	業 務 課	〃	297-8143 (〃)	983-0842
仙 台 空 港 事 務 所	総 務 課	名取市下増田字南原	383-1211 (383-4575)	989-2401
東 北 経 済 産 業 局	資 源 エ ネ ル ギ ー 環 境 課	仙台市青葉区本町三丁目 3-1 仙台合同庁舎 B 棟	221-4927	980-8403

○ 陸上自衛隊

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 (時間外)	郵便番号
陸 上 自 衛 隊 第 2 2 即 応 機 動 連 隊	第 3 科	多賀城市丸山二丁目 1-1	365-2121 内 235~237 (〃 内 259)	985-0834
〃	第 3 科	大和町吉岡字西原 21-9	345-2191 内 233 (〃 内 202)	981-3621
東 北 方 面 航 空 隊	第 3 科	仙台市若林区霞目一丁目 1-1	286-3101 内 266 (〃 内 208)	984-0035
第 2 施 設 団	第 3 科	柴田町船岡字大沼端 1-1	02245-5-2301 内 230 (〃 内 202)	989-1666

○ 公共機関

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 (時間外)	郵便番号
東日本旅客鉄道株式会社 東 北 本 部	総務部安全企画室	仙台市青葉区五橋一丁目 1-1	211-0906 (264-7391)	980-8580
東日本電信電話株式会社 宮 城 事 業 部	災 害 対 策 室	仙台市若林区五橋三丁目 2-1	269-2248 (080-1805-8967)	980-8519
日本赤十字社宮城県支部	事 業 推 進 課	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 仙台合同庁舎	271-2253 (090-1494-5571)	981-0914
日本放送協会仙台放送局	放 送 部	仙台市青葉区錦町一丁目 11-1	211-1025 (〃)	980-8435
東 北 放 送 株 式 会 社	報 道 部	仙台市太白区八木山香澄町 26-1	229-1111 (〃)	982-0831
株 式 会 社 仙 台 放 送	報 道 部	仙台市青葉区上杉五丁目 8-33	267-1231 (〃)	980-0011
株式会社宮城テレビ放送	報 道 部	仙台市宮城野区日の出町 一丁目 5-33	236-3429 (〃)	983-8611
株 式 会 社 東 日 本 放 送	報 道 部	仙台市太白区あすと長町 1-3-15	304-5005 (〃)	981-8511
株 式 会 社 エ フ エ ム 仙 台	放 送 部	仙台市青葉区本町二丁目 10-28	265-7714 (〃)	980-8420
日本通運株式会社仙台支店	総 務 課	仙台市宮城野区榴ヶ岡四丁目 2-3	762-8122 (762-8124)	983-0852
東北電力株式会社宮城支店	企 画 管 理 部 内 (企 画 ・ 総 務)	仙台市青葉区中央四丁目 6-1	225-2150 (090-8258-5049)	980-6005
東日本高速道路株式会社 東 北 支 社	保 全 企 画 課	仙台市青葉区中央三丁目 2-1 青葉通プラザ 4 階	217-1834 (226-0624)	980-0021
	仙 台 管 理 事 務 所	仙台市青葉区郷六字庄子 39-1	236-0622	981-0953
	(時 間 外) 交 通 管 制 室	仙台市青葉区郷六字庄子 39-1	226-0624	981-0953
宮 城 県 道 路 公 社	営 業 管 理 課 (仙台松島道路管理 事務所「24 時間体制」 仙台南部道路)	仙台市青葉区上杉一丁目 1-20	263-0566 (353-3957) 308-5485	980-0011

○ 宮城県警察本部

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 (時間外)	郵便番号
宮 城 県 警 察 本 部	警 備 課	仙台市青葉区本町三丁目 8-1	221-7171 内 5732, 5733 (4444)	980-8410
〃	地 域 課	〃	221-7171 内 3593 (4444)	980-8410
〃	交 通 規 制 課	〃	221-7171 内 5172, 5173 (4444)	980-8410
〃	生 活 環 境 課	〃	221-7171 内 3372 (4444)	980-8410
仙 台 東 警 察 署	警 備 課	仙台市宮城野区南目館 21-1	231-7171 内 471, 461 (225, 226)	983-0041
〃	仙 台 港 交 番	仙台市宮城野区中野五丁目 6-18	258-3293 (〃)	983-0013
塩 釜 警 察 署	警 備 課	塩竈市北浜四丁目 6-41	362-4141 内 471, 461 (225, 226)	985-0003
〃	多 賀 城 交 番	多賀城市鶴ヶ谷一丁目 5-1	362-1934 (〃)	985-0841
〃				
〃	七 ヶ 浜 交 番	七ヶ浜町湊浜一丁目 2-6	357-2216 (〃)	985-0813
	尾 島 町 交 番	塩竈市港町二丁目 9-7	362-7528 (〃)	985-0016

○ 宮城県

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 (時間外)	郵便番号
宮 城 県 復 興 ・ 危 機 管 理 部	消 防 課	仙台市青葉区本町三丁目 8-1	211-2374 (211-2410)	980-8570
〃 企 画 部	企 画 総 務 課	〃	211-2414	980-8570
〃 〃	総 合 交 通 対 策 課	〃	211-2436	980-8570
〃 環 境 生 活 部	環 境 対 策 課	〃	211-2665 ～2666	980-8570
〃 保 健 福 祉 部	医 療 政 策 課	〃	211-2620 ～2622	980-8570
〃 〃	薬 務 課	〃	211-2650 ～2653	980-8570
〃 経 済 商 工 観 光 部	経 済 商 工 観 光 総 務 課	〃	211-2711	980-8570
〃 農 政 部	農 業 政 策 室	〃	211-2892	980-8570
〃 水 産 林 政 部	水 産 林 業 政 策 室	〃	211-2496	980-8570
〃 〃	水 産 業 振 興 課	〃	211-2934	980-8570
〃 〃	水 産 業 基 盤 整 備 課	〃	211-2941	980-8570
〃 土 木 部	港 湾 課	〃	211-3212	980-8570
〃 〃	河 川 課	〃	211-3171 ～3174	980-8570

宮 城 県	〃	道 路 課	〃	211－3153 ～3154	980-8570
〃	企 業 局	公 営 事 業 課	〃	211－3413 ～3415	980-8570
宮 城 県	仙 台 地 方 振 興 事 務 所	仙 台 市 青 葉 区 堤 通 雨 宮 町 4－17		275－9114	981-8505
〃	仙 台 地 方 振 興 事 務 所 水 産 漁 港 部	塩 竈 市 新 浜 町 一 丁 目 9－1		365－0191 (〃)	985-0001
〃	仙 台 保 健 福 祉 事 務 所 塩 釜 総 合 支 所	塩 竈 市 北 浜 四 丁 目 8－15		363－5510 (〃)	995-0003
〃	仙 台 塩 釜 港 湾 事 務 所	仙 台 市 宮 城 野 区 港 三 丁 目 1－3		254－3131 (〃)	983-0001
〃	仙 台 土 木 事 務 所	仙 台 市 宮 城 野 区 幸 町 四 丁 目 1－2		297－4143 (〃)	983-0836

○ 市 町 村

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 (時間外)	郵便番号
仙 台 市	危 機 管 理 局 危 機 管 理 部 危 機 対 策 課	仙 台 市 青 葉 区 国 分 町 三 丁 目 7－1	214-3049 (234-1111(消防局))	980-8671
〃 消 防 局	警 防 部 警 防 課	仙 台 市 青 葉 区 堤 通 雨 宮 町 2－15	234－1111 内 2322 (〃)	981-0914
〃	宮 城 野 消 防 署	仙 台 市 宮 城 野 区 苦 竹 三 丁 目 6－1	284－9211 (〃)	983-0036
〃	宮 城 野 消 防 署 高 砂 分 署	仙 台 市 宮 城 野 区 高 砂 一 丁 目 30－15	258－0900 (〃)	983-0014
〃 建 設 局	道 路 管 理 課	仙 台 市 青 葉 区 国 分 町 三 丁 目 7－1	214－8381	980-8671
〃 ガ ス 局	総 務 課	仙 台 市 宮 城 野 区 幸 町 五 丁 目 13－1	256－2111 (〃)	983-0836
〃 宮 城 野 区 役 所	保 健 福 祉 セ ン タ ー	仙 台 市 宮 城 野 区 五 輪 二 丁 目 12－35	291－2111 (〃)	983-8601
塩 竈 市	市 民 安 全 課	塩 竈 市 旭 町 1－1	364－1111 内 245 (〃)	985-8501
多 賀 城 市	危 機 管 理 課	多 賀 城 市 中 央 二 丁 目 1－1	368－2079 (〃)	985-8531
七 ヶ 浜 町	防 災 対 策 室	七 ヶ 浜 町 東 宮 浜 字 丑 谷 辺 5－1	357－2111 内 317・318 (〃)	985-8577
松 島 町	総 務 課	松 島 町 高 城 字 埴 命 院 下 一 19-1	354－5782 (〃)	981-0215
利 府 町	危 機 対 策 課	利 府 町 利 府 字 新 並 松 4 番 地	767－2111 (〃)	981-0112

塩釜地区消防事務組合	警 防 課	塩竈市尾島町 17-22	361-0119 (〃)	985-0021
〃	塩 釜 消 防 署	〃	361-0119 (〃)	985-0021
〃	組 合 倉 庫	塩竈市貞山通二丁目 1-1		985-0011
〃	多 賀 城 消 防 署	多賀城市八幡字一本柳 117 番地の 17	355-9704 (〃)	985-0874
〃	七ヶ浜町消防署	七ヶ浜町汐見台七丁目 5-322	357-4349 (〃)	985-0821

○ その他の機関

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 (時間外)	郵便番号
宮城県漁業協同組合 塩釜総合支所		塩竈市新浜町三丁目 6-27	363-1241 ()	985-0001
宮城県漁業協同組合 七ヶ浜支所		七ヶ浜町花刈浜字館下 75-11	349-6222 ()	985-0803
宮城県漁業協同組合 仙 台 支 所		仙台市宮城野区中野五丁目 9-5	388-9677 ()	983-0013
宮城県漁業協同組合 塩釜市第一支所		塩竈市新浜町三丁目 6-27	365-0181 ()	985-0003
宮城県漁業協同組合 塩釜市浦戸支所		〃 浦戸桂島字庵寺 30-3	369-2211 ()	985-0192
宮城県漁業協同組合 塩釜市浦戸東部支所		〃 浦戸寒風沢字湊 136-1	369-2111 ()	985-0194
宮城県漁業協同組合 松 島 支 所		松島町高城字浜 38-5	354-2511 ()	981-0215
宮城県漁業協同組合 仙 南 支 所		亘理町荒浜字築港通り 6-22	0223-35-2111 ()	989-2311
塩釜市漁業協同組合		塩竈市新浜町三丁目 30-17	363-0137 ()	985-0001
仙 台 臨 海 鉄 道 (株)	総 務 部	仙台市宮城野区港四丁目 11-2	258-5211 ()	983-0001
海上災害防止センター 仙 台 基 地 宮城マリンサービス(株)		塩竈市貞山通一丁目 8-35	364-2301 ～3 ()	985-0011
〃 青 葉 丸		〃	090-3023-2143 ()	
宮 城 高 圧 ガ ス 地 域 防 災 協 議 会	同 左 事 務 局	仙台市青葉区本町三丁目 5-22 管工事会館 宮城県エルピーガス協会内	262-0321 ()	980-0014
塩釜地区特別防災 区 域 協 議 会	同 左 事 務 局	塩竈市貞山通三丁目 13-5	367-4181 ()	985-0011
仙 台 地 区 共 同 防 災 運 営 協 議 会	同 左 事 務 局	仙台市宮城野区港五丁目 1-1 ENEOS(株)仙台製油所	363-1110 (363-1119)	985-0901

塩釜港船舶給水(株)		塩竈市港町一丁目 4-63	362-0212 (〃)	985-0016
宮城県港湾建設協会	同 左 事 務 局	仙台市青葉区二日町二丁目 16-20 五洋建設(株)東北支店内	261-1231 (〃)	980-0802

4. 石油コンビナート等防災本部条例等

宮城県石油コンビナート等防災本部条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第9項の規定に基づき、宮城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員及び専門員)

第2条 法第28条第5項第4号及び第9号に規定する本部員の定数は、25人以内とする。

2 法第28条第5項第9号の規定により任命される本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項に規定する本部員は、再任されることができる。

4 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第3条 防災本部に、幹事を置く。

2 幹事は、本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部 会)

第4条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもつてこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

「次のよう」は省略

宮城県石油コンビナート等防災本部条例の施行期日を定める規則

石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年宮城県条例第47号)附則第一項の規定に基づき同条例の施行期日は、昭和51年7月14日とする。

宮城県石油コンビナート等防災本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年宮城県条例第47号）第5条の規定に基づき、宮城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災本部の招集)

第2条 防災本部の招集は、本部長が会議開催の5日前までに、日時、場所及び審議事項を示して、本部員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合は期間を短縮することができる。

2 本部員は、病気その他の理由により出席できないときは本部長に届けなければならない。

(議事録)

第3条 防災本部の会議に関する事項は、議事録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席本部員及び欠席本部員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 議事録の概要
- (5) 諸報告の概要
- (6) その他必要と認める事項

(部 会)

第4条 防災本部に置く部会の名称、数及び構成については、本部長が防災本部に諮って定める。

2 部会長は、調査審議のため必要があるときは、本部長の承認を得て、部会に属さない本部員の出席を求めることができる。

3 前2条の規定は、部会の会議について準用する。

(幹事会議)

第5条 本部長は、防災本部の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

2 部会長は、部会の運営について必要があるときは、当該部会を構成する本部員の所属する機関等から任命された幹事の会議を開催することができる。

3 第2条及び第3条の規定は前2項の会議について準用する。

(専決処分)

第6条 本部長は、防災本部の属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項第4号で規定する関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行なうこと。
- (2) 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関して必要な指示を行うこと。
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第21条で規定する関係行政機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 部会に付議することが適当と認められる事案について、関係部会に付議すること。
- (5) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (6) その他軽易な事項に関すること。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、防災本部に報告しなければならない。

(異動の報告)

第7条 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第5項第4号に定める者以外の本部員及び幹事に異動が生じた場合は、速やかに本部長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和 51 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、一部改正の日（平成 13 年 3 月 22 日）から施行する。

宮城県石油コンビナート等防災本部事務処理要領

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、宮城県石油コンビナート等防災本部規程（昭和 51 年宮 8 月 28 日施行）第 8 条の規定に基づき、宮城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（防災本部の庶務）

第 2 条 防災本部の庶務は、宮城県総務部消防課（以下「消防課」という。）において処理する。

（議事事項の送付）

第 3 条 本部員は、防災本部に審議を求める事項が生じたときは、関係書類を添えて消防課に送付するものとする。

（部会の審議）

第 4 条 本部長は、防災本部で審議すべき事案として決定されたもののうちから、あらかじめ部会で調査審議を要すると判断したものについて、それぞれ関係部会長に部会を開催する旨の指示をするものとする。

2 部会長は、前項の指示を受けたときは、速やかに部会を開催し審議を行なうものとする。

3 部会長は、審議が終了したときは、速やかに報告書を作成し、議事録を添えて本部長に提出するものとする。

（その他）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、防災本部の事務処理について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 種事業所の指定について

宮城県石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 5 号に規定する第 2 種事業所に、下記事業所が、昭和 51 年 9 月 29 日に指定された。

仙 台 地 区

トーア・スチール(株)仙台製造所

東北スチール(株)

(株)仙台サンソセンター

仙台市ガス局港工場

東邦アセチレン(株)仙台事業所

塩 釜 地 区

富士興産(株)塩釜油槽所

品川燃料(株)塩釜油槽所

渡兵運輸(株)塩釜営業所

第 2 種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 5 号に規定する第 2 種事業所に、下記事業所が、平成 4 年 1 月 28 日に指定された。

仙 台 地 区

東洋製罐株式会社仙台工場

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成5年2月3日に指定され、また同日付けで富士興産株式会社塩釜油槽所の第2種事業所の指定が解除された。

塩釜地区

丸紅エネルギー株式会社塩釜油槽所

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成8年9月11日に指定された。

仙台地区

仙台市ガス局新港工場

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成10年5月2日に指定され、また同日付けで品川燃料㈱塩釜油槽所の第2種事業所の指定が解除された。

塩釜地区

シナネン株式会社仙台支店塩釜油槽所

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成11年4月28日に指定され、また同日付けでトーア・スチール株式会社仙台製造所の第2種事業所の指定が解除された。

仙台地区

エヌケーケー条鋼株式会社仙台製造所

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成16年10月19日付けで仙台市ガス局港工場が解除された。

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成17年5月26日に指定され、また同日付けで仙台市ガス局新港工場の第2種事業所の指定が解除された。（名称変更に伴う）

仙台地区

仙台市ガス局港工場

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成17年6月1日に指定され、また同日付でエヌケーケー条鋼株式会社仙台製造所の第2種事業所の指定が解除された。（名称変更に伴う）

仙 台 地 区

JFE条鋼株式会社仙台製造所

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成18年9月29日に指定され、また同日付で丸紅エネルギー株式会社塩釜油槽所の第2種事業所の指定が解除された。

塩 釜 地 区

富士興産株式会社塩釜油槽所

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成21年1月26日付で東洋製罐㈱仙台工場が解除された。

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成21年7月24日付でJFE条鋼株式会社仙台製造所が解除された。

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成23年3月4日付でシナネン株式会社塩釜油槽所が解除された。

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成23年10月31日に指定された。

仙 台 地 区

東北電力株式会社新仙台火力発電所

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成24年3月14日付で東北スチール株式会社が解除された。

第 2 種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 5 号に規定する第 2 種事業所から，平成 24 年 11 月 12 日付けで渡兵運輸株式会社塩釜営業所が解除された。

第 2 種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 5 号に規定する第 2 種事業所に，下記事業所が，平成 27 年 4 月 24 日に指定され，また同日付けで東邦アセチレン株式会社仙台事業所の第 2 種事業所の指定が解除された。（名称変更に伴う）

仙 台 地 区

東邦アセチレン株式会社多賀城工場

第 2 種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 5 号に規定する第 2 種事業所から，平成 30 年 9 月 14 日付けで富士興産株式会社塩釜油槽所が解除された。

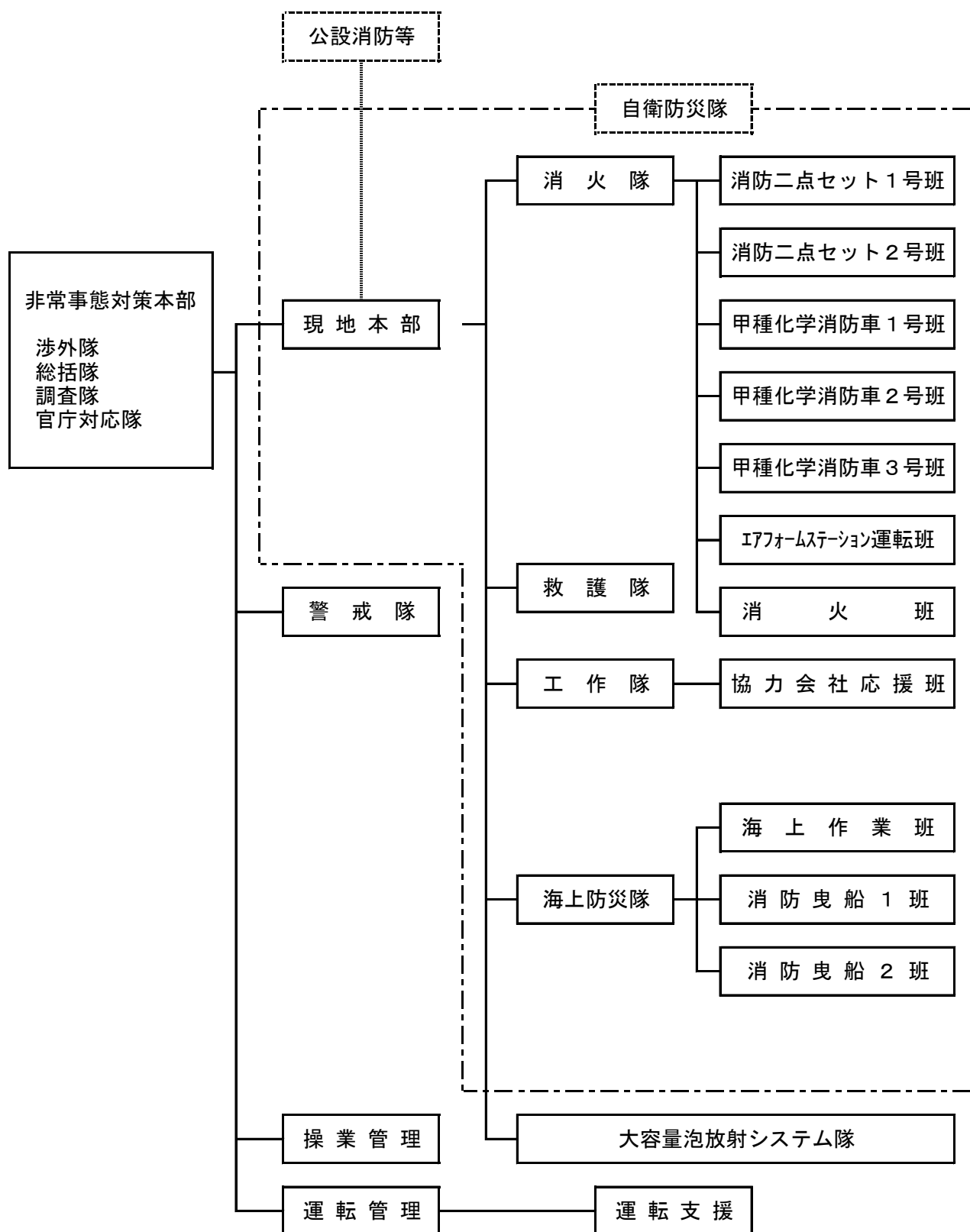
5. 災害応急対策組織の状況

仙台河川国道事務所 災害対策支部組織表(令和7年1月1日現在)

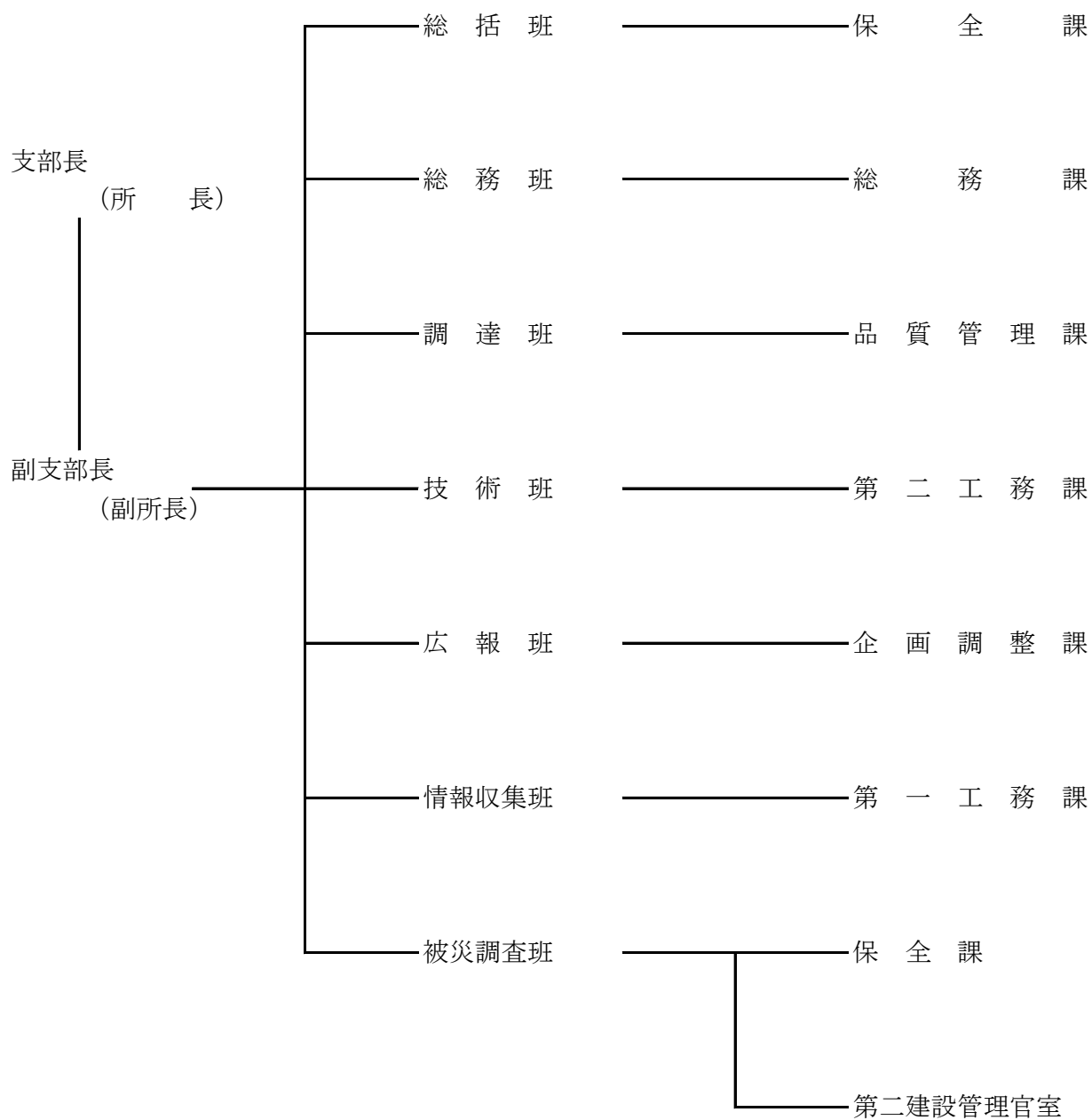
支部長（事務所長）	副支部長（副所長）	総括班	○ 総括・情報 情報の整理、本部への連絡等 ○ 広報 記者発表等 ○ 機械・電気通信 災害対策機械の運用、電源の確保・映像伝送等
		事務班	○ 総務 庁舎管理、配車等 ○ 職員・厚生 職員安否確認、食料等の支給等 ○ 経理 必要物品の確保等
		河川・海岸班	○ 水質情報 油等流出等による水質情報の収集・提供等 ○ 水質対策 水質事故処理、関係機関との調整等
		道路班	○ 道路情報 道路情報の収集・提供等 ○ 交通 交通処理対策、関係機関との調整等 ○ 道路復旧対策 応急復旧対策、本復旧計画等 ○ 道路用地 土地建物の買収、借り上げ、補償等
		応援班	○ 応援 各班への応援等
		仙台東国道班	 道路パトロール、交通処理等

※ 本計画に関連しない班、項目等については、記載を省略

ENEOS(株)仙台製油所非常事態対策組織図



塩釜港湾・空港整備事務所災害対策支部体制



新仙台火力発電所 防災体制各班構成および任務

【非常災害対策本部】

構 成 員		主な任務	備考
職 名	該 当 者		
本部長	所長	1. 各班への指令および連絡 2. 被害および復旧状況等の把握 3. 気象情報および災害規模等の把握 4. 設備の復旧計画の立案、決定 5. 復旧資機材の手配、調達 6. 店所間応援の決定 7. 官公庁および報道機関等の対応	【設置場所】 新仙台火力SB4階中央階スペース または3階会議室兼非常災害対策室
副本部長	副所長(事務) 副所長(技術)		
委員	課長(総務)		
	課長(運営企画)		
	課長(技術) 課長(発電) 調査役		
事務局長	安全主査	1. 対策本部の設営 2. 本部会議等の事務 3. 指令・連絡等の集約 4. 本店および他店所対策組織との連絡 5. 被害および復旧状況の集約、整理 6. 自治体および関係機関との連絡・報告 7. 気象情報等の情報収集 8. 情報および記録整理 9. 本部事務局間の連絡・調整	
事務局員	各課長が指名した者 (各Gより1～2名)		

【現地対策本部】

職 名	該 当 者	主な任務	備考
現地対策本部長	副所長(技術)	1. 現地対策本部の設営 2. 救急活動 3. 災害等の拡大防止活動 4. 連絡・記録	
現地対策副本部長	技術課長		
現地本部員	各課長が指名した者		

【広報隊】

職 名	該 当 者	主な任務	備考
隊長	副所長(事務)	1. 広報情報把握 2. 報道関係者誘導 3. プレスセンター設置 4. 会場設営 5. 報道関係者に対する情報提供	
副隊長	総務G副長		
隊員	総務G員		

【映像記録隊】

職 名	該 当 者	主な任務	備考
隊長	運営企画G副長(企画)	1. 災害・復旧状況の映像記録採取 2. 広報活動用映像記録の整理	
副隊長	運営企画G副長(環境)		
隊員	運営企画G員		

【避難誘導・救護隊】

職 名	該 当 者	主な任務	備考
隊長	発電G副長(荷役・管理)	1. 避難誘導 2. 消防機関、共同防災現地誘導 3. 救護活動	
副隊長	発電G副長(発電)		
隊員	発電G員(2名) 技術G員(4名)		

【設備消火隊】

職 名	該 当 者	主な任務	備考
隊長	技術G副長(機械)	1. 発電設備・燃料設備・LNG出荷設備 およびSB建造物等の火災消火および拡大防止	
副隊長	技術G電気主任		
隊員	技術G員(8名)		

【総務班】

職 名	該 当 者	主な任務	備考
班長	総務課長	1. 土地・建物・燃料設備の被害状況把握 2. 医療・防疫等の衛生対策 3. 食料、資材、車両等の確保 4. 正門、構内の警備 5. 避難誘導(見学者)	
副班長	副長		
班員	総務G員		

【運営企画班】

職 名	該 当 者	主な任務	備考
班長	運営企画課長	1. 災害状況把握 2. 報道対応資料作成	
副班長	環境課長		
班員	運営企画G員		

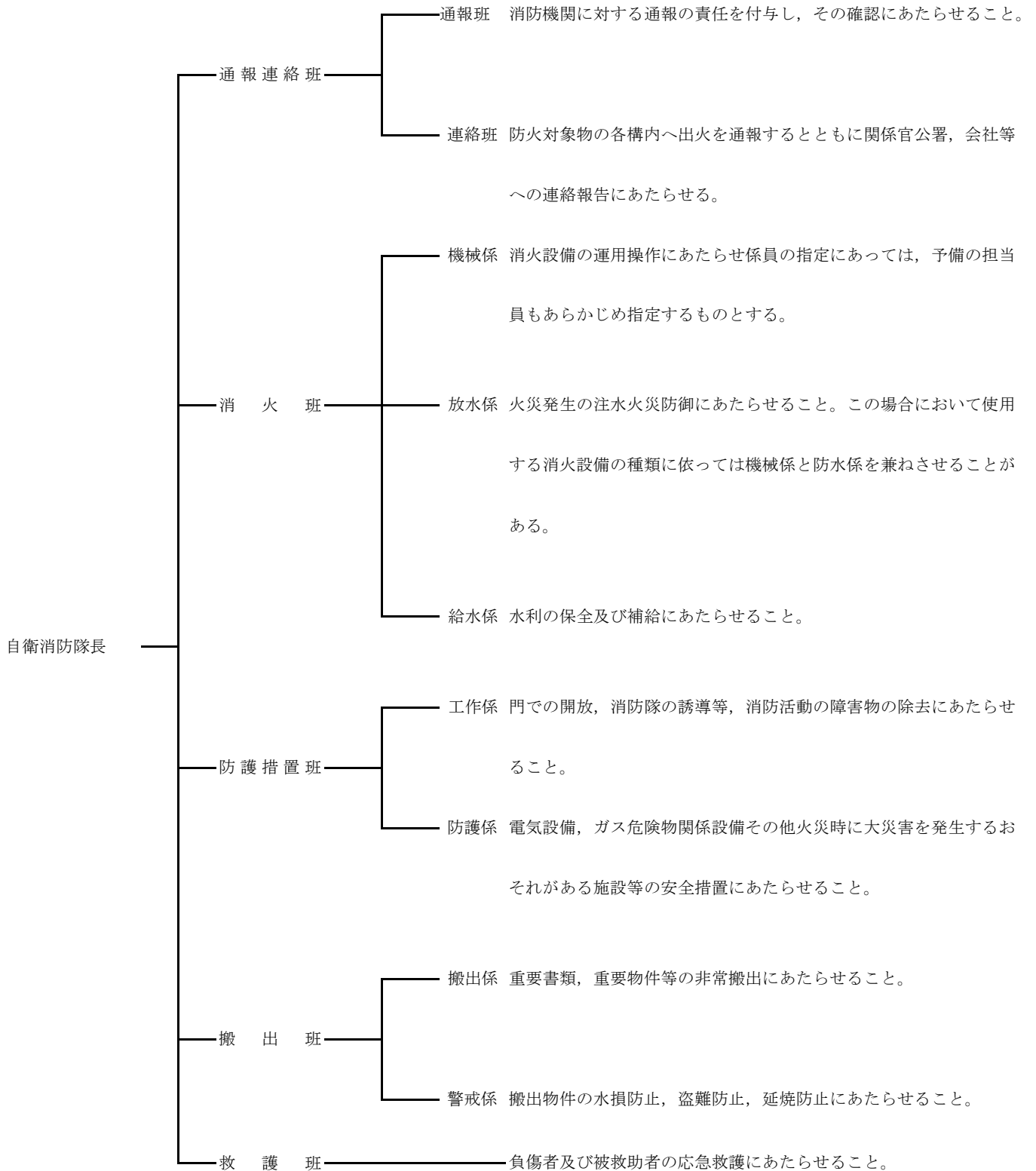
【発電班】

職 名	該 当 者	主な任務	備考
班長	発電課長	1. 設備状況の把握 2. LNG燃料受渡の調整 3. 電力系統状況の把握 4. 気象情報等の把握 5. 薬品等の把握 6. 避難誘導 7. 消防機関、共同防災現地誘導 8. 救護活動 9. 発電設備・燃料設備・LNG出荷設備 およびSB建造物等の火災消火および拡大防止	6. ～7. は休日・夜間
副班長	LNG運用課長		
班員	発電G員		

【技術班】

職 名	該 当 者	主な任務	備考
班長	技術課長	1. 設備状況の把握 2. 復旧資材の手配準備 3. 関係会社等の人員確保 4. 通信手段の確保	
副班長	副長(電気) 副長(機械)		
隊員	技術G員		

カメイ物流サービス㈱自衛消防隊組織



6. 防御計画等

(1) 仙台塩釜港大量流出油防除計画

塩釜海上保安部

第1 目 的

この計画は、仙台塩釜港及びその周辺海域において、大量の流出油事故が発生した場合、関係の防災機関及び地方自治体並びに関係企業等の官民が、協力して当該流出油の防除活動を行い、もって油による被害の局限を図ることを目的とし、塩釜港タンカー事故等対策推進本部設置要綱に定める対策推進本部の行う防災活動のうち、海上における流出油防除活動のマニュアルとして定めたものである。

第2 流出油防除の基本体制

1 組織及び活動の統轄

塩釜港タンカー事故等対策推進本部設置要綱に基づく構成機関を以て組織し、指揮の統轄は同要綱第11条による。

運営系統は第1図のとおり。

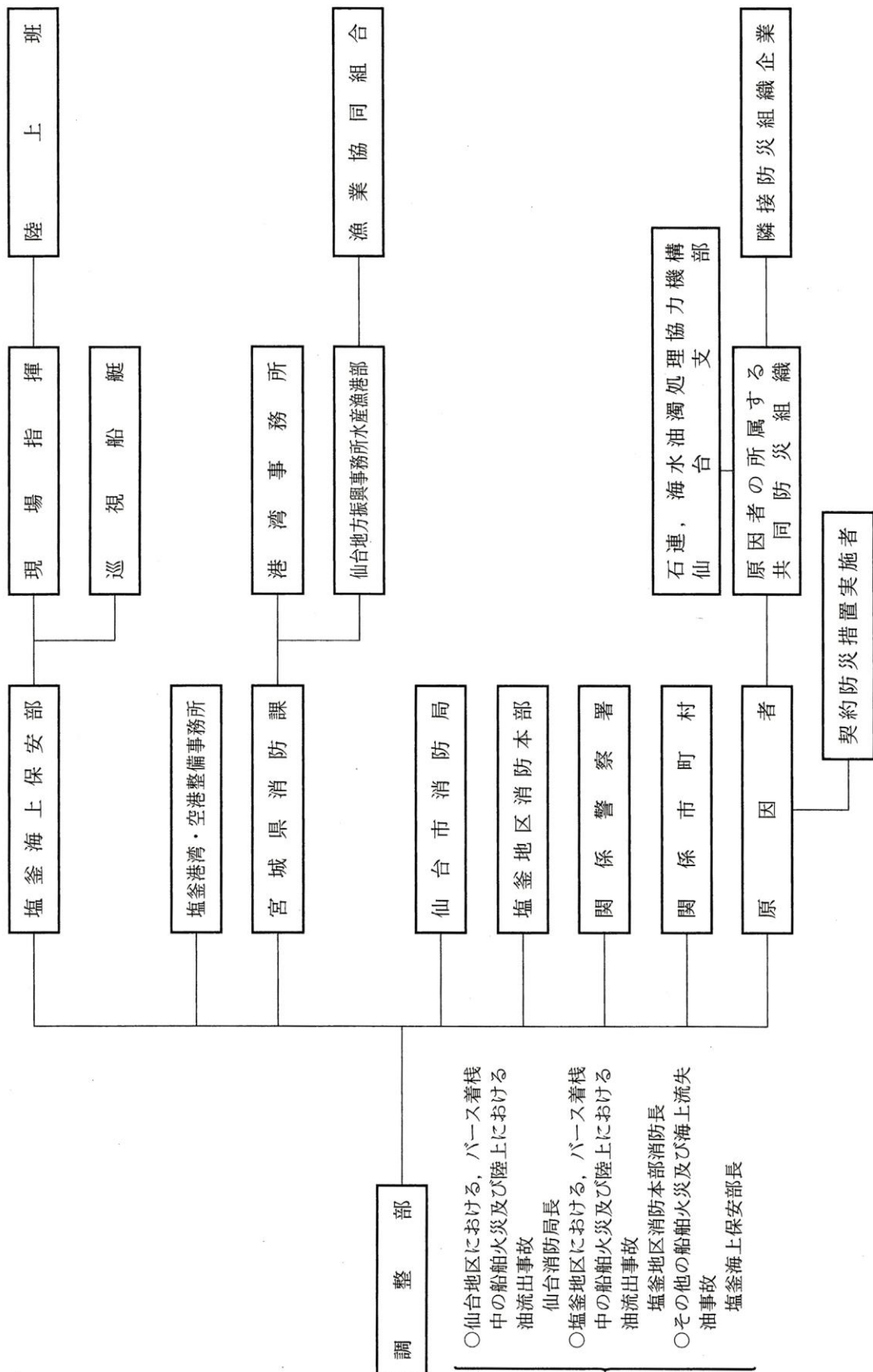
2 業務の大綱

塩釜港タンカー事故等対策推進本部設置構成各機関等は、流出油防除に関し、おおむね次の業務又は事務を処理するものとする。

機 関 名	災害応急対策
塩 釜 海 上 保 安 部	1. 船舶に対し、無線電信、電話（放送）により災害の状況並びに安全措置の周知 2. 人命救助 3. 防災活動に関し、対策推進本部の設置並びに活動の調整等 (1) 災害時の相互通報及び情報交換 (2) 総合応急対策の策定並びに調整 (3) 対策推進本部設置構成機関以外の機関等に対する協力要請 4. 船舶の航行禁止区域、警戒線等を設定し、巡視船艇による現場警戒の実施 5. 港内船舶に対し、巡視船艇による訪船、拡声器による災害の状況並びに安全措置等の周知 6. 巡視船艇による流出油防除作業の指導及び実施 7. 航空機による、一般航行船舶に対し、災害状況並びに安全措置等の周知 8. 航空機による流出拡散状況の調査及び海上警戒実施
塩 釜 港 湾 ・ 空 港 整 備 事 務 所	1. 港湾施設内の災害情報の収集及び災害応急対策の協力 2. 所属船により、流出油海域の警戒及びオイルフェンス展張の指導、支援
宮 城 県 （ ○仙台港湾事務所 ○塩釜港湾事務所 ○仙台地方振興事 務所水産漁港部 を含む ）	1. 事故発生情報等の伝達 2. 資機材の調達及び防除作業の指導 3. 回収した吸着材等の処理対策の調整 4. 宮城県石油コンビナート等防災計画による災害応急対策実施の推進 5. 流出油による漁場及び水産施設等沿岸部の災害応急対策

機 関 名	災害応急対策
関 係 市 町 及 び 消 防 機 関 ○仙台市消防局 ○塩釜地区消防事務組合消防本部 ○消防団 を含む	1. 沿岸住民に対し広報車, その手の手段により (1) 事故の状況 (2) 防災活動の状況 (3) 火気使用制限, 禁止及び警戒区域設定 (4) 避難準備一般的注意事項等 (5) 避難の指示勧告 等災害の状況並びに安全措置の周知 2. 海岸及び岸壁から行う流出油防除並びに漂着油の処理
宮 城 県 警 察 本 部 (関係警察署)	1. 災害地における警戒, 警備 2. 緊急避難等の措置 3. 交通規制及び交通秩序の確保
○仙台地区共同防災運営協議会 ○塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	1. 流出油防除作業の実施 2. 流出油防除のための資機材の動員 3. 瀬取船の手配 4. 回収油及び回収吸着材の処理並びに清掃
関係漁業協同組合	1. 所属船により, 漁場及び水産施設等に被害の及ぶものに対する防除作業の実施 2. 海岸に漂着した油の処理
宮 城 マ リ ン サ ー ビ ス (株) (契約防災措置実施者)	1. 流出油防除作業の実施 2. 流出油処理のための資機材の動員 3. 海上災害防止センター業務に基づく防除作業

第1図 対策推進本部の運営系統図



第3 流出油防除作業要綱

1 連絡及び情報交換

(1) 排出油事故発生の通報

大量の排出があったときは、当該油が積載されていた船舶の船長又は油が管理されていた施設の管理者は、法令に定める機関への次の事項の通報が義務づけられている。

イ 油の排出があった日時及び場所

ロ 排出された油の量及び拡散の状況

ハ 当該船舶の名称、種類、総トン数及び船籍港又は当該施設の名称及び所在地

ニ 当該船舶の船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所又は当該施設の設置者の氏名若しくは名称及び住所

ホ 当該船舶に積載され又は当該施設において管理されていた油の種類及び量

ヘ 当該船舶又は当該施設に備えつけられている排出油防除のための器材及び消耗品の種類及び量

ト 当該船舶又は当該施設の損壊の程度

(2) 関係機関への連絡（第2図）

通報義務者からの通報を受けた海上保安部又は消防機関は必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、その他の関係者に連絡を行い、連絡事項の周知徹底、排出油防除体制の早期確立に努めるものとする。

(3) 情報の交換

調整部は関係機関、関係地方公共団体、その他の関係者と排出油の防除のために必要な情報の交換に努めるものとする。

また、油の排出があった場合において宮城県石油コンビナート等防災計画に係る現地本部が設置されたときは、これらの本部との間における情報の交換体制を確立するものとする。

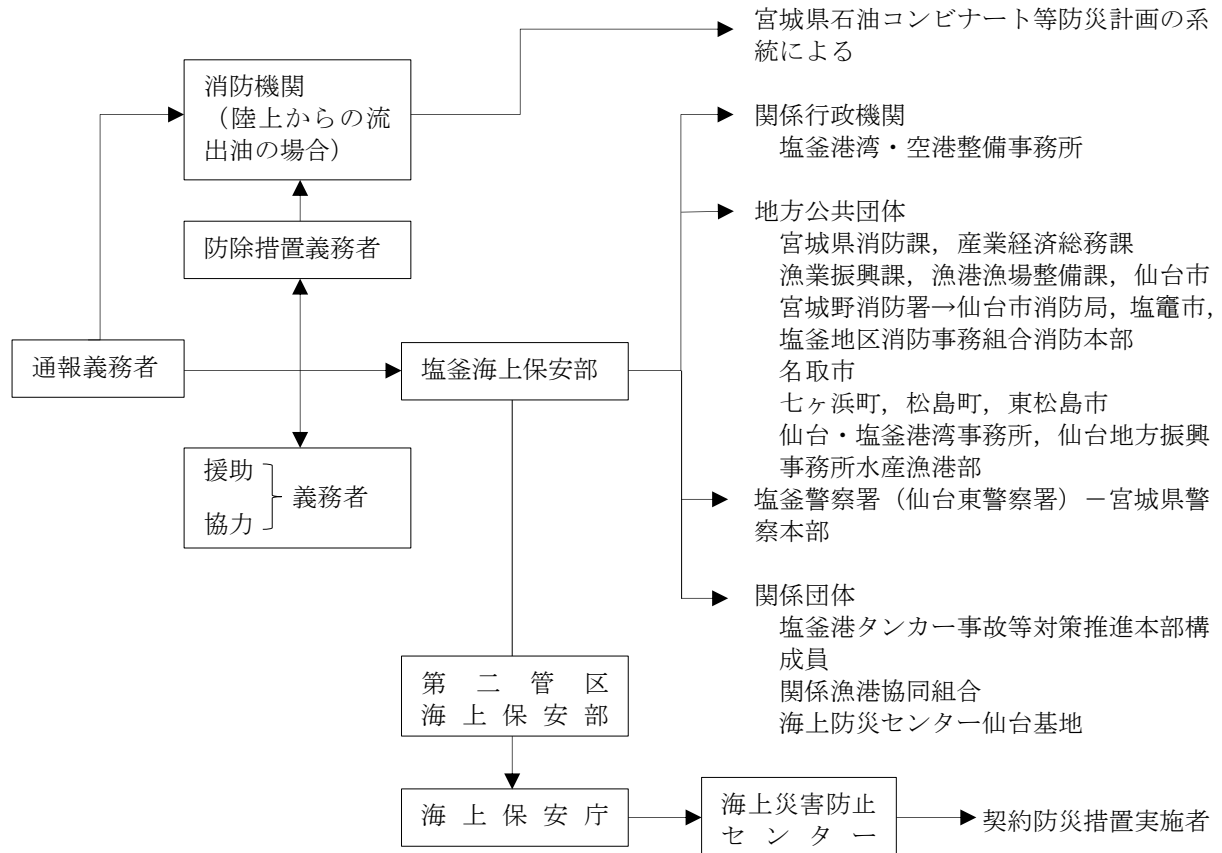
(4) 通信連絡手段の確保

連絡及び情報の交換を円滑に行うため、携帯無線機の増強、模写伝送装置等の活用及び臨時電話回線の設置等により、専用通信の手段の強化を図り、防災無線の活用、臨時電話回線の設置等により、関係地方公共団体、その他の関係者との通信手段の確保を図るものとする。

図2 連絡系統図

名取市，多賀城市

七ヶ浜町，松島町，東松島市，利府町



2 初動措置

(1) 作業の体制作り

塩釜海上保安部は，的確な排出油の防除措置を講ずるため，排出油事故の状況等を迅速に調査し，その調査結果に基づいて，分析評価を行い，排出油量，排出油の拡散方向及び拡散速度，その他排出防除活動に必要な諸条件に基づき，適切な排出油防除を早急に確立するものとする。

イ 排出油事故発生の情報入手したときは，巡視船艇，航空機を現場に急行させ，また，状況によっては陸上から職員を派遣して次の調査を実施するものとする。

- (イ) 海難船舶の位置
- (ロ) 船体破損部又は陸岸排水口等の油排出個所の状況
- (ハ) 排出油の種類及び性状並びに積載状況
- (ニ) 油の排出状況
- (ホ) 排出油の拡散状況
- (ヘ) 排出油の推定量並びに引き続き排出されるおそれの有無及びその推定量
- (ト) 付近海域におけるガス濃度
- (チ) 付近海域における気象・海象の状況

ロ 事故の調査結果に基づき，その規模及び態様を分析し，次の要素を加味して災害の発生及び拡大の程度等を評価するものとする。

- (イ) 市街地及び港湾，工場施設等との距離
- (ロ) 繁殖漁業，定置網等との距離及びその他水産動植物に影響を与える海域との関連

(ハ) 海水浴場等海域施設との距離

(ニ) 船舶交通との関連

(ホ) 気象・海象の予測

ハ 排出油事故が発生し、応急措置を講ずべき船長等並びに防除し措置を講ずべき船舶所有者及び施設の設置者等の関係者による措置がおくれ、不十分と認められるときは、排出油事故による災害の拡大防止のため、これらの措置義務者の措置の実施状況を判断し、必要に応じ次のような措置を講ずるものとする。

(イ) 応急措置義務者に対する指導

応急措置を講ずる 必要のある場合	措 置 義 務 者	措 置 の 内 容
大量油の排出があったとき	○船長又は施設の管理者 ○排出の原因となる行為をした者	次に掲げる排出油防除措置のうち、有効かつ適切な措置であって措置義務者が現場において講ずることができるもの。 ○オイルフェンスの展張等による拡散の防止 ○損壊個所の修理等引き続く油の排出の防止 ○他のタンクへの残油の移送 ○排出油の回収 ○油処理剤による処理
危険物である油が排出した場合であって海上火災が発生するおそれがあるとき	○船長又は施設の管理者 ○排出の原因となる行為をした者	○引き続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置 ○現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置

(ロ) 防除措置義務者に対する指導

応急措置を講ずる 必要のある場合	措 置 義 務 者	措 置 の 内 容
大量油の排出があったとき（ただし、応急措置義務者の講ずる措置のみによって確実に排出油の防除ができると認められるときは除く。）	○船舶所有者 ○施設の設置者 ○排出の原因となる行為をした者の使用者	次に掲げる排出油防除措置のうち、有効かつ適切な措置 ○オイルフェンスの展張等による拡散の防止 ○損壊個所の修理等引き続く油の排出の防止 ○他のタンクへの残油の移送 ○排出油の回収 ○油処理剤による処理 ○他の船舶又は他の施設への残油の移し替え ○その他の排出油防除の措置

(ハ) 援助・協力者に対する指導

油の排出が港内又は付近にある船舶から行われたものであるときは、次の者は、措置義務者が講ずべき措置の実施について援助し、又は措置義務者と協力して排出油の防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないが、これらの援助・協力が迅速かつ的確に実施されるよう指導する。

- 当該港が当該排出された油の船積港であるときは、当該油の荷送人。
- 当該港が当該排出された油の陸揚港であるときは、当該油の荷受人。
- 当該油の排出が船舶の係留施設の管理者。

(二) 防除措置義務者に対する防除措置命令

防除措置義務者が、所要の措置を講じていないと認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（第39条第3項）に基づき、海上保安部長は、具体的な状況に応じ、最も適切な防除措置を特定してこれを講ずるよう命ずる。

(2) 防除資機材の輸送・集結

流出油事故の発生通報に基づき、関係機関は応援体制をとるものとし、防除資機材を事故発生現場まで輸送し集結する。

イ 塩釜地区においては、塩釜地区防災センター又は資材庫を集結場所とする。

なお、貞山石油基地各油槽所は、防除資機材を陸上又は海上の流出源付近まで集結し防除体制に入るものとする。

ロ 仙台地区においては、ENEOS㈱仙台製油所構内又は高松ふ頭船溜を集結場所とする。

(3) 海上交通の整理

流出油事故が発生した場合、現場海域は防除作業船艇で輻輳するため他の船舶を制限又は規制する必要があるため、現場海域に巡視船艇を配し交通整理に当たるものとする。

イ 塩釜地区

貞山石油基地前面の貞山堀上流及び貞山堀下流に船艇を配し、他の船艇の進入を禁止し、交通整理を実施する。

ロ 代々崎地区

次項で述べる防除作業の措置がとられ危険状態が回避されるまで港長指示により入出航禁止とし、塩釜信号所において、信号を発信する。

ハ 仙台地区

流出源にもよるが一時船舶の入出港を制限し、防除措置を勘案のうえ巡視船艇により航行管制を実施するものとする。

3 防除作業

事故発生場所を想定し、具体的な諸作業の例は次のとおり。

(1) 拡散防止

イ 塩釜地区

貞山石油基地のカメイ1番棧橋付近を流出源と想定し、オイルフェンスで包囲する（第1次200m）とともに第4次まで展張する。第4次は2条展張とする。

貞山運河の最終防御線を貞山ふ頭3号の角と要害を結ぶ線とし、3条のオイルフェンスにより、また要害入口も2条により閉鎖する。貞山運河上流端に3条展張する。（第3図参照）

ロ 仙台地区

仙台地区ENEOS㈱仙台製油所第1棧橋前面海域を流出源と想定し、流出源の周囲に二重にオイルフェンスを展張する。

さらに、第1棧橋から北防波堤を結ぶ線に第3次オイルフェンスを展張する。

第1棧橋から向洋ふ頭東側先端へ2条、北防波堤から南防波堤へ3条のオイルフェンスを展張する。

なお、港外への流出防御線をC防波堤先端と東北電力㈱新仙台火力発電所南東端を結ぶ線とする。

（第5図参照）

(2) 油の回収

流出油の拡散防止措置と並行して回収作業に入るが、貞山石油基地には回収船はなくエクソンオービルのオイルスラップがあるのみだが、当面当部の回収器バイコマ（10kℓ／h）と併せて回収作業に入り、ヒシヤク等による回収も実施する。

また、各事業所から10缶あて天切りドラムを供出して受皿とする。

以後、タンクローリー、バキューム車の配車、バージ船の仙台地区回収船はぎ（37kℓ／h）回航等、回収に必要な措置をとる。

代ヶ崎地区には回収船（器）もなく、当部のバイコマ、仙台地区の“はぎ”の応援を得て回収する。

仙台地区の場合は、大型船の出入りもあり想定油量も多くなるので、他地区からの回収船等の投入が必要である。

(3) 清 掃

流出油に汚染された構築物、砂浜及び岩礁等は徹底した除去並びに清掃が必要である。

なお、油処理剤の使用にあたっては、関係試験研究機関の意見を聞き地元関係漁業者と事前に調整するものとし、関係地方振興事務所（水産漁港部）が全面的に協力するものとする。

第4 そ の 他

1 訓練の実施

(1) 訓練の目的

訓練は油が著しく大量に排出された場合を想定し、関係行政機関、関係地方公共団体その他の関係者が一体となって、この計画に基づく排出油防除のための諸活動を演練するとともに、排出油防除体制の改善強化を図ることを目的として実施する。

(2) 訓練の主眼点

訓練は次の点に留意して計画し、実施するものとする。

イ 広範多岐にわたる排出油防除作業を迅速かつ的確に実施するためには、各々の組織、体制の異なる関係機関の個々の機能を総合的に調整することが極めて重要であり、このため、訓練を通じて総合調整能力の向上を図るとともに、具体的な指揮系統又は調整系統の確立を図る。

ロ 排出油防除作業の標準的なパターン及び各種資機材の基本的操法、使用法の徹底を図る。

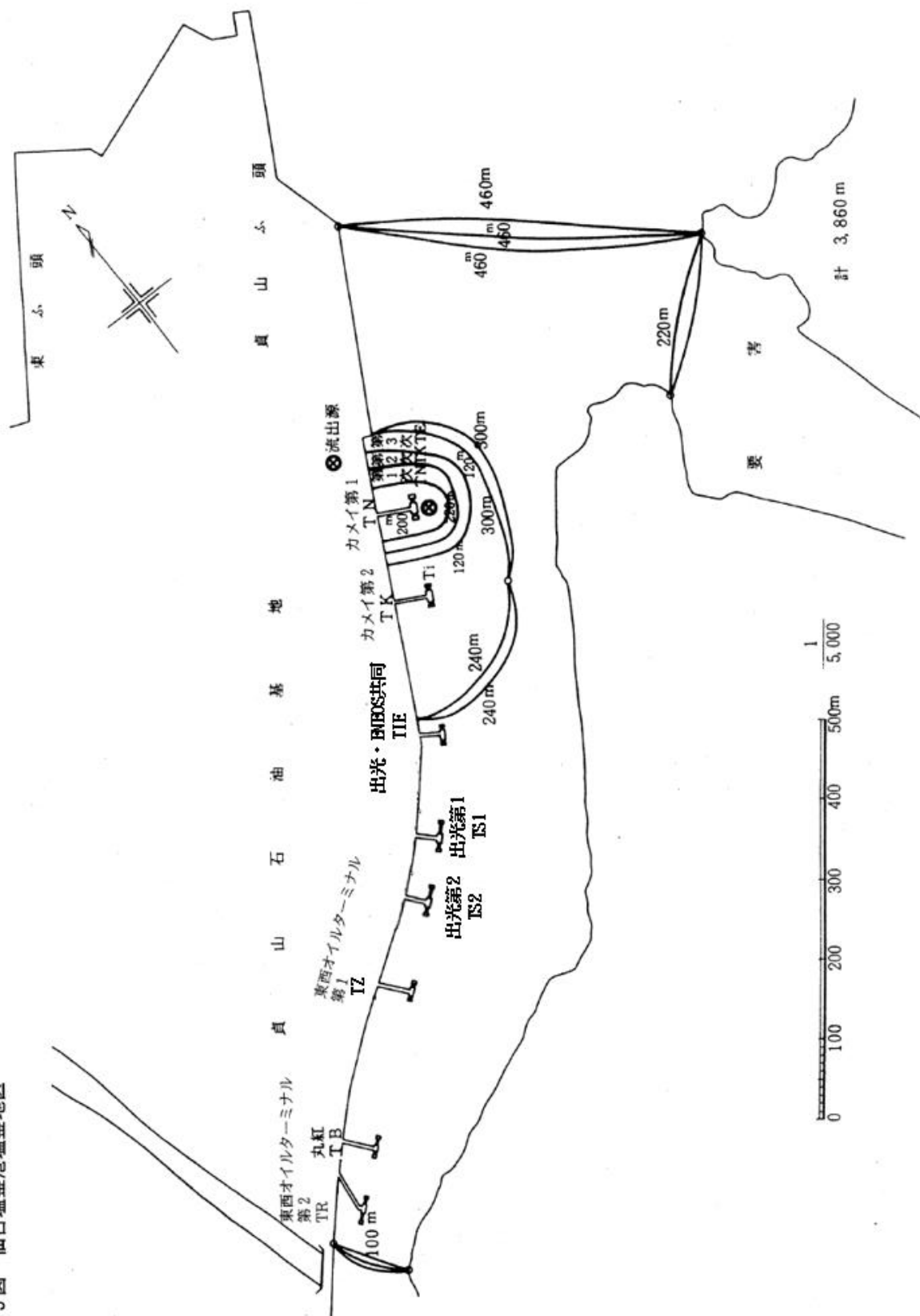
ハ 原油が排出した場合等における危険防止措置等について周知・徹底を図る。

(3) 主要訓練項目

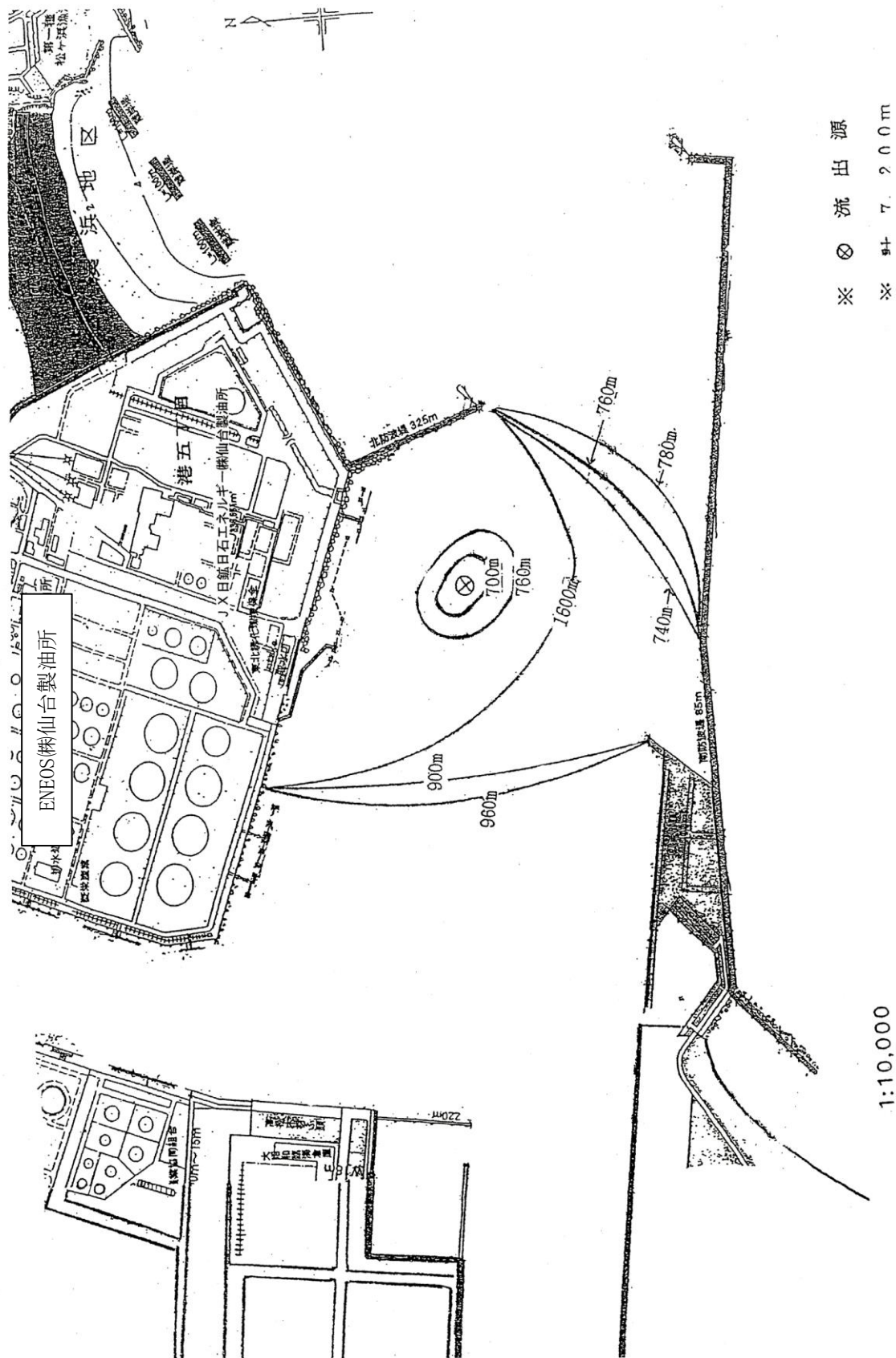
主要な訓練項目は次のとおりとし、必要に応じてこれらの項目の全部又は一部を対象とし、若しくはこれらの項目以外の項目を加えて訓練するものとする。

イ 情報の伝達

第3図 仙台塩釜港塩釜地区



第5図 仙台塩釜港仙台地区



ロ 資機材及び人員の動員，輸送

ハ 排出油の防除

ニ 対策本部の設置，運営

ホ 二次災害の防止

(4) 訓練の実施

訓練は，宮城海上保安部長があらかじめ参加機関と調整のうえ作成する訓練実施要項に基づき実施する。

2 油防除用装備機器施設等の整備

排出油事故の発生に伴い，まず早期に排出源の周囲をオイルフェンスで包囲し，次いで，すでに拡散した排出油が更に広範囲にわたって拡散するのを防止するために，これをオイルフェンスで包囲あるいは誘導し，排出油の80%を油回収船により回収し，残り20%を油吸着材及び油処理剤により回収又は処理するというパターンで排出油の防除作業を実施するものとすれば，仙台区に出入りする20万トン級のタンカー事故では，約10,000kℓの流出油が想定されるので，この場合における防除のための必要な資機材の量は，おおむね次のようになる。

(1) 油回収船等

排出油は気象，海象の影響により2～3日のうちエマルジョン化が相当進行し，非常に粘度が高くなるため，一般の低粘度用の油回収船又は油回収装置では回収が困難となるので，2日以内に回収することが望ましい。従って全排出量の80%に相当する8,000kℓの油を2日以内に回収するためには，種々の条件を無視して単純に計算する1時間当たり約300～400kℓの回収能力（1日10～13時間稼働）を有する体制が必要であり“回収船はぎ”クラスのものならば6～8隻，バイコマならば30～40基を必要とする。

なお，貞山基地として最低2台の回収器の常備が望まれる。

(2) 油吸着材及び油処理剤

残り20%に相当する2,000kℓの油を回収又は処理するために必要な油吸着材及び油処理剤の量は，一応それぞれの1/2ずつで回収又は処理するものとして，吸着材の油吸着能力を自重の10倍，処理剤の油処理能力を自容量の4倍とする油吸着剤は100,000kg，油処理剤は250kℓ必要となる。当海域における保有状況からみて油処理剤は必要を満たしているが，油吸着材は不足しており，養殖漁業に与える影響を考えると油吸着材の整備を図る必要がある。

(3) オイルフェンス

排出油の拡散を防止するために必要なオイルフェンスの量は，排出状況により一律に定めることはできないが，当該排出油を閉鎖できるものでなければならない。

又，オイルフェンスを排出油事故発生場所付近の海域に迅速に輸送し，かつ，展張する手段も日ごろから検討しておく必要がある。

なお，オイルフェンスについては今後新たに整備し又は既存のものを更新する場合には，できる限り大型のものを整備する等，質的な面でも向上を図っていくことが望ましい。

(4) オイルフェンス係止装置

包囲した排出油がオイルフェンスの係止部分から漏出しないよう，あらかじめ計画した係止点の岸壁又は構築物等に係止装置を設けることが肝要である。

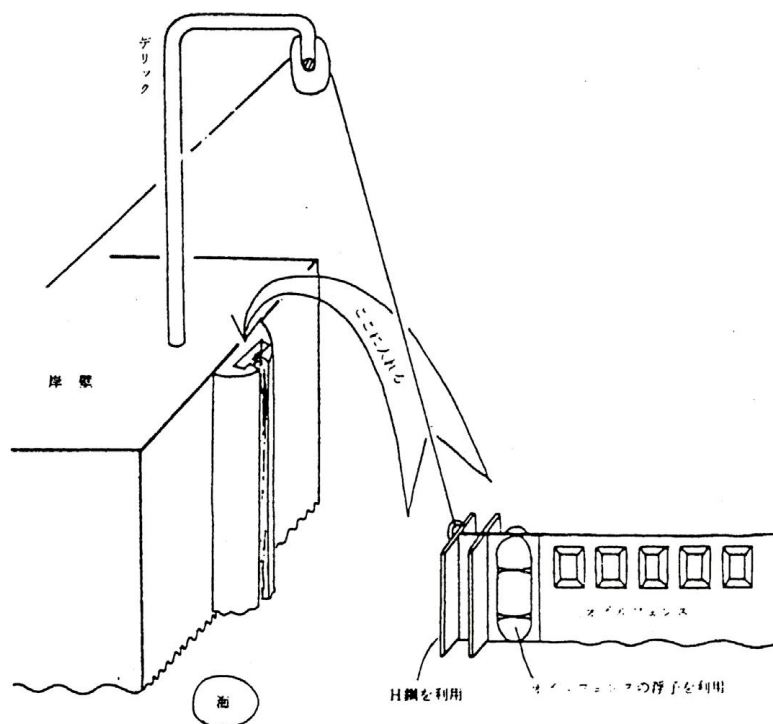
昭和53年6月の宮城県沖地震の際は，E N E O S(株)仙台製油所では自社考案の係止装置(第6図参照)を設置してあったため，有効性が発揮されたので，貞山・代ヶ崎地区においても，オイルフェンス係止装置を促進する必要がある。

(5) 防災無線

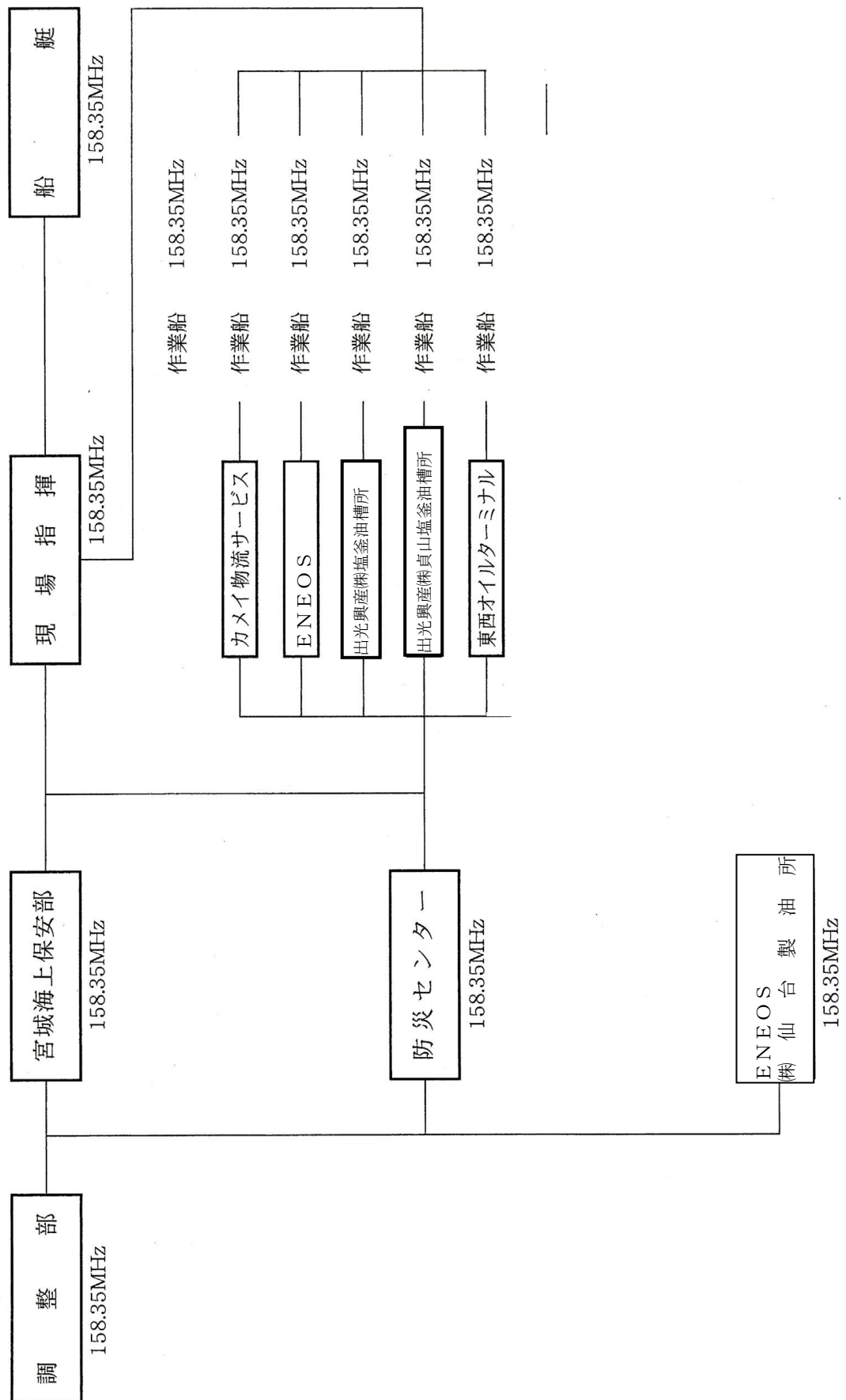
流出油防除出動機関相互間（各船間，作業現場間等）の意志の疎通を欠くと防除作業に重大な影響を及ぼすので，連絡の手段を確保する必要がある。

防災相互通信用無線局（158.35MHz）の開局が流出油災害対策協議会等に許可されるので，最低第7図の系統図に示す陸上基地局と海上移動局を設置し運用することが望まれる。

第6図 オイルフェンス係止装置



第7図 防災無線局系統図



(2) 石油コンビナート等特別防災区域警防計画

仙台市消防局

(目的)

第1 この計画は、宮城県石油コンビナート等防災計画（昭和51年12月23日宮城県石油コンビナート等防災本部作成。以下「県コンビナート防災計画」という。）に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の危険物や高圧ガスを大量に貯蔵あるいは処理する施設及びタンカーからの火災災害に対処するため、現有消防力を結集して効率的かつ効果的な部隊運用を図り、被害を最小限に止めるとともに、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(区分)

第2 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）に定める仙台地区石油コンビナート等特別防災区域を、次表のとおり区分する。

仙台A区	第1種事業所 (2社)	E N E O S(株)仙台製油所 全農エネルギー(株)仙台石油基地
仙台B区	第2種事業所 (仙台市域内3社)	(株)仙台サンソセンター 仙台市ガス局港工場 東北電力(株)新仙台火力発電所
仙台C区	第2種事業所 (仙台市域外1社)	東邦アセチレン(株)多賀城工場
仙台D区	特定事業所を除く、仙台市域内の区域	

(消防部隊の編成)

第3 消防部隊の編成は、次のとおりとする。

(1) 指揮部隊

宮城野指揮1号隊、宮城野指揮2号隊、若林指揮1号隊、仙台無線情報1号隊、消防航空隊、泉指揮1号隊

(2) 救助中隊

仙台救助1号隊、仙台特別高度工作1号隊、宮城野救助1号隊、救急隊

(3) 機動化学中隊

仙台大型高所放水1号隊、仙台大型化学1号隊、仙台泡原液搬送1号隊、仙台泡原液搬送2号隊

(4) 第1化学中隊

宮城野化学1号隊、若林化学1号隊、岩切1号隊、鶴谷1号隊、遠距離送水隊（仙台送水1号隊、仙台送水2号隊、六郷広報1号隊、仙台救助2号隊）

(5) 第2化学中隊

泉化学1号隊、宮城化学1号隊、原町1号隊、河原町1号隊、長町1号隊

(6) 第1消火中隊

八乙女1号隊、中田1号隊、片平1号隊、若林はしご1号隊

(7) 第2消火中隊

小松島1号隊、荒巻1号隊、松陵1号隊、泉はしご1号隊

(8) 後方支援中隊

泉資機材搬送 1 号隊, 太白資機材搬送 1 号隊, 消防団隊

(消防部隊の長の指定)

第 4 消防部隊の長は, 次のとおりとする。

- (1) 指揮部隊 宮城野指揮隊長
- (2) 救助中隊 仙台救助 1 号隊の小隊長
- (3) 機動化学中隊 仙台大型高所放水 1 号隊の小隊長
- (4) 第 1 化学中隊 遠距離送水隊 (または六郷 1 号隊) の小隊長
- (5) 第 2 化学中隊 泉化学 1 号隊の小隊長
- (6) 第 1 消火中隊 八乙女 1 号隊の小隊長
- (7) 第 2 消火中隊 小松島 1 号隊の小隊長
- (8) 後方支援中隊 泉資機材搬送 1 号隊の小隊長

(出場計画等)

第 5 仙台市消防活動基本規程 (平成13年仙台市消防局訓令第5号。以下「規程」という。) 第39条に規定する
出場計画は, 次表のとおりとする。

仙台A区	別表第 1 「仙台 A 区出場計画」 のとおり
仙台B区	別表第 2 「仙台 B 区出場計画」 のとおり
仙台C区	宮城野指揮 1 号隊, 機動化学中隊, 宮城野 1 号隊, 岩切 1 号隊
仙台D区	仙台市消防活動基本規程実施要綱 (平成19年 3 月27日消防局長決裁。以下「要綱」という。) 第31条に規定する出場計画による出場隊 (うち, ポンプ車 1 隊を仙台大型化学 1 号隊とする。) 消防航空隊

2 出場要領は, 次のとおりとする。

- (1) 機動化学中隊は, 高砂救急隊が出場している場合, 仙台泡原液搬送 1 号隊を除く部隊編成により出場する。
- (2) 高砂救急隊は, 救急活動終了後, 速やかに仙台泡原液搬送 1 号隊として出場する。
- (3) 第 1 化学中隊, 第 2 化学中隊, 第 1 消火中隊, 第 2 消火中隊, 後方支援中隊は, 仙台市石油コンビナート防災資機材倉庫 (以下「市資機材倉庫」という。) に中隊ごと集結し, 緊密な連携のもと指揮本部長及び各中隊長の命令により出場する。
- (4) 第 1 化学中隊, 第 2 化学中隊は, 市資機材倉庫において, 放水砲を積載する。併せて, 化学車から中継を受けるポンプ車が自動巻取り装置付き車両の場合, 集水器を積載する。
- (5) 耐熱防火衣を配備している署所の出場隊は, 耐熱防火衣を積載し出場する。
- (6) 第 1 化学中隊, 第 2 化学中隊, 第 1 消火中隊及び第 2 消火中隊の各小隊は, ホースの積載を増強して出場する。
- (7) 各化学車隊は, 大型水槽車の棒状吸管等を積載し出場する。
- (8) 危険物製造所等の事業所の構内に進入する車両が引火防止装置を備えていない場合は, 構内に進入する前に引火防止網を取り付ける。

3 出場計画に規定する隊が他の災害に対応している場合の措置

- (1) 出場計画に規定する隊は, 他の災害へ出場している場合, 速やかに他の出場可能隊と現場交代した後, 必要に応じ資機材 (ホース等) を増強し特別防災区域へ出場する。

ただし、現場交代が困難な場合は、速やかに警防本部及び指揮本部長へ報告する。

- (2) 出場計画に規定する隊に欠隊または遅延が生じた場合、指揮本部長は出場計画隊の数を減らした活動を考慮するとともに、必要に応じて増隊を要請する。

4 消防部隊の編成車両の代替え出場

- (1) 第3項に規定する消防部隊の車両が車両点検等の場合、代替出場車両により運用する。代出場は別表第3「消防部隊の編成車両の代替え出場」とおりする。対象車両隊小隊は、車両の出場不能及び出場可能について警防本部、宮城野指揮隊長、当該中隊長へ報告するとともに、代替え出場車両隊の小隊長へ連絡する。
- (2) 第4項(2)～(8)に規定する小隊が欠隊の場合、指揮本部長は消防部隊から中隊の長を指定する。
- (3) 水槽付消防ポンプ車が車両点検等の場合、該当署所の消防ポンプ車等を運用して出場する。

(出場指令)

第6 特定事業所に係る出場指令においては、住所及び事業所名称に出火場所の「施設名」または「タンク番号」を付すること。

E N E O S(株)仙台製油所は、次表の「ブロック名」と併せて、「施設名」または「タンク番号」を付すること。

ブロック名	施設名	ブロック名	施設名
A-1・2・3, E-3・4	原油タンク	W-1(西地区)	タンク車出荷
B-2・3・4, C-3・4	製品タンク	W-3・6(西地区)	低温LPG
B-5	精製装置	第1・LPG受入れ	海上入出荷
B-6	動力装置	第2・3・4・6・7栈橋 共同栈橋	
B-7	事務所	D-2, W-5(西地区)	
C-2	LPGタンク	W-4(西地区)硫黄出荷	硫黄貯槽
C-5	精製装置	E-1	陸上出荷
C-7	脱硫装置	E-2	陸上出荷

(指揮体制)

第7 特定防災区域における指揮体制は、仙台A区における指揮体制を規程第21条に規定する第二指揮体制または第三指揮体制とする。

ただし、県コンビナート防災計画に係る現地本部が設置された場合、その指揮下に統合する。

2 指揮本部長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 出場消防部隊、応援消防部隊、自衛消防部隊等を運用し、指揮を統括する。
- (2) 指揮本部は宮城野指揮1号付近に設置し、仙台無線情報1号は指揮本部直近に部署する。
- (3) 必要により、火災警戒区域及び消防警戒区域の設定、関係者を除く市民等の出入禁止及び制限、火気使用の禁止、市民への広報等を行う。
- (4) 現場救護所の設置場所及び消防活動資機材の集結場所を指定する。
- (5) 災害防御活動が長時間に及ぶと予想されるときは、後方支援中隊長に消防活動資機材等の確保を指示する。
- (6) その他消防活動上必要な事項を行う。

(活動態勢及び要領)

第8 消防部隊の各隊の防御活動態勢及び要領は、次のとおりとする。

(1) 指揮部隊

指揮本部を設置し、災害全般の状況把握及び消防部隊の総括にあたる。

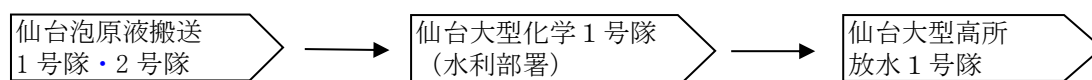
消防航空隊は、災害発生場所付近の上空から情報収集活動を行い、随時指揮本部長に報告するとともに、ヘリコプターテレビ電送システムを活用し、消防情報センター及び指揮本部（仙台無線情報1号）に映像情報を送る。

(2) 救助中隊

救出・救護事案を優先に活動するとともに、指揮本部の支援活動にあたる。

(3) 機動化学中隊

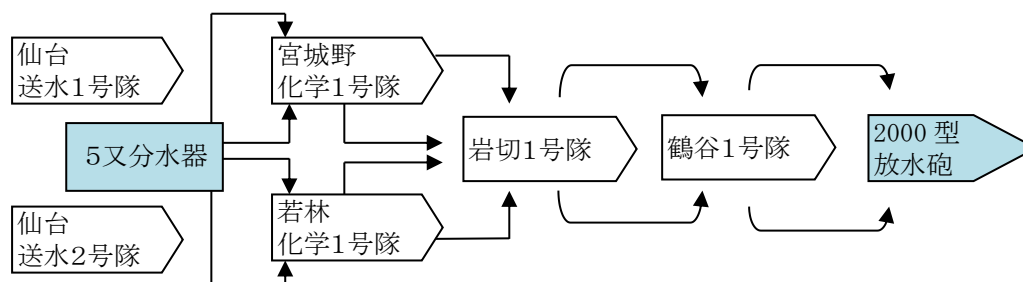
原則として、次の隊形により防御活動する。



高砂分署泡消火薬剤タンクの泡原液に不足が見込まれる場合、市資機材倉庫または宮城県防災資機材センター（以下「県資機材センター」という。）から備蓄用泡原液を搬送する。

(4) 第1化学中隊

原則として、次の隊形により防御活動し、2,000型放水砲により冷却注水または泡消火する。



ア 仙台送水1号隊及び仙台送水2号隊は、自然水利に部署し、宮城野化学1号隊及び若林化学1号隊に送水する。

イ 宮城野化学1号隊及び若林化学1号隊は、65mmホースを同時2線逆延長し、仙台送水2号隊の5又分水器を介し送水を受けるとともに、65mmホース同時2線延長して岩切1号隊に中継送水する。

ただし、指揮本部長により、遠距離送水隊による送水は不要と判断した場合、宮城野化学1号隊及び若林化学1号隊は自然水利に部署、積載した棒状吸管及び同化学中隊の保有する吸管を活用する。65mmホース同時2線延長して岩切1号隊に送水する。

ウ 遠距離送水隊から送水を受ける場合、積水口により送水を受ける。

遠距離送水隊による送水は、過度なオーバーフロー及びポンプ車の破損を防止するため、5又分水器のバルブ調整等により送水量を調整する。

エ 宮城野化学1号隊及び若林化学1号隊は、放水量1,300ℓ/min（ポンプ圧力0.68MPa）を確保する。

泡消火する場合は、危険物の性状により泡消火薬剤の混合率を調整する。

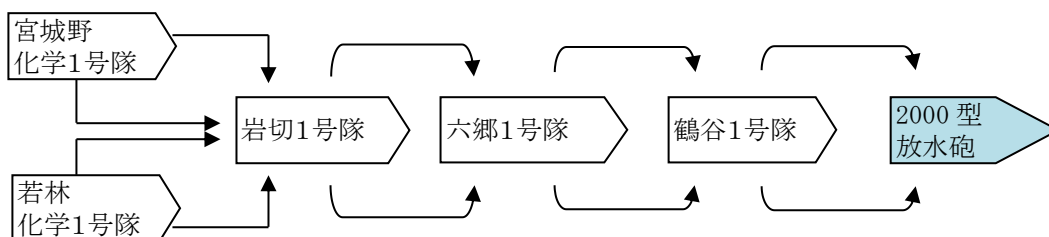
オ 岩切1号隊は、中継口に2線、媒介金具及び集水器を取り付けた吸水口に2線、計4線の中継を受け、65mmホース同時2線延長し、鶴谷1号隊に中継送水する。

カ 鶴谷1号隊は、65mmホース同時2線延長し、2,000型放水砲により冷却注水または泡消火する。

2,000型放水砲の根元圧力0.98MPa（放水量2,000ℓ/min）を確保する。

キ 状況により、指揮本部長は、中継隊の数を減らした活動を考慮する。

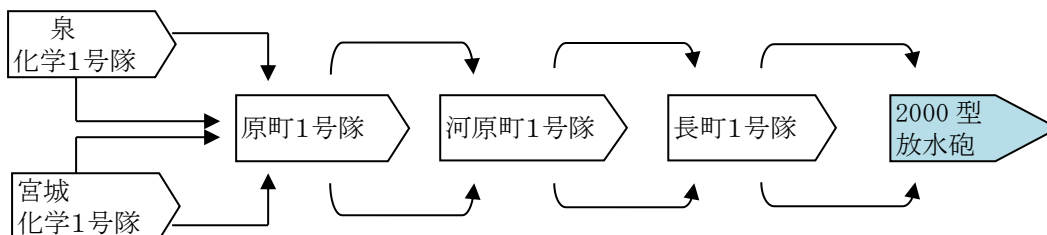
ク 遠距離送水隊を運用できない場合、第1化学中隊は、次の隊形により防御活動する。



併せて、仙台救助2号隊は、第1化学中隊におけるホース延長等を支援する。

- (7) 宮城野化学1号及び若林化学1号隊は自然水利に部署、積載した棒状吸管及び同化学中隊の保有する吸管を活用する。65mmホース同時2線延長して岩切1号隊に送水する。
 - (4) 岩切1号隊は、中継口に2線、媒介金具及び集水器を取り付けた吸水口に2線、計4線の中継を受け、65mmホース同時2線延長し、六郷1号隊に中継送水する。
 - (5) 六郷1号隊は、65mmホース同時2線延長し、鶴谷1号隊に中継送水する。
 - (6) 鶴谷1号隊は、65mmホース同時2線延長し、2,000型放水砲により冷却注水または泡消火する。
- (5) 第2化学中隊

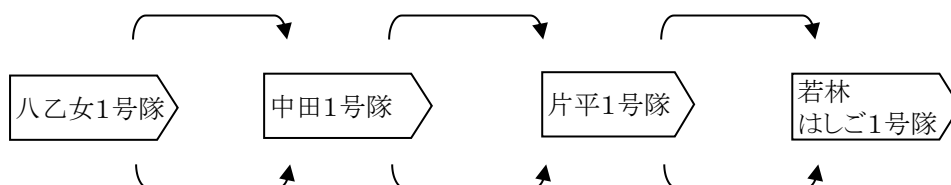
原則として、次の隊形により防御活動し、2,000型放水砲により冷却注水または泡消火する。



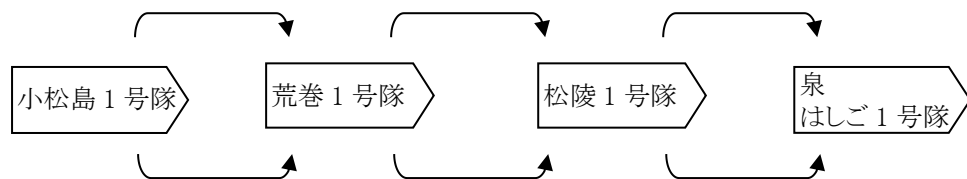
- ア 泉化学1号隊及び宮城化学1号隊は自然水利に部署、積載した棒状吸管及び同化学中隊の保有する吸管を活用する。65mmホース同時2線延長して原町1号隊に送水する。
- イ 泉化学1号隊及び宮城化学1号隊は、放水量1,300ℓ/min（ポンプ圧力0.68MPa）を確保する。泡消火する場合は、危険物の性状により、泡消火薬剤の混合率を調整する。
- ウ 原町1号隊は、中継口に2線、媒介金具及び集水器を取り付けた吸水口に2線、計4線の中継を受け、65mmホース同時2線延長し、河原町1号隊に中継送水する。
- エ 河原町1号隊は、65mmホース同時2線延長し、長町1号隊に中継送水する。
- オ 長町1号隊は、65mmホース同時2線延長し、2,000型放水砲により冷却注水または泡消火する。2,000型放水砲の根元圧力0.98MPa（放水量2,000ℓ/min）を確保する。
- カ 状況により、指揮本部長は、中継隊の数を減らした活動を考慮する。

(6) 第1消火中隊

原則として、次の隊形により防御活動し、石油タンク等に冷却注水する。



- ア 八乙女 1 号隊は、自然水利に部署、吸管 2 本を投入する。65mmホース同時 2 線延長し、放水量2,000ℓ/min（ポンプ圧力0.85MPa以上）で中田 1 号隊に送水する。
- イ 中田 1 号隊は、65mmホース同時 2 線延長し、放水量2,000ℓ/min（ポンプ圧力0.85MPa以上）で片平 1 号隊に中継送水する。
- ウ 片平 1 号隊は、65mmホース同時 2 線延長し、放水量2,000ℓ/min（ポンプ圧力0.85MPa以上）で若林はしご 1 号隊に中継送水する。
- エ 若林はしご 1 号隊は、石油タンク等に冷却注水する。
- オ 状況により、指揮本部長は、中継隊の数を減らした活動を考慮する。
- (7) 第 2 消火中隊
- 原則として、次の隊形により防御活動し、石油タンク等に冷却注水する。



- ア 小松島 1 号隊は、自然水利に部署、吸管 2 本を投入する。65mmホース同時 2 線延長し、放水量2,000ℓ/min（ポンプ圧力0.85MPa以上）で荒巻 1 号隊に送水する。
- イ 荒巻 1 号隊は、65mmホース同時 2 線延長し、放水量2,000ℓ/min（ポンプ圧力0.85MPa以上）で松陵 1 号隊に中継送水する。
- ウ 松陵 1 号隊は、65mmホース同時 2 線延長し、放水量2,000ℓ/min（ポンプ圧力0.85MPa以上）で泉はしご 1 号隊に中継送水する。
- エ 泉はしご 1 号隊は、石油タンク等に冷却注水する。
- オ 状況により、指揮本部長は、中継隊の数を減らした活動を考慮する。
- (8) 後方支援中隊
- 次により活動する。
- ア 太白資機材搬送 1 号隊及び泉資機材搬送 1 号隊は、各エアータント 1 基、必要数の空気呼吸器予備ポンペを積載して出場する。
- 空気呼吸器予備ポンペに不足が見込まれる場合、後方支援中隊以外の署から搬送する。
- イ 太白資機材搬送 1 号隊及び泉資機材搬送 1 号隊は、後方支援中隊長の指示を受け、市資機材倉庫及び県資機材センターから泡原液、油吸着材等の資器材を搬送して第 1 化学中隊及び第 2 化学中隊へ供給する。
- ウ その他必要な消防活動資機材の調達及び現場活動を支援する。
- エ 消防団隊は、後方支援中隊長等の指揮の下、市資機材倉庫及び災害現場等において消防活動資機材の調達及び搬送等を支援する。

(消防活動上の留意事項等)

第 9 消防活動における一般的留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 指揮本部長の命により活動する。ただし、消火及び延焼防止のため緊急を要する場合、中隊長または小隊長の適切な判断により活動する。
- (2) 防御活動は、原則として資機材の集結を待って一挙に鎮滅する。併せて、危険物施設等に設置されている消防用設備を有効に活用する。
- (3) タンク火災等は、火点に近い場所で活動する場合、二次災害発生に備えて耐熱防火衣を着装して活動

するとともに、不意の爆発等の危険性を考慮して遮蔽物を利用するなど、受傷防止に十分留意する。

- (4) 泡を油面に直接放射することなく、燃焼面を有効に被覆するよう射程等を十分考慮する。
- (5) 燃焼タンクの消火活動は、必要に応じて底部配管から他タンクへの移送を考慮する。
- (6) 周囲のタンク及び物件に対して冷却注水するとともに、移動可能な物件は、必要に応じて安全な場所に移動する。
- (7) ENEOS(株)仙台製油所への進入は、原則として西門を通過し、進入する。
- (8) その他の消防活動上の留意事項は、県コンビナート防災計画の関係項目による。

2 水利部署における留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 機動化学中隊のみ屋外消火栓部署とし、その他の出場中隊は自然水利に部署する。
- (2) ENEOS(株)仙台製油所を6つの消火ブロックに分け、各ブロックの水利を別図のとおりとし、次表により部署する。

消火ブロック名	水利部署位置	
	第1化学中隊	第2化学中隊
第1消火ブロック	EまたはF	D
第2消火ブロック	EまたはF、もしくはC	DまたはA
第3消火ブロック	EまたはB、もしくはC	DまたはA
第4消火ブロック	EまたはB、もしくはC	DまたはA、もしくはB
第5消火ブロック	EまたはF、もしくはC	DまたはA、もしくはB
第6消火ブロック	EまたはG	FまたはH

- (3) 指揮本部長は、発災地点等を勘案し、上記の水利部署位置により当該化学中隊の部署位置を指示する。

3 仙台A区各事業所、仙台市ガス局港工場及び東北電力(株)新仙台火力発電所の施設概要及び防御活動要領は、次による。

(1) ENEOS(株)仙台製油所

ア 原油タンク地区（A－1・2・3、E－3・4）

- (ア) タンクの固定消火設備と泡消火栓の配管系統が同一であることから、チャンバーから泡放射されている場合は、泡消火栓の使用口数を3口程度（0.34Mpaで400ℓ/min）で使用すると約20分が限度である。
- (イ) 燃焼タンク以外の泡混合設備（エアフォームステーション）系統の泡消火栓を15口（1口200ℓ/min）で泡放射した場合のエアフォームステーションの使用限界は、次表のとおりである。

エアフォームステーション	使用限界	タンク番号	タンク数
原油タンク地区	5,000ℓで約25分	1, 2, 5, 6	4
製品タンクA区	10,000ℓで約50分	3, 4, 7～10, 100～104, 119, 120 201～212	25

製品タンク B 区	6,800ℓで約35分	105～118, 121～123, 129, 213 214, 301, 302	18
製品タンク D 区	11,900ℓで約55分	124～128, 130～133, 215～224	19
栈橋用(第1栈橋)	3,800ℓ (泡放水砲用400ℓ/min)	第1栈橋タンカー用	
原油タンク地区 (七ヶ浜町)	3,400ℓで約20分	11～17	7
タンク 合計数			73

(ウ) 当該地区の防御活動要領は、第8及び第9により防御にあたる。

イ 精製装置地区 (B-5)

(ア) 当該地区は、集中合理化装置群と重油間接脱硫装置群に区別される。

(イ) 泡消火栓は、13基設置している。

常圧蒸留塔(トッピング・タワー)の高さは、56mである。

(ウ) 当該地区の防御活動要領は、ア原油タンク地区のとおりとする。

ウ 精製装置地区 (C-5)

(ア) 当該地区は、残油流動接触分解装置群と重油直接脱硫装置群に区別される。

(イ) 泡消火栓は、31基設置している。併せて、固定放水砲16門を設置している。

(ウ) 当該地区の防御活動要領は、ア原油タンク地区のとおりとする。

エ 製品タンク B・C地区 (B-2・3・4, C-3・4)

(ア) タンク自体に冷却散水装置を設置している。必要により、更に冷却注水する。

(イ) 排水処理施設内のガードベースン(3,120m³)は、消火用水利として有効である。

(ウ) 当該地区の泡消火設備は、ア原油タンク地区と同様である。

(エ) 当該地区の防御活動要領は、ア原油タンク地区のとおりとする。

オ 海上入出荷 (第1・LPG受入・第2・3・4・6・7栈橋)

(ア) 各栈橋には、自由に屈折する送油パイプ(ローデング・アーム)があり、第1栈橋の送油パイプの高さは20m、第2～第4栈橋の送油パイプの高さは8mである。

(イ) 当該施設の防御活動は、ア原油タンク地区のとおりとする。

(ウ) 当該地区で船舶火災が発生した場合は、「塩釜海上保安部と仙台市消防局との業務協定」(昭和46年9月1日締結)による。

カ 動力設備地区 (B-6)

(ア) 電気設備火災時には電源の遮断を関係者に指示し、確認したのちに消火活動を行う。

(イ) 電源を遮断せずに活動する場合、受変電室及びコントロールセンターは10m以上、第一電気室は8m以上の最低安全距離を必ず確保し、粉末消火器を活用した防御活動を考慮する。

キ 本館事務所地区 (B-7)

一般建物火災に対する活動要領による。飛火及び輻射熱に充分留意し、隣接危険物施設への延焼を阻止する。

ク LPG関係施設

(ア) ガス流動範囲を的確に把握して火災警戒区域を広く設定し、隊員及び関係者の安全を確保する。

(イ) 防御活動は、二次災害発生に備えて有効な遮蔽物を利用し、努めて放水銃等を用いて火点と距離をとり、受傷防止を図る。放水は、冷却注水を原則とする。

(ウ) 水利部署は、風上または風横とする。また、活動隊は風上または風横から進入するとともに、活動に用いる資器材は、防爆型のものを使用する。

- (エ) 燃焼ガスの消火は、ガスの噴出を防止できる場合を除き、関係者と協議し対処する。
- ケ 脱硫装置地区（C－7）
- (イ) 当該地区は、ガソリン脱硫装置を設置している。
- (イ) 泡消火栓は7基設置している。
- (ウ) 当該地区の防御活動要領は、ア原油タンク地区のとおりとする。
- (2) 全農エネルギー㈱仙台石油基地
- ア 施設は陸上出荷のタンク（TK1・2・3・4・5・6・7・8・9）及び海上出荷栈橋に大別される。
- 防御活動は、(1)、エ・オを準用する。
- イ タンクの固定消火設備と泡消火栓は、バルブ操作により放射する。
- ウ 消火設備以外の水利として、ガードベースン（250m³）がある。
- (3) 仙台市ガス局港工場
- ア 活動開始以前に、原則として、管理事務所（コントロールセンター）において災害状況を把握する。
- イ 施設は、管理区画と保安区画に区別される。
- ウ ガス製造施設（保安区画）への進入は、ガス漏洩製造施設のブロック、減圧操作を確認するとともに、施設係員の電動ゲート開放により、進入する。
- エ 液化天然ガス（LNG）が液状またはガス状で漏洩している場合、白煙が発生する。白煙内は爆鳴気（液状ガスの気化が爆発的に発生し、煙内部が-110℃から-80℃となっている状態）を形成することから、白煙には接近しない。
- オ ガス流動範囲を的確に把握して火災警戒区域を広く設定し、隊員及び関係者の安全を確保する。
- カ 水利部署は風上または風横とする。活動に用いる資器材は、防爆型のものを使用する。
- キ 燃焼ガスの消火は、ガスの噴出を防止できる場合を除き、関係者と協議し対処する。
- (4) 東北電力㈱新仙台火力発電所
- ア 設備は、発電設備（ボイラー、発電機、タービン）とボイラー用燃料タンクに区別される。
- イ 消火設備以外の水利として、発電設備における冷却水の取水口1ヶ所、排水口2ヶ所がある。
- ウ 事務所棟以外の防御活動においては、原則として泡消火活動を主体とする。

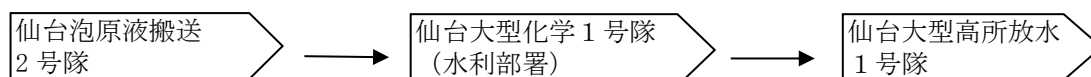
（流出油事故）

第10 消防部隊の編成は、次のとおりとする。

- (1) 指揮部隊
宮城野指揮1号隊、消防航空隊
- (2) 救助中隊
仙台救助1号隊、仙台特殊災害対応1号隊、宮城野救助1号隊
- (3) 機動化学中隊
仙台大型高所放水1号隊、仙台大型化学1号隊、仙台泡原液搬送2号隊

2 消防部隊の各隊の活動要領は、次のとおりとする。

- (1) 指揮部隊
指揮本部を設置し、災害全般の状況把握及び消防部隊の総括にあたる。
- (2) 救助部隊
救出・救護事案を優先に活動するとともに、ガス検知器等により周囲の環境測定活動にあたる。
- (3) 機動化学中隊
原則として、次の隊形により防御活動する。



流出油への着火炎上に備え警戒筒先を配備するとともに、指揮本部の支援活動にあたる。

(移動配置)

第11 警防部長または各消防署長は、必要により、消防小隊を指定して移動配置する。

(消防隊の臨時編成)

第12 各消防署長は、管轄区域における消防力が不足すると判断した場合、毎日勤務者または招集により職員を確保し、臨時に消防隊を編成する。

(塩釜地区)

第13 塩釜地区特別防災区域における災害は、機動化学中隊が出場する。

その後の応援出場は、仙台A区出場体制及び活動要領による。

(訓練・研修)

第14 この計画を円滑に運用するため、年1回異常の総合訓練または研修を行う。

(その他)

第15 この計画に定めるもののほか、石油コンビナート等特別防災区域に係る活動等に関する必要な事項は、警防部警防課長が別に定める。

附 則

改正 平成2年3月27日消警警第98号

改正 平成4年5月7日消警警第7号

改正 平成4年11月6日消警警第28号

改正 平成5年3月2日消警警第47号

改正 平成5年10月20日消警警第25号

改正 平成6年8月1日消警警第22号

改正 平成9年11月13日消警警第29号

改正 平成10年8月1日消警警第64号

改正 平成11年3月26日消警警第136号

改正 平成13年1月29日消警警第52号

改正 平成14年5月29日消警警号外

改正 平成17年2月28日消警警第46号

改正 平成19年3月19日消警警第78号

改正 平成20年3月19日 H19消警警第1963号

改正 平成21年3月25日 H20消警警第1389号

改正 平成21年8月3日 H21消警警第744号

改正 平成22年11月1日 H22消警警第1125号

改正 平成23年11月29日 H23消警警第1448号

改正 平成26年3月19日 H25消警警第2572号

改正 平成26年12月22日 H26消警警第2083号

改正 平成29年3月1日 H28消警警第2132号

改正 平成30年3月14日 H29消警警第2461号

改正 令和2年3月18日 H31消警警第2791号

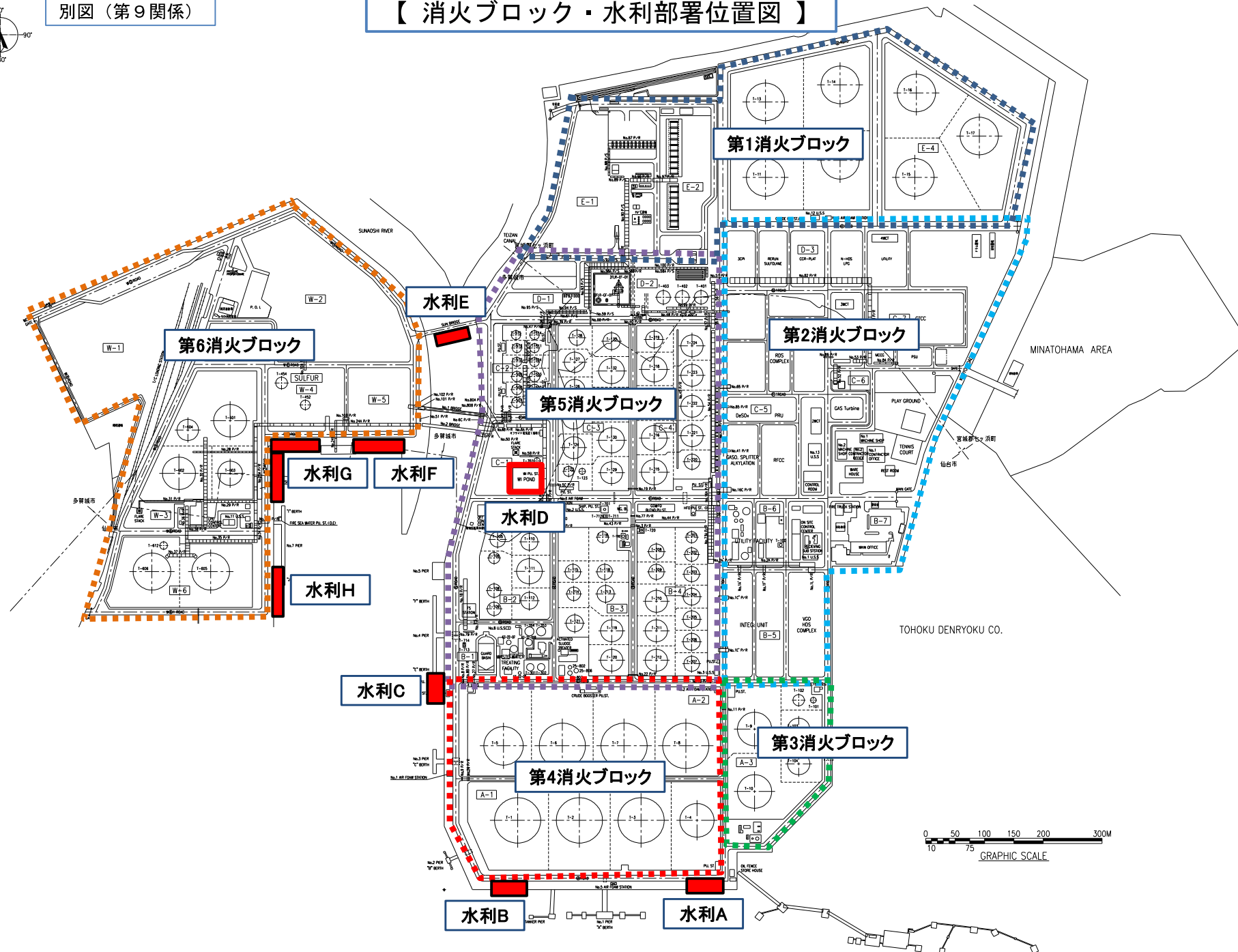
改正 令和5年2月15日 R4消警警第2662号

この改正は、令和5年3月1日から実施する。



別図（第9関係）

【 消火ブロック・水利部署位置図 】



仙台A区出場計画

仙台市消防局

出場区分	消 防 職 員 隊	消防団隊
第1出場	①【指揮部隊】（宮城野指揮2号隊） 宮城野指揮1号隊，若林指揮1号隊，仙台無線情報1号隊，消防航空隊 ②【救助中隊】 仙台救助1号隊，仙台特別高度工作1号隊，宮城野救助1号隊，救急隊1号隊 ③【機動化学中隊】 仙台大型高所放水1号隊，仙台大型化学1号隊，仙台泡原液搬送1号隊，仙台泡原液搬送2号隊 ④【第1化学中隊】 宮城野化学1号隊，若林化学1号隊，岩切1号隊，鶴谷1号隊，遠距離送水隊（仙台送水1号隊，仙台送水2号隊，六郷広報1号隊，仙台救助2号隊） ⑤【第2化学中隊】 泉化学1号隊，宮城化学1号隊，原町1号隊，河原町1号隊，長町1号隊 ⑥【後方支援中隊】 泉資機材搬送1号隊，太白資機材搬送1号隊， *第1化学中隊，第2化学中隊及び後方支援中隊は，市資機材倉庫に集結	【後方支援中隊】 （港分団） 中野白鳥部，南蒲生部 下岡田部，上岡田部 （高砂分団） 出花部 *各部5名，市資機材倉庫に集結
第2出場	①【指揮部隊】 泉指揮1号隊 ②【第1消火中隊】 八乙女1号隊，中田1号隊，片平1号隊，若林はしご1号隊 ③【第2消火中隊】 小松島1号隊，荒巻1号隊，松陵1号隊，泉はしご1号隊 *第1消火中隊及び第2消火中隊は，市資機材倉庫に集結	【後方支援中隊】 （高砂分団） 甲区部，栄部 福室部，南福室部 福田町部 *各部5名，市資機材倉庫に集結
危険物 漏洩 警戒出場	①【指揮部隊】 宮城野指揮1号隊，消防航空隊 ②【救助中隊】 仙台救助1号隊，仙台特殊災害対応1号隊，宮城野救助1号隊 ③【機動化学中隊】 仙台大型高所放水1号隊，仙台大型化学1号隊，仙台泡原液搬送2号隊	
塩 釜 消防本部 出動計画	E N E O S (株) 仙台製油所 【警防本部隊】 警防指揮1，指令1 【指揮隊】 指揮2 【3点セット隊】 高所1，化学1，搬送2 【冷却隊】 化学2，化学3，西部1，塩釜1，利府2	
		【七ヶ浜町消防団】 ・第1分団 ・第6分団 （七ヶ浜町管内の場合） 【多賀城市消防団】 ・第5分団 ・第6分団 （多賀城市管内の場合）

仙台B区出場計画

仙台市消防局

出場区分	消 防 職 員 隊	消防団隊
第1出場	①【指揮部隊】（宮城野指揮2号隊） 宮城野指揮1号隊，若林指揮1号隊， 仙台無線情報1号隊， 消防航空隊 ②【救助中隊】 仙台救助1号隊，仙台特別高度工作1号隊， 宮城野救助1号隊，救急隊1隊 ③【機動化学中隊】 仙台大型高所放水1号隊，仙台大型化学1号隊，仙台泡原液 搬送1号隊，仙台泡原液搬送2号隊 ④【第1化学中隊】 宮城野化学1号隊，若林化学1号隊，岩切1号隊，鶴谷1号 隊，遠距離送水隊（仙台送水1号隊，仙台送水2号隊，六 郷広報1号隊，仙台救助2号隊） ＊第1化学中隊は，市資機材倉庫に集結	【後方支援中隊】 （港分団） 中野白鳥部，南蒲生部 下岡田部，上岡田部 （高砂分団） 出花部 ＊各部5名，市資機材倉 庫に集結
第2出場	①【第2化学中隊】 泉化学1号隊，宮城化学1号隊，原町1号隊，河原町1号隊， 長町1号隊 ②【後方支援中隊】 泉資機材搬送1号隊，太白資機材搬送1号隊， ＊第2化学中隊及び後方支援中隊は，市資機材倉庫に集結	
第3出場	①【指揮部隊】 泉指揮1号隊 ②【第1消火中隊】 八乙女1号隊，中田1号隊，片平1号隊，若林はしご1号隊 ③【第2消火中隊】 小松島1号隊，荒巻1号隊，松陵1号隊，泉はしご1号隊 ＊第1消火中隊及び第2消火中隊は，市資機材倉庫に集結	【後方支援中隊】 （高砂分団） 甲区部，栄部 福室部，南福室部 福田町部 ＊各部5名，市資機材倉 庫に集結
危険物 漏 洩 警戒出場	①【指揮部隊】 宮城野指揮1号隊，消防航空隊 ②【救助中隊】 仙台救助1号隊，仙台特殊災害対応1号隊，宮城野救助1号隊 ③【機動化学中隊】 仙台大型高所放水1号隊，仙台大型化学1号隊， 仙台泡原液搬送2号隊	
塩 釜 消防本部 出動計画	仙台市ガス局港工場，全農エネルギー㈱仙台石油基地，東北電力㈱新仙台火力発電所 【警防本部隊】警防指揮1，指令1 【指揮隊】指揮2 【3点セット隊】高所1，化学1，搬送2 その他の第2種事業所 【出動隊】化学1	

【消防部隊の編成車両の代替出場】

仙台市消防局

対 象 車 両	代 替 出 場 車 両	備 考
【機動化学中隊】 仙台大型高所放水1号	宮城野はしご1号	その他、第5項3、(2)に準ずる ほか警防本部長が必要に応じ指 定する。
【第1・2化学中隊】 各消防署化学1号	(第1順位) 太白化学1号 (第2順位) 青葉化学1号	
【第1化学中隊】 仙台送水1号 仙台送水2号	六郷1号	
【第1・2消火中隊】 若林はしご1号 泉はしご1号	青葉はしご1号	
【後方支援中隊】 泉資機材搬送1号 太白資機材搬送1号	青葉資機材搬送1号	

(3) 石油コンビナート等特別防災区域警防計画

塩釜地区消防事務組合消防本部

(目的)

第1 この計画は、宮城県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の危険物や高压ガスを大量に貯蔵あるいは処理する施設及びタンカーからの火災等災害に対処するため、現有消防力を結集して被害を最小限に止めるとともに、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(区分)

第2 特別防災区域とは、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）で定める塩釜地区及び仙台地区をいい、次のように区分する。

(1) 塩釜地区

(2) 仙台多賀城区

東邦アセチレン(株)多賀城工場

(3) 仙台A区

ENEOS(株)仙台製油所（大容量泡放射システム配備対象屋外貯蔵タンク（以下「システム該当タンク」という。）保有事業所）

(4) 仙台B区

仙台市ガス局港工場、全農エネルギー(株)仙台石油基地、東北電力(株)新仙台火力発電所

(5) 仙台C区

仙台A区及びB区外の仙台市区域内の地区

(出動指令)

第3 特別防災区域に係る出動指令は、住所、事業所名のほか、発災場所の「施設名」、「タンク番号」等を付して行う。

なお、仙台A区中、システム該当タンクにおける火災の発生を覚知した場合、大容量泡放射システムに係る広域共同防災組織等への出動要請の有無について確認するものとする。

(火災出動隊)

第4 火災出動隊の編成は、次のとおりとする。

(1) 警防本部隊 指令1・指揮隊1

(2) 指揮隊 指揮1（塩釜地区）・指揮2（仙台多賀城区・仙台地区）

(3) 3点セット隊 高所1・化学1・搬送2

(4) 冷却隊 塩釜1・多賀城2・化学2・七ヶ浜2・化学3

(5) 後方支援隊 搬送1・救助1

2 火災出動隊の長は、次のとおりとする。

なお、隊長の代理は隊長指定隊の上位の階級にある者とする。

(1) 指揮隊 [塩釜地区] 塩釜署長

[仙台多賀城区] 多賀城署長

[仙台地区] 多賀城署長

(2) 3点セット隊 [塩釜地区] 塩釜当直司令

[仙台多賀城区] 多賀城当直司令

[仙台地区] 多賀城当直司令

- | | | |
|-----------|----------|---------|
| (3) 冷却隊 | 〔塩釜地区〕 | 多賀城当直司令 |
| | 〔仙台多賀城区〕 | 塩釜当直司令 |
| | 〔仙台地区〕 | 塩釜当直司令 |
| (4) 後方支援隊 | 〔塩釜地区〕 | 多賀城当直司令 |
| | 〔仙台多賀城区〕 | 塩釜当直司令 |
| | 〔仙台地区〕 | 塩釜当直司令 |

3 塩釜地区における活動態勢及び要領

(1) 警防本部隊

出動部隊の運用、統制、連絡及び現場における情報収集を行う。また、予防班は、施設被害調査及び被害情報等の収集に着手する。

(2) 指揮隊

指揮1が、指揮本部を設置し、災害全般の状況把握及び活動部隊を総括する。ただし、夜間及び休日に指揮隊が現場に到着するまでの間は、塩釜1が現場に先行し、災害全般の状況把握及び活動部隊を総括する。

(3) 3点セット隊

- ① 塩釜地区消防事務組合倉庫（以下「組合倉庫」という。）前に集結する。
- ② 多賀城1は化学1への乗換え運用とする。
- ③ 塩釜2は搬送2への乗換え運用とし、集結後、組合倉庫内の泡消火薬剤タンク3基（各1,000L）及び資機材（天秤・ツヨロン・耐熱服等）を積載し、化学1部署位置に搬送する。
- ④ 高所1及び化学1は集結後、適切な部署位置を選定し、泡消火薬剤を積載する搬送2と連携しながら防ぎよに当たる。
- ⑤ 搬送2は、状況に応じて、再び組合倉庫内の泡消火薬剤タンク3基（各1,000L）を積載し、化学1部署位置に搬送する。

(4) 冷却隊

- ① 塩釜地区共同防災センター前に集結後、発災事業所以外の消防用水利部署又は自然水利部署により冷却注水に当たる。
- ② 発災施設までの遠近等を考慮し、5台による中継隊形、又は2台（2セット）中継隊形を判断する。
- ③ 火勢の状況により、放水配備は化学1積載の放水銃を活用、又は耐熱服を着装し活動に当たる。

(5) 後方支援隊

- ① 搬送1は、消防本部日勤者（総務課・予防課・警防課各1名）で運用し、エアーテント（オレンジ6m×6m）一式、移動式空気ボンベ充填機一式、空気呼吸器予備ボンベの在庫すべてを積載し、各隊の支援活動に当たる。
- ② 救助1は、救出・救護事案を優先に活動するが、該当しない場合は、各隊の支援活動に当たる。

(6) 他の関連する部隊

- ① 塩釜2及び水槽1（小型船舶免許及び大型自動車免許有資格者を含む。）は、残留者と参集者で編成する。
- ② 塩竈市塩竈消防団

ア ホースを増載し出動するものとし、塩釜地区共同防災センター前に集結後、冷却隊長の指示により発災事業所以外の消防用水利に部署し、冷却注水に当たる。（東部・南部・北部分団）

イ 状況に応じ、周辺地域の広報活動若しくは避難の際の誘導に当たる。（西部分団）

③ 宮城マリンサービス㈱

企業側から泡消火薬剤の補給を受け出動、海上からの防ぎよに当たる。

4 仙台多賀城区における活動態勢及び要領

(1) 警防本部隊

出動部隊の運用、統制、連絡及び現場における情報収集を行う。また、予防班は、施設被害調査及び被害情報等の収集に着手する。

(2) 指揮隊

指揮 2 が出動、指揮本部を設置し、災害全般の状況把握及び活動部隊を総括する。

(3) 出動隊

塩釜地区消防事務組合火災警防規程（平成 7 年庁訓第 6 号）第 50 条で定める火災出動区分表による第二出動隊とし、加えて高所 1 の出動とする。

(4) 要領

施設の冷却注水及びガス拡散防止を主眼に防ぎよ活動を実施する。

5 仙台 A 区における活動態勢及び要領

(1) 警防本部隊

出動部隊の運用、統制、連絡及び現場における情報収集を行う。また、予防班は施設被害調査及び被害情報等の収集に着手する。

(2) 指揮隊

指揮 2 が出動、指揮本部を設置し、災害全般の状況把握及び活動部隊を総括する。ただし、夜間及び休日に指揮隊が現場に到着するまでの間、若しくは化学 1 が現場に到着するまでの間、化学 2 が現場に先行し、災害全般の状況把握及び活動部隊を総括する。

(3) 3 点セット隊

① ENEOS㈱仙台製油所正門前に集結する。

② 多賀城 1 は化学 1 への乗換え運用とする。

③ 塩釜 2 は搬送 2 への乗換え運用とし、組合倉庫内の泡消火薬剤タンク 3 基（各 1, 0 0 0 L）及び資機材（天秤・ツヨロン・耐熱服等）を積載し、集結後、化学 1 部署位置に搬送する。

④ 高所 1 及び化学 1 は集結後、適切な部署位置を選定し、泡消火薬剤を積載する搬送 2 と連携しながら防ぎよに当たる。

⑤ 搬送 2 は、状況に応じて、再び組合倉庫内の泡消火薬剤タンク 3 基（各 1, 0 0 0 L）を積載し、化学 1 部署位置に搬送する。

⑥ 施設への進入は、ENEOS㈱仙台製油所正門とする。

(4) 冷却隊

① ホースを増載し出動するものとし、ENEOS㈱仙台製油所正門前に集結後、自然水利部署により冷却注水に当たる。

② 火勢の状況により、放水配備は化学 1 積載の放水銃を活用、又は耐熱服を着装し活動に当たる。

③ 遠距離中継に際しては、消防団隊の連携を図る。

(5) 他の関連する部隊

① 塩釜 2 及び水槽 1（小型船舶免許及び大型自動車免許有資格者を含む。）は、を残留者と参集者で編成する。

② 仙台市消防局

仙台市消防活動基本規程に基づき出動、泡放射 3 口、冷却 2 口により防ぎよに当たる。

③ 七ヶ浜町消防団（七ヶ浜町管内）

〔第1分団〕〔第6分団〕

④ 多賀城市消防団（多賀城市管内）

〔第5分団〕〔第6分団〕

ア 各消防団隊は、ホースを増載し出動するものとし、ENEOS(株)仙台製油所正門前に集結後、冷却隊長の指示により自然水利に部署し、中継隊形による冷却注水に当たる。

イ 状況に応じ、周辺地域の広報活動若しくは避難の際の誘導に当たる。

⑤ 宮城マリンサービス(株)

企業側から泡消火薬剤の補給を受け出動、海上からの防ぎよに当たる。

5-2 仙台A区中のシステム該当タンク

システム該当タンクにおいて、全面火災となり、若しくは全面火災に推移する様相を呈し、発災事業所が大容量泡放射システムを要請し、又は要請することが想定される場合の活動要領等は、次のとおりとする。

(1) システム該当タンク

タンク数	構内地区	タンク番号（システム該当タンク）
19 基	A-1	T-1 T-2 T-3 T-4
	A-2	T-5 T-6 T-7 T-8
	A-3	T-9 T-10
	C-3	T-129
	C-4	T-224
	E-3	T-11 T-12 T-13 T-14
	E-4	T-15 T-16 T-17

(2) システム該当タンクの活動態勢及び要領

出動体制は、仙台A区同様の出動とする。

① 大容量泡放射システムの到着までの活動

ア 指揮本部は、災害現場を見通すことができる位置及びボイルオーバー、スロップオーバーによる危険に留意した場所に設置する。

イ 大容量泡放射システムが到着するまでの活動において、3点セット隊は、放水位置を風上・風横側を原則とした発災タンク及び隣接タンクの側板への冷却注水を優先し、散発的な泡放射は行わないものとする。

(ア) 出動車両の部署に際しては、大容量泡放射システムの泡放水砲の配置場所及び給水ホース延長スペースを予め確保するか、又は後に移動可能な状態とする。

なお、大容量泡放射システム泡放水砲は、現場の風向き等の状況に応じて配置位置が決定される。

(イ) 注水位置は、燃えている液面より高い位置とする。

(ウ) タンク内へは注水しない。

(エ) 散水設備等が設置されている場合には積極的に活用する。

② 大容量泡放射システムの泡放射開始から鎮火までの活動

ア 指揮隊長は、原則として、タンクの冷却及び延焼防止に主眼をおいた活動を継続的に実施するものとする。

イ 指揮隊長は、防災管理者と連絡を密にし、大容量泡放射システムが放射可能となった時点で併せて、

タンク側板の油面高さ部分の冷却活動を行う。

ウ 鎮火直後の状態では、油温及びタンク側板等の温度が十分に低下しておらず、再出火の危険性が高い状態であることから、大容量泡放射システム到着前の活動と同様に、引き続き冷却活動を行う。

(3) 共通事項

- ① 出火タンクは、長時間燃焼することで、タンク側板の座屈危険を生じるほか、内容物が高温となり、放射された消火泡が破壊されやすくなる。また、油種によっては熱帯油を生じ、ボイルオーバーを起こす危険性がある。
- ② 出火タンク側板及び隣接タンクの熱影響を受ける部分は、熱画像装置を積極的に活用し監視に当たる。
- ③ 消防用（65mm）ホースは、大容量泡放射システム給水ホースの下になった場合は、給水ホース重量で潰れ送水不能となるので注意する。

6 仙台B区における活動態勢及び要領

(1) 警防本部隊

出動部隊の運用、統制、連絡及び現場における情報収集を行う。

(2) 指揮隊

指揮2が出動、指揮本部を設置し、災害全般の状況把握及び活動部隊を総括する。

(3) 3点セット隊

- ① 高所1、化学1及び搬送2は各事業所正門（守衛所、ゲート）付近に集結する。
- ② 多賀城1は化学1への乗換え運用とする。
- ③ 高所1及び化学1は集結後、適切な部署位置を選定し、搬送2と連携しながら防ぎょに当たる。
- ④ 塩釜2は搬送2への乗換え運用とし、組合倉庫内の泡消火薬剤タンク3基（各1,000L）を積載し、集結後、化学1部署位置に泡消火薬剤を搬送する。
- ⑤ 搬送2は、状況に応じて、再び組合倉庫内の泡消火薬剤タンク3基（各1,000L）を積載し、化学1部署位置に搬送する。

(4) 他の関連する部隊

- ① 指揮隊は、状況に応じて、冷却隊のうち塩釜1、多賀城2、化学2及び七ヶ浜2を追加出動させる。
- ② 塩釜2及び水槽1（小型船舶免許及び大型自動車免許有資格者を含む。）は、残留者と参集者で編成する。

7 仙台C区における活動態勢

災害発生覚知により、多賀城1が化学1へ乗換え出動する。

8 留意事項

活動に当たっての一般的留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 出動隊は、原則として、指揮本部の命により行動するものとする。ただし、防ぎょ上緊急を要し指揮本部の命令を受ける暇のないときは、各級指揮者の判断により行動するものとする。
- (2) 塩釜地区の火災における水利部署について、3点セット隊は屋外給水栓部署とし、冷却隊は自然水利部署又は発災事業所以外の水利に部署するものとする。
- (3) 仙台A区の火災における水利部署については、3点セット隊は屋外給水栓部署、冷却隊は自然水利部署とする。
- (4) 防ぎょ活動は、原則として、必要資機材の集結を待って一挙に防ぎょする。ただし、初期消火等において現有消防資機材で消火可能と判断されるときは、この限りでない。
- (5) プラント若しくは屋外貯蔵タンク火災においては、県防災ヘリを要請し、上空偵察により延焼状況及び泡放射状況の確認を行う。

- (6) 防ぎょ活動にあつては、遮へい物を利用し行動するものとし、爆発その他人命危険があると判断されるときは、一時避難するなど人命安全確保に充分留意し行動するものとする。
- (7) 火災タンクの消火活動に必要がある場合は、危険物を他のタンクへ底部配管を利用し移送するものとする。
- (8) 周囲の延焼危険のある移動可能物件は、安全な場所へ搬出移動するものとする。
- (9) 泡消火薬剤（合成界面活性剤泡消火薬剤）に不足が生じた場合は、宮城県防災資機材センターから備蓄用泡消火薬剤（水成膜泡消火薬剤）を調達するものとする。

（流出油事故出動隊）

第5 流出油事故出動隊の編成は、次のとおりとする。

- (1) 警防本部隊 指令1・指揮隊1
- (2) 指揮隊 指揮1（塩釜地区）・指揮2（仙台地区）
- (3) 警戒隊 塩釜1・化学1・多賀城2・化学2・七ヶ浜2・化学3・搬送2・救助1

2 流出油事故出動隊の長は、次のとおりとする。

なお、隊長の代理は隊長指定隊の上位の階級にある者とする。

- (1) 指揮隊 [塩釜地区] 塩釜署長
[仙台地区] 多賀城署長
- (2) 警戒隊 [塩釜地区] 中隊長 塩釜当直司令
[仙台地区] 中隊長 多賀城当直司令

3 塩釜地区及び仙台A区における活動態勢及び要領

(1) 警戒本部隊

出動部隊の運用、統制、連絡及び現場における情報収集を行う。また、予防班は施設被害調査及び被害情報等の収集に着手する。

(2) 指揮隊

指揮1又は指揮2が出動、指揮本部を設置し、災害全般の状況把握及び活動部隊を総括する。

(3) 警戒隊

① 多賀城1は化学1へ乗換え運用とする。

② 流出油の状況に応じて、塩釜2は搬送2への乗換え運用とし、組合倉庫内より泡消火薬剤タンク3基（各1,000L）を積載し、化学1の部署位置に搬送する。

③ 化学1、化学2及び化学3は、流出油の状況に応じ、着火炎上に備えるとともに拡散状況の調査に着手する。

④ 塩釜1、多賀城2及び七ヶ浜2は、化学車隊の元ポンプとなるとともに拡散状況の調査に着手する。

(4) 他の関連する部隊

塩釜2及び水槽1（小型船舶免許及び大型自動車免許有資格者を含む。）は、残留者と参集者で編成するとともに、状況に応じて消防艇による海上警戒に当たる。

4 仙台B区及び仙台C区における活動態勢

災害発生覚知により、多賀城1が化学1へ乗換え出動する。

（ガス災害時出動隊）

第6 ガス災害時出動隊の編成は、次のとおりとする。

- (1) 警戒本部隊 指令1・指揮隊1
- (2) 指揮隊 指揮1（塩釜地区）・指揮2（仙台多賀城区・仙台地区）
- (3) 警戒隊 塩釜1・塩釜2・化学1・化学2・七ヶ浜2・化学3・救助1・救急1（又は救急6）

2 ガス災害時出動隊の長は、次のとおりとする。

なお、隊長の代理は隊長指定隊の上位の階級にある者とする。

- | | | |
|---------|----------|-------------|
| (1) 指揮隊 | 〔塩釜地区〕 | 塩釜署長 |
| | 〔仙台多賀城区〕 | 多賀城署長 |
| | 〔仙台地区〕 | 多賀城署長 |
| (2) 警戒隊 | 〔塩釜地区〕 | 中隊長 塩釜当直司令 |
| | 〔仙台多賀城区〕 | 中隊長 多賀城当直司令 |
| | 〔仙台地区〕 | 中隊長 多賀城当直司令 |

3 塩釜地区、仙台多賀城区及び仙台A区における活動態勢及び要領

(1) 警防本部隊

出動部隊の運用、統制、連絡及び現場における情報収集を行う。また、予防班は施設被害調査及び被害情報等の収集に着手する。

(2) 指揮隊

指揮1又は指揮2が出動、指揮本部を設置し、災害全般の状況把握及び活動部隊を総括する。

(3) 警戒隊

① 多賀城1は化学1へ乗換え運用とする。

② ガス検知により警戒区域を設定するとともに、施設の冷却注水及びガス拡散防止を主眼に防ぎょ活動を実施する。

③ 救急1（又は救急6）は、負傷者発生に備え、指揮本部に現場待機とする。

4 仙台B区及び仙台C区における活動態勢

災害発生覚知により、多賀城1が化学1へ乗換え出動する。

第7 その他

(1) 災害の規模が拡大し、当消防組管内全域に延焼危険のある場合、又は宮城県石油コンビナート等防災計画に基づき設置された現地防災本部から要請があった場合は、その都度増強を図るものとする。

(2) 特別防災区域内に災害が発生したときは、消防力を確保するため非番員を招集して消防隊を編成するものとする。

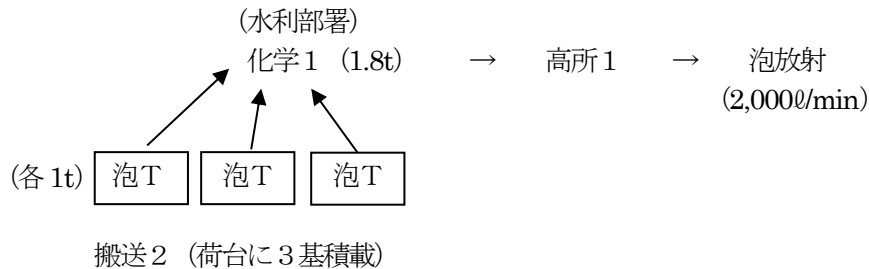
(3) 地震等大規模災害発生時には状況に応じ、この計画に基づく出動体制を減ずることができるものとする。

火災時防ぎょ活動基本隊形一覧表

【塩釜地区】

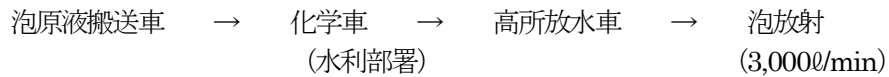
1 泡放射隊形

- (1) 塩釜地区消防事務組合消防本部
3点セット隊



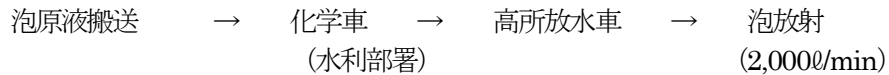
- (2) 仙台市消防局

3点セット



- (3) 企業

3点セット

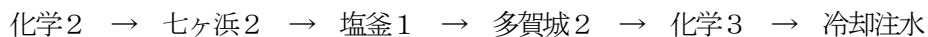


- (4) 宮城マリンサービス(株) (タンカー火災時のみ)

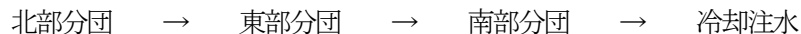


2 冷却注水隊形

- (1) 塩釜地区消防事務組合消防本部



- (2) 塩竈市塩竈消防団



3 避難誘導及び広報

塩竈市塩竈消防団西部分団

【仙台多賀城区】

冷却注水隊形

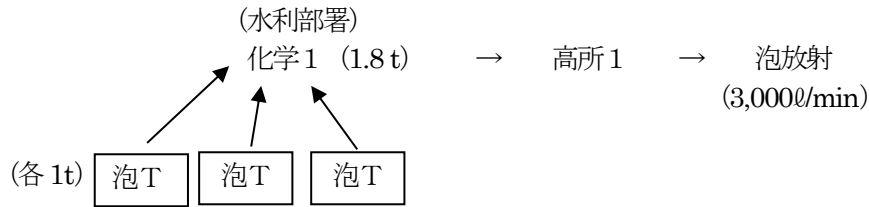
塩釜地区消防事務組合消防本部



【仙台A区】

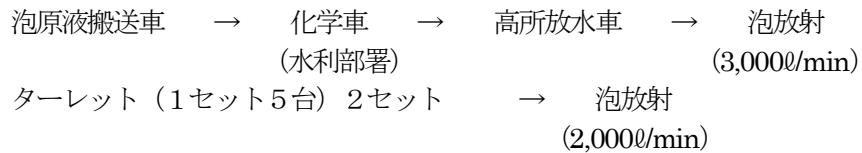
1 泡放射隊形

- (1) 塩釜地区消防事務組合消防本部
3点セット隊



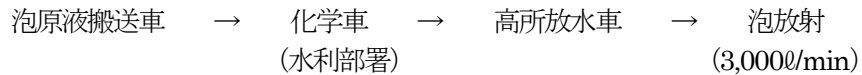
搬送2 (荷台に3基積載)
※システム該当タンク全面火災を除く。

- (2) 仙台市消防局
3点セット

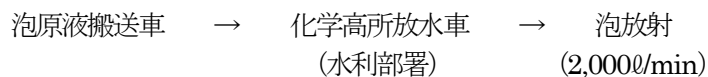


- (3) 企業

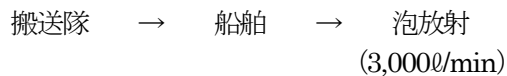
3点セット



2点セット

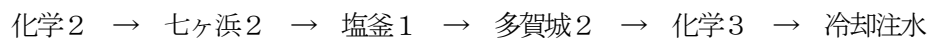


- (4) 宮城マリンサービス(株) (タンカー火災時のみ)

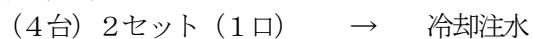


2 冷却注水隊形

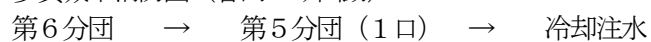
- (1) 塩釜地区消防事務組合消防本部



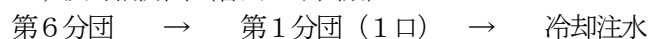
- (2) 仙台市消防局



- (3) 多賀城市消防団 (管内のみ出動)



- (4) 七ヶ浜町消防団 (管内のみ出動)

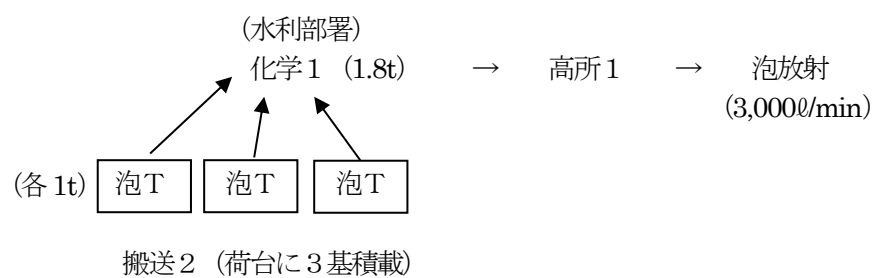


【仙台B区】

泡放射隊形

塩釜地区消防事務組合消防本部

3点セット隊



【仙台C区】

出動隊

塩釜地区消防事務組合消防本部

化学1

7. 相互応援の現況

(1) 相互応援体制一覧

協定等の名称	協 定 書	内 容	協定年月日
消防相互応援協定	仙台市長，塩竈市長，名取市長，多賀城市長，岩沼市長，松島町長，七ヶ浜町長，利府町長，塩釜地区消防事務組合管理者	当該地域における大規模災害，産業災害等の予防，鎮圧に万全を期するため，消防組織法第 21 条の規定に基づき協定し，緊急時に際して相互に応援する。	昭和 48 年 3 月 1 日
広域消防相互応援協定	石巻地区広域行政事務組合，大崎地域広域行政事務組合，塩釜地区消防事務組合，気仙沼・本吉地域広域行政事務組合及び登米地区広域行政事務組合の管理者	消防組織法に基づく市町村の相互応援を拡大充実し，広域に亘る相互応援を行う。	昭和 48 年 1 月 24 日
消防相互応援協定	塩釜地区消防事務組合管理者 黒川地区消防事務組合管理者	大規模災害及び特殊な火災若しくは突発的災害に際してその鎮圧に万全を期するため，消防組織法第 21 条の規定に基づき相互に応援する。	昭和 48 年 8 月 8 日
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定	宮城海上保安部長と仙台市消防局長	船舶火災に対処して行う消火活動の分担，調査，通報，協力等について定め，相互に協力する。	昭和 46 年 9 月 1 日
	宮城海上保安部長と塩釜地区消防事務組合管理者		昭和 45 年 4 月 1 日
塩釜港タンカー事故等対策推進本部	構成機関（別添のとおり。）	塩釜港における流出油事故又はタンカー等の火災に対し，関係機関が連絡協議して，防災対策を推進する。	昭和 47 年 4 月 26 日
宮城県高圧ガス地域防災協議会	協議会会員（119 事業所）	県内における地域防災体制を確立し，高圧ガス災害の発生又は拡大を協力して防止する。	昭和 47 年 5 月 9 日
海水油濁処理協力機構 仙台支部	支部加盟事業所（別添のとおり。）	「海水油濁処理協力規程」に基づき，流出油防除活動を実施する際の組織，出動基準等を定め迅速かつ効果的な活動を実施する。	昭和 48 年 8 月 1 日
塩釜地区特別防災区域協議会	カメイ物流サービス㈱以下 9 社（別添のとおり。）	消防相互援助	昭和 44 年 2 月 1 日
全国石油工場災害相互援助規程	石油連盟加入会社	災害時における全国石油工場の相互援助について，その態勢及び運営に関する基準を定め，迅速，適確かつ組織的な措置をとる。	昭和 45 年 10 月 12 日
宮城県沿岸排出油等防除協議会	協議会会員（別添のとおり。）	宮城県沿岸海域において大量の油が流出した場合の流出油防除活動について，協議して実施を推進する。	平成 6 年 11 月 16 日

仙台地区共同防災組織に関する協定 仙台地区共同防災規程	E N E O S (株) 仙 台 製 油 所 東 北 電 力 (株) 新 仙 台 火 力 発 電 所 全 農 エ ネ ル ギ ー (株) 仙 台 石 油 基 地 仙 台 市 ガ ス 局 港 工 場 東 邦 ア セ チ レ ン (株) 多 賀 城 工 場 J F E ス ー プ (株) 棒 線 事 業 部 仙 台 製 造 所 (株) 仙 台 サ ン ソ セ ン タ ー 日 鉄 建 材 (株) 仙 台 製 造 所 東 洋 製 罐 (株) 仙 台 工 場 キ リ ン ビ ー ル (株) 仙 台 工 場 石 油 資 源 開 発 (株) 仙 台 パ ワ ー ス テ ー シ ョ ン (株) 仙 台 パ ワ ー ス テ ー シ ョ ン	石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性に鑑み、当事者が協力して防災活動を実施するため、共同防災組織の設置及び運営に関する事項を定める。	昭和 62 年 10 月 1 日
塩釜地区特別防災区域協議会会則 共同防災規程	E N E O S (株) 塩 釜 油 槽 所 出 光 興 産 (株) 塩 釜 油 槽 所 東 西 オ イ ル タ ー ミ ナ ル (株) 塩 釜 油 槽 所 出 光 興 産 (株) 貞 山 塩 釜 油 槽 所 カ メ イ 物 流 サ ー ビ ス (株)	同 上	昭和 52 年 7 月 14 日
災害相互応援協定書	仙台地区共同防災運営協議会長 塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長	仙台地区又は塩釜地区特別防災区域内での災害発生に際して、応急措置の実施及び災害の拡大防止を図るため、相互に応援する。	平成 8 年 3 月 27 日
宮城県広域消防相互応援協定	仙台市長，名取市長，登米市長，栗原市長，黒川地域行政事務組合理事長，石巻地区広域行政事務組合管理者，塩釜地区消防事務組合管理者，亘理地区行政事務組合管理者，仙南地域広域行政事務組合理事長，大崎地域広域行政事務組合管理者，気仙沼・本吉地域広域行政事務組合理事長	消防組織法に基づき市町村，消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合が，行政区域を越えて広域的な消防相互応援を行う。	平成 31 年 4 月 1 日
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石 油 基 地 自 治 体 協 議 会 加 盟 5 6 市 長	石油基地自治体協議会に加盟する団体が，コンビナート事故，地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災した場合に，相互に応援協力し，被災団体への災害対応を行う。	平成 23 年 7 月 12 日

(2) 協定書等

消防相互応援協定書

仙台市長，塩釜市長，名取市長，泉市長，多賀城市長，岩沼市長，宮城町長，松島町長，七ヶ浜町長，利府町長，秋保町長及び塩釜地区消防事務組合管理者（以下「市長等」という。）は，大規模災害，産業災害等の予防，鎮圧に万全を期すため，消防組織法第21条の規程に基づき，消防の相互応援協定に関し，次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 市長等は，当該管理地域（以下「市等」という。）における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して，相互に応援するものとする。

第2条 この協定における応援は，災害発生地の市長等の要請に基づいて出動するものとする。ただし，当該災害が各市等間の隣接地域で発生したときは，災害発生地の市長等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は，災害発生地の市長等から電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明確にして，応援する市長等に対し行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員並びに機械器具，消火薬剤等の種別及び数量
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた市長等は，当該市等の区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 市長等は，応援隊を派遣するときは，出動人員，機械器具，消火薬剤等の数量，出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地の市長等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は，次のとおりとする。

- 1 機械器具の小破損の修理，燃料，消防職員（消防団員を含む。）の手当等に関する費用は，応援側の負担とする。
- 2 機械器具の大破損の修理，大量に使用した消火薬剤等に関する費用は，当事者間において協議のうえ決定する。
- 3 前2号に掲げる以外の費用は，災害発生地の市等の負担とする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は，次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員が受けた損害は，地方公務員災害補償法又は当該市等消防団員等公務災害補償条例によるものとし，それ以外については，災害発生地の市等が負担するものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は，交通事故の場合は，自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし，責任保険の範囲を超えるもの及びその他の損害については，災害発生地の市等が

負担するものとする。

(施行期日等)

第7条 この協定は、昭和48年4月1日から実施する。

2 この協定の実施の際現に市長等間において締結されている消防相互応援協定は、廃止する。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な細目は、市等の消防長及び消防団長が、協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第9条 市町等は、本書12通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

昭和48年3月1日

仙 台 市 長	島 野 武
塩 釜 市 長	川 瀬 基治郎
名 取 市 長	荘 司 庄九郎
泉 市 長	鈴 木 幸 治
多賀城 市 長	大 場 源 七
岩 沼 市 長	古 内 広 直
宮 城 町 長	白 石 今朝松
松 島 町 長	伊 藤 政 治
七ヶ浜 町 長	赤 間 今 雄
利 府 町 長	鈴 木 権十郎
秋 保 町 長	秋 保 浩
塩釜地区消防事務組合管理者	川 瀬 基治郎

広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法第21条に基づく市町村の相互応援協定を拡大充実し、広域消防組織間の相互応援の徹底を期することを目的とする。

(協定の適用)

第2条 この協定は、災害対策基本法発動以前の事態に適用するものとする。

(応援の適用)

第3条 応援の種別は、次のとおりとする。

- 一 消防隊の派遣
- 二 救急隊の派遣
- 三 その他、災害に際し必要と認めた事項

(応援の方法)

第4条 消防長は、火災防ぎよのため次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- 一 応援隊の派遣は、要請によって行うものとする。ただし、至近距離の火災又は火災の状況により派遣を要請すると判断したときは、要請がない場合であっても派遣することができる。
- 二 応援隊の数は、原則として一隊とする。ただし、火災の状況により増加することができる。

2 火災警報発令時その他警備の必要から応援隊を派遣することにより著しく警備力が弱体化すると判断される場合は、応援隊を派遣しないことができる。

第5条 本災その他の災害に際し、要請があった場合は応援隊側の判断により派遣するものとする。

(応援要請)

第6条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにしてとりあえず口頭で行い、事後においてすみやかに文書をもってするものとする。

- 一 応援の種別
- 二 応援の日時及び場所
- 三 災害の状況
- 四 応援を要する人員、車両及び機械の数

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 受援地の消防長又は消防署長とする。
- 二 指揮は応援隊の長に対して行うものとする。ただし、急を要するため、長に対して指揮するいとまがないときは、直接隊員に対し命令することができる。

2 応援隊の長は現場到着、引揚げその他消防行動等の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第8条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- 一 応援に際し、受援地において発生した隊員及び一般人の死傷による療養費扶助等又は重大な機械器具の破損に要する費用の負担に関しては、協定当事者間においてその都度協議のうえ決定する。
- 二 応援の間における隊員の諸手当、被服等の損耗、動力用燃料等は応援側の負担とする。ただし、消火用

薬剤並びに応援が長時間にわたった場合の食料に要する費用及び燃料については受援側の負担とする。

三 前号以外の費用に関しては、協定当事者間においてその都度協議の上決定する。

附則

この協定は、昭和48年2月1日から施行する。

昭和48年1月24日

石巻地区広域行政事務組合管理者	石巻市長	青木和夫
大崎地区消防事務組合管理者	古川市長	三上馨
塩釜地区消防事務組合管理者	塩竈市長	川瀬基治郎
気仙沼本吉地域広域行政事務組合管理者	気仙沼市長	広野善兵衛
登米地区消防事務組合管理者	東和町長	及川哲夫

消防相互応援協定書

塩釜地区消防事務組合管理者、黒川地区消防事務組合管理者は、大規模災害の鎮圧に万全を期すため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防相互応援に関し塩釜地区消防事務組合管理者と黒川地区消防事務組合管理者との間において、次のとおり協定する。

(相互応援)

第1条 管理者は受援地における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害に際して、相互に応援するものとする。

(応援出動)

第2条 この協定による応援は、災害発生地管理者の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各管理者間の隣接地域で発生したときは、災害発生地管理者の要請をまたずに出動することができる。

(応援の要請の方法)

第3条 応援の要請は、災害発生地管理者から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援する管理者に対し行うものとする。

1. 災害の種別
2. 災害の発生場所
3. 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
4. 応援隊受領（誘導員配置）場所
5. その他応援に関し必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 応援の要請を受けた管理者は、当該管理地域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 管理者は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地管理者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- 2 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- 3 前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の受援地が負担するものとする。

(応援に際しての損害の負担)

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員の受けた損害は、地方公務員災害補償法によるものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償保険によるものとし、責任保険の超えるもの及びその他の損害については、災害発生地の受援地が負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実現に関し、必要な細目は管理者が協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第8条 管理者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、昭和48年8月1日から実施する。

昭和48年8月8日

塩釜地区消防事務組合 管理者

黒川地区消防事務組合 管理者

宮城県広域消防相互応援協定書

大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の相互の応援・受援体制の確立及び応援消防隊の派遣等を円滑に行うため、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での林野火災、大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他上記に掲げる災害に準じる災害

（応援要請）

第２条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) この協定に基づく応援要請の他、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

（応援要請の方法）

第３条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 道路条件、気象状況
- (7) その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第４条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

２ 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本12通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 宮城県広域消防相互応援協定書（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

仙台市長

名取市長

郡 和 子

山 田 司 郎

登米市長		熊 谷 盛 廣
栗原市長		千 葉 健 司
黒川地域行政事務組合	理事会 理事長	浅 野 元
石巻地区広域行政事務組合	理事長 石巻市長	亀 山 紘
塩釜地区消防事務組合	管理者	佐 藤 昭
亘理地区行政事務組合	管理者	齋 藤 俊 夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長	滝 口 茂
大崎地域広域行政事務組合	管理者 大崎市長	伊 藤 康 志
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	管理者 気仙沼市長	菅 原 茂
立 会 人	宮城県知事	村 井 嘉 浩

宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定

(目 的)

第1条 この協定は船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について宮城海上保安部（以下「甲」という。）と仙台市消防局（以下「乙」という。）が協力してその機能を発揮し、消火活動等を効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(区 域)

第2条 この協定の区域は、仙台塩釜港仙台区及び仙台市に属する海域（以下「協定区域」という。）とする。

(船舶の担任)

第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭、栈橋又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川、運河内の船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は甲の担任とし、乙はこれに協力するものとする。

(火災の調査)

第4条 協定区域内における船舶の火災の原因及び損害調査は前条第1項に掲げる船舶については、主として乙が担任し、第2項に掲げる船舶については甲が担任する。

(火災の予防)

第5条 協定区域内の船舶の火災予防に関しては、甲、乙が協力して行うものとする。

(相互通報)

第6条 甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は火災発生の恐れがあることを知ったときは、すみやかにその旨を相互に通報するものとする。

2 甲又は乙は、協定区域内で単独で船舶の火災の消火活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡しなければならない。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、化学消火薬剤等資材の備蓄状況その他についての情報を相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づく業務を遂行したことによって、そのために職員が死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合、その災害に対する保障については、その職員が所属する機関がその責任を負うものとする。

(必要事項の協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲、乙、において各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和46年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この協定は、この協定の締結の日から施行する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保管するものとする。

平成19年 4 月27日

宮城海上保安部長 杉田 勝美

仙台市消防局長 藤橋 孝彰

塩釜港タンカー事故等対策推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 塩釜港において発生する海上及び海上への大量の流出油事故または、タンカーその他の船舶等の火災（以下「災害」という。）に対し、関係機関が連絡協議して、強力かつ効果的な防災対策を推進するため、塩釜港タンカー事故等対策推進本部（以下「対策推進本部」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 対策推進本部は、塩釜港の防災に関係のある行政機関、民間企業関係者等（別紙構成機関）をもって構成する。

(対策事項)

第3条 第1条の目的を達成するため、つぎの事項を行う。

- (1) 防御計画の策定
- (2) 災害時における相互通報および出動体制の確立
- (3) 災害用資機材の研究および備蓄整備
- (4) 訓練の実施
- (5) 情報の交換および港湾特殊災害等の情報収集
- (6) その他必要と認める事項

(会 議)

第4条 災害対策の有効適切な運営を期するため、毎年1回以上全体会議を開催するものとする。

(情報の交換)

第5条 災害対策のため必要な資料は、毎年1回以上交換するものとする。

- (1) 機関ならびに事業体の防御体制
- (2) 消火剤その他資機材の備蓄保有状況
- (3) その他必要な事項

(訓 練)

第6条 災害時における防災体制を確認し、防災作業を演練するため、毎年1回以上防御計画に基づき訓練を行うものとする。

(事 務)

第7条 前3条の規定する平常の事務については、塩釜海上保安部、仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合が協議のうえ行うものとする。

(防災活動の発動、解除)

第8条 防災活動の発動は塩釜海上保安部、仙台市消防局、または、塩釜地区消防事務組合が必要と認める災害が発生した場合行うものとする。

2 防災活動の解除は災害が防御され、総合的な防災活動の必要がなくなったとき行うものとする。

(移 行)

第9条 宮城県地域防災計画に基づく対策本部が設置されたときは、これに移行するものとする。

(出 動)

第10条 第8条第1項の出動要請を受けた関係機関は、ただちに、所属活動隊または必要な資材を現地に急

派するものとする。

(指揮, 統轄)

第11条 防災活動を実施する場合, 次により指揮の統轄を行うものとする。

(1) ふ頭または岸壁(ドルフィンを含む)に係留された船舶より火災の発生した場合は, 仙台市消防局長または塩釜地区消防事務組合消防長が行い, その他の船舶または流出油事故については, 塩釜海上保安部長が行い「対策推進本部長」となる

(2) 総合指揮の円滑適正な運用を期するため調整部を設ける

(活動)

第12条 第10条により出動した各機関の活動隊は, 現場にある対策推進本部の指揮統轄のもとに災害の防御にあたる。

(経費, 負担)

第13条 防災活動に要した経費は, 法ならびに他の協定に定めるもののほか, そのつど協議してきめるものとする。

(災害補償)

第14条 防災活動に出動した者が負傷または死亡等の災害をこうむったときは, 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和28年法律第33号), または消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第36条の3に基づく適用を受けることができる。

(協議)

第15条 この要綱に記載されていない事項, または疑義が生じたときは, そのつど協議して決定するものとする。

附 則

1. この対策推進本部の設置は昭和47年4月26日より実施する。

塩釜港タンカー事故等対策推進本部設置構成機関名

顧 問

宮城県副知事

第二管区海上保安本部長

N T T 宮城支店長

機 関 名

宮城県総務部

塩釜海上保安部

東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

宮城県警察本部

仙台東警察署・塩釜警察署

宮城県仙台港湾事務所

宮城県塩釜港湾事務所

宮城県仙台地方振興事務所

仙台市

塩釜市

多賀城市

名取市

松島町

七ヶ浜町

東松島市

仙台市消防局

塩釜地区消防事務組合消防本部

仙台地区協同防災運営協議会

塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
(塩釜石油基地防災㈱)

東北電力㈱仙台火力発電所

塩釜市漁業協同組合

塩釜市第一漁業協同組合

塩釜市浦戸漁業協同組合

塩釜市浦戸東部漁業協同組合

七ヶ浜町漁業協同組合

仙台市漁業協同組合

閑上漁業協同組合

松島町漁業協同組合

鳴瀬町漁業協同組合

宮戸西部漁業協同組合

宮戸漁業協同組合

菱栄産業㈱仙台営業所

塩釜港運送㈱

カメイ物流サービス㈱

光汽船㈱

三陸運輸㈱

多聞興産㈱

仙台湾水先区水先人会

宮城マリンサービス㈱

塩釜港船舶給水㈱

宮城県高圧ガス地域防災協議会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本協議会は、宮城県における地域防災体制を確立することにより、地域内の高圧ガスを取り扱う事務所の施設ならびに車輛による高圧ガスの移動時における災害の発生または、拡大の防止に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協議会は、宮城県高圧ガス地域防災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所所在地)

第3条 協議会の事務所は、仙台市に置く。

第2章 業 務

(防災業務)

第4条 協議会は、第1章に定める目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域内において発生した当協議会員にかかる高圧ガス事故等の応援活動に関して防災事業所への応援出動要請および関係先への通報。
- (2) 地域内における事故および輸送状況の把握。
- (3) 防災に関する教育訓練の企画、実施および防災事業所のリストの作成ならびに配布。
- (4) 応援活動に必要な資材、器具等の購入および管理。
- (5) 応援活動に伴う災害補償および保険その他相互援助に関すること。
- (6) 地域内を管轄する関係機関との連携および他地域の高圧ガス地域防災組織との連携、調整。
- (7) その他協議会の目的達成に必要な業務。

(会員証明書等の発行)

第5条 協議会は、協議会に加入した者に対しては会員であることを証する証明書を、防災事業所に対しては防災事業所であることを証する証明書を必要に応じて発行する。

第3章 組 織

(会 員)

第6条 協議会は、宮城県において、次の事業に従事する者をもって会員とする。

- (1) 高圧ガスの製造者、販売業者、貯蔵所の所（占）有者、特定高圧ガス消費者、容器検査所および高圧ガス輸送事業者、その他の高圧ガスを取扱う者。
- (2) その他、協議会の目的に賛同する者。

第7条 会員は別表に定める会費を納入するものとする。

但し、既納会費は返還しないものとする。

(入 会)

第8条 協議会に加入しようとする者は、入会申込書に前条に定める会費を添えて、協議会に提出し、会長の承認を得る。

(脱退等)

第9条 脱退しようとする者は、書面で理由を付けて、協議会長に届け出なければならない。

(役員)

第10条 協議会の業務を推進するため、協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名以内
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 監 事 2名以内

2 協議会の役員は、非常勤を原則とする。

(役員の職務および権限)

第11条 役員の職務および権限は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会 長 会長は協議会を代表して、その業務を総理する。
- (2) 副 会 長 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その業務を行うことができる。
- (3) 理 事 理事は、会長および副会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長および副会長が欠員のときは、その業務を行う
- (4) 監 事 監事は、協議会の業務および会計を監査する

(役員の選出)

第12条 理事および監事は、総会において会員のうちから選出する。会長および副会長は理事の互選により定める。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じ、補欠のために選出された役員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、協議会の業務の遂行に支障があるときは、後任者が就任するまでの間、その業務を遂行するものとする。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、高压ガスの保安に関し学識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、協議会の業務に関する重要な事項または専門的な事項について意見を述べるものとする。

第4章 会 議

(会 議)

第15条 協議会に次の会議を設ける。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会

第16条 総会は、定時総会および臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の者の請求があったときに開催するものとする。

3 総会は、会長が招集してその議長となり、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、欠席者は書面をもって表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

4 総会の決議は、出席全員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

5 次の事項は、総会に付議するものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 会費の徴収方法
- (3) 収支予算、業務計画および決算事業報告書の承認
- (4) その他会長が、総会に附議する必要があると認めた事項
(役員会)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに随時開催し、役員または顧問が出席する。ただし、監事および顧問は決議に加わらない。

2 本規約を執行するにあたっての必要な細目、ガス別の部会防災活動に関する専門的な事項を審議するための委員会設置その他の重要事項は、役員会の議を経てこれを定める。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 協議会の業務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に関する規程は役員会の議を経て、別にそれを定める。

第6章 防災事業所

(防災事業所の依頼指定等)

第19条 会長は、第4条第1号に定める応援活動に関する業務を遂行するため、役員会の承認を得て会員等のうちからガス別に防災事業所を依頼指定する。

2 同一防災事業所において2以上のガスについて依頼指定することはこれを妨げない。

3 会長は、会員にかかる高圧ガス事故等の応援活動の出動要請に関する権限をあらかじめ防災事業所の長に委任することができる。

(防災事業所の資格)

第20条 防災事業所は、非常用器具工具、薬剤および知識、経験を有する人員等を保有し応援活動に協力できるものでなければならない。

(防災事業所の業務)

第21条 防災事業所は、地域内の高圧ガス事故等に関して「高圧ガス防災活動実施要領」を定め、当該事業所の業務として次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 当該事業所の従業員のうちからの応援要員の指名およびその確保
- (2) 必要な資材、器具等の保有および整備
- (3) 事故等に対して応援要員の派遣による応援活動の実施
- (4) 事故等の発生の際における関係先への連絡
- (5) 事故等に関する協議会への報告
- (6) 労働者災害補償保険手続き

(防災事業所としての必要な措置)

第22条 防災事業所の事業主は、次に示す事項を明確にしておかなければならない。

- (1) 高圧ガス事故等の応援活動に当該事業所の応援要員を従事させることおよびその内容、出動範囲等を労働協約、就業規則等に明確にする。
- (2) 応援活動への出勤命令等に関する当該事業所における命令系統およびその実施方法を明確にする。

第7章 費用の負担

(協議会が負担する費用)

第23条 協議会が会員から徴収した会費により負担する費用は次に掲げるものとする。

- (1) 資材、器具等の購入および管理に要する費用
- (2) 事務費
- (3) その他第4条に定める業務の遂行に必要な費用

(受援者の負担する費用)

第24条 受援者の負担する費用は、応援者現場派遣旅費、手当、応援したことにより生じた資材、器具等の損耗費等応援活動に要した費用とする。

(災害補償)

第25条 応援したことにより生じた応援要員の死傷による災害補償の負担は当該応援者所属会社の労働者災害補償保険等を適用する。

第8章 会 計

(事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財 源)

第27条 協議会の運営に必要な経費は、原則として次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会 費
- (2) 賛 助 金
- (3) その他の収入

(臨時分担金の徴収)

第28条 協議会の特別な業務または委員会等の必要な経費に充当するため、必要に応じ、臨時分担金を徴収することができる。

附 則

1. 本規約は昭和47年5月9日から実施する。
2. 緊急時の通報、事故現場での緊急措置等については宮城県高圧ガス緊急防災措置要綱に準ずる。

高圧ガス防災活動実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、宮城県高圧ガス地域防災協議会規約第21条に基づき防災事業所が実施する業務の要領を定める。

(命令者)

第2条 高圧ガス防災活動（以下「応援」という。）に関する指揮者、要員（以下この両者を指す場合「応援隊」という。）および事務担当者の指名ならびに応援隊の出動命令は事業所長が行う。

(事務担当者の職務)

第3条 防災事業所は予め事務担当者を決めて置き次の職務を行う。

- (1) 応援の要請を受けたときの連絡体制の整備
- (2) 常時応援に出動しうる応援隊の編成（事故の時刻、状況等の記録要員ならびに連絡要員を含む。）
- (3) 応援に出動しうる車両の確保
- (4) 必要な資材の確保と整備
- (5) 宮城県高圧ガス地域協議会との連絡調整
- (6) その他応援に関し必要な事項

(指揮者の職務)

第4条 応援に関する指揮者の職務は次の通り。

- (1) 前条第2号から第4号までに定める事項について常時応援に出動しうる状態にあることの確認
- (2) 資材、器具等の使用状況の把握（補給を要するかどうかの判断を含む）、さらに応援隊を要請するかどうかの情勢判断等

(必要な資材)

第5条 応援出動用として常時保有すべき必要な資材、器具等は次の通り。

- (1) ガスの種類に応じた資材、器具等
- (2) 保安帽
- (3) 救急資材（救急薬品、ほう帯、副木等）
- (4) 応援隊であることを証明する腕章
- (5) 通報連絡先の名称、電話番号等
- (6) その他（記録用具等）

(連絡、報告等)

第6条 応援隊の指揮者は出発するとき、現地へ到着したとき、帰着したとき、および指揮者が必要と認めたときは、その旨を事業所へ報告し、事業所長は協議会への報告するものとする。但し状況に応じて他へ依頼し、また省略することができる。

(現地到着時の措置)

第7条 応援隊は現地に到着したときは、状況を判断して直ちに応援活動（初期処置または、初期消火作業等）をする。ただし、警察官、消防職員または、消防団員が現に出動してきた場合は、指揮者はそれらの責任者と応援の方法について協議する。また応援中に警察官、消防団員が出動して来た場合は、状況を報告し、その後の応援について協議するものとする。

海水油濁処理協力機構仙台支部運営要領

(目 的)

第1条 本運営要領は、「海水油濁処理協力規程」に基づき、海水油濁処理協力機構仙台支部（以下「支部」という）が、支部加盟事業所、または第二管区海上保安本部の要請を受けて、流出油防除活動を実施する際の組織、出動基準等を規定し、迅速的に行動することにより、被害を最小限に止めることを目的とする。

(支部長の任期)

第2条 支部長の任期は1年（4月1日より翌年3月31日まで）とし、選出は輪番制とする。

(事務局)

第3条 支部事務局は支部長会社の事務所に設置する。

(支部の構成)

第4条 支部は次の3分会により構成する。

(五十音順)

- (1) 塩釜分会 出光興産㈱塩釜油槽所、ENEOS株式会社塩釜油槽所、ENEOS株式会社仙台製油所、出光興産㈱貞山塩釜油槽所、東西オイルターミナル㈱塩釜油槽所、富士興産㈱塩釜油槽所
- (2) 気仙沼分会 昭和シェル石油㈱気仙沼油槽所、新日本石油㈱気仙沼油槽所

(分会の出動基準)

第5条 加盟事業所は海水油濁事故が発生した際には、次の出動基準をすべて満たす場合に限り、分会の出動を要請することができる。

- (1) 原因に関する首都具基準

- イ 加盟事業所のタンク、配管、栈橋、排水口等の陸上施設、または、着舷中の船舶に起因する場合
- ロ 加盟事業所が荷受人、または荷送人で油類を積載した船舶に起因する場合

- (2) 発生場所に関する出動基準

加盟事業所が属する各港の港則法に定める港域内の場合

- (3) 規模に関する出動基準

原因者である加盟事業所自体、もしくは所轄海上保安部等の行政機関、もしくは地域流出油処理協力機構（例えば塩釜港タンカー事故対策推進本部）により防除活動を行っても、なお流出油の被害が多大となるおそれがあると認めた場合

- 2 加盟事業所は、単独分会による防除活動では不十分と認めたときは、近隣他分会の応援出動を要請することができる。

(支部出動基準)

第6条 加盟事業所は、第5条による分会防除活動を行っても、なお流出油の被害が多大となるおそれがあると認めたときは、支部の出動を要請することができる。

(出動可能人員、提供可能資機材)

第7条 出動可能人員、ならびに提供可能資機材については、加盟事業所個々の事情を勘案し、別途支部会議にて決定する。

(支部組織および連絡者名簿等の整備)

第8条 支部長は、支部組織および連絡者名簿、支部連絡系統図、ならびに資機材一覧表を作成のうえ、これを加盟事業所に配布し、加盟事業所は、記載内容に変更あるときは、直ちに支部長に報告するものとする。
(事業計画)

第9条 調査、研究、訓練に関する事業計画については、別途支部会議にて決定する。
(会 計)

第10条 支部運営の経費は、必要に応じその都度支部長が徴収するものとする。
(協 議)

第11条 本運営要領は変更する場合には、支部会議にはかり決定する。
(実施期日)

第12条 本運営要領は、昭和48年8月1日より実施する。
加盟事業所（五十音順）

分 会 名	事 業 所 名	住 所
塩 釜	出 光 興 産 (株) 塩 釜 油 槽 所	宮城県塩竈市貞山通り3-11-1
	E N E O S (株) 塩 釜 油 槽 所	宮城県塩竈市貞山通り2-8-1
	E N E O S (株) 仙 台 製 油 所	宮城県仙台市宮城野区港五丁目1-1
	出 光 興 産 (株) 貞 山 塩 釜 油 槽 所	宮城県塩竈市貞山通り3-16-2
	東西オイルターミナル(株)塩釜油槽所	宮城県塩竈市貞山通り3-29-10
	富 士 興 産 (株) 塩 釜 油 槽 所	宮城県塩竈市貞山通り3-27-2
気 仙 沼	昭和シェル石油(株)気仙沼油槽所	宮城県気仙沼朝日町10-1
	新日本石油(株)気仙沼油槽所	宮城県気仙沼朝日町9番地

- 附表－1 支部組織および連絡者名簿（略）
2 支部連絡系統図（略）
3 資機材一覧表（略）

海水油濁処理協力機構支部規程

(目 的)

第1条 この規程は、「海水油濁処理協力機構規程」第2条に基づき、平常時においては、支部組織の維持管理を図り、油濁事故発生時においては、迅速かつ組織的な協力援助活動を行って、被害を最小限に止めることを目的とする。

(設 置)

第2条 支部は、別に定める地区ごとに設置するものとする。

(組 織)

第3条 支部には、支部長および現場指揮者を置き、対策班、記録班、補給班、通信班、作業班の各班を持って組織する。

2 支部長は、第6条に定める平常時の支部業務を統括するものとし、支部構成会社の互選により選出し、支部からの届出により、本部長がこれを任命する。

3 現場指揮者は、第6条に定める平常時の各班業務を掌握するものとし、支部長会社の油濁防除作業の現場責任者をあて、支部長がこれを任命する。

4 対策班、記録班、補給班、通信班、作業班の構成は、加盟会社により選出された正・副計2名の代表者をあて、各班の長は支部長がこれを任命する。

5 各班の構成は、加盟会社の作業員をもって適宜編成する。

(支部長等の任期)

第4条 支部長の任期は原則として最低6ヶ月とし、支部長の変更があった場合は、速やかに本部に届出なければならない。

現場指揮者の任期は、支部長のそれに準ずるものとする。

(支部会議)

第5条 支部会議は、定例会議および臨時会議とし、支部長が招集する。

2 会議の構成員は、支部長が必要に応じて定めるものとする。

3 定例会議は、年1回以上開催する。

4 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(平常時の業務)

第6条 支部は、平常時においては次の業務を行う。

一 支部長は、支部会議の開催および油濁防除訓練の総合指揮を行う。

二 現場指揮者は、訓練時における現場指揮を行う。

三 対策班は、各地域の実情に応じた油濁防除対策の計画立案にあたり、作業員ならびに作業船舶の確保・管理を行う。

四 記録班は、補償機構および事故例の調査研究を行う。

五 補給班は、作業船舶以外の資機材の確保・管理を行う。

六 通信班は、各種通信手段の確保・管理を行う。

七 作業班は、油濁防除作業に関する調査研究を行う。

八 その他必要な業務を行う。

(緊急時活動)

第7条 支部は、海上保安本部または加盟会社から援助要請があった場合には、次の業務を行う。

- 一 支部長は、緊急時にあたっては、緊急時活動に関する権限を事故発生会社または援助要請会社の最高責任者（以下「統括者」という。）に委譲するものとする。
- 二 統括者は、組織の全部または一部に出動を要請するなど、油濁防除作業に係る総合指揮を行う。また、統括者会社の油濁防除作業の現場責任者を緊急時の現場指揮者に任命する。その他、各班の増員、正・副班長の交替を行う。
- 三 緊急時の現場指揮者は、当該事故現場における油濁防除作業の現場指揮を行う。
- 四 対策班は、作業人員ならびに作業船舶の組織化にあたりとともに、油濁防除のための総合的な対応策を立案する。
- 五 記録班は、後日の報告書作成および求償事務の円滑な推進をはかるため、事故の継続的な記録を取る。
- 六 補給班は、作業船舶以外の油濁防除資機材の確保・点検を行う。
- 七 通信班は、必要に応じて、情報連絡の中核となるとともに、各種通信手段の確保・整備を行う。
- 八 作業班は、油濁防除作業を行う。
- 九 その他必要な業務を行う。

(出 動)

第8条 前条第二号に定める出動要請を受けた加盟会社は、直ちに現場に対し、必要な人員の派遣および作業船舶、資機材の送付を行う。

(緊急時活動の防除)

第9条 統括者は、緊急時活動の終了にともない、緊急時活動に関する委譲された権限を支部長に返還する。

(資料の負担)

第10条 各班の構成員は、それぞれの業務に係る必要な資料を適時、支部会議に持ち寄り、油濁防除体制の整備・充実を図る。

(経費の負担)

第11条 平常時に要した経費は、当該支部加盟会社が負担する。

緊急時における油濁防除活動に要した経費（経費の求償を含む。）は、原則として事故発生会社または援助要請会社が負担する。

(災害補償)

第12条 油濁防除活動に出動した者が、そのために死亡、もしくは負傷あるいは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法律に定めるところにあつてはそれに従い、また法律に定めない場合あるいは法律に定める範囲を超えるものについては、当該被災した職員の所属する会社から、事故発生会社または援助要請会社に求償するものとする。

(規程の変更)

第13条 本規程の変更は、総務部会で検討し、部会長会議で審議決定する。

石油貯蔵施設等消防援助協約

(趣旨及び目的)

第1条 石油類の貯蔵施設等の火災は、特殊な消火剤を使用し、また特殊な消火作業が要請せられ、しかも緊急措置による初期消火を必要とする。しかしながら一方企業の性格上これに対処し得る十分な要請並びに器材は、必ずしも一企業施設内に完備し得ない場合もある。よって石油類貯蔵施設の火災発生時に災害を未然に防止し、また最小限度に喰止めるべく貯蔵施設責任者及び作業請負業者は、自発的に人員及び器材により相互援助し、火災による被害の軽減と企業の連帯信用の維持に寄与することを目的とする。

(協約の当事者)

第2条 この協約は、塩釜貞山通地区に石油類貯蔵施設を有する関係会社及び関係会社の構内作業請負会社をもって対象とし、協約者は本協約書に記名捺印するものとする。

(要員、器材類の提供、援助)

第3条 各協約者にあつては、災害時の相互判断に基づき要員の招集援助又は援助要請を迅速確実に行わなければならない。

2 消火剤及び器材の提供、要員の援助は、災害鎮圧上もつとも迅速かつ確実に行わなければならないから、各協約者にあつては保有消火剤及び消化器材については、昼夜を問わず直ちに在勤中の責任者において庫出し搬送でき得よう明確にしておくものとする。

(援助要請・提供消火器材の確認)

第4条 要員の援助と提供消火器材の責任者は火災現場到着と同時に、現場指揮本部に対し、塩釜地区消防事務組合消防長に要員、器材の種別、員数等を報告し、その指揮下に入るものとする。

(提供器材等の弁済)

第5条 災害により、消火剤、消火器材等の提供を受けた施設の責任者は、その種別、数量を確認のうえ原則として現物弁済の責を負うものとする。

2 要員の援助については、企業の連帯責任性から経費の弁済は義務づけないものとする。万一要員の災害のため負傷者があつた場合は、原則としてその所属する各協約者間の処置に委ねることとする。

(要員、消火機能等の相互確認)

第6条 この規約を有効に実施せしめ、災害の未然防止に役立てるため各協約者は、相互に消火要員の編成状況及び消火剤並びに消火器材の保有実情を相互通告するものとする。

(協約の具体的実施方法の策定)

第7条 協約者は、本協約の写を塩釜市にある施設責任者に送付し、これに基づき更に消火要員の編成、訓練及び相互援助等について具体的な実施方法として、別紙石油類貯蔵施設等消防相互援助規定によるものとする。

附 則

1. この規約は、昭和44年2月1日から施行する。

上記協約の証として本書拾九通を作成し、署名捺印のうえ各社壺通これを保有する。

(協約者等20名省略)

石油貯蔵施設等消防援助規定

(目 的)

第1条 この規定は、昭和44年2月1日締結の石油貯蔵施設等消防相互援助協約（以下「協約」という。）に基づき、関係会社が協約の趣旨を達成するため、災害の未然防止と被害の最小限に止めることをもって目的とする。

(火災の予防)

第2条 各社は、石油類の貯蔵、取扱の施設及び方法の管理維持向上に努め関係法令の基準に適合すること。

(消火、警報設備の点検)

第3条 毎月1回以上、施設、機械装置及び消火、警報の諸設備の点検整備を行い、別に定める点検記録簿に記載しておくこと。

(協定に定める相互通告)

第4条 協約第6条に定める相互通告は、毎年3月末日とし、塩釜地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）に報告すること。ただし、変更があったときは、その都度報告するものとする。

(自衛消防組織の編成及び基準の作成)

第5条 各社は、協約第1条の目的達成のため自衛消防隊を組織編成しなければならない。

2 各社は、協約第3条に基づき緊急事態に対応できるよう、予め基準を定めておくこと。

(訓 練)

第6条 各社は、月1回以上日を定めて自衛消防隊の基本及び総合訓練を行うこと。この場合、日時並びに訓練種目を消防長に報告すること。

2 前項の訓練には、応援のため人員、機械器具、消火剤等の輸送訓練も行うこと。

(火災発生時の措置)

第7条 自社に火災が発生したときは、直ちに消防署に通報し緊急警報を発し、全従業員を動員して所定の配置につき、有効適切な消火活動及び延焼防止の措置をとるとともに、火災が拡大する危険があるときは機を逸せず協約に基づく応援要請をすること。

2 各社は、他社に火災が発生したことを覚知したときは、緊急警報を発し全従業員を集合せしめ非常警戒態勢に入り、延焼防止の措置をとり自衛消防隊の出動準備をすること。

3 援助要請を受けた各社油槽所長は、直ちに自衛消防隊長に人員及び搬送する機械器具、消火剤を確認させ現場に出動を命ずること。

4 応援に出動した各社自衛消防隊長は、現場本部にいた消防長に所属、人員及び機械器具、消火剤の種別、数量を報告しその指揮下に入るものとする。

(火災鎮圧後の措置)

第8条 火災が鎮圧したときは、応援に出動した自衛消防隊長は、機械器具の徹底を行い人員並びに機械器具の異状の有無、消火剤の使用量を消防長に報告して、その指示を受けること。

(雑 則)

第9条 各社は刺子、ヘルメット、ゴム長靴、手袋など消防隊員用として必要数量を備えること。

第10条 各社は、別に定める自衛消防隊旗を備えること。

附 則

この規定は、昭和44年2月1日からこれを施行する。

宮城海上保安部と塩釜地区消防事務組合消防本部との業務協定

(目的)

第1条 この協定は「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」(昭和43年3月29日)に基づき、宮城海上保安部(以下「海上保安部」という。)と塩釜地区消防事務組合消防本部(以下「消防本部」という。)が船舶の火災について行う消火活動等の細部について定めるものとする。

(塩釜地区)

第2条 この協定に適用される区域は原則として、仙台塩釜港塩釜区および松島町、七ヶ浜町、利府町、ならびに多賀城市の付近海域とする。

(消火活動の分担)

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として消防本部が担任するものとし、海上保安部はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭(棧橋、ドルフィンを含む)または岸壁にけい留された船舶および上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川、運河における船舶。

2 上記以外の船舶の消火活動は、主として、海上保安部が担任し消防本部はこれに協力するものとする。

(原因等の調査)

第4条 船舶の火災の原因ならびに、火災および消火により受けた損害の調査は次によるものとする。

- (1) 第3条第1項の船舶については、両機関が行う。
- (2) 第3条第2項の船舶については、海上保安部が行う。

(意見の尊重)

第5条 消防本部は船舶の消火活動に従事するときは、海上保安部の意見を尊重するものとする。

(火災の相互通報)

第6条 海上保安部または消防本部は、船舶の火災を知ったときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(てん末の相互通報)

第7条 海上保安部または消防本部は、単独で船舶の火災に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合は、その都度両機関が協議のうえ定めるものとする。

(連絡調整)

第9条 危険物積載船等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部および消防本部は地方防災会議等を活用して、次の事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報および資料の交換
- (2) 消火活動要領
- (3) 必要な器材器具等の整備計画の作成および実施の推進

附 則

- 1 この協定は昭和45年4月1日から実施する。
- 2 昭和42年4月1日から実施の「塩釜海上保安部と塩釜市消防本部との業務協定」は廃止する。
- 3 第7条による通報は、電話または文書をもって別表様式によるものとする。

附 則

この協定は、この協定の締結の日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

平成19年5月1日

宮城海上保安部長	杉 田 勝 美
塩釜地区消防事務組合管理者	佐 藤 昭

別 表

火 災 船 通 報

- | | |
|--------------|--------|
| 1 船 種 | 船名 |
| 2 トン数 | |
| 3 船主氏名 | 住所（電話） |
| 4 船長氏名 | 乗組員数 |
| 5 火災発生日時 | |
| 6 火災発生位置 | |
| 7 積荷の種類，数量 | |
| 8 火災の状況 | |
| (1) 出火場所 | |
| (2) 消火実施状況 | |
| (3) 人命異常の有無 | |
| (4) 船体等の損傷状況 | |
| (5) 原因 | |
| 9 天候および海上模様 | |

宮城県沿岸排出油等防除協議会会則

(会の名称)

第1条 この協議会の名称を「宮城県沿岸排出油等防除協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会として、宮城県沿岸海域において大量の油、または有害液体物質(以下、「油等」という。)が排出され、沿岸に漂着またはそのおそれがある場合の排出油等防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は排出油等防除に関し、次の業務を行う。

(1) 計画の策定

イ 情報連絡

ロ 人員、施設、資機材の動員

ハ 通信連絡

(2) 施設、機材の整備の促進

(3) 研修及び訓練

(4) 防除活動の実施の推進

(5) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、会員をもって組織する。

2 会長は、宮城海上保安部長をもってあて、会務を総理する。

3 会員は、宮城県沿岸海域において、排出油等防除に関係ある行政機関及び団体、企業とする。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集し、その議長となる。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

(委員会)

第6条 協議会に、第3条に掲げる事項を協議するため、委員会をおく。

2 委員会は、会員が所属する機関等の防災に関する担当者をもって構成する。

3 委員会に委員長をおき、宮城海上保安部警備救難課長をもってあて、会務を統括する。

4 委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

(即応体制)

第7条 会員は、排出油等防除に関し次の事項について整備し、有事即応の態勢にしておくものとする。

(1) 情報連絡体制

(2) 保有する施設及び資機材

(3) 保有する人員、車両及び船舶、資機材等の動員計画

(4) その他の必要な事項

2 会員は、前項に関する事項を毎年1回別に定める様式により会長に提出するものとする。

なお、変更が生じた場合、随時通報するものとする。

3 会長は、前項の提出、通報を受けた場合、適宜会員に周知するものとする。

4 会長は、連絡系統図を作成し、会員に周知するものとする。

(速報)

第8条 会長は、排出油等に関する情報を入手した場合は、関係する会員に速報するものとする。

(総合調整本部の設置)

第9条 会長は、宮城県沿岸海域において大量の油等が排出され若しくは排出のおそれがある場合、または

沿岸に漂着若しくは漂着のおそれがある場合は、直ちに総合調整本部を設置し、会員への情報提供や既に実施された防除措置等の状況周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じ相互に連携して、迅速かつ的確な防除活動ができるよう調整するものとする。

2 会長が必要と認める会員は、前項の調整本部が設置された場合は、所属する機関等の職員を速やかに総合調整本部に派遣するものとする。

3 会長は、必要に応じて、原因者、船主責任保険等の保険機関担当者、一般財団法人海上災害防止センターの職員、その他防除を的確に実施するために必要な知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる会員以外の者を総合調整本部に参加させることができる。

(防除活動)

第10条 会員である、石油関連企業、石油化学関連企業、電力関連企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者、または同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施し、関係行政機関、地方公共団体は固有の事務として、または海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による宮城海上保安部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施し、民間防災機関及び漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請、または自衛により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(訓練等)

第11条 排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のためと、原則として年1回訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練実施要領等については、委員会において作成する。

3 会員は、1項の訓練のほか適宜訓練を行うものとする。

(経費の求償)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として各会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会は、その調整及び促進を図るものとする。

(災害の補償)

第13条 防除活動に出動した者が、そのため死亡、負傷若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関等があるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、宮城県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に意見を述べるものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、宮城海上保安部で行う。

(協議)

第16条 この会則に疑義が生じた場合、または会則に定めのない事項については、その都度協議し決定する。

附 則

本会則は、平成6年11月16日から施行する。

附 則

本会則は、一部改正の日（平成12年2月17日）から施行する。

附 則

本会則は、一部改正の日（平成19年12月6日）から施行する。

附 則

本会則は、一部改正の日（平成20年12月2日）から施行する。

附 則

本会則は、一部改正の日（平成26年1月22日）から施行する。

宮城県沿岸排出油等防除協議会会員一覧表

令和5年3月現在

	機 関 ， 団 体 又 は 企 業 名	
会 員	東北運輸局	石巻地区広域行政事務組合消防本部
	東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部
	宮城海上保安部	宮城県漁業協同組合
	宮城県	気仙沼排出油等防除協議会
	仙台市	石巻港清港会
	石巻市	石巻漁港清港会
	塩竈市	塩釜地区特別防災区域協議会
	気仙沼市	宮城県港湾建設協会
	名取市	全日本漁港建設協会宮城県支部
	多賀城市	東北電力(株)女川原子力発電所
	岩沼市	東北電力(株)仙台火力発電所
	東松島市	東北電力(株)新仙台火力発電所
	亘理町	ENEOS(株)仙台製油所
	山元町	全農エネルギー(株)仙台石油基地
	松島町	宮城マリンサービス(株)
	七ヶ浜町	仙台市ガス局製造部港工場
	利府町	ソーダニッカ(株)仙台・七ヶ浜ケミカルセンター
	女川町	日本アルコール販売(株)仙台支店
	南三陸町	ジェー・オー・ケミカル(株)
	仙台市消防局	日清物流(株)東北石巻配送センター
	名取市消防本部	
	あぶくま消防本部	
	塩釜地区消防事務組合消防本部	
事 務 局	宮城海上保安部	

全国石油工場災害相互援助規程

第1章 総 則

第1条（目 的）

この規程は、災害時における全国石油工場（以下「製油所」という。）の相互援助について、その態勢および運営に関する基準を定め、迅速的確かつ組織的な措置を取ることににより、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2条（組 織）

- 1 前条の目的を達成するため、石油連盟内に災害対策本部（以下「対策本部」という）を常置する。
 - (1) 対策本部長は、石油連盟会長がこれにあたる。
 - (2) 対策本部員は、石油連盟技術委員会委員がこれにあたる。ただし、災害時には災害発生もしくは被害のおそれがあるため、救援要請を行った石油会社（以下「災害発生会社もしくは製油所」という）の連絡担当者（当該石油会社が石油連盟に加入している場合は連絡委員）を加える。
 - (3) 前号ただし書により対策本部員は、対策本部と災害発生製油所間の連絡・通報を担当する。
- 2 対策本部は、常に、石油会社相互の適切な援助体制を保持する。
 - (1) 対策本部は、保安関係の中央諸官庁と密接に連絡を保ち、公共の防災組織との連絡調整につとめる。
 - (2) 対策本部は、製油所所在地区における防災態勢の組織化（とくに各地区における災害対策基本法による特殊災害対策等）を図るとともに地区相互援助態勢の強化拡充の推進につとめる。
 - (3) 対策本部は、石油会社および関係機関の保有する防災資材の充実をはかるとともに、相互援助に際し提出しうる防災資材等について実情の把握につとめる。
 - (4) 対策本部は、次条に定める製油所地区別ブロック間の相互援助態勢の整備と、適切な運営をはかる。

第2章 相 互 援 助

第3条（相互援助態勢）

- 1 各製油所は第1表による製油所地区別ブロックを編成し、地区内相互援助活動を常時準備する。
 - (1) 地区内相互援助態勢については、地区の実用性に即し、関連企業等も含めて組織化をはかるとともに、相互援助協定を締結するなど適切な救援態勢の維持につとめる。
 - (2) 災害時には、地区内各製油所は前号の態勢により援助活動を行う。
- 2 地区別ブロック間の相互援助に関しては、対策本部において統轄し、別に定める基準により、組織的かつ迅速的確な運営を行う。
- 3 対策本部は、地区間の相互援助態勢として一次救援、二次救援、特殊救援の三段階を準備し、要請または状況により、迅速に活動できる態勢を確保する。

第4条（対策本部の発動）

- 1 対策本部は、つぎの場合直ちに救援活動を開始する。
 - (1) 災害発生会社が他地区からの救援を必要とし要請を行った場合。
 - (2) 重大な災害であって、救援の必要があると認められる場合。
- 2 救援の要請は、対策本部に対し当該石油会社の本社を経由して行うものとし、その際可能なかぎり災害状況、必要とする救援内容、その他救援活動に必要な事項をあわせて通報するものとする。
- 3 対策本部は、緊急の場合は、災害発生製油所もしくは、災害発生地区関係官庁からの要請によって救援

活動を行うことができる。

4 対策本部は、災害情報を判断し、必要に応じて適時に、二次救援、特殊救援の発動を決定する。

第5条（現地の救援活動）

1 各石油会社は、対策本部の要請に応じて該当製油所においてそれぞれ一次あるいは二次救援隊を組織し、対策本部の指令により救援活動を開始する。

(1) 救援隊は、化学消防自動車を含む防災資材と人員をもって編成する。

(2) 救援隊は、災害発生地到着とともに当該地方自治体の防災担当機関と連絡をとり、最終的には災害発生製油所責任者に連絡のうえ、地区の防災組織に参加して、行動する。

2 対策本部は、特殊救援態勢として、各石油会社、その他の機関の保有する機器資材を収集し、迅速な運搬手段をもって現地に投入する。

3 対策本部は、必要に応じてその一部を災害発生現地に派遣し、救援活動の支援と情報収集等にあたらせることができる。

第6条（救援活動の終了）

1 相互救援活動の終了は、対策本部が災害発生会社の報告、その他の情報ならびに諸情勢を判断したうえで決定する。なお、災害発生会社は、災害ならびに救援活動の進展状況について対策本部に対し緊密な連絡、報告を行う。

2 対策本部は、前項の決定により人員および機材の撤収を指命する。

第3章 災害調査と経費

第7条（災害調査）

対策本部は、必要に応じ災害発生とともに災害調査団を編成し現地調査を行う。

第8条（経 費）

1 本規程による相互援助活動および災害調査に係わる経費の処理については、対策本部においてこれを検討し、石油連盟理事会において決定する。

2 救援石油会社は、原則として相互援助活動に際し消耗した防災資材の数量および補填等について、対策本部に申告する。

(第 1 表) 全国地区別相互援助工場 (抄)

地 区 名				石 油 工 場 名
災 害 対 策 本 部	秋	田	県	日本鉱業－船川
	仙	台	地 区	J X T G エネルギー(株)－仙台
	新	潟	地 区	昭和石油－新潟, 日本石油－新潟, 帝石トッピング－頸城, 日本海石油
	鹿	島	地 区	－富士 鹿島石油－鹿島
	千	葉	地 区	丸善石油－千葉, 出光興産－千葉, 富士石油－袖ヶ浦, 極東石油－千葉
	川	崎	地 区	東亜燃料－川崎, ゼネラル石油精製, 日網石油精製－川崎, 昭和石油－
	横	浜	地 区	川崎, 東亜石油－川崎 新日本石油精製－横浜・根岸, アジア石油－横浜

相 互 援 助 基 準

全国石油工場災害相互援助規程（以下「規程」という）に基づき、災害発生時の相互援助に関する基準を次のとおり定める。

- 1 対策本部は、本部長の指揮のもとに援助活動を行うにあたり、必要ある場合は次の各班を設置し、業務を分担する。

班 名	業 務 内 容
対 策 班	災害状況の確実な把握。救援対策の検討。
連 絡 班	災害発生会社との連絡。関係先への情報提供。各社に対する救援対策の通知連絡。
記 録 班	入手情報。対策実施状況等の記録。必要ある場合の報道機関等への発表。

- 2 対策本部が不在または支障のある場合は、石油連盟技術委員長がその職務を代行するものとする。
- 3 規程第3条第2項の地区間相互援助態勢の細目は、つぎのとおりとする。
 - (1) 一次および二次救援態勢は、第2表の区分により編成されるものとする。
 - (2) 特殊救援態勢は、被害の状況により特殊な救援を必要とする場合に編成されるものとする。
- 4 規程第5条により各石油会社が救援隊を編成したときは、その編成規模を対策本部に連絡する。救援隊は個別に最短時間で現地に直行するものとする。
- 5 対策本部は関係方面と連絡をとり、他地区に救援出動した地区の保安対策を検討し、当該地区の保安の維持につとめる。
- 6 重大災害の発生に際し、対策本部の要請前に、緊急に救援活動を行う必要があると判断して自発的に救援活動を開始した石油会社または製油所は、後刻対策本部にその旨を通報する。
- 7 救援活動の終了時における派遣人員および機材の撤収は原則として対策本部の指令による。

第2表 地区間相互援助態勢（抄）

災 害 地 区	一 次 救 援	二 次 救 援
秋田地区	仙台，新潟	千葉，川崎，横浜
仙台地区	秋田，鹿島	〃 ， 〃 ， 〃
新潟地区	秋田，鹿島	〃 ， 〃 ， 〃
鹿島地区	仙台，新潟，千葉	川崎，横浜，清水

（注）特別の場合を除き、一次救援は消防自動車による5～7時間の行程、二次救援は約半日の行程を基準とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 45 年 10 月 12 日から施行する。
- 2 昭和 40 年 7 月 8 日施行の全国石油精製工場災害相互防衛規程は、本規程の施行に伴い廃止する。
- 3 本規程の改正は、原則として石油連盟理事会において決定するが、軽微な変更については対策本部において行うことができるものとする。
- 4 本規程は、加盟石油会社の事業所であつて製油所に該当しないものの援助活動について準用できるものとする。

仙台地区共同防災組織に関する協定書

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この協定は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性に鑑み、この協定の当事者が協定して防災活動を実施するため、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という）第 19 条第 1 項の規定に基づく共同防災組織の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（協定の当事者）

第 2 条 この協定の当事者（以下「協定者」という。）は、次の事業所（以下「各事業所」という。）を設置している者、または各事業所長とする。

E N E O S 株式会社仙台製油所、全農エネルギー株式会社仙台石油基地、東北電力株式会社新仙台火力発電所、仙台市ガス局港工場、東邦アセチレン株式会社多賀城工場、J F E スチール株式会社棒線事業部仙台製造所、株式会社仙台サンソセンター、日鉄建材株式会社仙台製造所、東洋製罐株式会社仙台工場、キリンビール株式会社仙台工場、石油資源開発株式会社長岡事業所仙台パイプライン管理事務所、仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーション

（組織）

第 3 条 協定者は、共同防災組織の運営に関する基本的事項を決定するため、仙台地区共同防災運営協議会を設置する。

- ② E N E O S 株式会社仙台製油所は、仙台地区共同防災運営協議会の委託を受けて共同防災活動を実施するため、仙台地区共同防災センターを設置する。

第 2 章 仙台地区共同防災運営協議会

（事業）

第 4 条 仙台地区共同防災運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 仙台地区共同防災センターの活動計画大綱の承認
- (2) 仙台地区共同防災規程の改廃
- (3) 協議会の予算、決算及び仙台地区共同防災センターの運営費の承認
- (4) 防災に関する調査、研究
- (5) 関係官庁との連絡
- (6) その他前各項に付帯する事項

（会員）

第 5 条 協議会の会員は、各事業所長とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
会計監事	1 名

- ② 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- ③ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ④ 会計監事は、協議会の会計及び仙台地区共同防災センター運営費の会計を監査する。
- ⑤ 役員は、会員の中から会員の互選により選出する。
- ⑥ 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 協議会の会議は、定期的に毎年1回（原則として4月）開催するほか、会長が必要と認めたとき随時開催する。

- ② 会議は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- ③ 会議は、会長が主宰する。
- ④ 会議には、会長が必要と認めた場合、会員以外の者が同席し、説明あるいは意見等を陳述することができる。
- ⑤ 会長は、あらかじめ議案の内容を提示することにより、書面による議決をもって総会に代えることができる。

(会費)

第8条 協議会の運営にあてるため、会員は協議会の承認により決定された年会費を負担するものとする。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(幹事及び幹事会)

第10条 協議会に幹事会を置く。

- ② 幹事は各事業所1名とする。
- ③ 幹事長を1名幹事の互選により選出する。
- ④ 幹事会は、会長から指示された事項を処理する。
- ⑤ 幹事長は、幹事会を主宰する。
- ⑥ 幹事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- ⑦ 幹事長は、あらかじめ議案の内容を提示することにより、書面による議決をもって幹事会に代えることができる。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を置く。

- ② 事務局の構成は、事務局長1名、事務局員若干名とする。
- ③ 事務局長は、会員の承認を得て会長が任命する。
- ④ 事務局長以外の事務局員は、会長の承認を得て事務局長が任命する。

（事務局の任務）

第12条 事務局は、協議会の次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 会員に対する事務連絡
- (2) 防災に関する情報収集
- (3) 会議及び幹事会の事務
- (4) 協議会の経理業務
- (5) その他協議会の事務

第3章 仙台地区共同防災センター

（運営）

第13条 仙台地区共同防災センター（以下「防災センター」という。）の運営は、別に定める仙台地区共同防災規程に基づき行う。

（費用負担の基準）

第14条 防災センターの設立・運営に係る費用負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防災資機材等

防災センターに配備する防災資機材等の購入費、防災資機材等の保管施設の建設費並びにそれらに係る維持管理費は、石災法に基づき防災センターに防災資機材を配備する事業所の負担とする。

- (2) 防災要員

防災センターに配置する防災要員に係る経費は、石災法に基づき防災センターに防災要員を配置する事業所の負担とする。

- (3) 運営費

防災センター事務局経費、共同防災訓練及び研修等に係る費用は、各事業所の均等負担とする。

- (4) 出動費等

防災要員の出動費、出動した防災要員が死傷した場合の弔慰金、見舞金、ENEOS株式会社の労災特別補償、防災活動によって第三者に与えた被害の補償及び防災活動により生じた防災資機材等の損耗費等は、災害を発生させた事業所の負担とする。

ただし、防災関係機関の要請及び災害相互応援協定書に基づき出動した場合はこの限りではない。

- ②運営費等の支払い

各事業所は、年度始めに協議会にて承認された予算に基づき、防災センター運営費を毎年５月末日までに防災センターに支払うものとする。

（決算報告）

第15条 防災センターは、防災センター運営費に係る決算を年度末に行い、その結果を協議会に報告し、承認を得るものとする。

（災害補償）

第16条 防災活動に従事したことにより、防災要員が死傷した場合の災害補償は、労働者災害補償保険等を適用する。

第４章 そ の 他

（反社会的勢力排除）

第17条 この協定の当事者は、自らまたはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（反社会的勢力）に該当せず、また、自らまたは第三者を通じて暴力的要求行為等を行わない。

（有効期間）

第18条 この協定の有効期間は、令和５年４月２７日より令和６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了２ヶ月前までに協定者の何れかにより、文書による別段の意志表示のない場合は、さらに１ヶ年間有効とし、以後もこの例による。

（改訂）

第19条 この協定の有効期間中であっても、協定者で協議のうえ本協定書を改訂することができる。

（その他）

第20条 この協定に定めのない事項または本協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度協定者で協議のうえ決定する。

付則

- １．この協定は、令和５年４月１日から施行する。
- ２．この協定の締結により令和４年７月１日付締結の「仙台地区共同防災組織に関する協定書」は失効する。
- ３．この協定書の第14条（費用負担の基準）の(1)及び(2)については、石災法に基づき防災センターに防災資機材、防災要員を配備、配置する事業所間で協議し、費用負担割合を決定する。
- ４．この協定を証するため、本書１２通を作成し、協定者は記名押印のうえ各自１通を保有する。

(沿 革)	昭和 5 2 年	7 月 1 3 日	制定	昭和 5 6 年	4 月 2 4 日	改訂
	昭和 5 8 年	4 月 2 2 日	改訂	昭和 6 0 年	3 月 2 5 日	改訂
	昭和 6 0 年	1 2 月 1 日	改訂	昭和 6 1 年	4 月 2 4 日	改訂
	昭和 6 1 年	1 0 月 1 日	改訂	昭和 6 2 年	1 0 月 1 日	改訂
	平成 2 年	9 月 1 日	改訂	平成 8 年	4 月 2 3 日	改訂
	平成 9 年	4 月 2 2 日	改訂	平成 1 1 年	4 月 2 0 日	改訂
	平成 1 3 年	5 月 9 日	改訂	平成 1 4 年	4 月 2 5 日	改訂
	平成 1 7 年	4 月 2 6 日	改訂	平成 1 9 年	1 0 月 1 日	改訂
	平成 2 2 年	7 月 1 日	改訂	平成 2 4 年	6 月 2 0 日	改訂
	平成 2 7 年	4 月 2 4 日	改訂	平成 2 8 年	4 月 2 2 日	改訂
	平成 2 9 年	4 月 2 4 日	改訂	平成 3 0 年	4 月 2 4 日	改訂
	平成 3 1 年	4 月 2 2 日	改訂	令和 3 年	5 月 1 7 日	改訂
	令和 4 年	7 月 1 日	改訂	令和 5 年	4 月 2 7 日	改訂

協定者

E N E O S 株式会社	仙台製油所長	山 縣 厚
全農エネルギー株式会社	基地部長	長 尾 佳 樹
東北電力株式会社	新仙台火力発電所長	千 葉 耕 助
仙台市ガス局港工場	仙台市ガス事業管理者	中 鉢 健 嗣
東邦アセチレン株式会社	多賀城工場長	田 中 一 視
J F E スチール株式会社	棒線事業部仙台製造所長	田 中 秀 栄
株式会社仙台サンソセンター	代表取締役常務工場長	石 川 孝 則
日鉄建材株式会社	仙台製造所長	鈴 木 一 正
東洋製罐株式会社	仙台工場長	楠 宰
キリンビール株式会社	仙台工場長	末 武 将 信
石油資源開発株式会社	執行役員長岡事業所長	中 野 正 則
仙台パワーステーション株式会社 仙台パワーステーション	仙台パワーステーション取締役所長	中 田 伸 一

仙台地区共同防災規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）第 19 条第 2 項に基づき、仙台地区共同防災組織並びに仙台地区共同防災センター（以下「防災センター」という。）の運営に関する基準を定め、もって共同防災組織の構成事業所（以下「構成事業所」という。）における災害の発生または拡大の防止をはかることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 構成事業所

仙台地区の共同防災組織を構成している次の事業所をいう。

E N E O S 株式会社仙台製油所、全農エネルギー株式会社仙台石油基地、東北電力株式会社新仙台火力発電所、仙台市ガス局港工場、東邦アセチレン株式会社多賀城工場、J F E スチール株式会社棒線事業部仙台製造所、株式会社仙台サンソセンター、日鉄建材株式会社仙台製造所、東洋製罐株式会社仙台工場、麒麟ビール株式会社仙台工場、石油資源開発株式会社長岡事業所仙台パイプライン管理事務所、仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーション

(2) 防災センター

共同防災組織の委託を受けて、E N E O S 株式会社仙台製油所が同社敷地内に設置した共同防災活動を実施するためのセンターをいう。

(3) 災害

火事、爆発、石油等の漏えい若しくは流出、その他の事故または地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、共同防災組織を構成する全事業所について適用する。

第 2 章 防災センターの組織編成及び任務

(防災センターの組織)

第 4 条 防災センターは、E N E O S 株式会社仙台製油所に設置し、防災センターに陸上防災隊、海上防災隊及び事務局を設ける。

② 前項の陸上防災隊、海上防災隊及び事務局の組織は別表－ 1 のとおりとする。

(所長)

第5条 防災センター所長（以下「所長」という。）に、ENEOS株式会社仙台製油所の保安担当グループマネージャーをあてる。

②所長は、防災センターの総指揮にあたる。

③所長が不在のときは、所長代行者として所長が予め指名した者（ENEOS株式会社仙台製油所保安担当者）をあてる。

(防災隊、事務局の構成)

第6条 防災センターの陸上防災隊、海上防災隊（以下「防災隊」という。）及び事務局の編成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上防災隊(消防車隊) 消防車隊隊長

大型化学高所放水車 2台

泡原液搬送車 2台

甲種普通化学消防車 1台

(2) 海上防災隊

海上防災隊隊長

オイルフェンス展張船 1隻

油回収装置 1基

補助船 1隻

※ 各隊の防災要員は石災法の定めるところによる。

(3) 事務局

事務局員

若干名

(防災資機材)

第7条 防災センターに備え付ける防災資機材等は、別表－2のとおりとする。

(任務)

第8条 消防車隊隊長及び海上防災隊隊長（以下「防災隊長」という。）は、所長の命を受けて隊員を指揮監督し、主管業務を処理する。

② 所長はあらかじめ、別途防災隊長職務代行者を定め、防災隊長職務代行者は防災隊長に事故あるとき、または不在のときはその職務を代行する。

③ 隊員は、上司の命令を受け、所管の業務に従事する。

(勤務)

第9条 防災センター所属員の勤務は、ENEOS株式会社仙台製油所の取り決める規則による。

(分掌業務)

第10条 防災隊及び事務局の業務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上防災隊

ア 陸上防災活動に関すること。

イ 防災資機材等の整備・点検に関すること。

ウ 陸上災害に係る通信連絡に関すること。

(2) 海上防災隊

- ア 海上防災活動に関すること。
- イ 防災資機材等の整備・点検に関すること。
- ウ 海上災害に係る通信連絡に関すること。

(3) 事務局

- ア 連絡調整に関すること。
- イ 防災資機材等の整備計画に関すること。
- ウ 隊長及び隊員の教育・訓練に関すること。
- エ 経理に関すること。
- オ その他防災センターの運営に必要な事務に関すること。

第3章 防災資機材・資料等の整備と点検

(防災資機材等の整備・点検)

第11条 防災隊は、別に定める「防災センター活動計画」に基づき防災資機材等の整備・点検を徹底し、機能の保全に努めなければならない。

(資料の整備)

第12条 防災隊は、構成事業所の防災に関する組織及び業務を行なう者の職務に関する資料を、整備しておかなければならない。

- ② 防災隊は、構成事業所の主要な施設または設備を明示した書類または図面を整備しておかなければならない。

(津波に対する応急対策等)

第13条 津波により当地区が冠水する恐れがある場合は、別に定める避難場所に消防車両を避難させる。

第4章 災害発生時の措置

(連絡・通報)

第14条 発生事業所から防災センターに対する連絡通報は、別表－3のとおりとする。

(出動)

第15条 防災隊は、次の各号に掲げる場合に出動する。

- (1) 構成事業所より、災害発生の連絡を受けたとき。
- (2) 防災隊が構成事業所内の災害の発生を覚知したとき。
- (3) 防災関係機関より、出動要請を受けたとき。
- (4) 災害相互応援協定に基づき、出動要請を受けたとき。

(出動の範囲)

第16条 防災隊の出動範囲は、原則として構成事業所内とする。

ただし、前条(3)又は(4)により出動の要請を受けたときは当該地区内の警備及び防災に支障のない範囲において応援出動する。

(出動の通報)

第17条 防災隊が出動するときは、次の各号に掲げる事項をすみやかに当該構成事業所に通報するものとする。

- (1) 出動車輛
- (2) 防災隊長の氏名
- (3) 出動時刻
- (4) その他必要事項

(現場到着の報告)

第18条 防災隊長は、現場到着後直ちに当該構成事業所の自衛防災組織の隊長（以下「当該自衛防災組織の隊長」という。）に対し前条各号に掲げる事項等を報告しなければならない。

(現場指揮)

第19条 防災隊は、現場到着後、当該自衛防災組織の隊長の指揮により防災活動を行なうものとする。

(引き揚げ及び現場点検)

第20条 防災隊長は、事故処理完了後、当該自衛防災組織の隊長の了承を得て引き揚げを行なうものとする。

- ② 防災隊長は、引き揚げの際、人員、防災資機材等の現場点検を行なうものとする。

第5章 防災教育及び防災訓練

(防災教育・訓練)

第21条 構成事業所及び防災要員に対する防災教育・訓練計画は、別に定める「防災センター活動計画」に基づき実施する。

- ② 防災教育訓練の実施責任者は、所長が指名する。

第6章 報告及び連絡

(報告)

第22条 所長は、年1回以上構成事業所に対し防災センターの業務報告をしなければならない。

(構成事業所の自衛防災組織と連絡)

第23条 所長及び防災隊長は、常に構成事業所の自衛防災組織と次の各号に掲げる事項に関し、緊密なる連絡を保持し、災害発生時の対策を協議しておかなければならない。

- (1) 災害の通報に関すること。
- (2) 防災隊の防災活動に関すること。
- (3) 関係事業所の防災に関する組織及び業務を行なう者の職務に関すること。
- (4) 関係事業所の主要施設または設備に関すること。
- (5) 防災訓練に関すること。
- (6) その他防災活動上必要と認めること。

第7章 その他

(遵守業務)

第24条 防災要員は、この規程を遵守しなければならない。

構成事業所は、この規程を遵守するとともに、勤務する者にも周知徹底をはかる。

(違反者に対する措置)

第25条 所長は、この規程に違反した防災隊長及び防災要員に対しては、違反事由を明確にし、再教育を実施するものとする。

(機密事項の漏洩防止)

第26条 防災センターの関係者は、業務上知り得た構成事業所の機密事項を他に漏らしてはならない。

付則

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

(沿革)	昭和52年	7月13日	制定	昭和55年	7月	1日	改訂
	昭和56年	4月24日	改訂	昭和58年	4月22日		改訂
	昭和60年	3月25日	改訂	昭和60年12月	1日		改訂
	昭和61年	4月24日	改訂	昭和61年10月	1日		改訂
	昭和62年10月	1日	改訂	平成4年	4月	1日	改訂
	平成8年	4月23日	改訂	平成9年	4月22日		改訂
	平成11年	4月20日	改訂	平成13年	5月	9日	改訂
	平成14年	4月25日	改訂	平成17年	4月26日		改訂
	平成19年10月	1日	改訂	平成22年	9月	1日	改訂
	平成24年	6月20日	改訂	平成27年	4月24日		改訂
	平成28年	4月22日	改訂	平成29年	4月24日		改訂
	平成30年	4月24日	改訂	平成31年	4月22日		改訂
	令和3年	5月17日	改訂	令和4年	7月	1日	改訂
	令和5年	4月27日	改訂				

協定者

E N E O S 株式会社	仙台製油所長	山 縣 厚
全農エネルギー株式会社	基地部長	長 尾 佳 樹
東北電力株式会社	新仙台火力発電所長	千 葉 耕 助
仙台市ガス局 港工場	仙台市ガス事業管理者	中 鉢 健 嗣
東邦アセチレン株式会社	多賀城工場長	田 中 一 視
J F E スチール株式会社	棒線事業部仙台製造所長	田 中 秀 栄
株式会社仙台サンソセンター	代表取締役常務工場長	石 川 孝 則
日鉄建材株式会社	仙台製造所長	鈴 木 一 正
東洋製罐株式会社	仙台工場長	楠 宰
麒麟ビール株式会社	仙台工場長	末 武 将 信
石油資源開発株式会社	長岡事業所長	中 野 正 則
仙台パワーステーション株式会社 仙台パワーステーション	仙台パワーステーション取締役所長	中 田 伸 一

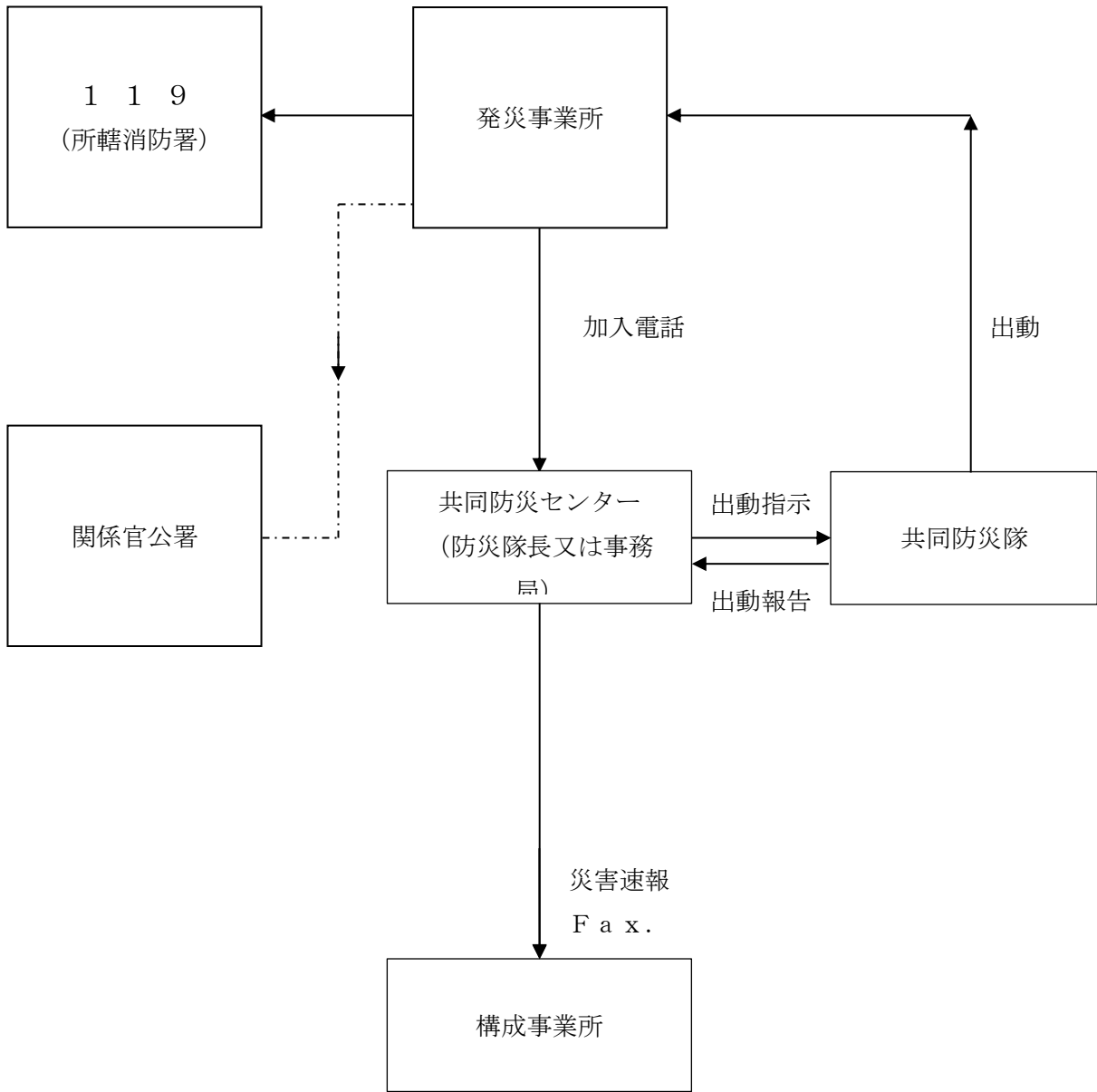
防災隊及び事務局の組織

	要員派遣元	本社所在地	事業所所在地	業務分担
陸上防災隊	ALSOK 宮城株式会社	仙台市宮城野区扇町1-8-26	仙台市宮城野区港五丁目1-1	陸上防災活動 防災資機材整備・点検 陸上災害に係る通信等
	ENEOS株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1-2	仙台市宮城野区港五丁目1-1	陸上防災活動
海上防災隊	富士オイルサービス株式会社	七ヶ浜町湊浜字上の流1-1	七ヶ浜町湊浜字上の流1-1	海上防災活動 防災資機材整備・点検 海上災害に係る通信等
	宮城マリンサービス株式会社	塩竈市貞山通1-8-35	塩竈市貞山通1-8-35	海上防災活動 防災資機材整備・点検 海上災害に係る通信等
事務局	ENEOS株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1-2	仙台市宮城野区港五丁目1-1	防災資機材の整備計画 教育訓練立案 経理業務 その他連絡・調整等

防災センターに配備する防災資機材等

資機材等の種類	数 量	保 管 場 所
大型化学高所放水車	２台	ENEOS株式会社 仙台製油所
泡原液搬送車	２台	〃
甲種普通化学消防車	１台	〃
泡消火薬剤	29,880 L	〃
可搬式泡放水砲（銃）	３基	〃
耐熱服	３着	〃
呼吸器	３個	〃
オイルフェンス	1,080m	〃
オイルフェンス展張船	１隻	〃
油回収装置	１基	〃
補助船	１隻	〃

連絡・通報系統



塩釜地区特別防災区域協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、塩釜地区特別防災区域協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月法律第84号）第22条の規程に基づき塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係わる防災に関し、特別防災区域内の特定事業者及び特定事業者以外の事業者（以下「事業者」という。）が、この区域の運営に必要な事象に関し共同して検討し協議を行うことにより一体的な防災体制の推進を図るとともに関係先との折衝等を行い相互の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を推進するため次の事業を行う。

- (1) 特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成に関すること。
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究に関すること。
- (3) 当該事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する共同教育の実施。
- (4) 共同防災訓練実施に関すること。
- (5) 特別防災区域の発展に必要な事業を行う。
- (6) その他防災に関し必要な事項。

(組 織)

第4条 本会は、特別防災区域内の会員及び準会員を以って組織する。（別記1）

2 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名（第1種事業所）
- (2) 副会長 1名（ ” ）
- (3) 会計監事 2名（第1種1名・第2種1名）

3 役員は総会において会員の中から選出する。

4 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない

5 本会に別記の賛助会員を置く。

(役員の職務)

第5条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し本会を代表する。
- (2) 会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
- (3) 会計監事は会計を監査する。

(部 会)

第6条 本会目的達成のため海上保安部会を置く。運営方法については、別に細則を定める。

(会 議)

第7条 会議は、総会及び定例会・臨時会とする。

2 総会は毎年4月中に開催するものとし、定例会は毎月開催、臨時会は会長が必要と認めた場合会長が招集する。

3 会議の議長は会長があたる。

4 会議は会員の合議制とする。

(会費及び会計)

第8条 本会の会費及び会計は次の通りとする。

- (1) 経費は、会費等を以ってこれにあてる。
- (2) 会員、準会員の年会費は別記2のとおりとする。
- (3) 賛助会員の会費は免除とする。
- (4) 会費の納入は毎年4月とする。
- (5) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は塩釜石油基地防災株式会社に置く。

- 2 事務局に書記を置く。
- 3 書記は会長の命を受け本会の事務（会計を含む）に従事する。
- 4 事務局は会議録を作成し、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の職、氏名
 - (3) 会議に付した案件
 - (4) 会議の経過
 - (5) 議事事項
 - (6) その他の参考事項

(脱 会)

第10条 会員又は準会員が脱会を希望する場合は、脱会の3ヶ月前までに会長宛に脱会届を提出するものとする。

但し、脱会日は原則として本会の会計年度末とする。

- 2 脱会届を受け取った会長は、定例会又は臨時会に報告し、その取扱いについて協議決定する。

但し、諸般の事情あるいは、その他の特別の理由のない限り脱会届の受理を拒否できないものとする。

(雑 則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は別途協議する。

付 則

この会則は塩釜港石油基地協議会（昭和50年9月1日施行）塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（昭和52年7月1日施行）統合に伴い平成21年4月1日から施行する。

なお、塩釜港石油基地協議会及び塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会の会則改訂履歴は別表のとおりとする。

〔別記１〕

塩釜地区特別防災区域協議会

「会 員 名」

『会 員』 特 定 事 業 所 ５ 社

- 第１種事業所 ・ 出光興産株式会社 塩釜油槽所
 - ・ ENEOS株式会社 塩釜油槽所
 - ・ 東西オイルターミナル株式会社 塩釜油槽所
 - ・ 出光興産株式会社 貞山塩釜油槽所
 - ・ カメイ物流サービス株式会社 塩釜貞山油槽所
 - (カメイ株式会社 塩釜油槽所)

『準会員』 その他の事業所 ５ 社

- ・ 富士興産株式会社 塩釜油槽所
- ・ 株式会社 東北酸素
- ・ 大郷運輸株式会社
- ・ センコー株式会社 仙台主管支店仙台潤滑油センター
- ・ 東部ネットワーク株式会社 仙台営業所

『賛助会員』

- ・ 塩 釜 地 区 消 防 事 務 組 合
- ・ 塩釜石油基地防災株式会社

〔別表〕 『履 歴』

「塩釜地区特別防災区域協議会」

平成21年4月1日 施行

(塩釜石油基地協議会と塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会の統合)

「塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会」

昭和52年7月1日 施行

昭和55年4月1日 一部改訂

昭和62年11月 日 一部改訂 (準会員1社脱会削除)

平成3年4月1日 一部改訂 (会費改訂及び準会員4社脱会削除)

平成4年12月1日 一部改訂 (別記会員名の変更)

平成5年12月1日 一部改訂 (別記会員名の変更)

平成11年4月22日 一部改訂 (別記会員名の変更)

平成11年5月18日 一部追加改訂 (第9条の追加)

平成12年4月20日 一部改訂 (別記会員名の変更及び正会員1社脱会削除)

平成15年11月1日 一部改訂 (別記会員名の変更)

平成17年4月1日 一部改訂

平成17年4月1日 一部改訂 (別記会員名の変更及び正会員1社脱会)

平成18年9月29日 一部改訂 (別記会員名の変更)

平成19年4月1日 一部改訂 (別記会員名の変更)

「塩釜地区特別防災区域協議会」

平成21年4月1日 名称改訂 (塩釜石油基地協議会と塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会の統合)

平成22年12月1日 一部改訂 (別記会員名の変更) 大郷運輸(株)入会

平成23年4月1日 一部改訂 (正会員1社脱会) シナネン(株)

平成23年11月1日 一部改訂 (別記会員名の変更) センコー(株)入会

平成23年12月1日 一部改訂 (別記会員名の変更) カメイ物流サービス(営)入会

平成24年6月1日 一部改訂 (別記会員名の変更)

平成26年6月1日 一部改訂 (別記会員名の変更) EMGマーケティング合同会社 塩釜油槽所

平成29年1月1日 一部改訂 (別記会員名の変更) 東燃ゼネラル石油株式会社 塩釜油槽所

平成29年4月1日 一部改訂 (別記会員名の変更) JXTGエネルギー株式会社 塩釜油槽所

平成30年4月1日 一部改訂 (準会員1社入会) 東部ネットワーク株式会社 仙台営業所

平成31年4月1日 一部改訂 (別記会員名の変更) 富士興産株式会社 塩釜油槽所

令和元年7月9日 一部改訂 (別記会員名の変更) 出光興産株式会社 貞山塩釜油槽所

令和2年7月14日 一部改訂 (別記会員名の変更) ENEOS(株)塩釜油槽所

塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域 共同防災規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域共同防災組織（以下「共同防災組織」という。）が行うべき業務に関する事項並びに共同防災組織に置く防災要員（以下「防災要員」という。）及び防災のための施設、設備又は資機材等（以下「防災資機材」という。）に関する事項について定め、もって共同防災組織の構成事業所（以下「構成事業所」という。）における災害（以下「災害」という。）の発生又は拡大を防止することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため必要な事項は、法及び関連法規に定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

災 害…火事、爆発、石油等の漏洩、若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

第2章 運 営

(共同防災組織の運営)

第3条 共同防災組織の運営は、塩釜地区特別防災区域協議会（以下「協議会」という。）により行うものとし、その事務局を共同防災センター（以下「防災センター」という。）に設けるものとする。

(共同防災組織の構成事業所)

第4条 共同防災組織の構成事業所は別表第1のとおりとする。

(業務の委託)

第5条 共同防災業務を次の者に委託する。

塩釜市貞山通り三丁目13-5

塩釜石油基地防災株式会社

第3章 編成及び職務

(共同防災組織の編成)

第6条 共同防災組織の編成は、別表第2のとおりとし、共同防災業務を遂行するものとする。

(防災センターの組織)

第7条 防災センターの組織は別表第3のとおりとする。

(所長の職務)

第8条 防災センターの所長（以下「所長」という。）には第5条の共同防災業務受託業者の代表者をもってこれにあてる。

2 所長は防災センターの業務を総括管理する。

- 3 防災センターの業務は別に定める。
- 4 所長が不在のときは指揮監督者がこれを代行する。
- 5 指揮監督者不在のとき、又は休日及び夜間は、指揮代行者をもって所長代行者とする。

(指揮監督者の職務)

第9条 共同防災組織防災隊を指揮し、監督する者（以下「指揮監督者」という。）は計画的に防災要員に対して防災教育、防災訓練を実施するとともに防災のための施設、設備又は資機材等の点検、整備の状況を把握する等、防災体制の確立維持、施設等の管理を行うものとする。

- 2 指揮監督者は発災時には防災要員を指揮し、発災事業所に出動するものとする。
- 3 指揮監督者は発災事業所に到着の後は発災事業所長の指揮下に入り、災害の鎮圧及び拡大の防止に関する業務を適切に遂行するものとする。

(防災要員の職務)

第10条 防災要員は、防災知識と技術向上のため、積極的に防災教育、防災訓練を受け、防災資機材等の操作に習熟するなど、有事の防災活動に備えるとともに、災害の発生又は拡大の防止のために必要な業務を行うものとする。

- 2 防災要員は、防災資機材等の点検、整備を行うとともに、その結果を記録するものとする。

(指揮監督者及び防災要員の職務の代行)

第11条 指揮監督者及び防災要員が、旅行又は疾病その他の事由のためその職務を行う事が出来ない場合は、あらかじめ選任された者が代行するものとする。

第4章 防災隊の編成及び防災資機材等の備付

(共同防災組織防災隊の編成)

第12条 共同防災組織防災隊の編成は、次のとおりとする。

1 陸上防災隊

- (1) 陸上防災隊は指揮監督者の指揮監督を受け、陸上防災活動等に関する業務を行うものとする。
- (2) 陸上防災隊の防災要員のうち、甲種普通化学消防車、及び普通高所放水車の機関員（以下「機関員」という。）は、指揮監督者、又は指揮監督者代行を含む3名とし、常に出動できる体制にあるものとする。
- (3) 陸上防災隊のその他の防災要員は、構成事業所の勤務員が兼務するものとする。
- (4) (3)のその他の防災要員の代行者は、構成事業所の勤務員が兼務することができる。

2 海上防災隊

- (1) 海上防災隊は指揮監督者の指揮監督を受け、海上防災活動等の業務を行うものとする。
- (2) 海上防災隊は、乗組船舶職員1名とその他の防災要員2名により編成するものとする。
- (3) 乗組船舶職員及びその他の防災要員については、構成事業所が指定した勤務員により編成するものとする。

なお、協議会長は前月20日までに別表第5による割振表を防災センターに提示するものとする。

- 3 その他の防災要員については、陸上防災隊と海上防災隊を兼務することはできないものとする。

(資機材の備付)

第13条 防災資機材の備付は次のとおりとする。

- (1) 甲種普通化学消防車 1台

(2) 普通高所放水車	1 台
(3) 泡消火薬剤	7,560 ^{リットル}
(4) 可搬式泡放水砲	1 基
(5) 可搬式放水銃	1 基
(6) 耐 熱 服	2 着
(7) 呼 吸 器	2 ケ
(8) オイルフェンス	540 ^{メートル}
(9) オイルフェンス展張船	1 隻

第5章 教 育，訓 練

(防災教育)

第14条 指揮監督者は防災要員に対し、他に定めがあるもののほか、次の項目について、年間計画をたてて防災教育を行うものとする。

- (1) 防災に関すること。
- (2) 防災技術に関すること。

2 指揮監督者及び防災要員は石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく宮城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の防災教育協議会の防災教育、及び防災関係機関による防災教育等に積極的に参加するものとする。

(防災訓練)

第15条 共同防災組織の訓練は次によるものとする。

- (1) 日常訓練 必要に応じ適宜実施する。
- (2) 定期訓練 年間2回以上実施する。
- (3) 総合訓練 年1回以上実施する。

定期訓練、総合訓練についてはその都度、訓練計画を作成するものとする。

2 指揮監督者及び防災要員は、防災計画に基づき防災関係機関の行う防災訓練協議会・構成事業所の行う共同防災訓練等に積極的に参加するものとする。

第6章 防災資機材等の点検

(防災資機材等の点検)

第16条 防災資機材等の点検及びその結果の記録は、別に定めるところにより防災要員が実施し、その点検状況は指揮監督者が、常に把握するものとする。

第7章 防 災 活 動

(防災活動)

第17条 共同防災組織防災隊は、次の場合に出勤し、災害の発生防止又は拡大の防除に努めるものとする。

- (1) 区域内において自然現象あるいは危険物の漏洩等のため災害発生のおそれが著しく大であるとき。
- (2) 区域内に災害の発生を覚知したとき。

- (3) 構成事業所より出動の要請があったとき。
- 2 近隣地区で災害が発生し応援の要請を受けた場合は、協議会長の判断により出動させることができるものとする。

第8章 書類又は図面の整備

(構成事業所の施設又は設備を明示した書類及び図面の整備)

第18条 共同防災組織は、構成事業所の各施設地区内の防災活動上必要な、主要な施設、設備を明示した書類又は図面を、災害発生時直ちに使用に供せられるよう整備しておくものとする。これらの図面、書類は変更の都度更新し、常に現状に即したものにしておくものとする。

第9章 構成事業所との連絡調整等

(共同防災組織と構成事業所との連絡調整等)

第19条 共同防災組織と構成事業所の自衛防災組織との防災活動に関する連絡調整等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 災害発生時の連絡通報は別表第4のとおりとする。
- (2) 自衛防災組織との連絡調整、共同防災組織は自衛防災組織と協力して、災害の発生、拡大の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(構成事業所の防災関係者の職務及び組織)

第20条 共同防災組織は、構成事業所の防災関係者の職務及び組織の現状を把握するものとする。

(本規程に違反した指揮監督者及び防災要員の措置)

第21条 この規程に違反した指揮監督者及び防災要員は、協議会の協議により措置するものとする。

第10章 そ の 他

(災害補償)

第22条 指揮監督者及び防災要員が訓練、出動時に被った災害の補償については、別に定めるものとする。

(機密情報の漏洩防止)

第23条 指揮監督者及び防災要員は、防災活動上知り得た、構成事業所の機密に属する情報については、他にもらしてはならない。

(規程の改正)

第24条 この規程の改正は構成事業所の協議によるものとする。

付 則

この規程は昭和52年7月14日から施行する。

昭和58年2月1日	一部改正
昭和61年4月1日	一部改正
昭和62年3月18日	一部改正
平成3年4月1日	一部改正

平成4年12月1日	一部改正
平成5年12月1日	一部改正
平成8年2月1日	一部改正
平成10年11月1日	一部改正
平成11年4月1日	一部改正
平成12年4月1日	一部改正
平成14年6月1日	一部改正
平成15年11月1日	一部改正
平成16年10月20日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成18年9月29日	一部改正
平成21年4月14日	一部改正（協議会統合による）
平成23年4月1日	一部改正（シナネン 株 撤退による）
平成24年6月1日	一部改正
平成25年4月1日	一部改正
平成26年4月8日	一部改正
平成28年4月8日	一部改正
平成29年1月1日	一部改正
平成29年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和元年7月9日	一部改正
令和2年7月14日	一部改正

(別表第1)

共同防災組織の構成事業所

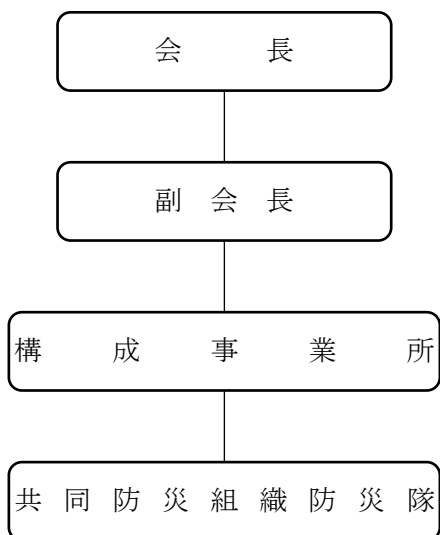
事業所名	所在地	面積 (㎡)		従業員数	立地年月	特定事業所の種別	電話番号 (時間外)
		敷地	建物				
ENEOS(株)塩釜油槽所	塩竈市貞山通 二丁目8の1	34,453	1,763	14	昭31.7	第一種	364-9557 (〃-〃)
カメイ物流サービス(株) 塩釜貞山油槽所	塩竈市貞山通 二丁目9の1	56,862	2,590	72	〃26.1	〃	365-1131~4 (〃-〃)
出光興産(株)塩釜油槽所	塩竈市貞山通 三丁目1の11	22,773	1,435	10	〃42.2	〃	362-6321 (〃-〃)
出光興産(株)貞山塩釜油槽所	塩竈市貞山通 三丁目16の2	25,500	1,444	9	〃38.3	〃	362-6371 (〃-〃)
東西オイルターミナル(株)塩釜油槽所	塩竈市貞山通 三丁目29の10	55,527	1,933	7	〃39.5	〃	365-6281 (〃-〃)

R7.1.1 現在

(別表第 2)

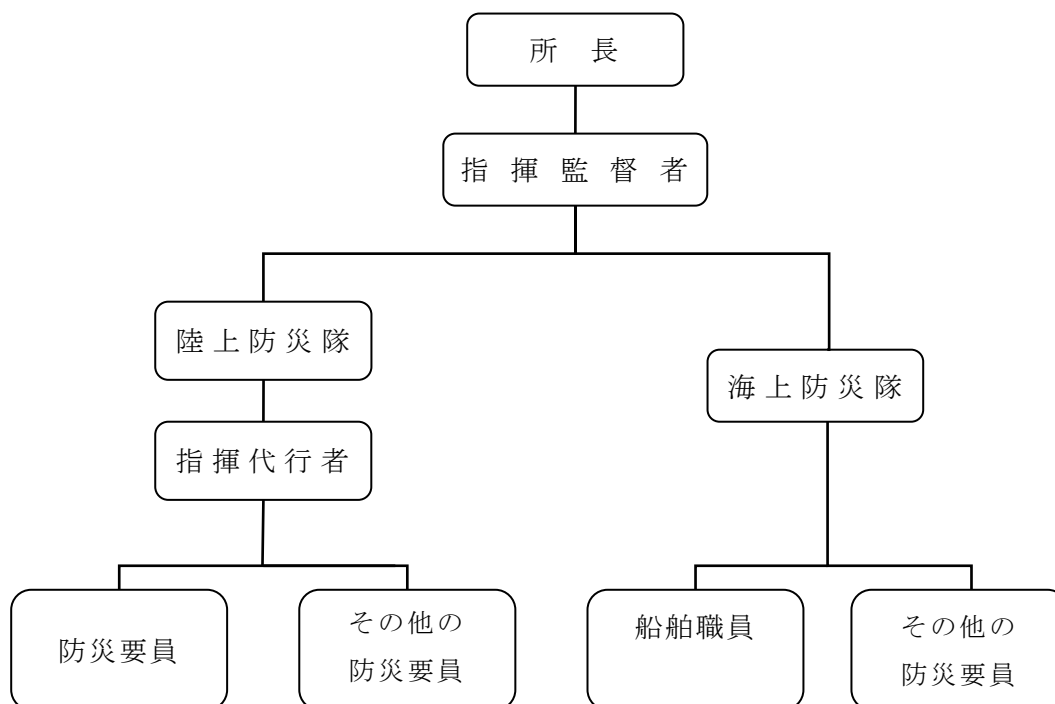
共同防災組織編成図

塩釜地区特別防災区域協議会



(別表第 3)

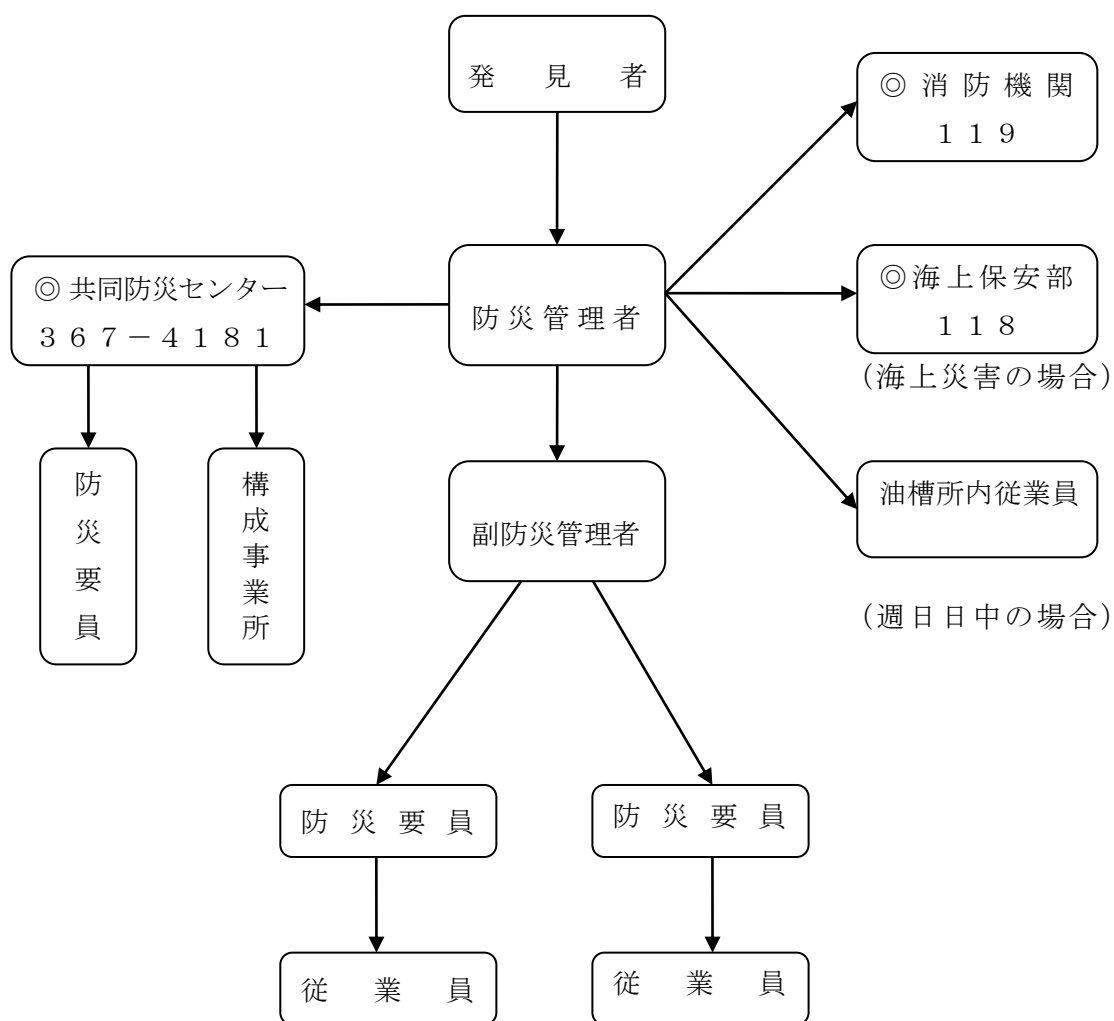
共同防災センター組織図



防災要員 8 名 その他の防災要員 6 名

(別表第4)

緊急連絡系統図



構成事業所への連絡は、別に定める区域協議会連絡系統図による。

塩釜石油基地災害防止に関する協定書（写）

塩釜市（以下「甲」という。）と末尾記載の各社（以下「乙」という。）とは、石油類、アスファルト、液化ガス（以下「石油類」という。）の防災対策について次のとおり協定する。

（目的及び方針）

第1条 この協定は、塩釜市民の生命身体及び財産を災害から保護するとともに生活環境を保全するため、石油基地の総合的な防災と環境促進を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため乙は、災害防止は各社（乙の業務に従事する関係機関等の業務は、乙の業務とみなす。「以下同じ」。）の責任であることを基本として関係法規の遵守はもとより、防災技術の活用と、防災施設の整備充実及び塩釜港に出入りするタンカー船の災害事故防止についても慎重も配慮することに努めるとともに、甲の防災行政の意向を尊重して適切な防災対策を推進する。

（緩衝地帯の設定）

第2条 乙は、不測の事態により石油基地から発生する災害が住民地帯に波及することを防止するため、石油基地と住民地帯の境界に緩衝地帯を設置する。

2 その用地確保のため所有者との折衝については、甲が協力する。

（消防道路の新設）

第3条 乙は、石油基地の防災活動の万全を期するため消防用道路を建設する。

（危険物施設に対する消防設備の強化）

第4条 乙は、危険物施設の自主検査を随時励行し、保安の万全を期すとともに、危険物施設の消防設備及び保安設備の強化措置を講ずる。

（消火薬剤及び油処理剤の確保）

第5条 乙は、火災の発生に備え所要の消火薬剤を保有する。

2 乙は、石油類が流出した場合に備え二次公害のおそれのない薬品及び回収機材を常備する。

（消火水利の整備）

第6条 乙は、断水時及び最干潮における消防用水を確保するため固定式海水吸水口を設置する。

（自衛消防組織の強化）

第7条 乙は、各社の相互援助協定を強化厳守するとともに、自衛消防隊の教育訓練の徹底を図り、甲は訓練に協力する。

（災害発生時の措置）

第8条 乙は、災害が発生したとき、又は、甲若しくは乙がそのおそれがあると判断したときは、すみやかに万全の措置を講じその排除に努めるとともに、必要とするときは操業の短縮又は停止の措置を講ずる。

2 災害により被害が発生したときは、甲、乙協力して調査を行い、その原因が乙にあると認められたときは、過失の有無にかかわらず乙は、誠意をもってその被害補償の協議に応じすみやかに問題を解決する。

（立入検査）

第9条 甲が災害防止のため必要と認めるときは、石油基地施設に立ち入って検査をすることができる。

(協定の履行と責任)

第10条 乙の各社は相互協力して、この協定の履行にあたるものとする。

2 この協定に基づく乙の履行責任は、それぞれ各社が負うものとする。

(施設の整備)

第11条 乙は、甲が石油基地のため整備を必要とする施設の建設並びに物件費については、甲との協議に応じ応分の負担をする。

(その他)

第12条 この協定に定められた事項についての履行期間および条件については、甲、乙協議して覚書を交換する。

2 この協定に定められた事項の疑義または改定の必要が生じたときは、そのつど、甲、乙協議して定める。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、石油基地に石油類の貯蔵並びに取扱い施設が存続する期間とする。この協定を証するため本書12通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和48年12月17日

甲 塩釜市長

乙 出光興産株式会社仙台支店長ほか10名 (省略)

覚 書（写）

塩釜港石油基地災害防止に関する協定をもって履行するため、塩釜市（以下「甲」という。）と末尾記載の各社（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を交換する。

（緩衝地帯の設定）

第1条 乙は、石油基地と住民地帯の境界に、昭和50年3月末まで次の施設を設定する。

1. 石油基地西側山林を底辺約15メートル、高さ約10メートル以上、上部巾員約5メートル以上の自然防護壁としてその用地確保ため、所有者との折衝については、甲が行う。
2. 前項の自然防護壁のほか乙は、甲の指定する別添図面赤線の地域に対しては、高さ2メートル、延長700メートルの防護壁を建設する。
3. 別添図面緑線の場合に甲の指定する植樹を行い、緑地を設ける。

（消防道路の建設）

第2条 乙は、石油基地背面西側に巾員8メートル（側溝付）、延長570メートルの消防用道路を昭和49年3月末までに建設する。

2 用地の確保のため、土地所有者との折衝については、甲が協力する。

（危険物施設に対する消防設備の強化）

第3条 乙は、危険物施設の保安に万全を期するため、次の設備強化を図る。

1. 第1石油類を貯蔵する屋外貯蔵タンクに、冷却散水装置を順次設置し昭和51年3月末までに完了する。
2. 常時石油類を取扱う一般取扱所（タンクローリー積場、タンク車積場）に、電動式又は手動式の非常警報設備を昭和49年3月末までに設備する。ただし、^{きん}棧橋上の設備は、非常電話をもってこれに替えることができる。
3. 液化ガス充てん所にガス検知警報設備を昭和49年12月末までに設置する。
4. 危険物一般取扱所タンクローリー積場には、^{あわ}泡消火設備（^{あわ}泡ヘット）を昭和51年3月末までに設置する。
5. 地震等の震動に対処するため、鉄筋コンクリート造り防油堤外に更に土盛り若しくは、2重防油堤を昭和51年3月末までに設置する。ただし、構築困難な場所については、甲の指示に従うものとする。

（消火薬剤および油処理剤等の確保）

第4条 乙は、火災発生及び石油類が流出した場合等の処理を考慮して、常時次の対処を講ずる。

1. 消火薬剤の確保量（乙各社合計量）24,900リットル以上
2. 流出油処理剤の確保量（乙各社合計量）
 - (1) 流出油処理剤 9,000リットル以上
 - (2) 油吸着材 900キログラム以上
3. オイルフェンス

海上流出油の回収と海上火災に対処するため、石油基地前面運河に展張する「オイルフェンス」延長400メートル（各社合計量）を保存し、塩釜港石油基地協議会で保管する。

4. 作業船の常備

エンジン付作業船を各社毎、若しくは、各棧橋毎に常置する。

(消防水利の整備)

第5条 乙は、断水時及び最干潮時の消防用水を確保するため、次の施設を昭和51年3月末までに設置する。

1. 各社の棧橋入口附近に、固定式海水吸水口を設置する。
2. 初期消火作業の能率化をはかるため、隣接油槽所の一方と消火配管を接続する。
3. 消防自動車がすみやかに消火できるように水槽に取水装置を設置する。

(自衛消防組織の強化)

第6条 乙は、各社による自衛消防隊、3隊(1隊11人)以上を組織し教育訓練の徹底を図る。

(防災施設)

第7条 乙は、石油基地のため整備する防災施設(市の仕事に基づく泡原液輸送用タンク付消防ポンプ自動車1台の購入及び泡原液貯蔵タンク10キロリットル、1基設置)費用を負担する。

(覚書の履行と責任)

第8条 この覚書に基づく乙の履行責任は、それぞれ各社が負う。

(その他)

第9条 この覚書に疑義又は改定の必要が生じたときは、そのつど、甲、乙協議して定める。この覚書を証するため、本書12通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

昭和48年12月17日

昭和60年5月31日一部変更

(図面省略)

災害相互応援協定書

仙台地区共同防災運営協議会（以下「甲」という。）と塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「乙」という。）は、『宮城県石油コンビナート等防災計画』の応援要請計画の定めるところにより、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲又は乙の特別防災区域内での災害発生に際して、応急措置の実施及び災害の拡大防止を図るため、相互に応援することを目的とする。

（応援出動）

第2条 この協定による応援は、受援地の協議会会長（以下「会長」という。）の要請に基づいて出動するものとする。ただし、災害の規模に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、受援地の会長から電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明確にして、応援側の会長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた会長は、当該区域内の警備及び防災に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援の要請を受けた会長は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を受援側の会長に通知するものとする。

（応援隊の活動）

第5条 応援隊の活動は、次によるものとする。

- (1) 応援隊は、受援側の会長の指揮の下に活動するものとする。
- (2) 応援隊の長は、現場到着、引揚げその他消防活動の状況を受援側の会長に報告するものとする。

（合同訓練等）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ合同訓練等を実施するものとする。

（資料等の交換）

第7条 甲及び乙は、防災資機材の保有状況等必要な資料及び情報を相互に交換するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第8条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 消費燃料、機械器具の小破損の修理及び派遣隊員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。

(2) 消火薬剤等を大量に使用した場合及び機械器具の修理が大規模な場合等の費用は、甲、乙協議のうえ決定する。

(3) 前2号に掲げる以外の費用は、受援側の協議会がこれを負担する。

(応援に際しての損害の負担)

第9条 応援に際しての損害の区分は、次のとおりとする。

(1) 応援隊の隊員が受けた損害は、労働者災害補償保険法によるものとし、それ以外については、受援側の協議会が負担する。

(2) 応援隊が第三者に与えた損害で、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を越えるもの及びその他の損害については、受援側の協議会がこれを負担する。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議のうえ、決定する。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成8年3月27日

協 定 者

仙 台 地 区 共 同 防 災 運 営 協 議 会 会 長 武 藤 正 徳

塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 会長 菅 井 隆

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
- (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。

5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整

(3) ブロック幹事が行う活動の支援

(4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5) 新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

(2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表（第3条関係）

ブロック	都道府県	市 町
①	北海道，青森県，秋田県， 岩手県，山形県，宮城県	室蘭市，釧路市，苫小牧市，伊達市，石狩市，北斗市，青森市，八戸市，秋田市，男鹿市，久慈市，酒田市，仙台市，塩竈市，多賀城市
②	茨城県，千葉県，神奈川県	北茨城市，千葉市，市川市，船橋市，市原市，袖ヶ浦市，横浜市，横須賀市
③	新潟県，富山県，石川県， 愛知県，三重県	新潟市，富山市，金沢市，半田市，碧南市，東海市，知多市，四日市市
④	大阪府，和歌山県，岡山県， 香川県，愛媛県	堺市，泉大津市，松原市，高石市，海南市，有田市，倉敷市，玉野市，坂出市，松山市
⑤	広島県，山口県，福岡県， 佐賀県，大分県，熊本県， 鹿児島県，沖縄県	大竹市，下関市，宇部市，周南市，防府市，岩国市，山陽小野田市，和木町，北九州市，中間市，唐津市，大分市，八代市，鹿児島市，うるま市

この協定を証するため，協定者が記名押印の上，各自1通を保有する。

この協定は，平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

協定者

室 蘭 市 長	青 山 剛	釧 路 市 長	假 名 大 也
苫 小 牧 市 長	岩 倉 博 文	伊 達 市 長	菊 谷 秀 吉
石 狩 市 長	田 岡 克 介	北 斗 市 長	高 谷 寿 峰
青 森 市 長	鹿 内 博	八 戸 市 長	小 林 真
秋 田 市 長	穂 積 志	男 鹿 市 長	渡 部 幸 男
久 慈 市 長	山 内 隆 文	酒 田 市 長	阿 部 寿 一
仙 台 市 長	奥 山 恵美子	塩 竈 市 長	佐 藤 昭
多 賀 城 市 長	菊 地 健次郎	北 茨 城 市 長	豊 田 稔
千 葉 市 長	熊 谷 俊 人	市 川 市 長	大 久 保 博
船 橋 市 長	藤 代 孝 七	市 原 市 長	佐久間 隆 義
袖 ヶ 浦 市 長	出 口 清	横 浜 市 長	林 文 子
横 須 賀 市 長	吉 田 雄 人	新 潟 市 長	篠 田 昭
富 山 市 長	森 雅 志	金 沢 市 長	山 野 之 義
半 田 市 長	榑 原 純 夫	碧 南 市 長	禰宜田 政 信
東 海 市 長	鈴 木 淳 雄	知 多 市 長	加 藤 功
四 日 市 市 長	田 中 俊 行	堺 市 長	竹 山 修 身
泉 大 津 市 長	神 谷 昇	松 原 市 長	澤 井 宏 文
高 石 市 長	阪 口 伸 六	海 南 市 長	神 出 政 巳
有 田 市 長	望 月 良 男	倉 敷 市 長	伊 東 香 織

玉 野 市 長	黒 田 晋
松 山 市 長	野 志 克 仁
下 関 市 長	中 尾 友 昭
周 南 市 長	木 村 健一郎
岩 国 市 長	福 田 良 彦
和 木 町 長	古 木 哲 夫
中 間 市 長	松 下 俊 男
大 分 市 長	釘 宮 磐
鹿 児 島 市 長	森 博 幸

坂 出 市 長	綾 宏
大 竹 市 長	入 山 欣 郎
宇 部 市 長	久保田 后 子
防 府 市 長	松 浦 正 人
山陽小野田市市長	白 井 博 文
北 九 州 市 長	北 橋 健 治
唐 津 市 長	坂 井 俊 之
八 代 市 長	福 島 和 敏
う る ま 市 長	島 袋 俊 夫

※平成28年3月31日 船橋市脱退
 ※平成28年7月31日 横須賀市脱退
 ※平成31年3月31日 千葉市脱退
 ※令和 2年3月31日 唐津市脱退

海上防災隊月間割振表

共同防災規程（別表第5）

塩釜地区特別防災区域協議会

年 月 分

当 番 会 社	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	#	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜																															
出 光 興 産 (株)																																
E N E O S (株)																																
東西オイルターミナル(株)																																
出光興産(株)貞山油槽所																																
カメイ物流サービス(株)																																
適用																																
船＝印は 乗組船舶職員の当番会社を示す.																																
防＝印は その他の防災要員の当番会社を示す.																																

共同防災規程 海上防災業務実施運用基準

- 1、共同防災組織海上防災隊は、海上防災業務を行なわなければならない第1種事業所とする。
- 2、共同防災規程第12条第 2項第 3号乗組船舶職員・オイルフェンス展張船及びその他の防災要員は、第1種事業所5社の当番制とし、基本協定書押印順 とする。
- 3、協議会長は、各月毎に月間当番会社割振表を前月10日までに作成し、各社の了解を得て前月20日まで防災センターに提示する。
- 4、当番勤務時間は24時間制とし、始業8時より終業翌朝8時までとする。
- 5、交代の時間は午前8時とする。
- 6、交代は非番となる会社の乗組船舶職員が、当番となる会社の乗組船舶職員に対し、電話により当務中の区域内の異状の有無、並びに海上防災業務遂行上必要事項について送り、申継ぎを行い終了する。
- 7、電話の応答は冒頭に所属会社、氏名を告げ、必要事項を発受信後 別に定める電話連絡帳に記載し所長に報告する。

8. 石油等の貯蔵，取扱及び処理量の状況

(1) 許可数量等

事業所名 区分			ENEOS株式会社 仙台製油所		東北電力株式会社 新仙台火力発電所		全農エネルギー株式会社 仙台石油基地		東邦アセチレン株式会社 多賀城工場			JFEスチール株式会社 棒線事業部 仙台製造所		株式会社 サンソセンター		日鉄建材料株式会社 仙台製造所		東洋製罐株式会社 仙台工場		麒麟麦酒株式会社 仙台工場		仙台市ガス局 港工場		仙台バーステーション株式会社 仙台バーステーション		総計						
			施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量
			施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量	施設数	許数	可量
第4類 危険物 (kg)	屋外タンク貯蔵所	第1類 石油類	35	1,189,254.6			4	19,637																				39				
		第2類 石油類	23	547,609	1	200	4	55,000																				28				
		第3類 石油類	20	365,260			1	3,100							1	8									1	150	23					
		第4類 石油類	1	45																							1					
		石油類以外	1	8																							1					
	製造所		7	78,628.34																							7					
	屋内貯蔵所		2	20	0	0	1	3			2	17			1	7	1	12	2	19						9						
	屋外貯蔵所		2	89.4							2	15															4					
	一般取扱所		21	202,788.68	2	164	2	26,900			3	388			1	21			2	104			2	171	33							
	移送取扱所		4	455,900																						4						
その他の施設		1	2																		1	3			2							
計		117	2,839,605	3	364	12	104,640			7	420			3	36	1	12	4	123	1	3	3	321	151								
第1類危険物 (kg)																										0						
第2類危険物 (kg)		2	4,450,000																							2						
第3類危険物 (kg)																										0						
第5類危険物 (kg)																										0						
第6類危険物 (kg)																										0						
除化高圧 油ガス (を液)	可燃性ガス (m³)	8	36,623,160	3	12,300																					11						
	塩素ガス (m³)																									0						
	その他 (m³)							1	1,018,800	1	457	1	1,220,275					1	173,531						4							
液化石油ガス (m³)		18	208,561																	2	296				20							
ラジオアイソトープ (GBp)		12	19																						12	19						
毒劇物 (kg)			53,386	10	93,073																				10	146,459						
その他																				1	80,000				1	80,000						

塩釜地区																
事業所名 区 分			E N E O S (株) 塩 釜 油 槽 所		カ メ イ 物 ス 流 (株) 塩 釜 貞 山 油 槽 所		出 光 興 産 (株) 塩 釜 油 槽 所		出 光 興 産 (株) 貞 山 塩 釜 油 槽 所		東 西 オ イ ル (株) タ 一 ミ ナ ル 所		総 計			
			施設数	許 数 可 量	施設数	許 数 可 量	施設数	許 数 可 量	施設数	許 数 可 量	施設数	許 数 可 量	施設数	許 数 可 量		
第4類危険物（kg）	屋外タンク貯蔵所	第1類 石油	6	9,893	6	5,463	2	5,230	5	5,758	6	6,101	25	32,445		
		第2類 石油	7	10,749	19	19,557	7	13,140	6	10,118	8	20,849	47	74,413		
		第3類 石油	1	700	5	18,266	5	7,132	3	7,662	11	8,604	25	42,364		
		第4類 石油			2	79					1	22	3	101		
		石油 類以外			1	490							1	490		
	製 造 所															
	屋 内 貯 蔵 所		1	2	1	183			1	1	4	557	7	743		
	屋 外 貯 蔵 所				4	130	1	20			12	596	17	746		
	一 般 取 扱 所		1	8,000	4	4,412	1	7,580	1	2,500	1	2,700	8	25,192		
	移 送 取 扱 所		1	10,000	2	26,148	1	13,000	2	28,806	1	14,800	7	92,754		
	そ の 他 の 施 設															
	計		17	39,344	44	74,728	17	46,102	18	54,845	44	54,229	140	269,248		
第1類危険物（kg）																
第2類危険物（kg）																
第3類危険物（kg）																
第5類危険物（kg）																
第6類危険物（kg）																
く石高 油圧 ガスを （除液 化）	可燃料ガス（m³）				11	993,265							11	993,265		
	塩素ガス（m³）															
	その他（m³）															
液化石油ガス（m³）																
ラジオアイソトープ（GBp）																
毒 劇 物 （ kg ）																
アスファルト（t）											3	2,500	3	2,500		
そ の 他																

(2) 施設設備等

仙台地区

○ ENEOS(株)仙台製油所

イ. 危険物屋外タンク貯蔵所

タンク 番 号	油 種	容 量 (kℓ)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷 却 設 備	固定消 火設備
T-1	原 油	98,630	フローティン グ ル ー フ	78.471×22.545	A-1 地区 (ア) 素材 鉄筋コンクリート	有	有
T-2	ガソリン	98,130	〃	78.471×22.545	(イ) 高さ 1.5m	〃	〃
T-3	灯 油	98,240	〃	78.471×22.545	(ウ) 延長 1,132m	〃	〃
T-4	ガソリン	53,620	〃	58.113×22.195	(エ) ※	〃	〃
T-5	ガソリン	71,630	〃	66.830×22.545	A-2 地区	有	有
T-6	原 油	98,060	〃	78.471×22.545	(ア) 鉄筋コンクリート	〃	〃
T-7	灯 油	97,960	〃	78.471×22.545	(イ) 1.5m	〃	〃
T-8	灯 油	98,240	〃	78.471×22.545	(ウ) 1,200m (エ) ※	〃	〃
T-9	軽 油	53,360	〃	58.113×22.195	A-3 地区	有	有
T-10	〃	53,370	〃	58.113×22.195	(ア) 鉄筋コンクリート	〃	〃
T-101	軽 油	490	コーンルーフ	8.719×9.125	(イ) 1.5m	無	〃
T-102	重 油	5,410	〃	19.373×19.705	(ウ) 798m	〃	〃
T-103	灯 油	21,838	カバードフロー ティングルーフ	37.776×21.855	(エ) 182.936 m ³ ※A-1～3 地区は、連絡工 設置	有	〃
T-104	重 油	22,480	コーンルーフ	37.776×21.855		〃	〃
T-105	重 油	10,930	〃	26.151×21.855	B-2 地区	有	有
T-106	ベンゼン	5,282	カバードフロー ティングルーフ	19.373×19.705	(ア) 鉄筋コンクリート	有無	〃
T-108	ガソリン	5,540	フローティン グ ル ー フ	23.248×14.595	(イ) 1.2m (ウ) 547m (エ) ※	〃	〃
T-109	E T B E	5,139	カバードフロー ティングルーフ	23.248×14.595		〃	〃
T-110	ガソリン	10,950	フローティン グ ル ー フ	29.058×18.225		有	有
T-111	〃	29,000	カバードフロー ティングルーフ	43.588×21.855		〃	〃
T-112	〃	9,990	フローティン グ ル ー フ	29.058×18.225		〃	〃
T-115	重 油	10,890	コーンルーフ	26.151×21.855	B-3 地区	有	有
T-116	〃	5,410	〃	19.373×19.705	(ア) 鉄筋コンクリート	有無	〃
T-118	〃	9,990	〃	26.151×21.855	(イ) 1.2m	有	〃
T-119	〃	22,436	〃	37.776×21.825	(ウ) 754m	〃	〃
T-120	〃	22,200	〃	37.776×21.855	(エ) 37,230 m ³ ※B-2, 3 地区は、連絡工 設置	〃	〃
T-121	ガソリン	10,980	フローティン グ ル ー フ	29.058×18.225		〃	〃
T-213	〃	10,950	〃	29.058×18.225		〃	〃
T-214	〃	5,550	〃	23.248×14.595		〃	〃
T-701	添加剤	50	コーンルーフ	3.872×4.595	B-3 地区 (ア) 鉄筋コンクリート (イ) 0.95m (ウ) 34m (エ) 75.6 m ³	有	無

タンク 番 号	油 種	容 量 (kℓ)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷 却 設 備	固定消 火設備
T-201	重 油	5,400	コーンルーフ	19.373×19.705	B-4 地区 (ア)鉄筋コンクリート (イ)1.3m (ウ)754m (エ)27,373 m ³	無	有
T-202	ガソリン	5,540	フローティング グ ル ー フ	23.248×14.595		〃	〃
T-203	ベンゼン	9,990	カバードフロー ティングルーフ	26.151×21.855		有	〃
T-204	ガソリン	9,990	フローティング グ ル ー フ	29.058×18.225		〃	〃
T-205	スロップ オイル	9,990	〃	29.058×18.225		〃	〃
T-206	ガソリン	10,970	〃	29.058×18.225		〃	〃
T-207	スロップ オイル	9,990	〃	26.151×21.855		〃	〃
T-208	重 油	9,990	コーンルーフ	26.151×21.855		〃	〃
T-209	軽 油	9,990	〃	26.151×21.855		〃	〃
T-210	ガソリン	21,831	カバードフロー ティングルーフ	37.776×21.855		〃	〃
T-211	重 油	22,393	コーンルーフ	37.776×21.825		〃	〃
T-212	軽 油	22,450	〃	37.776×21.855		〃	〃
T-122	灯 油	2,950	カバードフロー ティングルーフ	17.436×13.655	C-3 地区 (ア)鉄筋コンクリート (イ)1.65m (ウ)812m (エ)35,614 m ³	無	有
T-124	軽 油	21,936	カバードフロー ティングルーフ	37.776×21.855		有	〃
T-125	軽 油	22,430	コーンルーフ	37.776×21.855		〃	〃
T-126	〃	17,990	〃	34.868×21.855		〃	〃
T-127	〃	17,018	〃	34.868×21.855		〃	〃
T-128	ガソリン	9,990	フローティ グ ル ー フ	26.700×21.855		〃	〃
T-129	〃	19,900	〃	37.776×20.040		〃	〃
T-130	〃	28,992	フローティ グ ル ー フ	43.588×21.855		〃	〃
T-131	灯 油	29,730	コーンルーフ	43.588×21.855		〃	〃
T-132	トルエン	25,248	カバードフロー ティングルーフ	40.682×21.855		〃	〃
T-133	キシレン	22,886	〃	38.700×21.855		〃	〃
T-215	重 油	29,730	コーンルーフ	43.588×21.855	C-4 地区 (ア)鉄筋コンクリート (イ)1.65m (ウ)822m (エ)35,541 m ³	有	有
T-216	〃	29,780	〃	43.588×21.855		〃	〃
T-217	〃	29,705	〃	43.588×21.825		〃	〃
T-218	〃	29,705	〃	43.588×21.825		〃	〃
T-219	〃	12,380	〃	29.058×21.855		〃	〃
T-220	軽 油	9,990	〃	26.151×21.855		〃	〃
T-221	重 油	21,920	〃	37.776×21.855		〃	〃
T-222	〃	19,951	〃	37.776×21.855		〃	〃
T-223	〃	22,520	〃	37.776×21.855		〃	〃
T-224	〃	22,040	フローティ グ ル ー フ	37.776×21.855		〃	〃
T-11	原 油	65,700	フローティ グ ル ー フ	65.000×22.000	E-3 地区 (ア)鉄筋コンクリート (イ)1.5m (ウ)955m (エ)73,951 m ³	無	有
T-12	〃	65,700	〃	65.000×22.000		〃	〃
T-13	〃	65,700	〃	65.000×22.000		〃	〃
T-14	〃	65,700	〃	65.000×22.000		〃	〃
T-15	原 油	65,700	フローティ グ ル ー フ	65.000×22.000	E-3 地区 (ア)鉄筋コンクリート (イ)1.9m (ウ)904m (エ)74,798 m ³	無	有
T-16	〃	65,700	〃	65.000×22.000		〃	〃
T-17	〃	65,700	〃	65.000×22.000		〃	〃

タンク 番 号	油 種	容 量 (kℓ)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷 却 設 備	固定消 火設備
T-452	硫 黄	4,750t	〃	16.440×13.655	W-4 地区 防油堤なし	無	無
T-454	〃	10,000t	〃	20.000×19.5	〃 〃	〃	〃
48-22 -101	付臭剤	4.6	円筒型(横置)	1.200×4.100	(ア)鉄筋コンクリート (イ)1.6m	無	無
48-22 -102	メタノール	8.3		1.500×4.600	(ウ)28.2m (エ)70.522 m ³	〃	〃
51-22 -17	メタノール	12	コーンルーフ	2.900×2.000	(ア)鉄筋コンクリート (イ)0.5m (ウ)28.2m (エ)13.4 m ³	無	無
T-711	クマリン	10	コーンルーフ	2.1×3.06	(ア)鉄筋コンクリート (イ)0.5m (ウ)20.9m (エ)12.2 m ³	無	無
T-713	クマリン	10	コーンルーフ	2.1×3.06	(ア)鉄筋コンクリート (イ)0.5m (ウ)20.9m (エ)12.2 m ³	無	無
T-720	添加剤	21	コーンルーフ	3.0×3.2	(ア)鉄筋コンクリート (イ)0.7m (ウ)26m (エ)24.1 m ³	無	無
T-730	添加剤	45	コーンルーフ	3.7×4.58	(ア)鉄筋コンクリート (イ)1.5m (ウ)28.8m (エ)66.955 m ³	無	無
海水消 火ポン プ設備	軽 油	3.6	円筒型(縦置)	1.3×3.2	(ア)鉄筋コンクリート (イ)1.15m (ウ)16m (エ)15 m ³	無	無
55-22 -10	着臭剤	4.5	円筒型(横置)	1.4×2.8	(ア)鉄筋コンクリート (イ)0.3m (ウ)20.8m (エ)5.6 m ³	無	無

ロ. 高圧ガス貯槽

タンク 番 号	種 別	容 量 (m ³)	型 式	内径×高さ (m)	防 液 堤	冷 却 設 備
T-501	L P G	2,000	球 形	15,632	C-2 地区 (ア)鉄筋コンクリート	7ℓ/min-m ³
T-502	〃	3,000	〃	17.900	(イ)0.6m (ウ)484m (エ)6,540 m ³	7ℓ/min-m ³
T-503	〃	3,000	〃	17.900		7ℓ/min-m ³
T-504	〃	2,000	〃	15.632		7ℓ/min-m ³
T-507	〃	3,000	〃	17.900		7ℓ/min-m ³
T-508	〃	3,000	〃	17.900		7ℓ/min-m ³
T-509	〃	3,000	〃	17.900		7ℓ/min-m ³

タンク 番 号	種 別	容 量 (m ³)	型 式	内径×高さ (m)	防 液 堤	冷 却 設 備
T-511	L P G	2,000	球 形	15.640	C-2 地区 (ア)鉄筋コンクリート (イ)0.6m (ウ)484m (エ)6,540 m ³	7ℓ/min-m ³
T-512	"	2,000	"	15.640		7ℓ/min-m ³
T-513	"	2,000	"	15.640		7ℓ/min-m ³
T-514	"	2,000	"	15.640		7ℓ/min-m ³
T-515	"	2,000	"	15.640		7ℓ/min-m ³
T-601	L P G	35,000 ト	2 重殻ドーム	56.000×26.313	W-3 地区 (ア)鉄筋コンクリート (イ)2.7m (ウ)801.25m (エ)72,347 m ³	2ℓ/min-m ³
T-602	"	35,000 ト	"	56.000×26.313		2ℓ/min-m ³
T-603	"	20,000 ト	"	42.000×26.311		2ℓ/min-m ³
T-604	"	15,000 ト	"	36.600×26.304		2ℓ/min-m ³
T-605	L P G	45,000 ト	"	62.700×25.390	(ア)鉄筋コンクリート (イ)3.9m (ウ)1,563m (エ)85,978 m ³	2.5ℓ/min-m ³
T-606	"	45,000 ト	"	62.700×25.390		2.5ℓ/min-m ³

タンク 番 号	油 種	容 量 (kℓ)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷 却 設 備	固定消 火設備
T-811	クマリン	10	コーンルーフ	2.1×3.06	(ア)鉄筋コンクリート (イ)0.5m (ウ)22.2m (エ)17.881 m ³		
T-813	添加剤	15	コーンルーフ	2.6×3.06	(ア)鉄筋コンクリート (イ)0.55m (ウ)24.8m (エ)17.58 m ³		

ハ. 高圧ガス設備

高圧ガス設備名	性 能 等	基 数
石油精製装置 集中合理化装置群 重油間接脱硫装置群 残油流動接触分解装置群 ガソリン脱硫装置 重油直接脱硫装置群 連続触媒再生式接触改質装置群 高純度プロピレン精留装置	原 油 処 理 量 : 145,000 バレル/日 高圧ガス処理量 : 55,018,046 N m ³ /日	ポンプ : 84 コンプレッサー : 33
L P G 出荷設備 L P G 高圧貯槽 陸上出荷設備	貯 蔵 量 : 29,000 m ³ (12,952 トン) 高圧ガス処理量 : 17,266,341 N m ³ /日	高圧貯槽 : 12 ポ ン プ : 20 コンプレッサー : 1
低温 L P G 受入出荷設備 低温 L P G 受入栈橋 L P G 低温貯槽 L P G 海上出荷設備	貯 蔵 量 : 378,803 m ³ (195,000 トン) 高圧ガス処理量 : 18,078,569 N m ³ /日	低温貯槽 : 6 ポ ン プ : 11 ブロワー : 2 コンプレッサー : 6

ニ. ガス工作物（ガス事業法準用）

ガス工作物名	能 力 等	基 数
減圧蒸留装置 真空蒸留塔 塔頂油油槽 (22-1101)	ガス発生能力：33,600N m ³ /日	1

○ 東北電力㈱新仙台火力発電所

イ. 高圧ガスタンク貯蔵所

タンク 番 号	種 別	容 量 (m ³)	型 式	内径×高さ (m)	防 液 堤	冷 却 設 備
	アンモニア	11	円 筒 形	2.000×7.120	有	有
	〃	11	〃	2.000×7.120	〃	〃

○ 全農エネルギー㈱仙台石油基地

イ. 危険物屋外タンク貯蔵所

タンク 番 号	油 種	容 量 (kℓ)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷 却 設 備	固定消 火設備
TK-1	無 鉛 H ガソリン	980	カバードフロー ティンダグーフ	12.592×10.420	(ア) 素材 鉄筋コン クリート	無	有
TK-2	R ガソリン	4,950	〃	23.400×14.500	(イ) 高さ 1.1m (ウ) 延長 1,218m (エ) 容積	〃	〃
TK-3	軽 油	17,000	コーンルーフ	33.900×20.600	21,104.68 m ³	〃	〃
TK-4	灯 油	17,000	〃	33.900×20.600		〃	〃
TK-5	〃	17,000	〃	33.900×20.600		〃	〃
TK-6	R ガソリン	9,707	カバードフロー ティンダグーフ	27.150×18.740		〃	〃
TK-7	軽 油	4,000	コーンルーフ	17.440×18.740		〃	〃
TK-8	H/R ガソリン	4,000	カバードフロー ティンダグーフ	17.440×18.740		〃	〃
TK-9	重 油	3,100	コーンルーフ	15.000×20.000		〃	〃

ロ. 入出設備

設 備 名	性 能 等	基 数
受 入 設 備	Hガソリン 500 kℓ/H	マリンローディングアーム
4 類	Rガソリン 1,000 kℓ/H	
1 石 Hガソリン	灯 油 1,200 kℓ/H	
Rガソリン		
2 石 灯 油	軽 油 1,000 kℓ/H	
軽 油		
3 石 A 重 油	重 油 1,000 kℓ/H	
出 荷 設 備	16 車線	48 ポイント ガスフリー14ヶ所

○ 東邦アセチレン㈱

イ. 高圧ガスタンク貯蔵所

タンク 番 号	種 別	容 量	型 式	内径×高さ (m)	冷 却 設 備
	液化酸素	197, 329 S m ³	横置円筒式 C E 250 型	4. 5×22. 0	無
	液化窒素	630, 315 S m ³	平底円筒式 700 T	12. 9×14. 5	無
	液化窒素	3, 216 S m ³	たて置円筒式 C E 4900-M	1. 8×5. 2	無
	液化窒素	1, 577 S m ³	たて置円筒式 2. 4 T	1. 3×2. 0	無
	液化アルゴン	9, 766 S m ³	たて置円筒式 C E 12300-4K	2. 2×6. 6	無
	液化アルゴン	9, 766 S m ³	たて置円筒式 C E 12300-4K	2. 2×6. 6	無

ロ. 高圧ガス設備（貯蔵設備を除く）

高圧ガス設備名	性 能 等	基 数
液 化 酸 素 ・ 窒 素 ・ アルゴン製造設備	主要製品生産量 公称 92, 928 N m ³ /日	一 式

○ ㈱仙台サンソセンター

イ. 高圧ガスタンク貯蔵所

タンク 番 号	種 別	容 量 (ton)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷 却 設 備
	液化酸素	250	たて置円筒形	3. 7×22. 5	無	無
	〃	250	たて置円筒形	3. 7×22. 5	〃	〃
	〃	250	たて置円筒形	3. 7×22. 5	〃	〃
	〃	250	たて置円筒形	3. 7×22. 5	〃	〃
	〃	15	たて置円筒形	1. 9×5. 6	〃	〃

ロ. 高圧ガス設備（貯蔵設備を除く）

高圧ガス設備名	性 能 等	基 数
空 気 分 離 装 置	酸素ガス 毎時 5, 000 N m ³ 液化酸素 〃 4, 300 N m ³ 液化窒素 〃 12, 250 N m ³ 液化アルゴン 〃 180 N m ³	1 基
圧 送 設 備	酸素ガス 2. 94Mpa 毎時 5, 000 N m ³	1 式

○ 仙台市ガス局港工場

イ. 危険物屋内タンク貯蔵所

タンク 番 号	油 種	容 量 (m^3)	屋根型式	内径×高さ (m)	冷却設備
	付 臭 剤	2.8	円筒形 (横置)	1.1×3.0	有

ロ. 高圧ガスタンク貯蔵所 (ガス事業法適用)

タンク 番 号	種 別	容 量 (m^3)	型 式	内径×高さ (m)	冷 却 設 備
	L P G	148	円筒形 (横置)	3.5×16.0	有

ハ. ガス工作物等

設 備 名	能 力	基 数
L N G地下式貯槽	80,000 $\text{k}\ell$	1
オープンラック式気化器 (L N G気化器)	30 t / H	2
サブマージド式気化器 (L N G気化器)	〃	1
B O G圧縮機	5,000 N m^3 / H	2
球形ガスホルダー	100,000 N m^3	1
L N G出荷設備	15 t / H	5

塩釜地区

危険物屋外タンク貯蔵所等

○ ENEOS㈱塩釜油槽所

タンク 番 号	油 種	容 量 ($\text{k}\ell$)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷 却 設 備	固定消 火設備
1	並揮発油 (休止中)	3,000	インナーフロー ティングルーフ	18.610×12.750	R C造一部土 堤 高さ 0.9m 容積 3,590 m^3	有	有
2	A重油 (休止中)	700	コーンルーフ	9.140×10.973		無	〃
3	高揮発油	995	インナーフロー ティングルーフ	11.600×10.973		有	〃
4	軽 油 (休止中)	995	コーンルーフ	11.600×10.970		無	〃
5	高揮発油	256	〃	6.980×7.315		有	〃
13	高揮発油	740	〃	9.680×10.665		〃	〃
14	並揮発油	2,815	フローティン グルーフ	17.400×13.670		〃	〃
15	灯 油 (休止中)	995	コーンルーフ	11.600×10.665		〃	〃
16	〃	998	〃	11.600×10.670		〃	〃
17	〃	998	〃	11.600×10.665		〃	〃
18	軽 油	2,088	〃	15.500×12.150	R C造一部土堤 高さ 1.2m 延長 178m 容積 3,716 m^3	〃	〃
19	〃	1,720	〃	13.570×12.910		〃	〃
20	灯 油	2,955	コーンルーフ	17.420×13.635		有	有
21	並揮発油	2,087	インナーフロー ティングルーフ	15.500×12.140		〃	〃

○ カメイ物流サービス(株)塩釜貞山油槽所

タンク 番 号	油 種	容 量 (kℓ)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷却 設備	固定消 火設備
1	灯 油	573	コ ー ン ル ー フ	9.256×9.065	R C 造 高さ 1.8m 容積 3,007 m ³	無	有
2	重 油	480	〃	9.055×8.033		〃	〃
3	灯 油	600	〃	9.000×9.870		〃	〃
7	〃	2,280	〃	14.540×14.900		有	〃
9	A重油	1,476	〃	11.620×15.000		有	〃
8	揮発油	1,413	インナーフロー ディングルーフ	11.620×15.000	R C 造 高さ 1.25～1.65m 容積 9,395 m ³	有	有
10	並揮発油	2,100	インナーフロー ディングルーフ	14.130×14.980		無	〃
11	灯 油	2,170	コ ー ン ル ー フ	14.130×14.980		〃	〃
13	重 油	3,910	〃	17.500×17.500		〃	〃
14	重 油	6,400	〃	21.300×19.350		〃	〃
15	ローサルA重油	6,000	〃	20.330×19.820		〃	〃
105	アルコール	490	〃	8.732×9.160		〃	〃
106	酢酸エチル	400	〃	8.732×9.160		〃	〃
16	灯 油	983	コ ー ン ル ー フ	10.980×11.350	R C 造 高さ 1.25m 容積 2,032,319 m ³	無	有
17	〃	983	〃	10.980×11.350		〃	〃
18	〃	983	〃	10.980×11.350		〃	〃
19	〃	983	〃	10.980×11.350		〃	〃
31	〃	983	〃	10.980×11.350		〃	〃
32	〃	983	〃	10.980×11.350		〃	〃
33	〃	983	〃	10.980×11.350		〃	〃
34	〃	983	〃	10.980×11.350		〃	〃
20	軽 油	980	コ ー ン ル ー フ	13.600×8.020	R C 造 高さ 1.5m 容積 2,776 m ³	無	有
21	〃	980	〃	13.600×8.020		〃	〃
23	高揮発油	460	インナーフロー ディングルーフ	8.823×9.125		有	有
24	並揮発油	990	〃	14.635×12.145		〃	〃
25	軽 油	980	コ ー ン ル ー フ	10.762×12.145		無	〃
26	〃	490	〃	8.823×9.125		〃	〃
27	〃	490	〃	8.823×9.125		〃	〃
28	〃 (HV O)	300	〃	8.823×9.125		〃	〃
29	揮発油	100	〃	4.946×6.105		有	〃
30	軽 油	1,850	〃	12.200×18.155		無	〃
4	潤滑油	28.5	〃	2.900×4.616		無	有
103	潤滑油	50	〃	3.670×5.000		無	無

タンク 番 号	種 別	容 量 (m ³)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 液 堤	冷却 設備	固定消 火設備
56D-7 (休止)	プロパン	4.7	横 置 円 筒	D=15.810		有	無
63D-8 (休止)	プロパン	6	〃	2.800×11.981 2.500×10.040		〃	〃
NO-1	プロパン	70.5	〃			〃	〃
NO-2	オートガス (ブタン・プロパン)	47	〃	3.200×15.200		〃	〃
NO-3	プロパン	117.8	移 動 式			無	〃
12024	プロパン	5.7	〃				

タンク 番 号	種 別	容 量 (m^3)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 液 堤	冷却 設備	固定消 火設備
10847	プロパン	8.6	移 動 式			〃	〃
11085	プロパン	5.7	移 動 式				
8660	プロパン	8.6	〃			〃	〃
9762	プロパン	7.8	〃			〃	〃
9914	プロパン	7.8	〃			〃	〃

○ 出光興産(株)塩釜油槽所

タンク 番 号	油 種	容 量 ($\text{k}\ell$)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷却 設備	固定消 火設備
4001	JETA-1	3,890	コーンルーフ	17.440×17.500	R C 造 高さ 1.4m 延長 356.2m 容積 4,588.4 m^3	無	有
3001	揮発油	2,880	フローティング ルーフ	17.410×13.700		有	〃
3002	軽 油	2,950	コーンルーフ	17.410×13.700		無	〃
3003	A重油	2,960	〃	17.410×13.700		有	〃
2001	JETA-1	2,060	〃	14.500×13.700		〃	〃
2002	灯 油	1,750	〃	14.060×13.700		〃	〃
1801	A重油	1,780	〃	13.540×13.700		〃	〃
1001	灯油	990	フローティング ルーフ	10.640×13.700		〃	〃
1002	A重油	980	コーンルーフ	10.640×13.700		無	〃
901	灯油	780	〃	9.280×13.700		無	〃
701	A重油	700	〃	8.710×13.700		〃	〃
702	灯油	720	〃	8.710×13.700		無	〃
703	A重油	712	〃	8.710×13.700		〃	〃
2301	揮発油	2,350	フローティング ルーフ	17.440×15.000	R C 造 高さ 2.5m 延長 146.78m 容積 3,265.05 m^3	有	有

○ 出光興産(株)貞山塩釜油槽所

タンク 番 号	油 種	容 量 ($\text{k}\ell$)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷却 設備	固定消 火設備
1	揮 発 油	714	インナーフロー ティングルーフ	10.7×9.1	R C 造 高さ 1.25m 延長 380.2m 容積 5,839 m^3	有	有
2	〃	1,542	〃	12.2×15.1		〃	〃
3	〃	1,542	〃	12.2×15.1		〃	〃
4	軽 油	2,272	コーンルーフ	14.6×14.6		無	〃
5	〃	1,268	〃	10.7×15.2		〃	〃
6	灯 油	724	〃	10.7×9.1		〃	〃
7	重 油 (クリーン A)	860	〃	10.7×10.7		〃	〃
8	灯 油	980	〃	10.7×12.1		〃	〃
9	A 重 油	4,536	〃	19.5×16.4		〃	〃
10	〃	2,266	〃	14.6×14.6		〃	〃
13	灯 油	3,425	〃	17.1×16.6		〃	〃
14	軽 油	1,449	〃	11.6×15.2		〃	〃
15	揮発油	980	インナーフロー ティングルーフ	11.6×10.1	R C 造 高さ 0.98m 延長 147.8m 容積 1,096.498 m^3	有	有
16	〃	980	〃	11.6×10.1		〃	〃

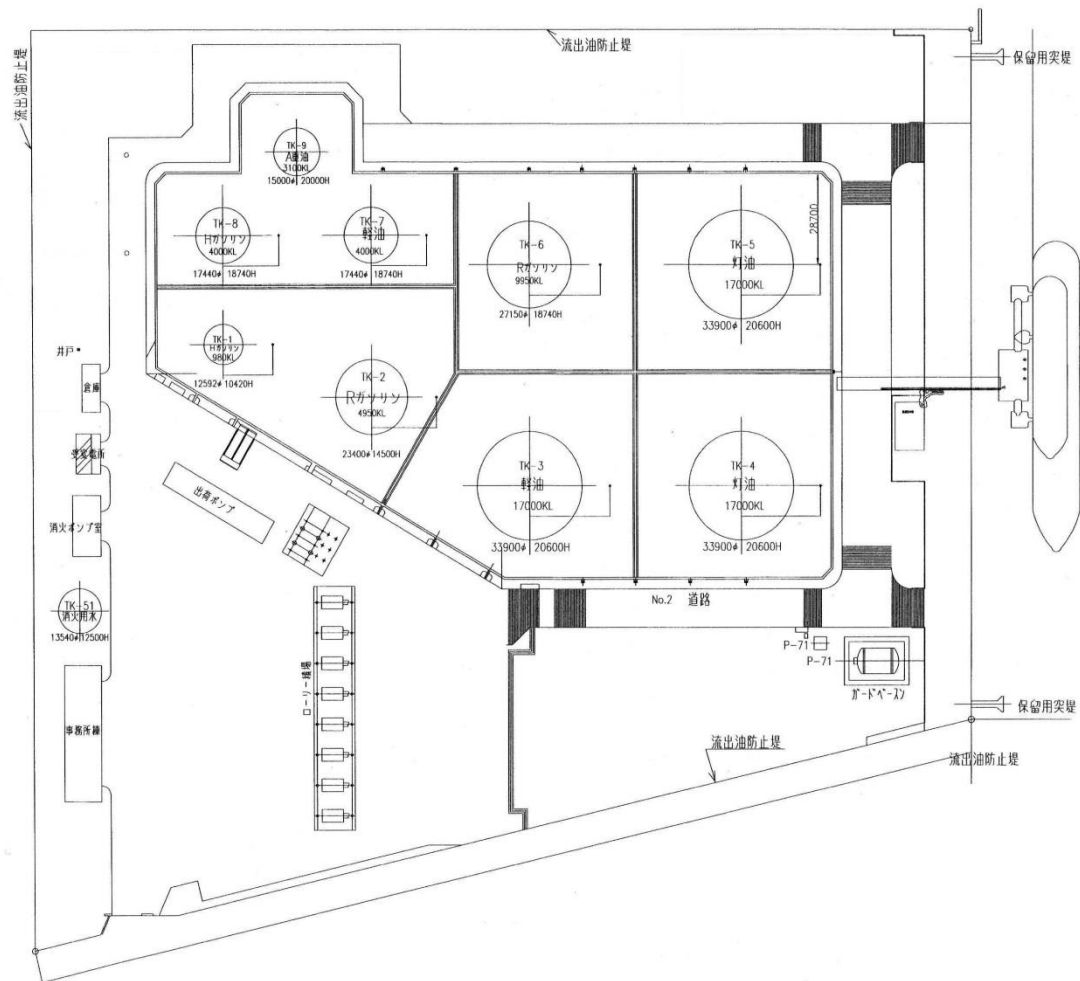
○ 東西オイルターミナル(株)塩釜油槽所

タンク 番 号	油 種	容 量 (kℓ)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 油 堤	冷 却 設 備	固定消 火設備
1	A重油	992	コーンルーフ	11.620×10.660	R C造 高さ 0.8m 延長 316m 容積 3,016 m ³	無	有
2	〃	992	〃	11.620×10.640		〃	〃
3	〃 (休止)	1,500	〃	15.500×9.140		〃	〃
4	L S A-1	991	〃	11.620×10.660		〃	〃
5	〃 (休止)	800	〃	11.620×7.620		〃	〃
6	重油 (休止)	480	〃	9.670×7.620		〃	〃
7	重油 (休止)	480	〃	〃		〃	〃
8	A重油	480	〃	〃		〃	〃
9	高揮発油	480	〃	〃		有	〃
10	ガソリン	480	〃	〃		〃	〃
11	J E T A-1	1,980	インナーフロー ディンググループ	15.500×13.700		〃	〃
12	並揮発油(休止)	1,819	〃	13.560×13.700		〃	〃
13	軽油	2,260	コーンルーフ	15.500×13.700		無	〃
14	高揮発油 (休 止)	1,387	インナーフロー ディンググループ	13.560×10.660		有	〃
15	灯油	4,920	コーンルーフ	21.300×15.200 〃	R C造 高さ 1.8m 容積 5.743 m ³ 延長 252.4m	無	有
16	〃	4,927	〃				
21	並揮発油	445	インナーフロー ディンググループ	9.670×7.525	R C造 高さ 1.14m 容積 243.5m ³ 延長 3,992.4m	有	有
22	〃	1,490	コーンルーフ	13.540×12.035		〃	〃
23	J E T A-1	970	〃	11.160×10.535		無	〃
24	灯油 (休止)	970	〃	〃		〃	〃
25	L S A-1	970	〃	〃		〃	〃
26	〃	900	〃	〃		有	〃
27	軽油 (休止)	2,000	〃	15.400×12.040		無	〃
28	軽油	2,800	〃	15.300×19.500		有	〃
101	アスファルト	500	コーンルーフ	9.670×10.660		無	無
102	〃	1,000	〃	9.670×15.220		〃	〃
103	〃	1,000	〃	〃		〃	〃

○ 廃油処理場

タンク 番 号	種 別	容 量 (m ³)	屋根型式	内径×高さ (m)	防 液 堤	冷却 設備	固定消 火設備
	重 油	6	コーンルーフ	1.4×1.4	(ア) 素材 鉄筋コン クリート (イ) 高さ 0.4m (ウ) 延長 21.4m (エ) 容積 28.6 m ³	無	有

全農エネルギー(株)仙台石油基地



容	量	24,180 m ³
総	延	長
構	造	鉄筋コンクリート及び土築
最	大	防油堤の量
最	大	屋外貯蔵タンクの容量
		21,104 m ³
		17,000 kℓ

ロ. 消火用屋外給水施設

(仙台地区)

事業所名 区分		E N E O S (株) 仙 台 製 油 所				東 北 電 力 (株) 新 火 力 発 電 所	全農エネルギー(株)
水 源	種 別	海水及び工業用水				濾過水タンク	工業用水タンク
	水 量 (kℓ)	無 限				3,200	1,600
	他の給水施設等との兼用の有無	有				有	有
配 管	消 火 栓 の 個 数 (個)	244				53	17
	総 延 長 (m)	14,328				3,593	900
	他の給水施設等との兼用の有無	有				有	無
加 圧 ポ ンプ	全 揚 程 (m)	53		113.2～		80	70
	吐 出 量 (1 / 分)	25,000	41,667	8,300	14,100	7,470	9,300
	基 数 (基)	4	1	3	1	2	1
	他の給水施設等との兼用の有無	有				有	有
非 常 電 源		有				有	有
代 替 施 設		有				無	無
備 考							

ハ. 非常通報設備

事業所名 区分	E N E O S (株) 仙 台 製 油 所	東北電力(株)新仙台発電	全農エネルギー(株)	東 洋 製 罐
種 別	有線電気通信設備	同 左	同 左	同 左
(回線) 非常通報 設備の数	消防機関直通 8 隣接事業所直通 1 その他加入電話	消防署直通 2 隣接事業所直通 1 その他加入電話	消防機関直通 1 その他加入電話 4	加 入 電 話
備 考	構内放送設備	構内放送設備	構内放送設備	

事業所名 区分	東邦アセチレン(株)	J F E スチール(株) 棒線事業部仙台製造所	㈱仙台サンソセンター	仙台市ガス局港工場
種 別	有線電気通信設備	同 左	同 左	同 左
(回線) 非常通報 設備の数	加 入 電 話 4	加 入 電 話 15	加 入 電 話 2	加 入 電 話
備 考	構 内 放 送 設 備 電 話		構内放送設備	構内放送設備

(塩釜地区)

ロ. 消火用屋外給水施設

令和7年1月1日現在

事業所名 区 分		E N E O S ㈱ 塩 釜 油 槽 所	カ メ イ 物 流 サ ー ビ ス ㈱ 塩 釜 貞 山 油 槽 所	出 光 興 産 ㈱ 塩 釜 油 槽 所	出 光 興 産 ㈱ 貞 山 塩 釜 油 槽 所	東西オイルターミナル㈱ 塩 釜 油 槽 所
水 源	種 別	水槽・海水	水 槽	水 槽	水 槽	水槽・海水
	水 槽 (㎡)	1,100	2,115	2,400	2,330	1,290
配 管	消火栓の個数 (個)	※1) 42	※2) 43	※1) 27	10	※3) 39
	総 延 長(m)	1,170	700	870	308	1,703
加 圧 ポ ンプ	全 揚 程(m)	87.5			38	
	吐出量 (ℓ/分)	6,000 ・ 6,000	4,200	4,800	7,000 ・ 3,800	2,400 ・ 1,850
	基 数(基)	1 ・ 1	1	3	1 ・ 2	3 ・ 1
非 常 電 源		無	無	有 (H24.11 設置)	無	有
備 考		※1) 共用栈橋 3 個含む	※2) 43 (屋外給水 17)	※1) 共用栈橋 3 個含む		※3) 39 (屋外給水 22)

ハ. 非常通報設備

事業所名 区 分		E N E O S ㈱ 塩 釜 油 槽 所	カ メ イ 物 流 サ ー ビ ス ㈱ 塩 釜 貞 山 油 槽 所	出 光 興 産 ㈱ 塩 釜 油 槽 所	出 光 興 産 ㈱ 貞 山 塩 釜 油 槽 所	東西オイルターミナル㈱ 塩 釜 油 槽 所
種 別		有線電気 通信設備	有線電気 通信設備	有線電気 通信設備	有線電気 通信設備	有線電気 通信設備
(回線) 非常通報設備の数		加入電話 5 無線設備 1	加入電話 3 無線設備 1	加入電話 3 無線設備 1	加入電話 3 無線設備 1	加入電話 3 無線設備 1
備 考		構内電話 12 構内放送 1 サイレン 1 ハンドマイク 1 (サイレン付)	構内無線 10 警 鐘 5 ハンドマイク 2 (サイレン付) 衛星電話 1	構内電話 13 構内放送 1 サイレン 1 ハンドマイク 2 (サイレン付)	構内電話 5 手動サイレン 1 ハンドマイク 1 (サイレン付)	構内電話 10 構内放送 1 ハンドマイク 2 (サイレン付) 無線ピージング 6 衛星電話 1

(2) その他の防災設備及び資機材

区 分			事業所名		E N E O S (株) 仙 台 製 油 所		東北電力(株) 新仙台火力発電所		全農エネルギー (株)		東 邦 ア セ チ レ ン (株)		(株) 仙 台 サンソセンター		仙 台 市 ガ ス 局 港 工 場		計	
					数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
作 業 船		(隻)																
泡 原 液 貯 蔵 タ ン ク		(基)		22	79,390			1	7,600							23	86,990	
可 搬 式 放 水 砲		放水能力 3,000 (基) ℓ/分以上		4				1				1				5		
		放水能力 2,000 (基) ℓ/分以上																
		放水能力 3,000 (基) ℓ/分未満																
可 搬 式 放 水 銃		(基)		10												10		
耐 熱 服		(基)		2				3						1		6		
空 気 呼 吸 器 酸 素		(個)		26				2				2		2		32		
オ イ ル フ ェ ン ス		(m)		4,400	B 型			600	B 型							5,000	B 型	
化 学 消 火 薬 剤		移 動 可 能 (1)		18,150												18,150		
		固 定 式 (1)		63,690				7,600								71,290		
油 処 理 剤		(1)		700				612								1,312		
油 吸 着 材		(1)		6,400				510								6,910		
その 機 材	携 帯 式 ガ ス 探 知 機	(個)		315		1				2						318		
事 業 所	従 業 員		(人)	411		97		12		52		16		52		641		
	自 衛 消 防	専任消 防隊員		(人)	34											34		
		兼任消 防隊員		(人)	162		10 6	昼間 夜間			10 2	昼間 夜間				191		
	防 災 要 員		(人)	18		4		2		2		2		2		30		

(コンビナート法に基づくもの。)

塩釜地区の防災資機材等

令和7年1月1日現在

区 分		事業所名		E N E O S(株) 塩 釜 油 槽 所		カメイ物流 サ ー ビ ス (株) 塩釜貞山油槽所		出光興産(株) 塩 釜 油 槽 所		出光興産(株) 貞山塩釜油槽所		東 西 オ イ ル タ ー ミ ナ ル (株) 塩 釜 油 槽 所		計
		数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	
作 業 船 (隻 /t)		1	1.3 t	1	0.5t	1	0.93t	1	0.4t	1	1.0t	5 隻 4.13 t		
泡原液タンク(固定式) (基/ℓ)		4	2,600 2,400 2,000 1,600	2	3,000 2,350	3	7,300 1,800 200	2	4,000 1,100	3	2,000 2,000 900	14 基 33,250ℓ		
耐 熱 服(着)								7		6		13		
空 気 ・ 酸素呼吸器 (個)						1	空気	3	空気			4		
オイルフェンス (m)		540	B540	1,120	A 180 B940	780	A 240 B 540	600	A100B500	780	A 240 B 540	3,820(うち A 760) (うち B3,060)		
移 動 可 能 泡 原 液 (ℓ)		6,380		8,000		440		7,356		9,280	界面(480)	31,456(界面 480)		
油 処 理 剤(ℓ)		3,124		180		468		1,692		576		6,040		
油 吸 着 材(kg)		602		136		720		320		650		2,428		
その他の 防災機材	携帯式ガス検知機(個)	3		2		2		1		2		10		
	油 回 収 器													
	ガ ス 検 知 警 報 器			29								29		
	火 災 報 知 器			8		2						10		
事 業 所	従 業 員(人)	14		72		10		9		9		114		
	自衛隊消防員(人)	13		10		10		9		9		51		
	防 災 要 員 (法 に 基 づ く) / 人	2		2		2		2		2		10		

(3) 資機材調達一覧

イ. 消火薬剤等

調 達 先		消 火 薬 剤		オイルフェンス		油 処 理 材		油 吸 着 剤		連 絡 先		
		数量 (ℓ)	規 格 等	数量(m)	規 格 等	数量 (ℓ)	規 格 等	数量 (kg)	規 格 等	名 称	所 在 地	電 話
国有分	塩釜港湾・空港整備事務所							S50 80 kg BL-65 150 kg	タフネル オイルプロッター	塩釜港湾・空港整備事務所	多賀城市明月一丁目 4-6	361-6231
県有分	防災資機材センター	54,000	水成膜系 耐寒用 3%	2,100	カップーE型 B型	13,140	ハイトロン#3A	3,660	タフネル オイルプロッター	消 防 課	仙台市青葉区本町 三丁目 8 の 1	022 211-2374
	沿岸消防署委託分			140	カップーB型			500	タフネル	〃	〃	〃
	塩釜地区消防事務組合委託分							770	タフネル オイルプロッター	〃	〃	〃
	地方振興事務所 (水産漁港部)			3,380	カップーB型	3,960	〃	4,546.5	タフネル オイルプロッター他	漁港漁場整備課	〃	022 211-2941
	港湾事務所保有			2,280	カップーB型	198	ネ オ ス	555	タフネル オイルプロッター	港 湾 課	〃	022 211-3212
特 定 事業所	仙 台 地 区 ※複数事業所合算分	27,500	※	2,600	※	720	※	340	※	ENEOS(株)仙台製油所	仙台市宮城野区港 五丁目 1 の 1	022 363-1110
	塩 釜 地 区 ※複数事業所合算分	7,560	※	1,080	※	900	※	270	※	塩 釜 地 区 共 同 防 災 セ ン タ ー	塩竈市貞山通二丁目 13 の 5	022 367-4181
他 県										消 防 課	仙台市青葉区本町 二丁目 8 の 1	022 211-2374
県 内 販 売 業 者	(株) ア オ キ		スーパーホーム 初 田		セ キ ス イ					調達先に同じ	仙台市青葉区上杉 三丁目 6 の 11	022 224-0281
	カ メ イ (株)		ミ ヤ タ		太 陽 工 業				ウォーセップ	〃	仙台市青葉区国分町 三丁目 1 の 18	022 264-6111
	く ろ が ね (株)		プレスト 深 山						タフネル	〃	仙台市青葉区国分町 一丁目 2 の 1	022 222-5246
	タイホー工業(株) 仙 台 出 張 所				ア ス ト ロ		ク リ リ ン		ハイセパーレ ウレスK	〃	仙台市青葉区本町 二丁目 14 の 15	022 222-9660
	中外写真薬品(株) 仙 台 営 業 所		スノーラップ				スノーラップ		ハイレパーレ	〃	仙台市青葉区広瀬町 3 の 30	022 225-5461
	日 本 ドライケミカル(株)		ドライレミカル							〃	仙台市青葉区本町 二丁目 9 の 16	022 226-1061
	富士化学工業(株) 仙 台 支 店		ヤマト							〃	仙台市青葉区一番町 二丁目 8 の 15	022 262-9101
	山 水 商 事 (株) 仙 台 事 務 所				カ ッ パ ー		ガ モ ゴ ー ル		オイルソーブ アタックエース	〃	仙台市若林区河原町 二丁目 11 の 45	022 266-0859
	三井物産機械販売 (株) 仙 台 営 業 所				ブリジストン					〃	仙台市若林区南小泉 遠見塚西 87 の 17	022 286-0432
そ の 他	海水油濁処理協力 機構気仙沼分会			1,780		4,500		1,000		(支部長会社) 出光興産(株)仙台支店	仙台市青葉区中央 四丁目 1 の 8	022 223-3175
	宮 城 マ リ ン サ ー ビ ス (株)	15,000	フッ化たんばく 3%	720	B型拡張式	6,000	ユニゾール	3,000	タフネル	調達先に同じ	塩竈市貞山通一丁目 7 の 16	022 364-2301
	東 北 電 力 (株) 仙 台 火 力 発 電 所			200	カップーB型	216	ネオス	100	タフネル オイルプロッター他	〃	七ヶ浜町代ヶ崎浜字 前島	022 357-2121
	北 日 本 石 油 (株) 塩 釜 営 業 所			300	カップーB型	540	ネオス	200	タフネル オイルプロッター	〃	塩竈市新浜町一丁目 17-19	022 362-2728
	東北ドック鉄工(株)			240	A-O-F-7 (高階救命器具)	200	エコエストジャパン T-041	188	タフネル オイルプロッター	〃	塩竈市北浜四丁目 14 の 1	022 364-2111

ロ. 化学消防車等

調 達 先		化 学 消 防 車		消 防 艇 (設 備 を 有 する 船 艇 を 含 む)		油 回 収 船		車 輛 等	船 艇	連 絡 先			備 考
		数量(台)	規 格 等	数量(隻)	規 格 等	数量(ℓ)	規 格 等			名 称	所 在 地	電 話	
消 防 部	仙 台 市	7	1,500ℓ/分 ～3,000ℓ/分							調 達 先 に 同 じ	仙台市青葉区堤通 雨宮町2の15	022 234-1111	内 2322
	名 取 市	1	〃							〃	名取市増田字北谷 141の1	022 382-0242	
	岩 沼 市	1	〃							〃	岩沼市末広一丁目 6の32	0223 22-5171	
	塩釜地区消防事務組合	3	〃	1	14.0t					〃	塩竈市尾島町17の22	022 361-0119	
	石 巻 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合	3	〃 1～1,500ℓ/分							〃	石巻市大橋一丁目1 番地1	0225 95-7111	
	気 仙 沼 本 吉 地 域 広 域 行 政 事 務 組 合	1	2,000ℓ/分 ～3,000ℓ/分	1	12.0t					〃	気仙沼市南町四丁目 1の9	0226 22-6688	
	栗 原 市 消 防 本 部	1	1,500ℓ/分 ～2,000ℓ/分							〃	栗原市築館字留場 中田111の1	0228 22-1191	
陸 上 自 衛 隊		1	2,840ℓ/分 ～2,930ℓ/分							第 22 即 応 機 動 連 隊	多賀城市丸山二丁目	022 365-2121	内 235
特 定 事業所	仙 台 地 区	2	3,000ℓ/分以上			1			3	ENEOS(株)仙台製油 所	仙台市宮城野区港 五丁目1の1	022 363-1110	
	塩 釜 地 区	1	2,000ℓ/分以上						14	塩 釜 地 区 共 同 防 災 セ ン タ ー	塩竈市貞山三丁目 13の5	022 367-4181	
漁 業 協 同 組 合										県 漁 業 振 興 課	仙台市青葉区本町 三丁目8の1	022 211-3013	
運 輸 者	日本通運(株)東北支店									調 達 先 に 同 じ	仙台市青葉区一番町 三丁目1の26	022 265-5111	
	光 汽 船 (株)									〃	塩竈市港区 2の13の18	022 362-4128	
	興 和 海 運 (株)									〃	〃 2の16の28	022 365-0131	
	(株)沖宮回漕店									〃	〃 2の13の24	022 364-1161	
	塩釜港船舶給水(株)									〃	〃 1の4の63	022 362-0212	
	塩釜港運送(株)									〃	〃 1の6の26	022 364-5111	
	三 陸 運 輸 (株)									〃	塩竈市貞山通 3の11の28	022 362-2141	
	仙 台 臨 海 鉄 道 (株)									〃	仙台市宮城野区中野 字新松無番地	022 258-5211	
	仙 台 運 送 (株)									〃	仙台市若林区卸町 4の4	022 294-3111	
	菱宮産業(株)仙台営業所									〃	仙台市宮城野区中野 字高松238	022 362-8587	
曳 船 業 者	宮城マリンサービス(株)			2	8,000ℓ/分1					〃	塩竈市貞山通 1の7の16	022 364-2301	
	仙 台 湾 曳 船 (株)									〃	〃 1の7の15	022 364-5678	
	海洋産業(株)仙台支店									〃	〃 1の7の16	022 364-2301	
	仙 台 港 興 業 (株)									〃	〃 2の12の12	022 364-4685	

10. 県及び市町村が整備すべき泡消火薬剤の備蓄量の基準

昭和 46 年 2 月 16 日付（消防防第 55 号）消防庁防災救急課長通知「石油コンビナート地帯防災対策について」資料、県及び市町村が整備すべき泡消火薬剤の備蓄量の算定基準より以下算出する。

(1) 宮城県

宮城県の最大タンク（ENEOS 株式会社仙台製油所 T-1 タンク 98,630 kℓ）から防油堤内に流出し、当該防油堤内で全面火災が起こった場合の必要泡消火薬剤量

T-1 タンク面積（直径：78.471m） $39\text{m} \times 39\text{m} \times 3.14 = 4,776 \text{ m}^2$

T-1 タンク部分を除いた防油堤内面積 $18,792 \text{ m}^2 - 4,776 \text{ m}^2 = 14,016 \text{ m}^2$

必要量（防油堤内面積 $\times$ （1 時間に必要な 1 m^2 当たりの 3% 泡水溶液量））

$14,016 \text{ m}^2 \times (6.50 (1 \text{ m}^2/\text{min}) \times 0.03) \times 60\text{min} = 163,9870$

県が備蓄すべき量は、必要量の 1/3 を基準とするとされていることから

県が備蓄すべき量は、54,6620 とする。

(2) 仙台市消防局（仙台市）

同一石油コンビナート地帯内の関係市町村の総備蓄量は県備蓄量と同量以上であることが望ましいとされていることから、仙台地区の総備蓄量は 54,6620 とし、仙台地区の関係市町は仙台市、多賀城市及び七ヶ浜町であることから、各市町の必要量については、「令和元年度の石油貯蔵・取扱い指定指数」の比率により按分した数量を備蓄量の基準とする。（按分方法の例示については、通知等で特に定められていないが、それぞれの市町で貯蔵している危険物の貯蔵量にて按分するのが妥当と考えられる。）

仙台地区関係市町	指定指数	割合	泡消火薬剤必要量
仙台市	26.75	77%	42,0900
多賀城市	1.22	4%	2,1860
七ヶ浜町	6.64	19%	10,3860
合計	34.61	100%	54,6620

上記表の按分結果から、**仙台市消防局（仙台市）が備蓄すべき量は、42,0900 とする。**

※第 55 号通知の備蓄量の基準の考え方を参考にし、最終的な決定権は市町村にある

※指定指数は、「令和元年度の石油貯蔵・取扱い指定指数」を算出根拠とするが、毎年変動するため、今後、石油貯蔵量に大きな変動があった場合は再度検討するもの。

(3) 塩釜地区消防事務組合消防本部（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町）

塩釜地区消防事務組合消防本部は塩釜地区（塩竈市）及び仙台地区の一部（多賀城市及び七ヶ浜町）を管轄していることから、両地区其々の泡消火薬剤必要量の最大値を持って備蓄量の基準とする。

ア 塩釜地区

消防防第 55 号通知については、宮城県の最大タンクを基準としているため、塩釜地区のコンビナート区域の算出基準には適さない、よって塩釜地区コンビナート区域の消火薬剤の必要量については消防力の整備指針に基づき算出する。

【消防力の整備指針に基づき算出した泡消火薬剤必要量】

塩釜地区最大タンク（カメイ物流サービス(株)No.14, 15 タンク A 重油, 6,400 kℓ）直径：21.3m

・タンク部分面積 $10.65\text{m} \times 10.65\text{m} \times 3.14 = 356.14 \text{ m}^2$

・泡消火薬剤必要量 $356.14 \text{ m}^2 \times (6.50 (1 \text{ m}^2/\text{min}) \times 0.03) \times 60\text{min} = 4,166.80$

県・市町別	消防力の整備指針に基づき 算出した泡消火薬剤必要量
塩 釜 市	4,167ℓ

イ 仙台地区

多賀城市及び七ヶ浜町は仙台地区の一部に存することから、上記２貯蔵量の割合に応じた泡消火薬剤必要量の考え方から、多賀城市の泡消火薬剤必要量 2,186ℓと七ヶ浜町 10,386ℓを合わせて、12,572ℓが仙台地区に対する塩釜地区消防事務組合消防本部が備蓄すべき量とする。

以上(1)(2)を比較し、両地区其々の泡消火薬剤必要量の最大値は仙台地区の 12,572ℓであることから、**塩釜地区消防事務組合消防本部が備蓄すべき量は、12,572ℓとする。**

(4) その他

上記表泡消火薬剤必要量は、第 55 号通知の備蓄量の基準の考え方及び消防力の整備指針を参考に割り出した数値であり、備えるべき数値の最終的な決定権は市町村にある。

11. 過去の主な災害事故事例

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
昭和 46 年 7 月 2 日 17 時 40 分頃	(仙台地区) 東北石油㈱仙台製油所 集中合理化装置 常圧蒸留部門	17 時 35 分頃、計装関係電気が突然停電したため、全装置を緊急停止し、点検作業中のところ、17 時 40 分頃、常圧蒸留塔の過熱蒸気吸入部の逆止弁が作業不良のため、塔底油が逆流して空気に触れて着火した。 17 時 53 分、バルブを閉じ鎮火。 煙道の一部、スチーム排出口及びサイレンサーの一部焼損	逆上弁の作業不良	過熱蒸気吸入配管に緊急用停止弁を設置
昭和 46 年 9 月 11 日 ～13 日	(仙台地区) 東北石油㈱仙台製油所 東北電力㈱新仙台海力発電所 臨 海 部	台風 26 号の高波により (1) 東北石油(株) イ 護岸欠壊 250m, 通路欠壊 250m, 同破損 200m ロ 原油栈橋 パイプ破損変形, 変圧器外電気設備流出 ハ 消火設備 配管等の変形流出 二 出荷栈橋 ローディングアーム 3 基破損 (2) 東北電力(株) イ 共同荷揚場 50m 欠壊 ロ 敷地浸触 300 m ² ハ 海水取水口 砂打ち上げにより取水不能	台風 28 号 高波	防波堤完成
昭和 46 年 11 月 2 日 12 時 0 分頃	(仙台地区) 東北電力㈱新仙台海力発電所 第 1 号機用タービン	第 1 号機運転中、タービンの頭部にある制御油圧計測用バルブのナット亀裂部から漏油し、下階の蒸気管(高温)に触れ引火した。 主ガバナー、補助ガバナー、計器類焼失	ナットの材質不良と締め過ぎ	ナット接続部を溶接及び受皿の設置
昭和 47 年 7 月 17 日	(塩釜地区) 共同石油㈱仙台油槽所 屋外タンク貯蔵所	屋外タンクを空にして修理中、残ガスに引火爆発した。タンク屋根板と側板上部の一部破損変形、軽傷 2 名。	残ガスへの引火	ガス検知の実施
昭和 47 年 11 月 23 日 6 時 40 分頃	(仙台地区) 東北石油㈱仙台製油所 T-206	屋根タンク貯蔵所(T-206 浮屋根式 11,200 kℓ)ランダ中の重質ナフサがオーバーフロー(約 10 kℓ)した。 堰板破損	レベル計警報回路の誤配線	各警報設備等の再点検と日常点検の強化 配線の修理
昭和 48 年 4 月 17 日 8 時 02 分	(仙台地区) 東北電力㈱新仙台海力発電所 第 1 号機用高圧ポンプ	ボイラーに送油する高圧重油ポンプより漏油し、引火した。 高圧ポンプ 1 基、制御関係設備一部焼損	高圧ポンプの再循環量不足により過熱し、O リング破損したため漏油した。	ポンプの分解修理、制御方法の変更及び防油堤の嵩上げ。
昭和 49 年 3 月 31 日 14 時 33 分頃	(仙台地区) 藤 沢 製 鋼 (株) 建 設 現 場	クーリングタワー建設現場付近より出火 クーリングタワーの一部及び残材焼失	溶接の火花が建材に落下	防災シートの使用

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
昭和 49 年 7 月 10 日 14 時 45 分頃	(仙台地区) 東北石油(株)仙台製油所 集中合理化装置 接触改質部門	熱交換器フランジ部より熱ガスが漏れ出火した。 保温用鉄板焼損, 石油ガス 25NM 焼失	フランジ締付部のボルトのゆるみ(材質不良?)	急激な温度変化を防ぐため, フランジ部にカバー取り付け(材質検査中)
昭和 49 年 9 月 11 日	(塩釜地区) エッソスタンダード石油(株)塩釜油槽所	鉄道タンカ車積込用端末バルブの機能不良により, ガソリン 1.2 kℓ流出	バルブの機能不良	修理
昭和 51 年 4 月 10 日 3 時 20 分頃	(仙台地区) 東北石油(株)仙台製油所 フレアースタック周辺	フレアースタックの頂部より火の粉(カーボンの塊り又は硫化鉄等の鉄サビと思われる。)が飛散し, 付近の芝生 0.4 アール焼失	電気系統のトラブルにより改質部門の安全弁が作動し, 多量のガスがフレアーに流れた。	フレアースタック内部の清掃
昭和 51 年 7 月 22 日 3 時 20 分頃	(仙台地区) 東北石油(株)仙台製油所 常圧蒸留部門	スタビライザーの付属設備リフラックスドラムの鏡板に亀裂(内面 72 mm,外面 80 mm)が生じてガスが漏れた。	硫化水素による応力腐食割れと思われる。(材質不良?)	鏡板の材質を変更し, ドラム内部をエポキシ樹脂でコーティングした。
昭和 52 年 2 月 15 日 14 時 40 分	(仙台地区) 東北石油(株)仙台製油所 構内工業用水池脇の芝生約 15 m ²	芝 生 15 m ² 焼失	重油脱硫装置のコンプレッサーの切替え操作を行っており, この際フレアーへ逃げていたオフガス系統のガス圧が変動したその影響でフレアー内に生成されていたスケールが落下し, 芝生を焼失した。	1) フレーヤー廻りの芝生の除去 2) オフガスの圧力変動が予想される際の充分なる注意による操作
昭和 52 年 7 月 4 日 14 時 40 分頃	(塩釜地区) 富士運輸倉庫(株)	L P ガス 1,000 t 球形貯槽の開放検査を行うため, 貯槽に接続されている配管の停止弁を取り外したところフランジから液が噴出し, 作業員 4 名が凍傷を負ったもの。	配管内の残液確認を十分行わないままに, 弁をはずしたため噴出したもの。	修理・清掃時のマニュアルの確立
昭和 52 年 10 月 4 日 10 時 35 分	(塩釜地区) 共同石油(株) 塩釜油槽所	軽油積込中のタンク車に軌道のポイント誤操作により突放された他のタンク車が衝突, ドロップパイプを折損し, 軽油 250ℓを流出		1) タンク車積込作業中の表示を大きく見易くする。 2) 不測の事故発生に備えて緊急閉止装置等を設置

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
昭和 53 年 6 月 12 日 17 時 14 分	(塩釜地区) 大協石油㈱ 塩釜油槽所	屋外タンク(2,000 kℓ)の底板、側板及び屋根部が変形し、異常沈下したもの。	1978 年宮城県沖地震による。	事故発生後、当該屋外タンクからタンカー船への油の抜取作業実施する。
〃	〃	屋内貯蔵所に積んであった 20ℓ潤滑油が荷くずれを起こし缶が破損し床面に漏油したもの。(7 缶)	〃	事故発生後、床面に乾燥砂をまき油を吸収させ処理
〃	(塩釜地区) 日本石油㈱ 塩釜油槽所	同 上 (280 缶)	〃	〃
〃	(塩釜地区) エッソ・スタンダード石油㈱ 塩釜油槽所	同 上 (21 缶)	〃	〃
〃	(塩釜地区) 富士運輸倉庫㈱	同 上 (47 缶)	〃	〃
〃	〃	屋外タンク(2000 kℓ)の底板と基礎を固定するアンカーボルト 12 本中 9 本がはずれる、さらに側板上部波状がゆがむ。	〃	事故発生後、別屋外タンクへ油の抜取作業実施。
〃	(塩釜地区) モービル石油㈱ 塩釜油槽所	屋内貯蔵所に積んであった 20ℓ潤滑油が荷くずれを起こし缶が破損し漏油した。(11 缶)	〃	事故後床面に砂をまき、油を吸収させ処理。
〃	(塩釜地区) 共同石油㈱ 塩釜油槽所	同 上	〃	〃
〃	(塩釜地区) 丸善流通サービス㈱ 塩釜油槽所	屋外タンク貯蔵所が異常沈下した。(3 基)	〃	基礎改修
昭和 53 年 6 月 12 日 17 時 15 分	(仙台地区) 東北電力㈱ 新仙台火力発電所	発電用ボイラーの水チューブ破損	〃	〃
昭和 53 年 6 月 12 日 17 時 15 分	(仙台地区) 東北石油㈱ 仙台製油所	3 基のタンク(T-217, 218, 224)が破損し、当時これらのタンクに貯蔵されていた合計約 68,100 kℓの危険物が、タンクの周囲に設けられている防油堤を越え、又は防油堤下の地盤を洗掘して流出し、構内道路等を流れて同製油所構内に拡散した。これらの流出油は、雨水排水溝に流入し、ガードベースンに至り、一部が海上に流出した。その海上に流出した量は約 2,900 kℓ～約 5,000 kℓと推定される。	1978 年宮城県沖地震による。 ◎被害をうけた施設 ①製造所 2 ②一般取扱所 1 ③屋外タンク貯蔵所 38	1) 消防庁危険物技術基準委員会によるタンク破損原因調査が実施される 2) 防災訓練の実施 3) 資機材の整備 4) 緊急遮断弁の設置

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
昭和 53 年 9 月 24 日 14 時 31 分	(仙台地区) 東北石油㈱ 仙台製油所	屋外タンク側板をタンクの内側からアセチレンバーナーで溶断中座屈部分に残っていたタンク保温材のウレタンフォームに着火した。	1978 年宮城県沖地震で破損した屋外貯蔵タンクの解体作業に伴うもの。	
昭和 53 年 11 月 10 日 10 時 15 分	(塩釜地区) 富士運輸倉庫㈱	ゴールドガソリン荷上げ作業終了し、栈橋のバルブを閉めた。その後、タンクの空気抜弁より空気と共にガソリンが噴き出し、防油堤内に漏れた。	タンクの空気抜装置の欠陥により、空気抜弁から噴出したもの。	危険物保安技術協会より指導をうけて、改善済
昭和 54 年 5 月 1 日 14 時 15 分	(塩釜地区) 丸善流通サービス㈱ 塩釜油槽所	L P G 専用タンク車にプロパンを充填中充填物荷重により、タンク車が移動したため、ローディングアーム先端ジョイント部が離脱し、同アームの離脱時約 10～15 秒の間にプロパンガスと液が噴出したもの。(プロパンガス 45 kg)	L P ガスを充填中、充填物荷重によりタンク車が移動したものの。	車輪止めをする。
昭和 54 年 12 月 17 日 13 時 31 分	(仙台地区) 東北石油㈱ 仙台製油所	屋外タンクの孔食の肉盛り溶接をしていたところ、火災・爆発がおこったもの。	溶接によりタンク内面に熱がかかり、内面に付着していた重油からベーパーが発生し、部分的に燃焼範囲の濃度となり、火災・爆発がおこったものと思われる。(詳細は調査中)	
昭和 55 年 9 月 12 日 11 時 30 分	(塩釜地区) 共同石油㈱ 塩釜油槽所	ガソリンを積み込み中のタンク車に、入替中のタンク車(空タンク)が積込作業中の確認をせず連結しようとしたため、衝突と同時に荷役中のタンク車が約 1m 押し出されてドロップパイプが折損、折損部より油が流出したもの。	従業員の不注意	従業員の保安教育
昭和 55 年 10 月 4 日 15 時 51 分	(塩釜地区) シェル石油㈱ 塩釜油槽所	移送取扱所より船舶へA重油を積み込み中、パイプを締め忘れたため、タンクエア抜き配管より溢れ出したもの。	従業員の不注意	従業員の保安教育
昭和 58 年 2 月 2 日 9 時 30 分	(塩釜地区) 出光興産㈱ 塩釜油槽所	液化石油ガスを貯蔵する球形タンクを定期検査中、タンク底部に設置してある温度計の比較検査を行うため保護管のフランシボルトを 1 本緩めたところ、液体石油ガスが噴出したもの。	当該温度計の測定はボルトを取外して行うのではなく別に設置してある温度計と比較検査するだけであり、係る事故は、点検要領の認識不足による。	従業員の保安教育保安管理対策の強化

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
昭和 58 年 4 月 6 日 18 時 23 分	(仙台地区) 東北石油(株) 仙台製油所	重油間接脱硫装置の減圧蒸留塔から留生したカットバック油を A、B 二つのポンプで減圧蒸留塔又は、屋外タンクに循環させているが、A ポンプを使用中は B ポンプは予備ポンプとして運転していた。この運転していない B ポンプの吐出管のエルボが破裂していてカットバック油が流出し、発火した。	B ポンプ吐出側管の逆上弁と開閥との間で静止状態にあった油が暖気運転中液封状態に至ったことで、A ポンプ配管からの電熱により油が膨張し、管のエネルギーが内圧によって破裂した。	配管内に液封状態を生じさせないため、逆上弁に子孔を設けるとともに開閉弁を微開にしておく。
昭和 58 年 9 月 6 日 9 時 40 分	(塩釜地区) エッソ石油(株) 塩釜油槽所	灯油を積込み中の移動タンク貯蔵所で、作業員が油温を測定するためタンクに油温測定用の容器を投入直後爆発したもの。	静電気のスパーク	注入中のサンプリングの禁止及び液面測定禁止
昭和 59 年 5 月 17 日 7 時 36 分	(塩釜地区) エッソ石油(株) 塩釜油槽所	ガソリンの積込みを終了した移動タンク貯蔵所で、ドロップチューブを引き上げようとしたとき爆発したもの。	不 明	ガソリンと他の油とのスイッチローディオの際の積込みは充分注意すること。
昭和 60 年 6 月 22 日 16 時 40 分	(塩釜地区) 昭和シェル石油(株) 塩釜油槽所	重油用受入配管の仕切弁に亀裂が生じ、重油が漏洩しその一部が油分離とコンクリート床の接合部から海上に流出したもの。	配管の劣化と油分離槽の施行不備	施設の点検を励行すること。
昭和 60 年 6 月 25 日 5 時 30 分	(仙台地区) 日鋼建材工業(株) 仙台製造所	鋼管製造工程で、鋼管に防錆油(第四類第 3 石油類)を静電気塗装中に防錆油が発火したもの。	不 明	塗装ブース内壁に付着している塗料及びスタッジ等の除去を徹底すること。
昭和 60 年 8 月 18 日	(仙台地区) (株)吾嬬製鋼所 仙台製造所	送油管に新しい弁を取り付ける際、配管内の残油を抜くために開けた弁を閉じずに送油したため、漏油し排水の接合部から海上へ流出したもの。	油抜きをした弁を完全に締めなかった。排水の施行不備。	通油前の点検と施設の点検を徹底すること。
昭和 62 年 7 月 8 日 17 時 45 分	(仙台地区) 東北石油(株) 仙台製油所	集中合理化装置の常圧蒸留部門の定期点検中空気式熱交換器のヘッダーカバーを取付け作業中、当該箇所から発火したもの。当時空気式熱交換器内には窒素ガスが入っているはずが、可燃性ガスが誤って流入し火災を起こしたもの。	可燃性ガスが流入した。	点検、修理作業時の作業計画に従事者全員に徹底すること。
平成 4 年 1 月 7 日 22 時 37 分	(仙台地区) 仙台市ガス局 港 工 場	22 時 37 分にガス漏れ警報装置が作動したため、係員がその確認作業を行いボタン加熱器のチャンネルフランジにガス漏れを確認し、23 時 20 分にその保温カバーを外したところ、突然発火したものの。	ボタン加熱器の接合部の鋼製パッキンが破断、そこから漏れたボタンガスに何らかの火が引火したものの。	・定期点検の充実 ・可燃性ガス検知器の増設 ・防災に関する教育と訓練の徹底 ・ガス漏れ発生時のマニュアルの作成

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 7 年 11 月 7 日	(仙台地区) 東北石油㈱ 仙台製油所	屋内貯蔵所(硫黄サイロ)から固形硫黄をベルトコンベアーで搬送し、栈橋に着岸中の船舶に荷役作業中に爆発が発生し、硫黄の出荷設備の一部が破損及び焼損した。	ベルトコンベアーに付属するシューター内の硫黄粉塵に着火(静電気放電)し、爆発火災にいたったものと推定。	・粉塵濃度対策 ・静電気対策 ・被害拡大防止対策 ・予防規程の見直し
平成 9 年 1 月 6 日 15 時 13 分	(仙台地区) 東北石油㈱ 仙台製油所	重油脱硫装置群の気液分離器と蒸留塔供給加熱炉を結ぶ配管の高圧スチームホースが外れ、高温・高圧の重油が漏洩し着火、蒸留系の設置・機器及び重油 9.5 kℓが焼損したものの。	気液分離器と蒸留塔供給加熱炉を結ぶ配管に設置しているベントバルブの閉め忘れ。	・作業監督の徹底 ・作業内容の点検確認の強化 ・通報体制の見直し
平成 12 年 7 月 2 日 14 時 12 分	(仙台地区) 東北石油㈱ 仙台製油所	重油直接脱硫装置内の主蒸留塔塔底油抜き出しポンプの配管が亀裂し、高温の重油が自然発火したもの。	ポンプのミニマムフロー配管の逆止弁に滞留した油が熱伝導により密閉状態の中で圧力が上昇し配管が亀裂したもの。	・発生部位と同様の構造部分の改修 ・通報時間の短縮策 ・災害現場の自衛消防対応の確率 ・近隣地域住民への早期周知策
平成 13 年 1 月 4 日 11 時 57 分	(塩釜地区) 昭和シェル石油㈱ 塩釜油槽所	ローリー出荷一般取扱所において、積込作業中にローディングアームに結合されたドロップパイプが離脱し、ガソリン約 110ℓが漏洩した。	従業員の不注意	・危険物貯蔵及び取扱基準の遵守 ・積み込み時の操作マニュアル遵守
平成 14 年 6 月 4 日 11 時 30 分	(塩釜地区) エクソンモービル(有) 塩釜油槽所	屋外タンク貯蔵所の改造工事中に溶接の火花が隣接している緩衝緑地の下草に落下し、出荷したもの。	火気使用時の養生シート不足及び監視人の未設置。	・危険物施設内において、火気を使用する場合の養生方法及び監視人の設置徹底
平成 14 年 9 月 14 日 10 時 28 分	(仙台地区) 東北スチール㈱	圧延の工程中粗圧延機で材料が嚙詰止まりするトラブルが発生し、復旧作業のため、粗から仕上げまでの圧延機のモーターと冷却ファンのスイッチを切るも粗圧延機のモーターの電流が徐々に上がり、二次短絡盤抵抗器付近から出火したもの。	粗圧延機動力電源を制御している DC110 V が何らかの原因で切れ、二次抵抗が前段入った状態で電流を流し続け、抵抗片が発熱し、ケーブル被覆に着火したと推定した。	・圧延機の制御電源が切れた時のメインコンダクタ強制解法回路の新設 ・ケーブルの延焼防止対策(延焼防止板等の設置) ・定期的な巡回の強化

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 15 年 3 月 28 日 6 時 30 分	(塩釜地区) エクソンモービル(有) 塩釜油槽所	一般取扱所(ローリー充填)にてローリーの第 5 槽へ軽油 2 kℓを充填中、マンホールから溢れたもの。	ドライバーが 2 kℓハッチに軽油を積み込む際、数量の最終確認を行わず、更に積み込み作業中の監視を怠ったため。	・危険物取扱い作業時における安全対策マニュアルの強化 ・所員等の安全管理に対する教育の徹底
平成 15 年 4 月 8 日 9 時 35 分	(仙台地区) 東北ゴム(株)	屋外タンク貯蔵所より工場内にある少量危険物取扱所に至る配管のフランジの接続部分より、ダイアナプロセスオイル約 700ℓ漏えいしたもの。	事故前日に若干の漏れを確認し、漏えい箇所のフランジ継手部ボルトの増締をして漏れのないことを確認したが、経年劣化及び増締を繰り返したことからパッキンが異常変形し、亀裂、破断に至ったものと推定した。	・配管ルートの見直し、フランジの締め過ぎ対策 ・フレキシブルジョイント部にオイルパンの設置 ・雨水配管の最終部分に油分離槽の設置
平成 15 年 12 月 21 日 16 時 05 分	(塩釜地区) コスモ石油(株) 塩釜油槽所	アスファルト貯蔵屋外タンク上部の受け入れ配管から出火し、同部分の保温材とアスファルトの一部が焼損したもの。	受入れ配管の腐食孔から漏れ出したアスファルトが保温材のロックウールに付着し、熱媒管の 190℃前後の熱により加熱されて一層酸化蓄熱が進み、付着したアスファルトが発火したものと推定。	・腐食しにくい材質の配管使用 ・点検口等の設置 ・配管を定期的に交換する
平成 16 年 4 月 18 日 13 時 19 分	(仙台地区) 新日本石油精製(株) 仙台製油所	一般取扱所(第 4 棧橋)において、船舶に A 重油を荷積中、船舶の第 2 タンクのハッチから 140ℓ漏えいし、内 10ℓが海上に漏えいしたもの。	船舶の第 2 タンクへの送油作業を完了し、次の第 4 タンクへの送油作業開始時に第 2 タンクのバルブを閉め忘れたため。	・入港する内航船舶への安全管理の強化の依頼。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 16 年 10 月 16 日 12 時 34 分	(仙台地区) 新日本石油精製(株) 仙台製油所	製造所(重油間接脱硫装置群)内の減圧蒸留装置と加熱炉の循環配管から残査油(第 3 石油類相当)が漏えいし発火したもの。	配管が高温硫化物腐食(硫黄分を含む高温油が流れる系統で見られる腐食現象)により薄くなり、内側からの圧力により貫孔した。この貫孔部から漏えいした油が自然発火したものと推定。	・類似箇所の点検及び、点検手法を早期に異常を確認できる方法に見直す。 ・新設備管理技術の強化充実
平成 17 年 1 月 7 日 17 時 05 分	(塩釜地区) 丸紅エネルギー(株)	アスファルトに受入荷役中にホースが破裂し、約 400ℓが海上と荷揚棧橋に漏えいしたもの。	経年劣化による、ホースの破損と推定。	・ホースの定期交換
平成 17 年 6 月 13 日 6 時 55 分	(仙台地区) 新日本石油精製(株) 仙台製油所	製造所(重油直接脱硫装置群)内の硫黄回収装置(定期点検のため運転停止操作中)の配管から出火し、配管の一部が焼損したものである。	硫黄回収装置の停止作業中に、排ガス受入槽内の金属フィルターに付着した硫黄や硫化鉄が酸化発熱し、配管内の排ガスが高温となり、配管と外装鉄板の隙間を埋めるシリコンシーリング材が、発火したものと推定。	・発生部位と同様の構造部分の改修 ・関連設備の対策強化 ・安全管理体制の充実強化
平成 17 年 9 月 7 日 14 時 30 分	(仙台地区) 東邦アセチレン(株) 仙台営業所	オートガス充てん所において、車両(タクシー)に液化石油ガスを充てん後、作業員が、充てんホースを外す前に運転手の鍵を渡してしまい、運転手が充てんが終了したと思い車両を発進させたため、ディスペンサーは変形、配管は破損し液化石油ガスが漏洩したもの。	充てんホースを外す前に車両を発進させたため。	・ディスペンサーの修理 ・作業基準の改訂 ・作業基準の改訂に伴う保安教育の実施 ・オートガス充てん所への作業基準の掲示

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 17 年 12 月 26 日 7 時 15 分	(仙台地区) 東北スチール㈱	製鋼工場内、副原料投入装置のベルトコンベアー付近から出火し、ベルトコンベアー、カバー等が焼損したものの。	製鋼工場内に設置してある電気炉からの高温熔融飛来物により、ベルトコンベアーから出火したものと推定。	・ベルトコンベアーの完全保護(2重の保護カバー)及び難燃性ベルトへの切替え ・電気炉周辺の整理、整頓 ・安全管理体制の強化及び安全管理対策の徹底 ・発災時における初動体制の徹底
平成 18 年 1 月 13 日 15 時 35 分	(仙台地区) 新日本石油精製㈱ 仙台製油所	敷地内東側にある空き地で、小型バックホウにより除草回収した枯草等を集積作業中、小型バックホウのマフラー付近で枯草に着火し、枯草及び小型バックホウ 1 台が焼損したものの。	小型バックホウのマフラーの熱により枯草に着火したものと推定。	・安全対策及び安全作業の励行と徹底。
平成 18 年 3 月 31 日 10 時 30 分	(仙台地区) 新日本石油精製㈱ 仙台製油所	構内通行中のトラック(14 トン)が、移送取扱所の配管ドレンに接触し、配管を損傷させ、灯油約 300ℓが漏洩したものの。	トラックが配管架台桁下の通行制度高さを超えて通行したため。	・配管架台桁下制限高さ 3.6m の「一の橋」東西両側に、通行制限バー及び看板設置 ・大型車両入構時の安全管理（入構門でのチェック体制の強化等）
平成 19 年 11 月 26 日 10 時 15 分	(仙台地区) 新日本石油精製㈱ 仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所(T-4、浮き屋根式、53,620 kℓ)の側板 8 段目とタンク補強用の強め輪との溶接部分が開孔し、貯蔵していたガソリン約 12ℓが流出したものの。	雨水が滞留した事による側板の腐食と推定	定期点検時のウィンドガーダー及び強め輪取り付け部分を全周目視検査し、腐食等の有無の確認を確実に行う。
平成 19 年 11 月 29 日 8 時 30 分	(仙台地区) J F E 条鋼株式会社 仙台製造所	一般取扱所内のボイラー用サービスタンクから重油約 1,500ℓがオーバーフローし、防油堤を超え中央排水分離槽外へ流出したものの。	サービスタンクの油量制御装置のフロートスイッチ周囲に固化した重油が付着し、装置が正常に作動しなかったもの。	防油堤内に新規フロートスイッチを増設すると共に各フロートスイッチを毎月点検する。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 20 年 11 月 7 日 23 時 10 分	(仙台地区) J F E 条鋼株式会社 仙台製造所	一般取扱所内の電気溶鉱炉で水蒸気爆発が発生し、爆風で建屋が損壊し、溶鉱の飛散により火災が発生したものの。	送酸素設備(酸素ランス)から噴射された酸素が溶鉱を跳ね上げ、水冷配管を損傷させ炉内に漏水したものと推定。	① 送酸素設備動作の機械制御化 ② 水冷配管の構造変更 ③ 給水配管接続部の接続方式の変更 ④ 給水配管・L N G 配管・酸素配管への緊急遮断弁の設置 ⑤ 操作室の構造強化 ⑥ 酸素配管の電気炉からの隔離 ⑦ 可燃物の置き場の指定
平成 21 年 6 月 15 日 15 時 20 分	(仙台地区) J F E 条鋼株式会社 仙台製造所	一般取扱所内の電気溶鋼炉に接続されているカーボンインジェクションホースが焼損したもの。	主原料スクラップを炉内に装入したことにより溶鋼のスプラッシュがカーボンランス内に侵入し、カーボンランスに接続されているカーボンインジェクションホースに着火したものと推定。	主原料スクラップを炉内に装入する際に、カーボンインジェクションホースにエアーを送り込みスプラッシュ等がホース内に侵入しない措置をとる。
平成 22 年 4 月 30 日 2 時 20 分	(仙台地区) 新日本石油精製(株) 仙台製油所	指定可燃物アスファルトタンク (T-403) 上部側板からアスファルト約 115k0が流出したもの。	側板に発生した外面腐食からの流出で、腐食原因としては屋根手すり元の保温雨仕舞いに雨水が侵入し、湿性環境を形成したものと推定。	・側板開口部の嵌板補修及びトップアングルをウェザーシール構造に設備改造する。 ・屋根板と側板双方に保温が施行された類似タンクの水平展開を実施する。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 22 年 6 月 25 日 20 時 45 分頃	(塩釜地区) 富士興産株式会社 塩釜油槽所	一般取扱所の熱媒油配管から熱媒油約 1,000ℓが流出したもの。	設置から 40 年以上が経過しており、度重なる温度変化によって伸縮し、伸縮応力が溶接部に加わり亀裂が入ったものと推定。	・ 確実な点検実施により不具合兆候の早期発見に努める。 ・ 類似配管の老朽箇所の計画的改修に努める。
平成 22 年 7 月 3 日 6 時 0 分	(仙台地区) 東北電力株式会社 新仙台火力発電所	2 号発電機用の押込通風機用油圧装置の補助ポンプの軸封部から、潤滑油約 600ℓが防油堤内に流出したもの。	補助油ポンプは、平成 22 年 5 月に定期メンテナンスを実施しており、当該ポンプの点検修理後にオイルシールの位置がずれた状態で組み立ててしまったため、ポンプ軸とオイルシールの回転部に不均一な力が加わり、隙間ができたものと判断される。	分解点検の手順について、オイルシール着装時にポンプカバーとの隙間を確認する項目を追加し、オイルシールを適正な位置に取り付ける。
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災による地震及び津波により、両地区の事業所に甚大な被害（火災，流出，破損等）が発生したもの。 (仙台地区) 6 事業所 計 111 件 (塩釜地区) 5 事業所 計 22 件 両地区合計 133 件	主な災害概要 【火災】 陸上出荷設備から出火し、コンビナートの半径 2km 圏内が立入禁止区域となり、近隣住民に避難指示が発令される等、消防機関への通報から鎮火まで約四日間を要した県内石油コンビナート火災最大規模の火災が発生したもの。 【流出】 ① タンク付属配管が破裂、ガソリン約 1,200kℓ及び重油 1,400kℓが防油堤内に流出したもの。 ② 2 つのタンクエリアの配管が破損し、重油がそれぞれ約 300kℓ、3,900kℓが流出して、施設内全域に火災警戒区域を設定したもの。		

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 24 年 8 月 19 日 22 時 35 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー(株) 仙台製油所	第 2 ガスタービン複合発電装置の 3 号ガスタービン発電機建屋内で振動による一部配管の破損（疲労破壊）が生じ、潤滑油が噴霧状に流出し、高熱配管等の音頭上昇に伴い引火点に達し、火災が発生したもの。 なお、火災による焼失物等はなし。	配管内流速により生じた静電気によるものと推定。	・振動対策として配管にサポートを設置する。 ・制御油がタービン高温部に達しないよう悲惨防止カバーを設置する。 ・類似機器等の振動計測等を実施する。
平成 24 年 11 月 15 日 8 時 10 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー(株) 仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所（T-216）付近の LCO 配管から重油約 25ℓ流出したもの。 ※LCO 配管＝タンク内洗浄時の油を回収する配管）	保温板金内部の湿潤状態による配管が腐食したものと推定。	・配管及び保温材を変更する。 ・漏えいが認められた LCO 配管全長の保温を解体し、検査及び補修する。 ・その他の保温配管（約 50 k m）の点検を実施する。
平成 24 年 11 月 22 日 14 時 20 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー(株) 仙台製油所	重油脱硫装置群で整備工事中にバルブ本体と弁座との隙間に挟まっていたスラッジが剥がれ、重油約 65kℓが流出したもの。	危険予知の不足に伴う工事管理不備によるものと断定。	・バルブ中漏れ量増加の可能性、運転部門による常時立会い条件等を整理し、工事引渡し手順書に記載する。 ・ルール（製油所工事実施手続要領）の再教育と周知の徹底を行う。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 25 年 4 月 25 日 22 時 40 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所 (T-207) の付属配管からスロップオイル (含油排水) 約 18.6kl が流出したものの。	スロップ油中に含まれる硫化水素、塩素等を含む水分の滞留により、配管底部の内面腐食が進行したものと推定。	・配管の強化更新 ・検査範囲の端部 (フランジ等) が保温内部に隠れている場合の追加解体等について検査関係者に周知徹底する。 ・流出が認められたスロップ配管の形状不連続部の保温を解体し確認した。
平成 25 年 6 月 9 日 10 時 00 分頃	(塩釜地区) 出光興産株式会社 塩釜油槽所	屋外タンク貯蔵所 (Na3003) のポンプヤード内のポンプケーシング部が破損し、重油約 30ℓ が流出したものの。	液封対策不足により、気温上昇に伴い配管圧力が上昇し、ポンプのケーシング部分が破損したものと断定。	作業手順の改正等
平成 25 年 9 月 15 日 14 時 03 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	第 4 栈橋上のバラスト配管の内面腐食により開孔し、廃油 (含油水) 約 500ℓ が流出したものの。	船舶バラスト水中に含まれる海水由来の塩分とスラッジが配管底部に滞留し、内面腐食が進行したものと推定。	・バラスト配管の肉厚余寿命評価の見直しをする。 ・類似施設である第 2、第 3 栈橋の点検等を実施し、必要に応じて補修を行う。
平成 25 年 9 月 28 日 15 時 41 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	第 1 電気室内変電設備の一部低圧電源ユニット (低圧コントロールセンタ) の点検作業中、ブレーカー一時配線にてサージ電流 (短絡アーク) により火災が発生し、作業員 1 名が負傷したものの。	ユニット内で導電性物質の微細な振動等により配線端子部で接触し、短絡したものと推定。	・当該電気室の徹底清掃の実施。 ・異物等が端子部への接触防止のためコントロールセンタ内全てに保護カバーを設置する等。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 26 年 2 月 5 日 9 時 03 分	(仙台地区) JFE 条鋼株式会社 仙台製造所	稼働中の製鋼工場（電気炉ヤード）内の電気炉底部に約 30cm の穴が開き、炉内溶融物（鉄類）約 100 t が漏出、下階の電気配線類に付着し、火災に至ったもの。	電気炉底部の耐火煉瓦の使用劣化により煉瓦が浮上したため、溶鋼が差し込み炉殻鉄皮を溶存したものと推定。	- 耐火煉瓦の残寸の測定頻度の強化 - 測定方法の確立 - 日常点検表に「炉底赤熱有無確認」の追記 - 電気炉設備の改善 (炉体鉄皮温度監視強化, ケーブル延焼対策の検討)
平成 26 年 6 月 22 日 8 時 05 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	屋外タンク貯蔵所 (T・118) 払い出し配管の中仕切り堤埋設部から重油約 372ℓが流出したもの。	防水材及び保温外装の劣化により、薄いが侵入し、経年劣化による外面腐食が発生したものと推定。	- 当該中仕切り堤貫通部配管を撤去した。 - 事業所内全ての中仕切り堤貫通部配管の検査を実施する。
平成 26 年 8 月 28 日 16 時 23 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所 (T・4) 内部で補修作業中にグラインダーの火花が、タンク内で防災シートにより保護して仮置きしていたウレタンシール材に引火して火災となり、作業員 1 名が負傷（煙吸引）したもの。	工事施行者による可燃物の管理不足等によるものと断定。	事業所の予防規程及び火気管理要領に工事における可燃物の除去等について明記し、周知徹底する。
平成 27 年 1 月 10 日 14 時 45 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	構内 (B・3) 緑地帯の芝生が焼損したもの。	No.1 フレアースタックの筒先に生成したカーボン等が強風により飛散し、着火源となったものと推定。	事業所内の周知徹底。
平成 27 年 1 月 15 日 11 時 30 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	品質管理事務所試験室内で常圧蒸留装置塔底油の分析試験中に火災が発生したもの。	試料を入れたフラスコを予熱した際、試験機圧力が上昇し、フラスコ上部から油が漏れ、加熱コイルに接触、着火したものと推定。	当該試験に係る手順書の見直しを図る。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 27 年 2 月 24 日 18 時 53 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	構内 (C-3) 緑地帯の芝生が約 53 m ² 焼損したもの。	No.1 フレアースタックの筒先に生成したカーボン等が強風により飛散し、着火源となったものと推定。	・監視強化 (パトロール、カメラ監視) の徹底を図る。 ・フレアースタックの清掃、バーナートスチームノズル詰まり変形等確認
平成 27 年 5 月 8 日 1 時 30 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	製造所の残油流動接触分解装置の精留塔戻り配管のバイパスバルブから重油約 48ℓが流出したもの。	触媒混じりの重油がバルブ微小開度により著しく高流速状態になり、摩擦減肉し開孔したもの。	バイパスバルブの材質を低合金 (5クロム) に替える等の対応を行う。
平成 27 年 6 月 24 日 18 時 35 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	第一棧橋においてタンカーから荷卸し中、ローディングアームのパッキンにさび等が入り込み #40 スイベルジョイント部分からガソリン約 3 ccが海上へ流出したもの。	配管の錆等がスイベルジョイントの接合部のパッキンに入り、漏えいしたものと推定。	パッキンの交換を実施し、類似施設の点検を行う。
平成 27 年 7 月 27 日 23 時 00 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	製造所内の送油管のドレンバルブ付近の溶接止端部に割れが発生し原油約 15ℓが流出したもの。	溶接線が、脚長不足気味で応力が集中しやすい構造で、振動が脚長不足に影響を与え割れが発生したものと推定。	ドレン配管と本管との接続方法を溶接箇所が少ない、かつ振動に対しても強いものに交換し対策を図る。
平成 27 年 9 月 15 日 16 時 49 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	装置の清掃作業中、付着していた酸化鉄スケールの小片が酸化発熱し、半切り缶表面に浮いていたガソリン成分に引火したもの。	払い落とした硫化鉄が粉末状となって自然発火したものと断定。	清掃及び点検マニュアル等の施工手順を再度確認し、対策を図る。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 27 年 10 月 22 日 16 時 49 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所 (T-223) 受入れ配管の可とう管のボルトが緩み、重油約 30ℓが流出したもの。	保温材によるトレースの熱影響により、ボルトナットが緩んだものと推定。	保温材を取り外し、かつ、締め付けナットをシングルナットからダブルナットへ変更する。また、保温部の雨カバー化、通油後の振動測定を行う。
平成 27 年 11 月 25 日 15 時 05 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	バキュームローリー車により特定屋外タンク貯蔵所へ重油を移送する際に、当該車両の吐出口から重油約 100ℓが流出したもの。	作業員が吐出口のバルブが解放されていることに気付かず、吐出口のキャップを外したものと断定。	・所員全員に当該事故事例及び問題点の周知 ・作業従事者の「危険物取扱者免状」使用車両の「完成検査済証」事前確認 ・バルブへの開閉札取付け ・作業手順書の事前提出、事前工事打ち合わせでの再確認と保安監督者による議事録確認
平成 27 年 12 月 07 日 10 時 20 分頃	(塩釜地区) 出光興産株式会社 塩釜油槽所	タンカー船から特定屋外タンク貯蔵所にガソリンと軽油を同時揚荷役する作業の過程において、配管内で荷役中の軽油とガソリンが混油したもの。	タンカー作業員が誤って共通配管のバルブを開放したものと断定。	作業内容の確認を徹底する。
平成 27 年 12 月 22 日 14 時 32 分頃	(仙台地区) JX 日鉱日石エネルギー㈱ 仙台製油所	タンカー荷揚げ作業中、防油堤内の移送配管のバルブ(パッキン部)から防油堤内に原油約 900ℓが流出した。	バルブのグランド部パッキンの不具合と推定。	・監視体制の強化 ・バルブのメンテナンス頻度の明確化

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 28 年 1 月 27 日 5 時 30 分頃	(仙台地区) JX エネルギー㈱仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所 (T-6) 原油揚げ配管滞油抜き作業に使用していた仮設ダイヤフラムポンプのパッキン不良により原油約 20ℓが流出した。	仮設ポンプのダイヤフラムの亀裂と断定。	・点検体制の徹底と不良個所の交換を実施 ・仮設ポンプ使用時の常時監視人の配置、協力会社への整備状況管理
平成 28 年 4 月 10 日 10 時 00 分頃	(仙台地区) JX エネルギー㈱仙台製油所	製造所 (残油流動接触分解装置群) 内の第 2 ガソリン分留装置熱交換器出口配管から、LPG・ガソリンの混合物約 300ℓが流出したもの。	塩化物イオンにより、配管の内面腐食が発生し開口したものと推定。また、間接的原因は水平部の検査未実施。	蒸留塔の塔低温度を低下させ、(145℃以下) 塩化水素の発生を抑制。また、塩化物イオンの中和剤、防食被膜剤等の注入を行い、腐食を緩和させる。
平成 28 年 4 月 25 日 4 時 38 分頃	(仙台地区) JX エネルギー㈱仙台製油所	一般取扱所 (ローリー出荷設備) の A 重油配管ストレナーフランジ 接合部分より A 重油 50ℓが流出したもの。	ストレナー上部フランジガスケットの破損と断定。	点検体制の徹底と不良個所の交換を実施する。
平成 28 年 5 月 1 日 10 時 45 分頃	(仙台地区) JX エネルギー㈱仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所 (T-11) ヒーティングコイル出口ストラップより原油 2400ℓが流出したもの。	ヒーティングコイルが腐食したことにより貫孔等が発生したものと断定。	点検体制の徹底と不良個所の交換を実施する。
平成 28 年 5 月 8 日 6 時 40 分頃	(仙台地区) JFE 条鋼(株)仙台製造所	電気炉本体を傾斜させたところ、電気炉側面付近に穴が開き溶鋼が約 100 t 漏れ出し、電気配線等を焼損したもの。	煉瓦抜け出し防止の施工不良による積煉瓦目地溶損による溶鋼流出と推定。	・作業手順の見直し ・監視体制の強化 ・周辺機器への延焼防止対策

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 28 年 11 月 21 日 10 時 45 分頃	(仙台地区) JX エネルギー㈱仙台製油所	高圧ガスタンク (T-604) 配管のベントノズルから L P G (ブタン) が流出したものの。	結露が発生し、配管が腐食したものと推定。	点検及び巡視の強化を図る。
平成 29 年 3 月 13 日 15 時 35 分頃	(塩釜地区) 東燃ゼネラル石油㈱塩釜油槽所	タンカー船から特定屋外タンク貯蔵所にガソリンと軽油を同時揚荷役する作業の過程において、配管内で荷役中の軽油とガソリンが混油したものの。	タンカー作業員が誤って共通配管のバルブを開放したものと断定。	作業内容の確認を徹底する。
平成 29 年 4 月 4 日 6 時 10 分頃	(塩釜地区) カメイ㈱塩釜貞山油槽所	事業所、一般取扱所内で移動タンク貯蔵所への荷積作業完了後、発車準備の際サイドブレーキが有効に作動していることを確認せずに車輪止めをはずしたところ、移動タンク貯蔵所が斜面に沿って後退し施設に衝突したものの。	誤操作によるものと断定。	・サイドブレーキを指差し呼称で確認する。 ・荷積作業基準の遵守徹底を図る。
平成 29 年 5 月 28 日 13 時 24 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー㈱仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所 (T-216) 払い出し配管中仕切り堤貫通部配管から重油が約 130ℓ流出したものの。	東日本大震災の津波水没時、保温材内部へ海水が浸入した際の塩分残留と断定。	・検査の精度向上及び腐食状況の管理徹底。 ・施設の改善検討。
平成 29 年 6 月 20 日 17 時 40 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー㈱仙台製油所	重油直接脱硫装置の熱交換器付近の配管から L P G (プロパン) が約 60ℓ流出したものの。	東日本大震災の津波水没時、保温材内部へ海水が浸入した際の塩分残留と推定。	漏洩した配管の取替えを行う。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 29 年 8 月 24 日 7 時 55 分頃	(仙台地区) JFE スチール(株) 棒線事業部仙台製造所	電気炉内側の冷却パネルが破損し漏水が発生、漏れた水が溶鋼表面に滞留し、原料（スクラップ）の投入により溶鋼と一気に接触し水蒸気爆発が発生したもの。	維持管理不十分	・冷却水パネルの強度を上げる。 ・漏水を早期に発見するため排ガス水分分析計の導入。
平成 29 年 9 月 20 日 9 時 30 分頃	(仙台地区) JFE スチール(株) 棒線事業部仙台製造所	電気炉内部を点検するための注水冷却作業中に、炉の側壁に付着していたスラグが落下したため、溜まっていた水が残っていた高温溶鋼に接触し水蒸気爆発が発生。作業員 2 名が負傷（気道熱傷）したもの。	操作確認不十分	・安全管理体制の強化及び対策の徹底。 ・電気炉内冷却作業の作業基準を改定。
平成 29 年 10 月 13 日 9 時 56 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー(株) 仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所（Ｔ－６）附属配管から廃油が防油堤内に約 1,300ℓ流出したもの。	高濃度塩化物イオンの滞留による配管内面腐食	・腐食因子となる塩化物イオン持ち込み経路の確認。 ・点検周期の見直しと腐食状況の管理徹底。
平成 29 年 10 月 20 日 22 時 05 分頃	(仙台地区) JFE スチール(株) 棒線事業部仙台製造所	副原料ベルトコンベア（ＢＣ）部分から出火し、ＢＣ３系統及び附属ケーブル等を焼損したもの。	ＢＣの不転ロールとベルト間と摩擦熱により出火したもの。	・監視の強化。 ・部品の早期交換。 ・運転管理見直し及び事故防止対策追加等の予防規程の見直し。
平成 29 年 12 月 15 日 9 時 05 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー(株) 仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所（Ｔ－２１６）附属配管から重油が防油堤内外に約 400ℓ流出したもの。	東日本大震災の津波水没時、保温材内部へ海水が浸入した際の塩分残留と断定。	・管理手法の精度向上。 ・腐食状況の管理徹底。 ・施設の改善。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
平成 30 年 1 月 25 日 12 時 25 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー(株) 仙台製油所	製造所内の常圧蒸留装置トップリフラックス配管から、ガス状のガソリン留分が噴出したもの。	行き止まり形状の配管内の水分が、寒さにより凍結し膨張による内圧で配管に亀裂が入ったもの。	水分の滞留が確認される箇所には、凍結防止対策リストに反映させ、冬季前にドレン弁の開放等による凍結防止を図る。
平成 30 年 5 月 9 日 10 時 30 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー(株) 仙台製油所	高圧ガス施設 (LPG 貯蔵タンク) 付属配管から LPG が噴出したもの。	サポート接触部の保冷外装、および保冷シール部の経年劣化と推定。	配管の材質変更。
平成 30 年 8 月 1 日 17 時 55 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー(株) 仙台製油所	残油流動接触分解装置群 VRU・TW-01 のスタンドパイプ付近の高圧ガス配管から硫化水素を含む液化石油ガスが流出したもの。	内面腐食によって配管の減肉が生じ開孔したものと推定。	管理の強化を図る。
平成 30 年 9 月 21 日 12 時 27 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー(株) 仙台製油所	製造所(残油流動接触分解装置群)のアルキレーション装置リアクター (AL-RX-01A) の、液面計と液面計上部のアングル弁との接続ノズルが折損し、LPG・ガソリンの混合物が流出したもの。	配管経路からの水分混入により、希硫酸が生成したことで内面に酸腐食が発生したものと推定。	管理の強化を図る。
平成 30 年 10 月 2 日 14 時 20 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー(株) 仙台製油所	製造所(重油直接脱硫装置群)の主蒸留塔 (TW-02) 塔頂の安全弁行き配管の側面に開孔 (50×55 mm) 及びその近傍に 2 箇所の穿孔 (φ 13 mm, 3×8 mm) が開き、開孔部からガソリンが約 1 リットル漏えいしたもの。	配管内で水分が凝縮し、湿潤硫化物や塩化物により内面腐食が進行したものと推定。	定期的な全面検査と、配管内部の清掃を実施する。
平成 31 年 2 月 27 日 10 時 20 分頃	(仙台地区) JXTG エネルギー(株) 仙台製油所	製造所内の屋外タンク貯蔵所 (B-4 地区、T-103) に付属する移送配管から灯油 4 リットルが漏洩したもの。	行き止まり(滞留部)となった配管内に塩素イオンが滞留したことにより、内面腐食が発生	検査結果から点検周期を見直し、腐食状況の管理を徹底する。

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
令和 2 年 2 月 1 日 14 時 00 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	定期開放に伴い、側板上部ウインドガーダーの当て板補修工事を実施していたところ、溶断作業で発生した火花が落下し、防油堤内の枯草 20.75 平方メートルが焼損したものの。	溶断作業に伴う養生が不足しており、溶断作業で発生した火花が落下し、防油堤内の枯草が焼損した。	火気使用工事における養生不備への対策、可燃物に対する配慮不足への対策及び通報事案の認識不足への対応として、再教育を実施
令和 2 年 3 月 6 日	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	重油直接脱硫装置のフィルタードフィードポンプ (RDS-PU-02B) のメカニカルシールから、フラッシングオイル (軽油) 6 リットルが流出したもの。	メカニカルシールのベローズが割れたことによりフラッシングオイル (軽油) が流出した。	ベローズの破損原因については、ポンプを分解点検し、原因究明する。
令和 2 年 7 月 28 日 13 時 31 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	重油直接脱硫装置群において、水素製造装置のリフォーマー加熱炉出口へアピンチューブから、水素を含む高温の可燃性ガスが漏洩し引火もしくは自然発火したもの。	東日本大震災における浸水影響により、熔融塩腐食により健全部の肉厚が減少したため、内圧または熱応力による割れが発生した。	再発防止として、加熱炉出口へアピンチューブについて以下の対応を実施し、腐食原因である塩化ナトリウム等の海水由来の塩の除去を実施する。
令和 3 年 2 月 3 日 2 時 49 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	特定特定屋外タンク貯蔵所 (T-1) の原油受入れ配管のエキスパンション部から原油 20ℓ が漏洩したもの。	堆積した原油に含まれる塩分により穿孔が発生	・水平展開 (気密試験) 実施 ・受入配管と払出配管で使用しているフレキを交換 ※配管素材を変更し耐塩性を向上
令和 3 年 2 月 13 日 23 時 8 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	地震動により、集中合理化装置群の配管が破損し、灯油が約 10ℓ 漏洩したもの。	配管サポート部分が腐食減肉しており、地震によりサポート固定部に応力が発生し一部破損した。	・地震後の点検強化 ・配管の取替

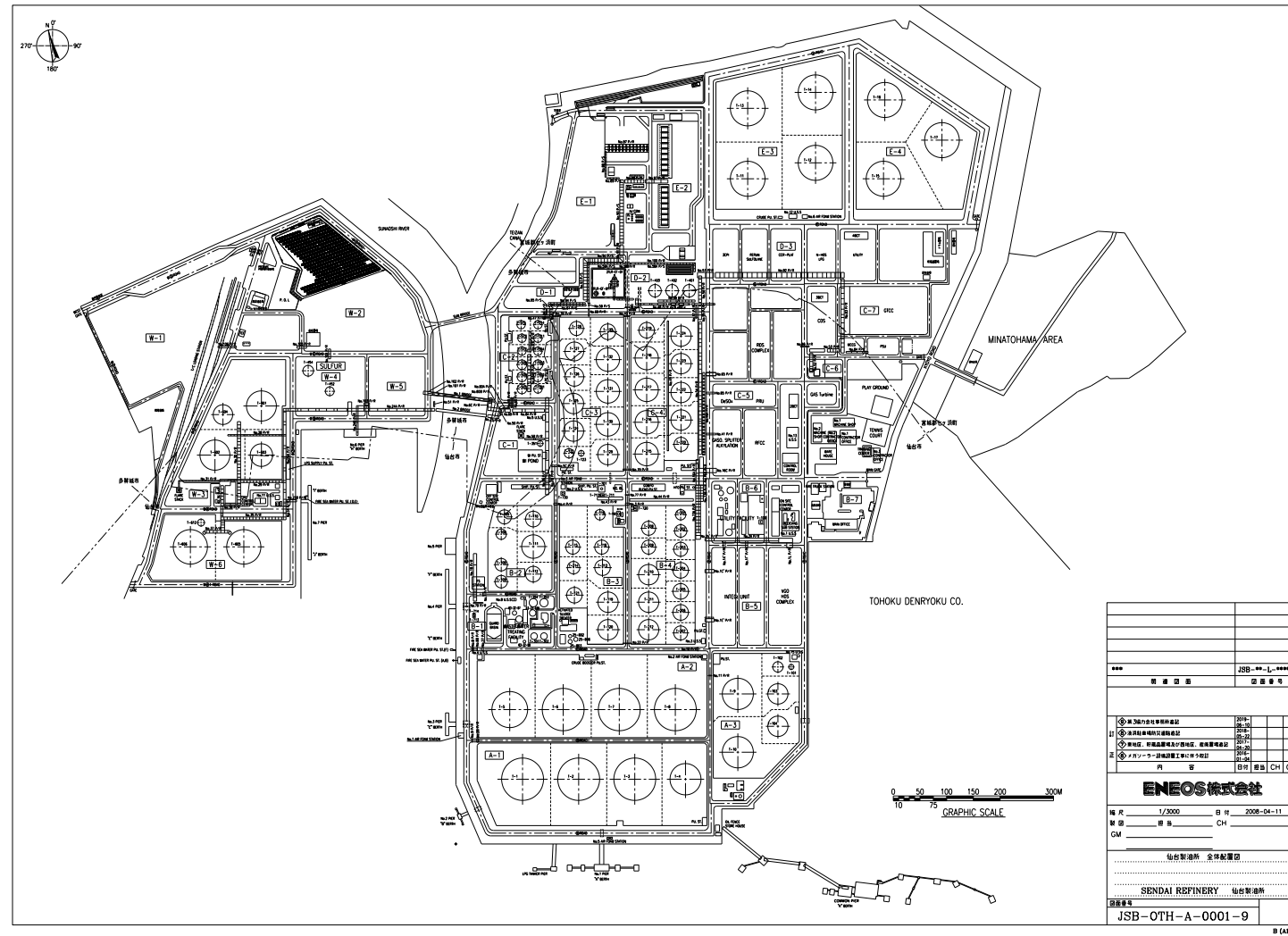
発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
令和 3 年 2 月 13 日 23 時 8 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	地震動により、特定屋外タンク貯蔵所 (T-207, T-15 他) の浮き屋根 タンクの屋根部分に貯蔵油が約 100ℓ 溢流し、一部がルーフトレンから 流出したもの。 また、一部の屋外タンクでローリングラダーが脱輪した。	地震による浮き屋 根の揺動	・地震後の点検強化 ・ローリングラダーの 脱輪防止板の設置
令和 3 年 3 月 20 日 18 時 9 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	地震動により、特定屋外タンク貯蔵所 (T-207, T-17 他) の屋根上に 貯蔵油が溢流 (また、センターボンツーン内部の上板部分の油染みを確認) したもの。	地震による浮き屋 根の揺動	・地震後の点検強化 ・ボンツーン内部の気 密試験実施 ・金属パテ及びエラス トマー塗布
令和 3 年 5 月 1 日 9 時 20 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	軽油脱硫装置の加熱炉内のパイロットバーナーが、空気吸い込み口か ら逆火し、周辺のケーブル等が焼損したもの。	不明 (パイロット バーナーの先端の目 詰まりにより、逆火 に至ったものと推 定)	・当該パイロットバー ナーの補修を実施、併 せて他の装置のパイロ ットバーナーの点検清 掃
令和 3 年 5 月 17 日 9 時 10 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	硫黄出荷設備の陸上出荷ポンプ出口フランジのガスケット交換時に 硫黄 2 6 . 6 トンが漏洩したもの。 作業員 5 名が救急搬送、うち 3 名が負傷 (2 名処置なし) した。	操作確認不十分	・社内教育の再徹底 ・環境設定計画に関す る手順の見直しを明記
令和 3 年 7 月 30 日 15 時 0 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	残油流動接触分解装置群のアルキレーション装置の出口配管フラン ジから L P G 9 . 3 ℓ が漏洩したもの。	解放点検後の復旧 時における施工管理 不良	フランジ復旧時のフ ランジ面の測定時、異 物やにより片締めの確認 を徹底する。
令和 3 年 8 月 11 日 11 時 8 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所 (T-11) の水抜き用ドレンバルブから原油 40kl が漏洩したもの。	点検実施後に復旧 する際、バルブ閉鎖 の確認が不十分だっ たもの。	・予防規程に基づく保 安教育訓練の実施 ・作業手順の再確認及 び作業前の施設点検の 徹底
令和 4 年 2 月 19 日 9 時 35 分	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	タンク車出荷設備でタンク車 (容量 61kl) にガソリンを積み終え、ロ ーディングアーム (積込のための可動配管) を収納する際に、ハッチ付 近から出火したもの。	ローディングアーム とハッチが接触 し、火花が可燃性ガ スに引火したものと 推察	・原因の究明と再発防 止策の策定及び徹底
令和 4 年 3 月 17 日 8 時 29 分	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	地震により T-1 2 3 重油タンク (容量 980kl) が座屈し重油 1.3kl が漏洩したもの。	地震による浮き屋 根の揺動	・地震後の点検強化

発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
令和 4 年 3 月 17 日 8 時 29 分	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	地震により T-1, 3, 6, 11~16, 103, 129, 224 タンクの浮き屋根外周部から漏洩し、T-14 タンクのローリングラダーが脱輪したもの。	地震による浮き屋根の揺動	・地震後の点検強化 ・ローリングラダーの脱輪防止板の設置
令和 4 年 5 月 8 日 6 時 23 分	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	重油直接脱硫装置群の第 2 硫黄回収装置から硫黄 295.210 が漏洩した。	配管に詰まりが生じたために漏洩	・原因の究明と再発防止策の策定及び徹底
令和 4 年 5 月 9 日 14 時 26 分	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	一般取扱所(第 4 棧橋)の配管から A 重油が、陸上へ 6.350、会場へ 0.0450 漏洩した。	配管が腐食したことにより穿孔が生じた。	・点検方法等の見直し及び再発防災対策の策定及び徹底
令和 4 年 6 月 3 日 23 時 46 分	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	T-401 屋外貯蔵タンクのボトムノズルと配管の継ぎ手(フランジ)からアスファルトが 33.00 漏洩した。	配管内でアスファルトが膨張したことにより、フランジを圧迫した(推定)。	・事故原因の究明と再発防止策の策定及び徹底
令和 4 年 7 月 6 日 22 時 15 分	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	減圧軽油脱硫装置の配管のフランジ部分から混合ガス(水素、軽油、硫化水素、薬品)が漏洩。漏洩量は推計値で気体 28 kg、液体 39 kg。	配管のフランジの隅肉溶接線に亀裂が生じた。	・再発防止対策の策定及び徹底。
令和 4 年 10 月 6 日 4 時 40 分	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	重油直接脱硫装置群の第 2 硫黄回収装置から硫黄 100 が漏洩したものの。	配管に詰まりが生じたために漏洩	・再発防止対策策定及び徹底
令和 5 年 7 月 9 日 9 時 02 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	残油流動接触分解装置群のアルキレーション装置タンク仮設フレキシブルチューブから硫酸 3.3KL が漏洩したもの。	仮設フレキシブルチューブ劣化による開口。	新品のフレキシブルチューブを使用する。
令和 5 年 7 月 26 日 11 時 20 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	道路脇の草刈り作業中に枯れ草約 7 m ² 焼損した火災。	草刈り機の刃と小石の接触による火花が付近の枯草に引火したと推定。	・草刈り前に除草剤を散布しない。 ・草刈り機の刃を樹脂製に変える等。
令和 5 年 8 月 16 日 3 時 10 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	残油流動接触分解装置 CAT-VE-13(フラッシングボトム)ボトム配管のドレンラインから重油が 366L 漏洩したもの。	配管内表面に付着したスケール下で腐食が発生し、開口したもの。	原因の究明及び水平展開による再発防止。
令和 5 年 9 月 9 日 9 時 35 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	純水装置塩酸計量槽元弁から塩酸約 200L が漏洩したもの。	ボンネットカバーの腐食。	計画的な点検・取替の実施。
令和 5 年 9 月 20 日 16 時 32 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	残油流動接触分解装置群メリケム洗浄装置レベル計フラッシング配管から苛性ソーダが 30L 漏洩したもの。	内面腐食による開口。	再発防止対策策定及び徹底。

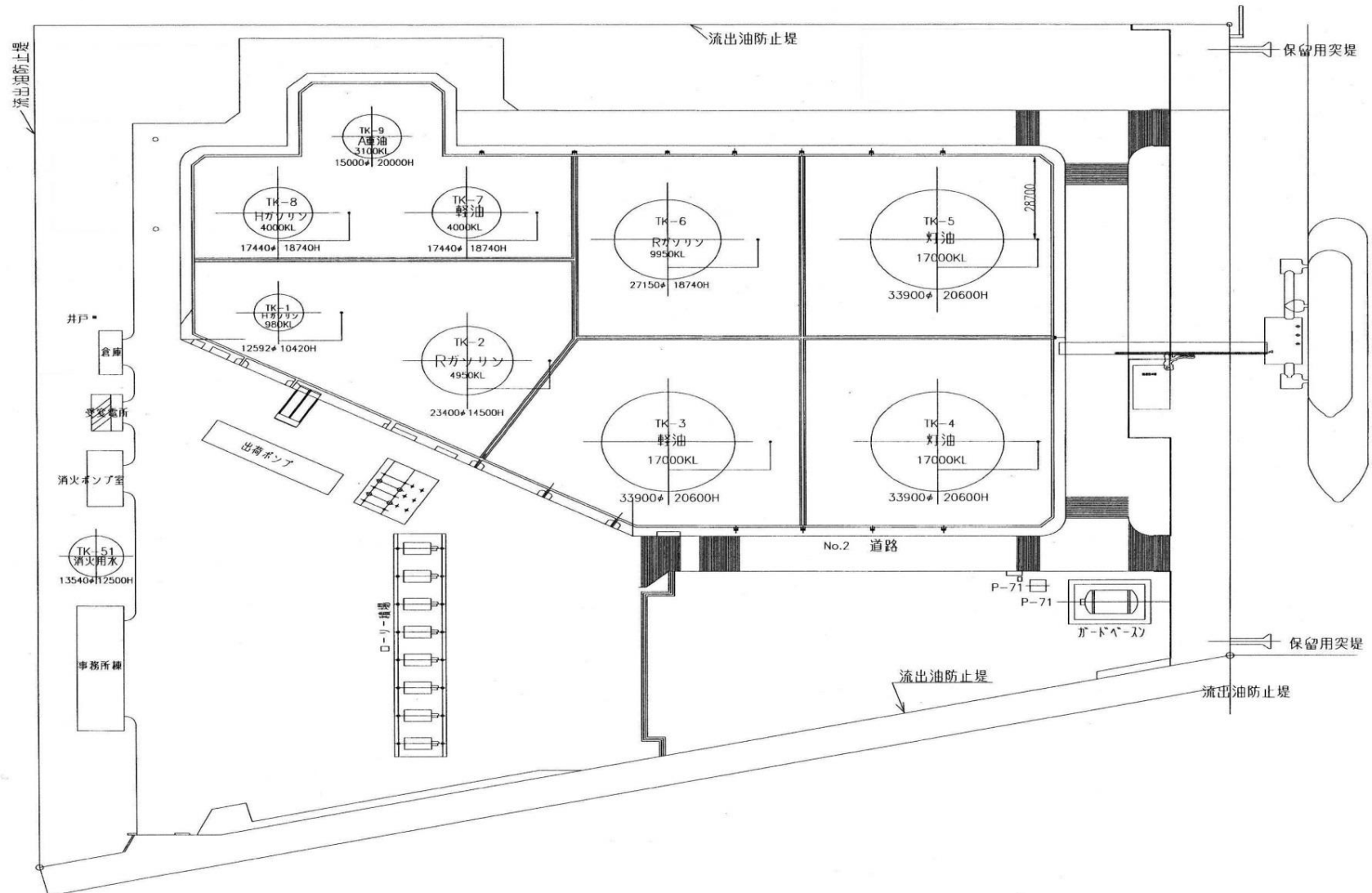
発 生 日 時	発 生 場 所	災 害 等 の 概 要	事 故 原 因	対 策 等
令和 5 年 12 月 11 日 14 時 30 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	特定屋外タンク貯蔵所浮き屋根の小規模な亀裂から若干ガソリンが 滲み出たもの。	屋根天板の腐食。	開放点検時に補修。
令和 6 年 8 月 1 日 22 時 50 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	常圧蒸留装置メインタワー塔頂配管から塔頂流出油（L P G、ガソリ ン）が 6 9 ℓ 漏洩したもの。	内面腐食による開 口。	検査対象範囲を拡大 し、定期点検を行う。
令和 6 年 10 月 19 日 11 時 30 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	海水消火ポンプ設備下部の水抜きドレンから潤滑油（危険物第 4 類第 四石油）が微量漏洩したもの。	ポンプの軸受が経 年劣化により損傷。	ポンプ起動前及び運転 中の異常確認励行。
令和 6 年 10 月 21 日 3 時 24 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	タンク車出荷設備 A 重油出荷のストレーナー上部フランジから A 重 油が 6 k ℓ 漏洩したもの。	出荷ポンプ起動時 に発生した液撃によ りガスケットが破 断。	・液撃防止のガス抜き 作業のマニュアル化 ・社員教育の実施
令和 6 年 12 月 25 日 9 時 55 分頃	(仙台地区) ENEOS(株)仙台製油所	薬品添加用配管ロックリング継手が破断し、薬品（クリトップ（被膜 性アミン・灯油等）第四類第二石油類）が約 1 2 0 ℓ 漏洩したもの。	調査中	調査中

1 2. 特定事業所の配置図

ENEOS株式会社仙台製油所

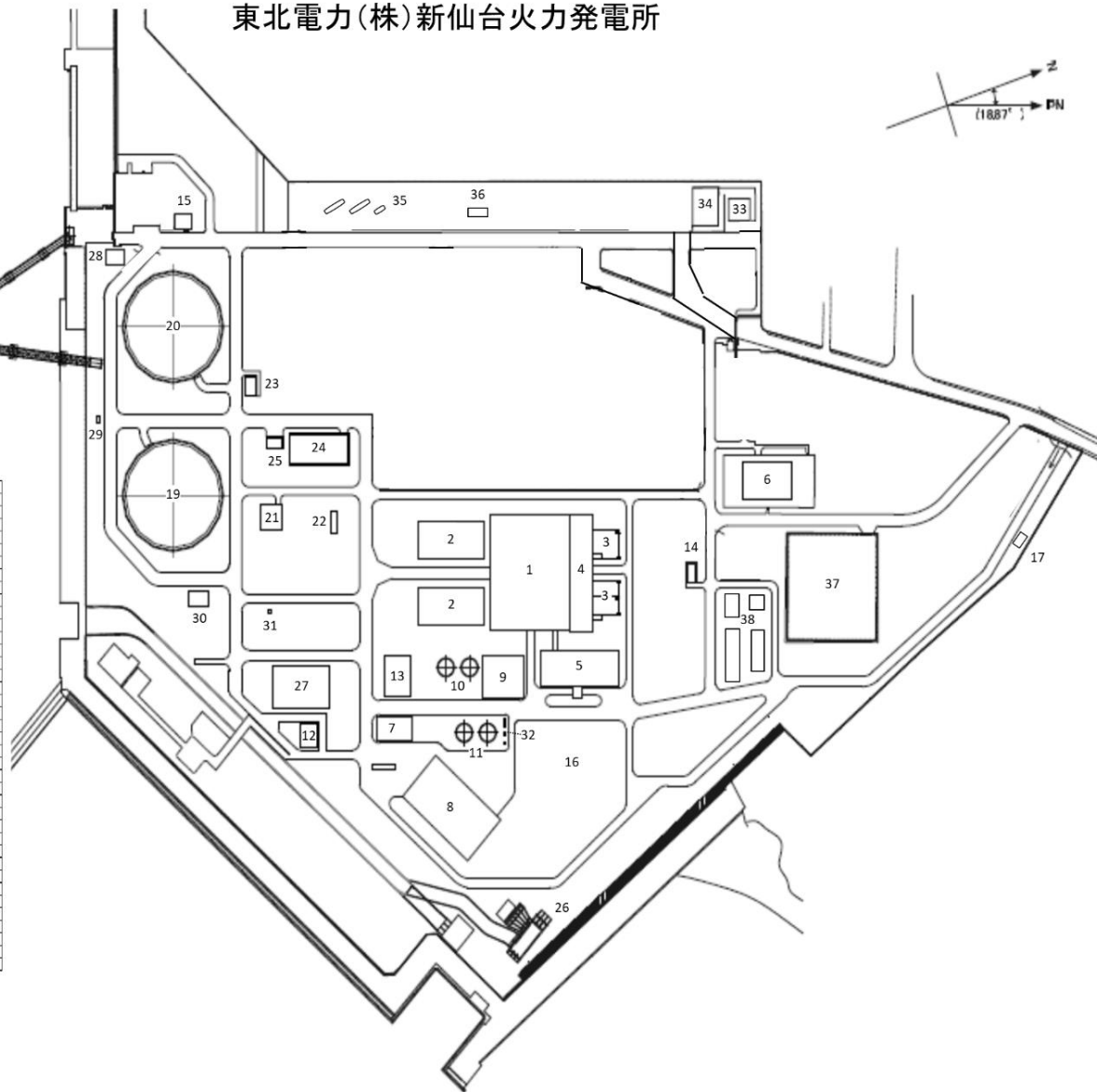


全農エネルギー㈱仙台石油基地

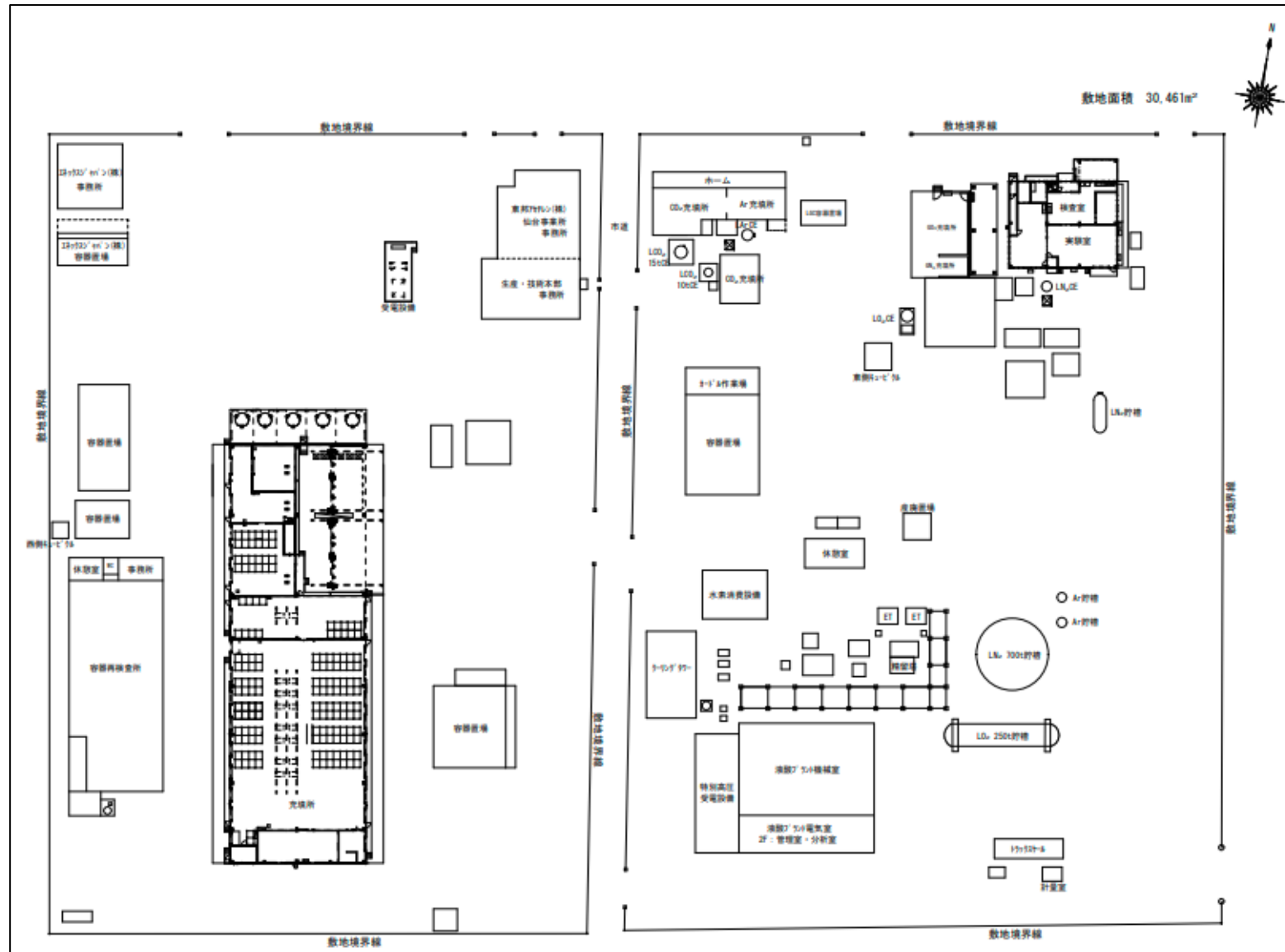


東北電力(株)新仙台火力発電所

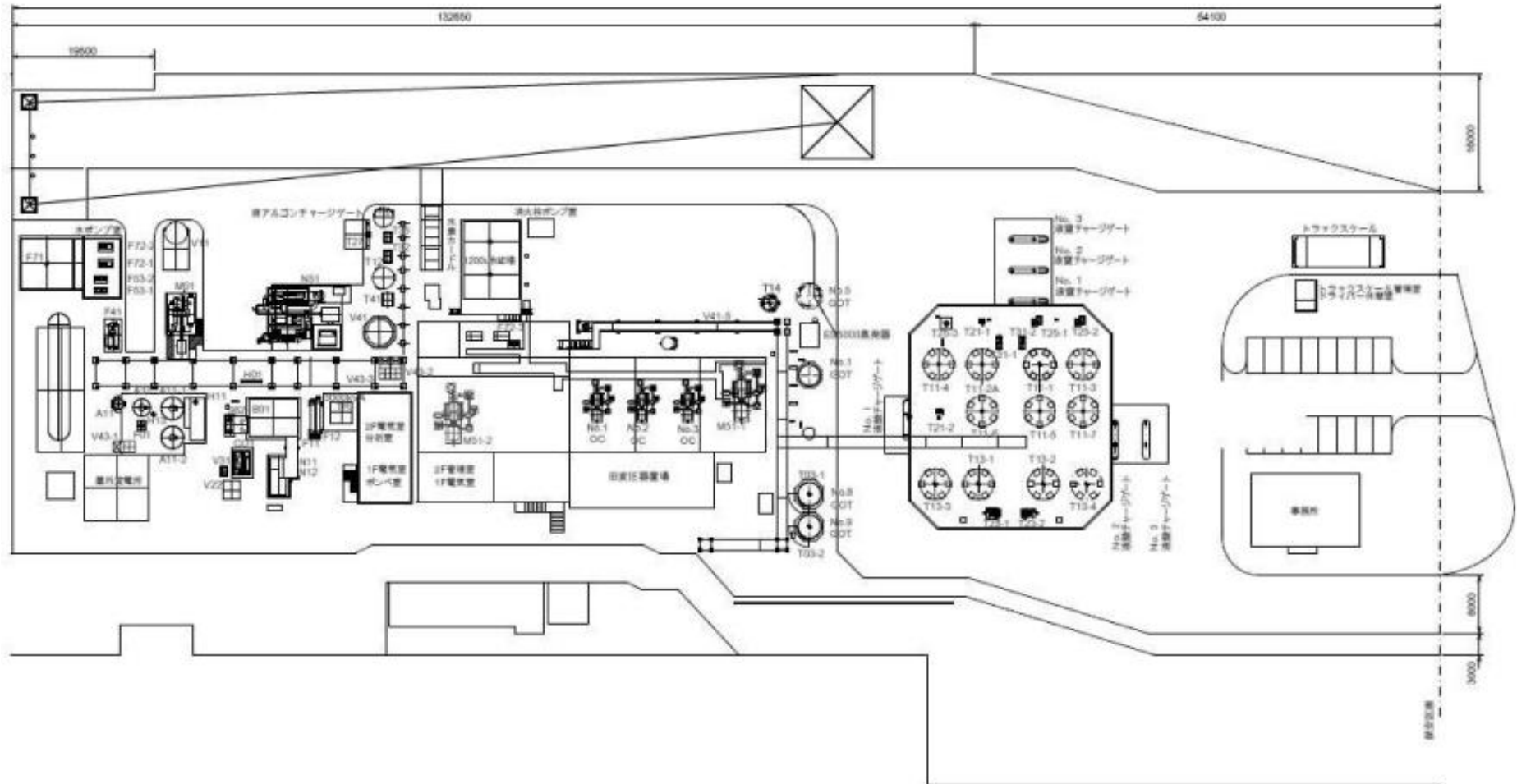
No.	設備名称
1	本館棟
2	燃料回収ボイラー
3	変圧器設備
4	電気室
5	サービスビル
6	燃費所
7	アンモニア発生設備
8	排水処理設備
9	給水処理室
10	脱塩水タンク
11	ろ過水タンク
12	軽油タンク
13	所内ボイラー
14	ポンプ室
15	取水口電気室
16	配電室
17	守衛室
18	LNG受入設備
19	№1LNGタンク
20	№2LNGタンク
21	セカンダリポンプ
22	LNG気化室
23	LNGタンク蒸気ヒーター設備
24	BOG圧縮機室
25	戻りガスフロア室
26	LNG気化装置海水ポンプ
27	LNG電気制御室
28	機油管理棟
29	受入サンプリング室
30	空気圧縮機室
31	送ガススクロア室
32	淡水消火ポンプ
33	油庫
34	倉庫
35	LNG出荷アイランド
36	LNG出荷管理室
37	東仙台変電所
38	東北発電工業(株)新仙台支社 協力倉庫棟

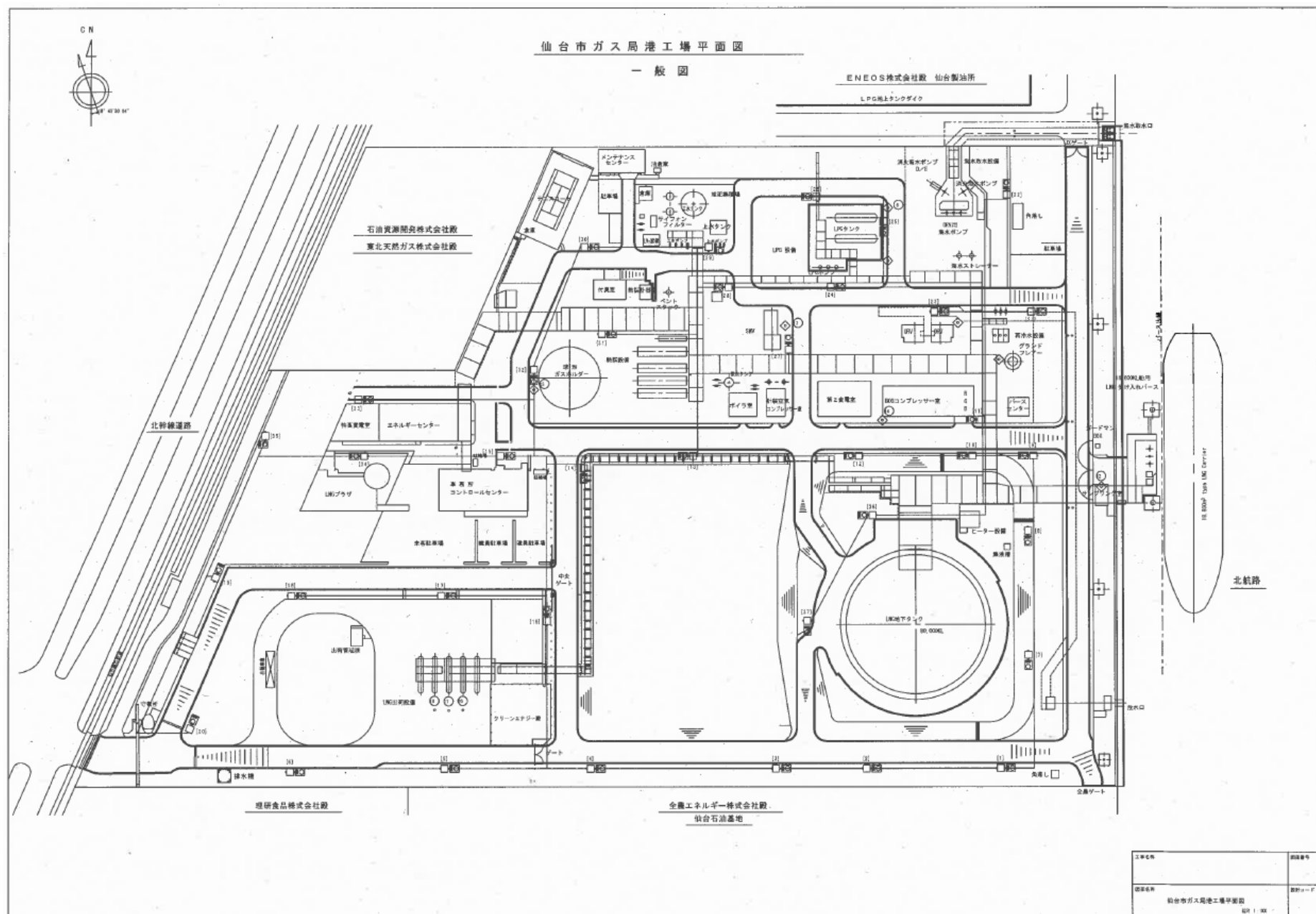


東邦アセチレン(株)多賀城工場

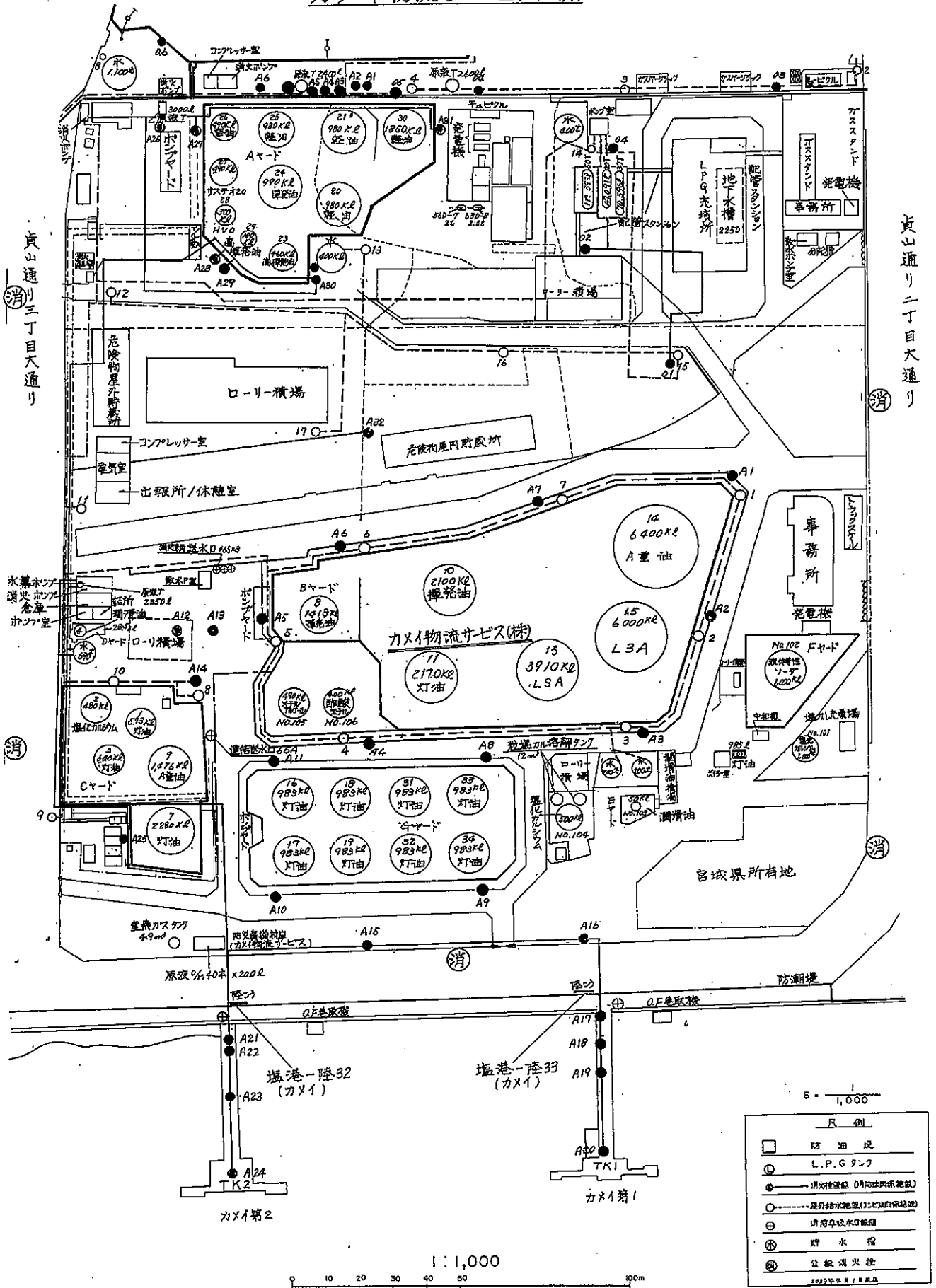


(株)仙台サンソセンター

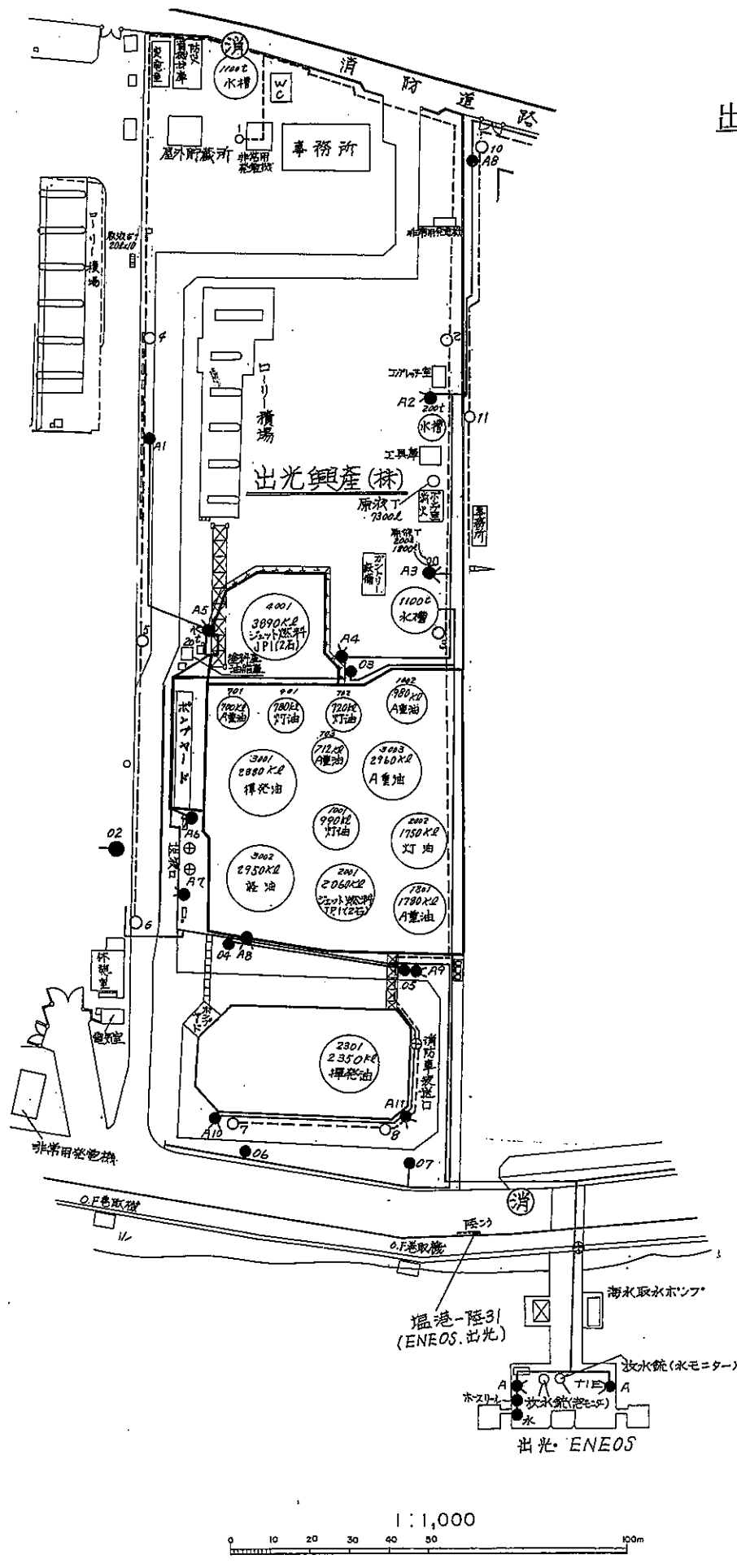




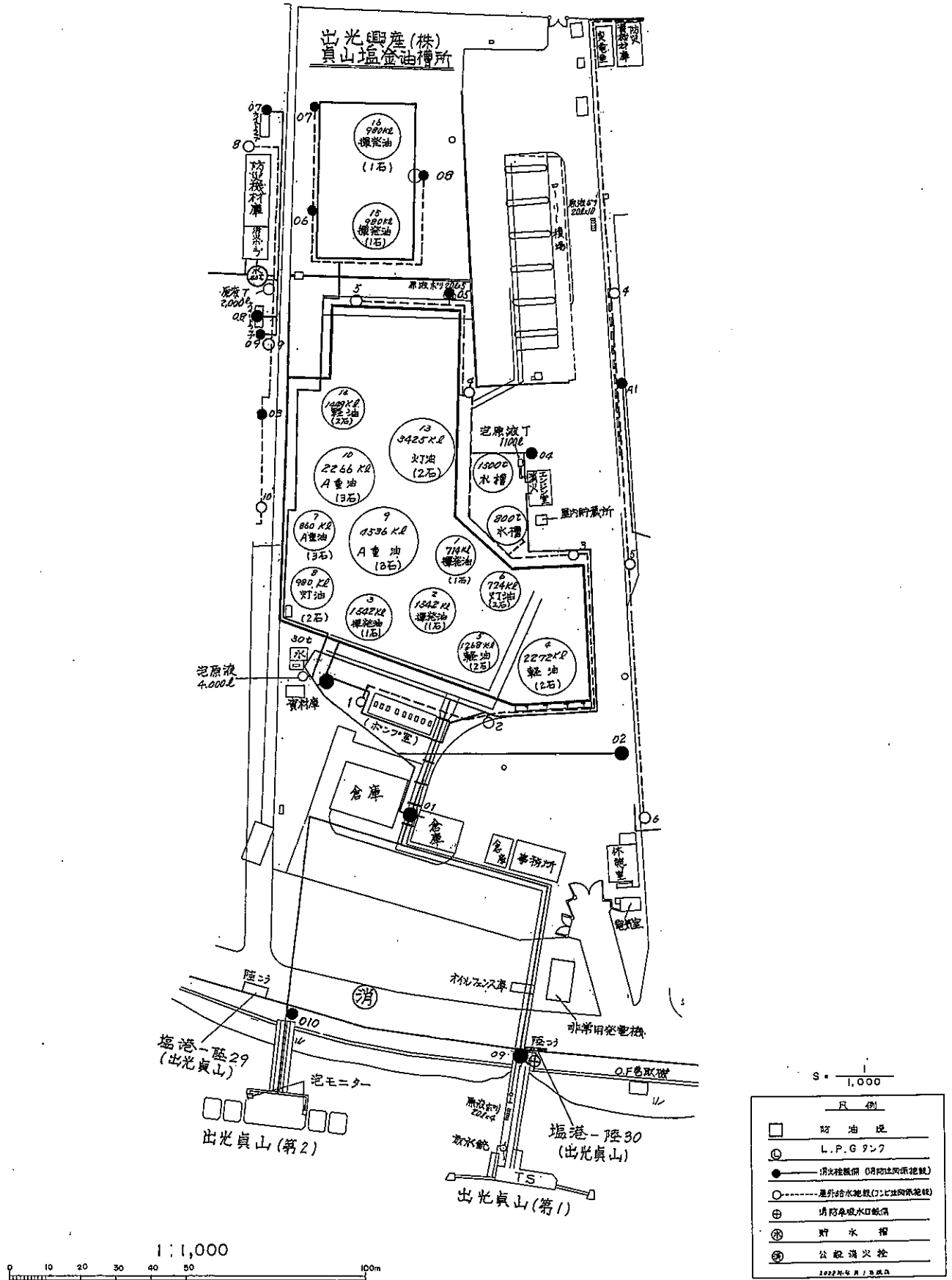
カメイ物流サービス (株)



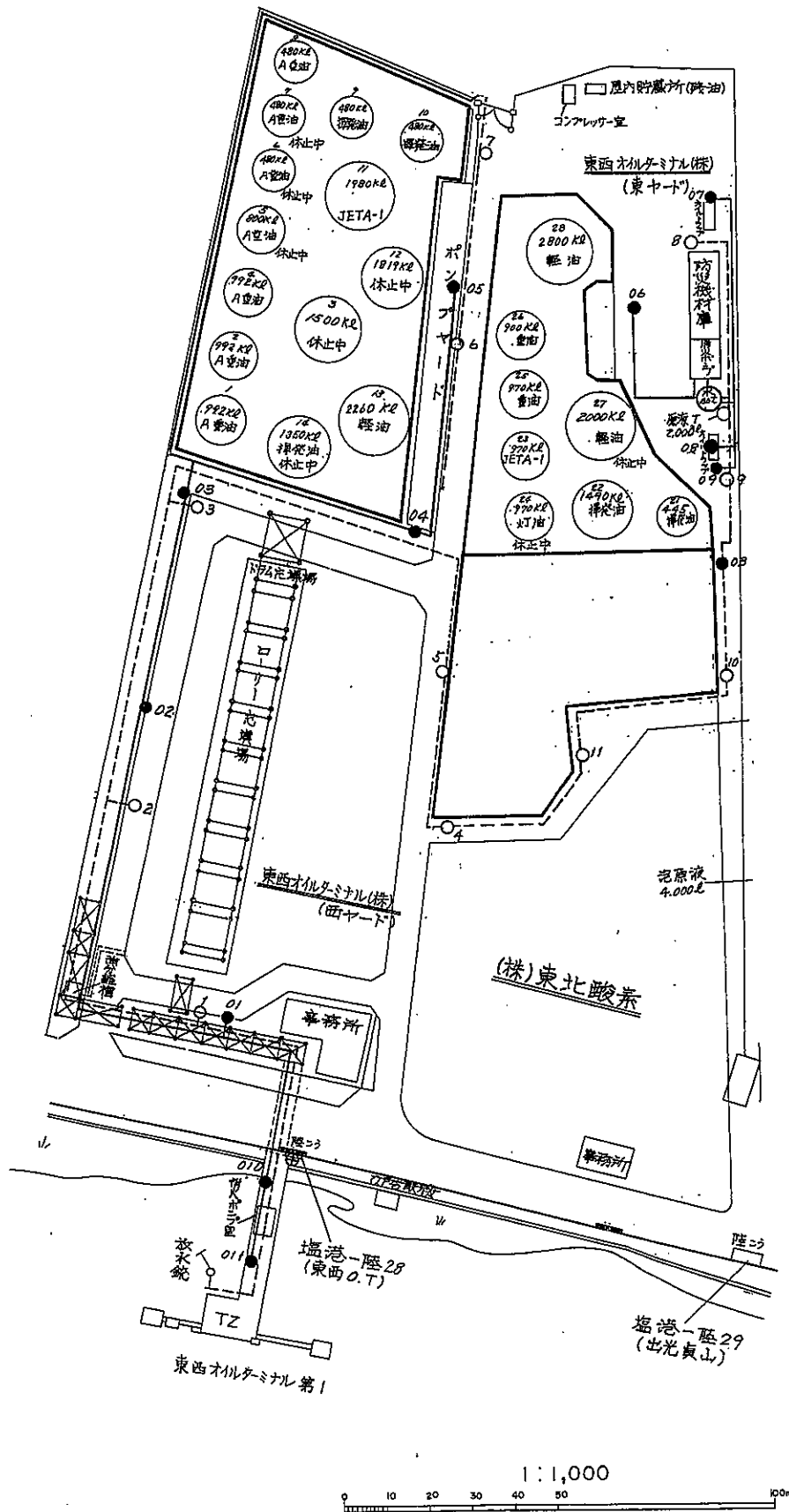
出光興産(株)



貞山塩釜油槽所



東西オイルターミナル (株)



S = 1/1,000

凡例	
□	貯油堤
①	L.P.G.タンク
●	消火栓位置 (消火栓の位置)
○	屋外給水栓位置 (消火栓の位置)
⊕	消防車吸水口位置
⊗	貯水塔
⊙	公設消火栓

1972年4月1日現在

東西オイルターミナル(株)

